

凡例

(本書の構成)

- 1 本書は、袋井市歴史文化館所蔵史料及び西楽寺所蔵文書(本書二〇一号)を翻刻したものである。
- 2 本書は、袋井市歴史文化館で令和七年(二〇二五)八月一日(金)～九月五日(金)の期間に開催された、「戦後80年ミニ展示 戦争が生活とともに在った時代」(主担当…高塚真之/杉山は使用史料の撮影や翻刻を行なった)のために調査した史料をまとめたものである。
- 3 翻刻は杉山侑暉(袋井市歴史文化館・袋井市教育委員会生涯学習課文化財係兼任)が行った。翻刻に際して、同僚の高塚真之学芸員、深澤麻衣学芸員両氏の協力を得た箇所がある。その史料に「翻刻注」として協力していただいた旨を明記した。
- 4 本書収録史料は、史料の成立時期を基準に、基本的に編年順に並べている。史料の理解のためにセット関係にある史料を隣に並べたものもあるため、配列は厳密ではない。そうした配列の史料については「翻刻注」欄にその旨記載した。年のみ分かり月日が不明の史料はその年の最後に配置し、年月までは分かるが日が分からない史料は、その月の最後に配置した。年不明の記事は全体の最後に配置し、月日が分かるものはその月日の順に並べた。年月日不明の史料は末尾に収録した。史料の成立時期は杉山が考証したものもある。
- 5 本書収録史料を読む際の参考として、いくつか明治、大正期の史料を「参考資料」として史料編の末尾に収録した。

(翻刻の方針)

- 6 文字起しは、基本的には史料原本の文字組の通りに行った。
- 7 断らない限り、句読点及び返り点は杉山による。
- 8 異体字や変体仮名は、基本的に現在通用している文字に改めた。
- 9 和暦の簡易的な西暦換算や、平仮名の原文を読みやすくするための漢字表記などの注は、() に括って該当箇所の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の左側に付した場合がある。
- 10 印が捺されている箇所は印の形にかかわらず(印)とした。場合によって(受付印)など、印の性格も含めた表記にしている。印面が読めるものは、印面を「」で括って(印)などの右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の左側に付した場合がある。印面の文中の改行箇所は「」で表した。
- 11 受付印は(受付印)と表し、ページやセクションなどの切れ目で文字起しをした。印面の文中の改行箇所は「」で表した。
- 12 割印は、上が欠けているものは「割印」、下が欠けているものは「割印」とし、印面が読めるものは、印面を「」で括って(印)などの右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の左側に付した場合がある。印面の文中の改行箇所は「」で表した。

13 文字の抹消については、見せ消しの場合は、該当する文字の左側に「と」を付した。見せ消しではなく抹消された文字は、文字数が分かる場合は「■」で表した。文字数が分からない場合は「■」で表した。抹消箇所形状によっては、抹消部分を『』で括り、右側に（抹消）と付した場合がある。

14 抹消前の文字が分かる場合は、抹消前の文字を「×助」のような形で、該当箇所の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の左側に付した場合がある。抹消前の文字が分からない場合は、文字数が分かるときは「×■」で、文字数が分からないときは「×■」で表した。

15 判読困難箇所は、文字数が分かる場合は「□」で表した。判読困難箇所文字数が分からない場合は「□」で表した。有疑箇所は「力」という注記を該当箇所の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の左側に付した場合がある。

16 文字は読めるが、文意が通らない場合や、不自然な表現の場合は「ママ」という注記を該当箇所の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の左側に付した場合がある。

17 衍字は「衍」という注記を該当箇所の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の左側に付した場合がある。

18 明らかな誤字は、正しい文字を「」に括って該当箇所の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の左側に付した場合がある。

19 付箋や罫付（一部が糊付けされた貼紙／罫付は紙面の内部に収まるように貼られたもの）、押紙（全面に糊付けされた貼紙）、また書込などで、文字起しのための余白が足りない場合は（☆）などでその場所を表し、ページやセクションなどの切れ目で文字起しをした。

20 罫紙を使用した史料について、罫線の外に書かれている文字には、罫外にある旨を（ ）に括って該当箇所の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の左側に付した場合がある。

21 冊子状の史料の場合は、以下のように翻刻した。

イ 表紙がある場合は、表紙を極力そのままに写したものを、（表紙）という注とともに掲げた。この場合、表紙の裏側を「表紙見返」とし、その次のページを一葉目表と数えた。

ロ 表紙がない場合は、史料冒頭から一葉目表と数えた。

ハ 例えば一葉目表は「(1)」⁽¹⁾、六葉目裏は「(6)」⁽⁶⁾のように表記し、文字起しの上部に注記した。

22 それぞれの史料の末尾に、史料が残されていた地域の地名、史料の形態と状態、大きさを（ ）に括って記した。

イ 史料が残されていた地名は、基本的に史料の年代当時のものを記したが、内容から、江戸時代の村の単位の地名を注記しておいた方が良いと判断したものは、江戸時代の村の名前を書いた。袋井地域の地名を書くべきではないと判断したものは地名を書いていない。地名は、地元の人や袋井市の学芸員が見たとき用のメモのようなもので、基本的にそれほど気にしなくて良い。

ロ 末尾の注記に、「ガリ版印刷」、「印刷」など、史料の文字の書き方を記した場合がある。その場合、その史料は、そこに記した記載方法で作られた文書であり、手書部分は後の加筆箇所となる。加筆箇所や異筆箇所は『』に括り、（手書）、（鉛筆）など記載方法の注記を該当箇所の右側に付した。文字組の都合によっては該当箇所の左側に付した場合がある。

ハ 印刷された本文に手書きで加筆した箇所は、基本的に（手書）と注記した。鉛筆や赤鉛筆、その他特筆すべき方法で記載されている場合は、その記載方法で注記した。

ニ 大きさについては、内容の中心となる文章あるいは文字が読める方向を縦とし、その向きに直行する方向を横とした。必要と考えた史料については紙の折り目を表記した。史料の折り目については、山折り線は二つの長さの線が交互に連なる破線（……）で表し、谷折り線は同じ長さの線による破線（……）で表した。それぞれの破線の下に（山折り線）、（谷折り線）と注記した。

（史料の形態）

24 作成者以外の者に内容が伝わることで効力を発揮する史料を「文書」と呼ぶ。それ以外の史料（つまり他人に見せずとも効力を発揮する史料）を「記録」と呼ぶが、一般に文献史学で「記録」というと「日次記」を指す。

25 紙を一枚そのまま折らずに使用した文書を「縦紙」と呼ぶ。かなり古風な言い方だが、昭和の公文書で、ペラ一枚のものをうまく言う表現が見つからなかったので、基本的に、本書に収録した一枚ものの文書は「縦紙」としている。

26 紙を横長に折って使用した文書を「折紙」と呼ぶ。

27 複数枚の紙を継ぎ、巻いた状態でやりとりした文書を「巻紙」と呼ぶ。この名称は、昭和の頃の文書に対してはそぐわないように思われたため、本書では「一紙」とした。

28 横書きの書類など、「縦紙」とするには違和感があるものも「一紙」とした。これは感覚的なもので、今後より良い表現が見つければ改める。その他、葉書や千人針などの形態の史料は、そのままの形態を末尾の注記に記した。

29 冊子状の史料の内、長辺を綴じ、紙を縦長に使用したものを「縦帳」、短辺を綴じ、紙を横長に使用したものを「横帳」と呼ぶ。

30 罫紙を使用している場合は、末尾にその情報を記した。罫紙に、罫紙設置組織の名称が印刷されている場合は、その情報も記した。組織名以外も紙面に印刷されている史料は、文字起しの中に印刷内容を組み込んだ場合がある。

一 昭和三年（一九二八）五月十日提出「議案第十五号 応召兵餞別ニ関スル件」（山梨役場文書三八三三）

議案第一五号

応召兵餞別ニ関スル件

動員下令ニ付、本町応召者ニ対シ左記ノ通り本町ヨリ餞別ヲ送ルモノトス。

記

一、予後備兵ノ応召ニ対シ出発ノ際金七円。

右応召者出征ノ場合ハ慰問ノ際更ニ金参円。

一、現役兵出征ノ場合慰問ノ際金五円。

現役兵留守隊ニ残留スルモノニハ金壹円。

（一九二八）

昭和三年五月十日提出 周智郡山梨町長足立純一郎（印）

（静岡県周／智郡山梨／町長之印）

（手書）
『全』

日決議』

（山梨、堅紙、ガリ版印刷、縦（247）mm×横 169.5mm）

二 昭和三年（一九二八）五月十一日『大正十五年以後 議事録』昭和三年（一九二八）五月十一日条（浅羽自治会文書二一）

〔昭和三年五月十一日条〕

（一九二八）
五月拾壹日午后貳時ヨリ夕刻迄長会

一、支那濟南事件ニ関シ充員応召軍人

及在營在團軍人待遇ニ付。

イ、応召者ニハ餞別トシテ金拾円ヲ贈リ、

在營在團者ニハ出征シタル時ハ留守宅ニ

金五円ヲ贈ルコト、セリ。

ロ、出発之際見送りハ中遠線芝駅迄トシ、

見送ノ簾ハ成行ニナシ、別ニ中止又ハ奨励
之意味ヲ注意セザル事。

ハ、軍隊ニ対スル祈願参拝ハ營所ヨリ

出勤シタルコトヲ知リタル時ヨリ浅羽郷社

八幡社三社ヲ一番組ヨリ五人組ニテ

日参ニ順拝スル事。

ニ、応召者家族慰問之方法ハ目下本県

町村会^{〔マ〕}長幹事会ニテ研究中ニ付、

其発表ヲ見テ更ニ研究シテ決定スルヲ。

以上

但シ以上ハ本村常設委員会ニテ本村一
般ニ実行スル様決定シタルモノナリ。^{〔脱〕}

二、各組苗田歩積調査之件。

三、肥料「アンモニヤ」共同購入調査之件。

四、新用水経過報告之件。

以上

同日□席ニ於テ協議員会ニ関シ全員出席ニテ左之件決議ス。

一、故人功勞者追悼会費決算報告之件。

二、学校裏道路河村和吉組砂利置補助申出ニ付四人工補助スル事ニ決ス。

以上

出席者

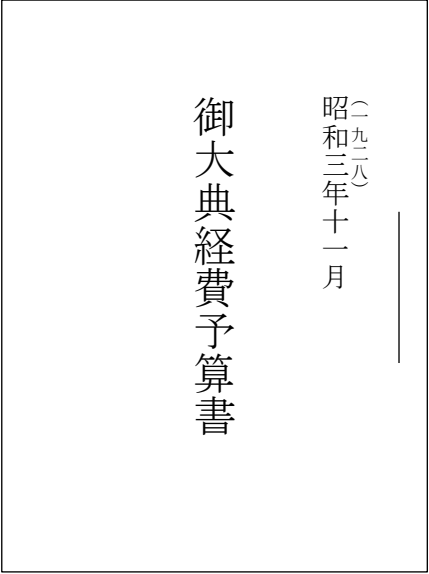
戸塚惣一 鈴木茂吉 西野六三郎
大河内安太郎 杉本伊平 金原太平
樽松重吉 金原万七 前島弘齋
河村政吉 田代静雄 太田善五郎
岡本藤太郎 古池長四郎 伊藤孫七
鈴木重工茂

計拾六名

(上浅羽、縦帳、罫紙使用、縦244mm×横180mm×厚39mm)

三 昭和三年（一九二八）十一月『御大典経費予算書』（浅羽自治会文書七〇九）

（表紙）



（表紙見返）

収入ノ部

一、金 貳百円也

支出之部

一、金 貳百円也

収支差引残金ナシ

（1 枚）

収入之部

一、金 貳百円也

支出之部

(1ウ)

種	目	金	額	備	考
一、花	代	二五	七三	花代、及雜費	
一、提	灯	一八	〇〇	新調十五張替 大四 小三	
一、手	拭	一三	〇〇	百三十本	
一、人	形	一〇	〇〇	瓦斯ソノ他共	
一、車	輪	三	〇〇	車輪礼	
一、手	持	八	〇〇	二人 二夜分	
一、子	供菓子代	一五	〇〇	百人分 一人七錢五り宛	
一、酒	代	七二	〇〇	十四日 四斗 十五日 貳斗 一升百二十錢宛	
一、煮	豆	一〇	〇〇	十四日 六升 十五日 四升 一升一円宛	
一、笛	吹	七	〇〇	笛吹謝礼 二夜分	
一、大	工手間	五	〇〇	大工手間代	
一、材	木	二	〇〇	材木代	
一、蠟	燭	一〇	〇〇	千本	
一、雜	費	一	〇七		

(上浅羽、豎帳、罽紙使用、縦242mm×横166mm×厚1mm)

中遠十二勝並名物料理 篩月莊主人新案

名 所	古跡 新勝	課 題	名物料理 各地 共通
月正 秋 葉 一位のみ山 県社秋葉神社 春 埜 山 京 丸 牡 丹	初 日 鶯 蘭	吹よせ淡雪 鶯 餅 なまりの掛汁 あめの魚味噌むし	
月二 福 田 ふく出の海 遠州灘 大景 別珍コール天織場 養 魚 池	足 袋 蛙 防 風	芽のくきの三和酢 いな鰻頭 茄子の鳴焼 鮎鰯甘煮	
月三 森 三木の里 国幣社 小國神社 県社 天宮神社 大 洞 院	春 雨 新 茶 鮎	梅ころも さばしり鮎 テイスケ（飲料） 椎茸めし	
月四 可 睡 ねむの花里 三尺坊大権現 可 睡 斎 護 国 塔	牡 丹 煙 火 競 馬	座 禅 豆 百合牡丹 巻葉寿司 里芋音止め煮	
月五 法 多		さゝなきすし	

飯 田 城 趾	板 築 橋	高 平 大 仏	月九 山 梨 見 里	松 尾 城 趾	西 大 谷 観 音	県社三熊野神社	月八 横 須 賀 袖師の浦	る り の 瀧	油 山 寺	三 重 塔	瑠 璃 光 薬 師	月七 油 山 まぐずの原	名 所 古跡 新勝	促 成 温 室	河 口 海 水 浴	月六 豊 浜 豊楽の浜	八 十 八 ヶ 所 行 道	尊 永 寺	厄 除 観 世 音	小笠の麓
稲 の 花	月 涼	納 涼	菊 鈴 虫 清 水					蟬 葛 の 花	日 傘				課 題	瓜	初 か つ ほ	更 衣		早 松 茸	杜 鵑	五 月 雨
タ カ ヒ ラ イ ス	月 見 キ ャ ベ ツ	蒲 穂 焼	筏 鮓 鱧	磯 引 の せ ご し 鱈	いかもどきの黄身酢	木の芽松露 蜆のうしほ		炒 豆 麦 め し	ジ ヤ ガ 芋 三 和 酢	豆 腐 の ぐ ず 煮	瀧 吸 物		名物料理 各地 共通	い わ し 丼	メ ロ ン ス キ ー (飲 料)	青のりと煮干粉 沖なます		串 団 子	松 茸 焙 烙 む し	ハ ッ タ ト ギ ス

月十 浅 羽 あさぢふの田面 見渡すかぎりの 大耕地 延命院	鳴子 鴈穂 落穂	紫蘇めし 深山焼中和酢 鴨の骨たゝき 柚子みそ風呂吹
月一十 原 川 背川の出合 かさ薬師 同心橋 椎の木店	やな 茶立虫 木の实	嫁菜と姑干し浸物 卯の花コロツケ 鱈の背川鍋 甘さけ
月二十 袋 井 斜陽駅 天理教山名大教会 桜ヶ丘 入る日の静橋	小春 掛 乞 さくら	牛蒡のくるみ和へ ドビーグラス(材料) リボンフライ 四季のよせ鍋

詩歌俳句募集

第一回 (一九三二)

締切 昭和六年七月末日

入花不用、稿不戻

秀逸(粗品呈上)

料理を題とするも妨なし

本会は名所に光彩を添え来遊客の便利をはかると共に地方繁栄の一助たらしめんとす、奮つて出句を乞ふ
投稿には雅号の外住所実名を明記せられたく追て雅友名簿を作成す

後 援

- 袋井駅長

静岡電気鐵道

中遠鐵道

秋葉自動車商会

中和銀行
- 選評は案者の外各大家へ依頼す

東海道袋井町月下園内

十二勝雅会事務所

首唱 戸塚貝山

袴田霞洲

(玉句取扱) 各勝地の旅館、料理店、カフェーへ依頼す

(柴、豎紙、印刷、原文通りの文字組ではない、縦238mm×横331mm)

五 (昭和六年へ一九三一)か「式」(桑原晴雄家文書一〇五)

・餅吸物 式

もち
里芋
大こん
青み

・蛤吸物

・九重湯

・御菓子

(蛤
桜花

(ツルノ子
玉子

・福沙

吸物

・口取

(鯉こく
うど

金とん

都鳥入

洋かん

かニ蒲

二色

玉子

小鯛

とりだん子

・さし身

作り身

ツマ

花わさび

・鉢者

・寿の物

・替り鉢

・
□
□

・寿し

□
□

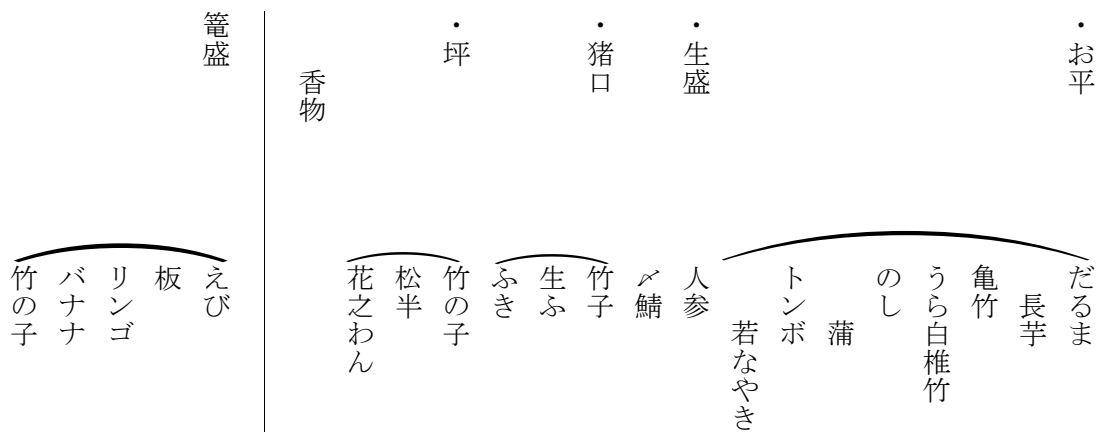
・吸物

甘たい
姿やき
よせ牛房
宝きんちやく

うど
木瓜
生が
たこ

□より
□
□
こし
かニ入板
なすし

青み
板
切入



(長溝、一紙、縦 184mm×横 1391mm)

六 (昭和六年へ一九三二)か「献立」(桑原晴雄家文書一〇六)

献立

・ 八寸

・ 御祝儀

御吸物

蛤吸物

・ 御座付

切身

美曾吸物

□松葉うと

・ 御さしみ

白髪大根

松魚

かさねさより

桧扇胡瓜

花わさび

・ 口取

富士色小倉金豆

金玉かん

錦蒲鉾

手綱君寿し

小串魚照やき

式色あしやら

・ 吸物

切身

糸引いか

青み

・ 鉢肴

やき肴

重昆布

・ 甘煮

いか

竹之子

富貴

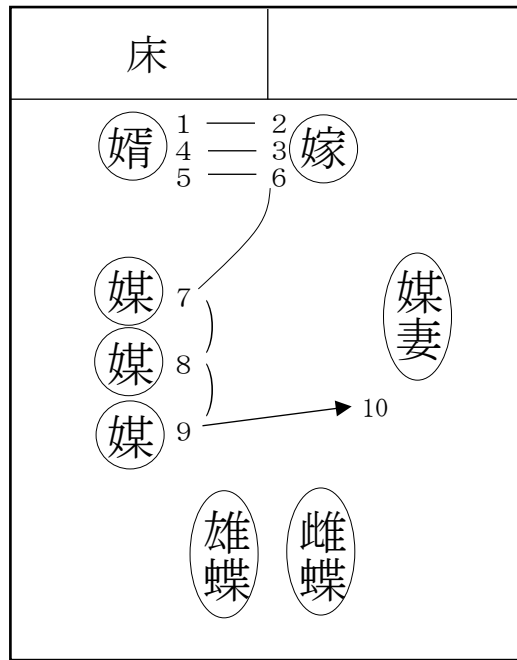
口洗	うと
吸物	まめ
	吉野えび
	わさびせん
本膳	
池盛	手綱うと
	庚草いか
	寿登利魚
	日と□鶴
	金時生姜
御坪	御肴
	中み入蒲鉾
千代口	青み
甘煮	
葉寿	
竹之子	
椎竹	
小串魚	
蝶形長芋	
香之物	
御飯	
御汁	
御酒一□付	
外二寿司二人前打候十一人前	
一人前三円五十錢づゝ	
以上	

(長溝、一紙、縦 183mm×横 648mm)

七 (昭和六年(一九三一)か)〔結婚式次第鉛筆書きメモ〕(桑原晴雄家文書一〇七)

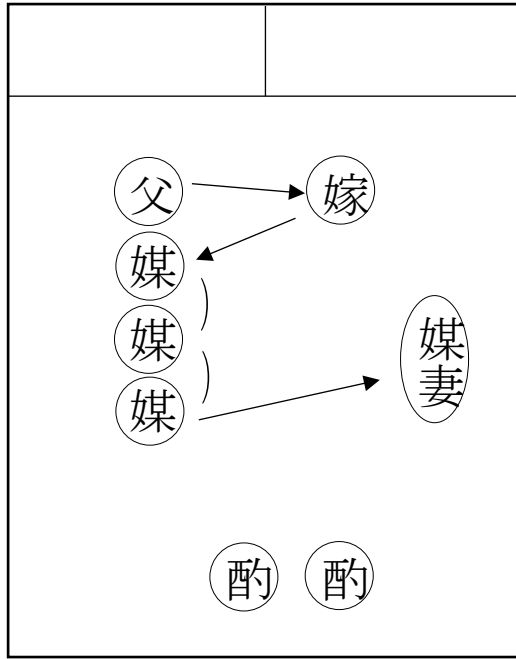
〔一〇七一〕

結婚式



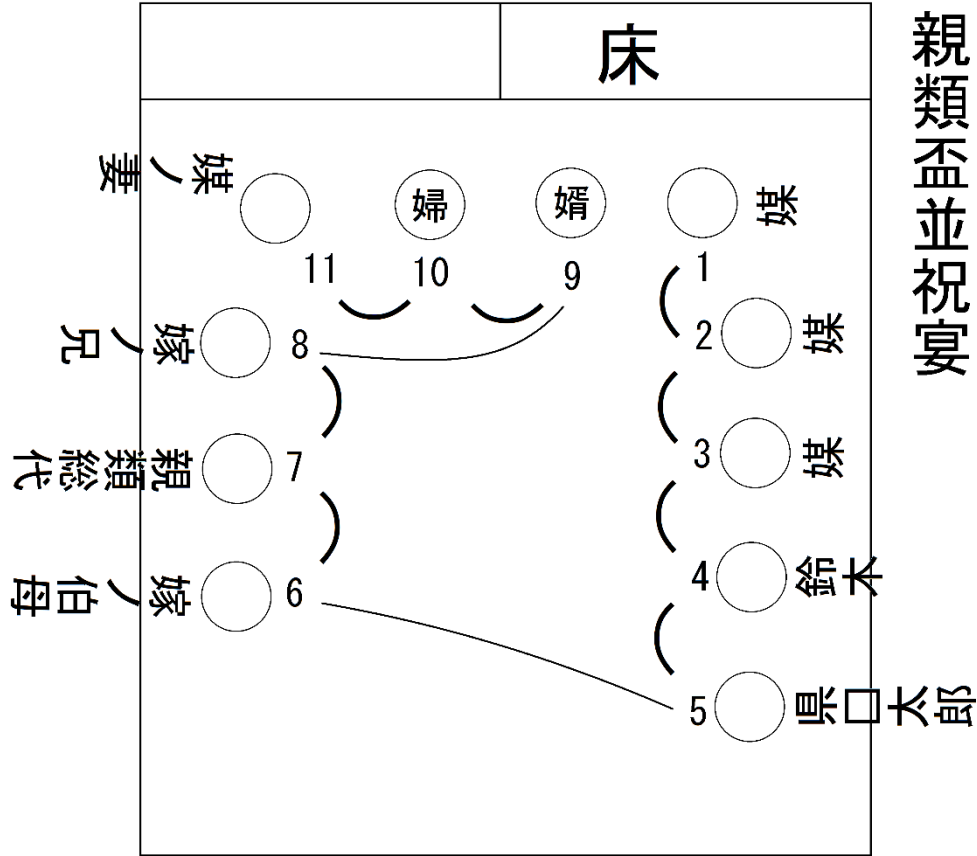
(長溝、一紙、縦 181mm×横 140mm)

親子盃



(長溝、一紙、縦 180mm×横 149mm)

親類並祝宴



(長溝、一紙、縦 181mm×横 148mm)

八 昭和六年（一九三一）『婚礼式目』（桑原晴雄家文書一〇八）

（表紙）

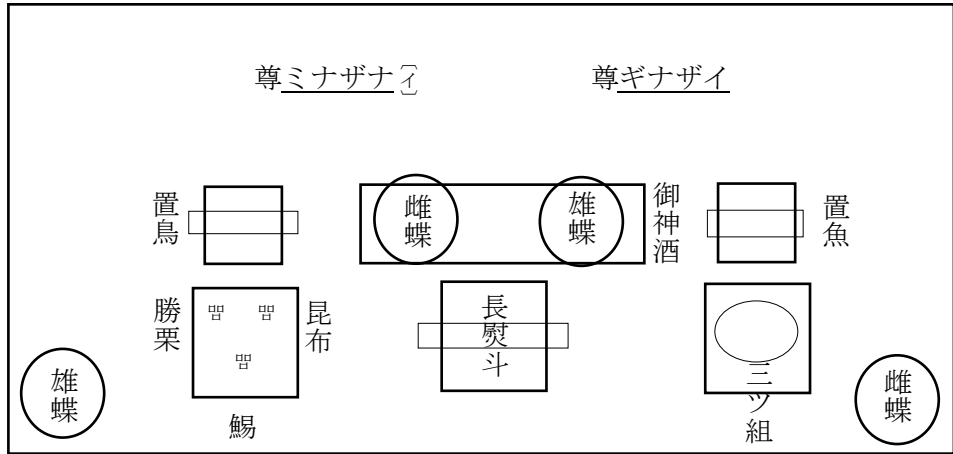
婚礼式目

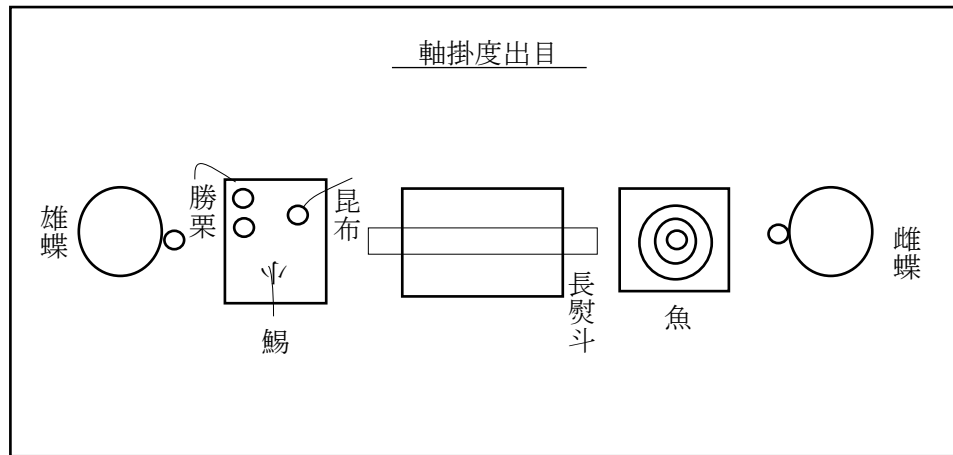
山内 殿	目録	
	一御帶地	老筋
	一寿留め	老連
	一子 （生力） む婦	老台
	一勝男武士	老連
	一共志良賀	老台
	一寿恵広 （柳樽力）	老対
昭和六年四月二十二日	一家内 （柳樽力） 毘多留	老荷
	右之通幾久數目出度御受納	
被成下度候也		
縣貞平		

致候也

右幾久數目出度御受納

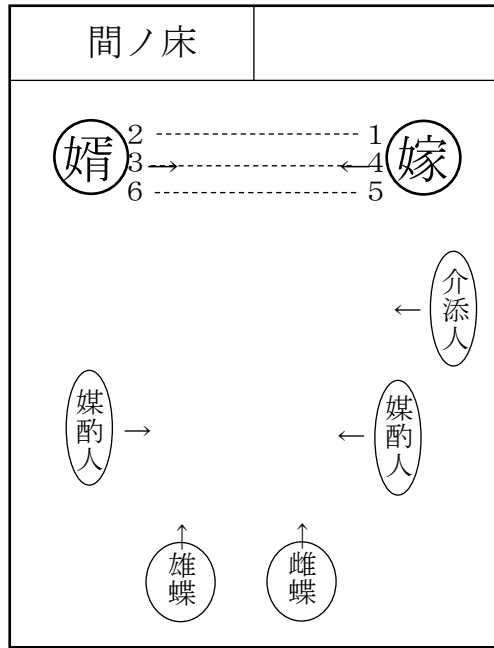
一
一
一
一
一
一
一
一



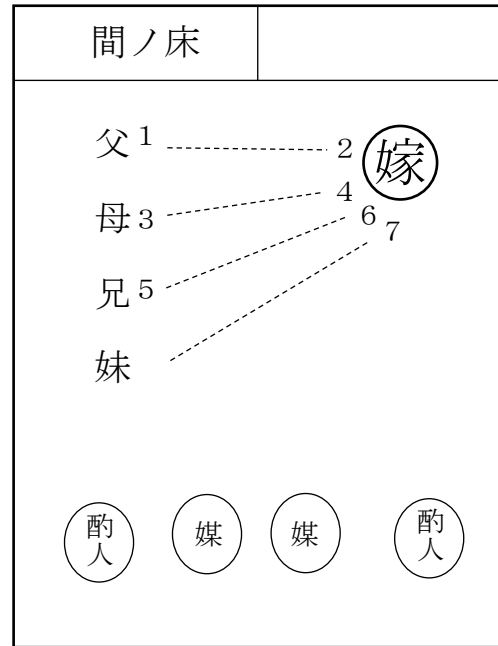


1 鯉
2 昆布
3 勝栗
ノ
順

結婚式の仕方



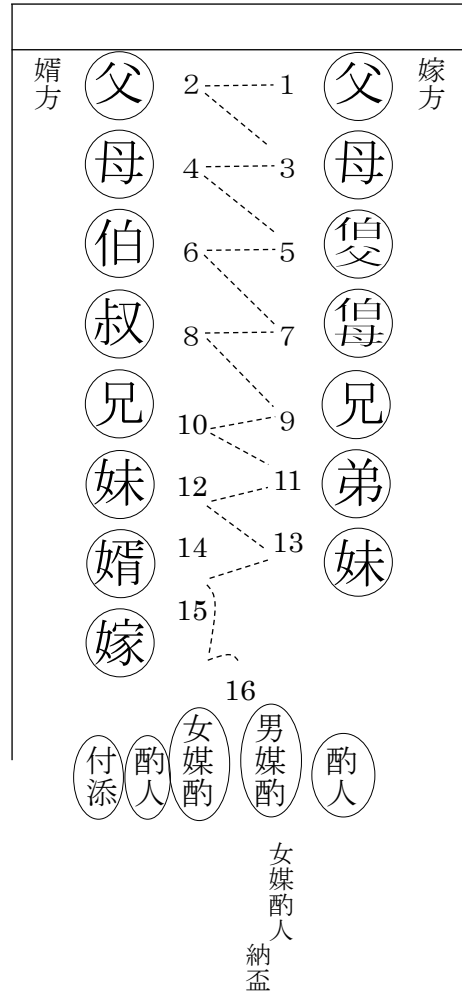
幾久敷末広ク御目出度御座リマス



(五ページ)

親子親類盃本式

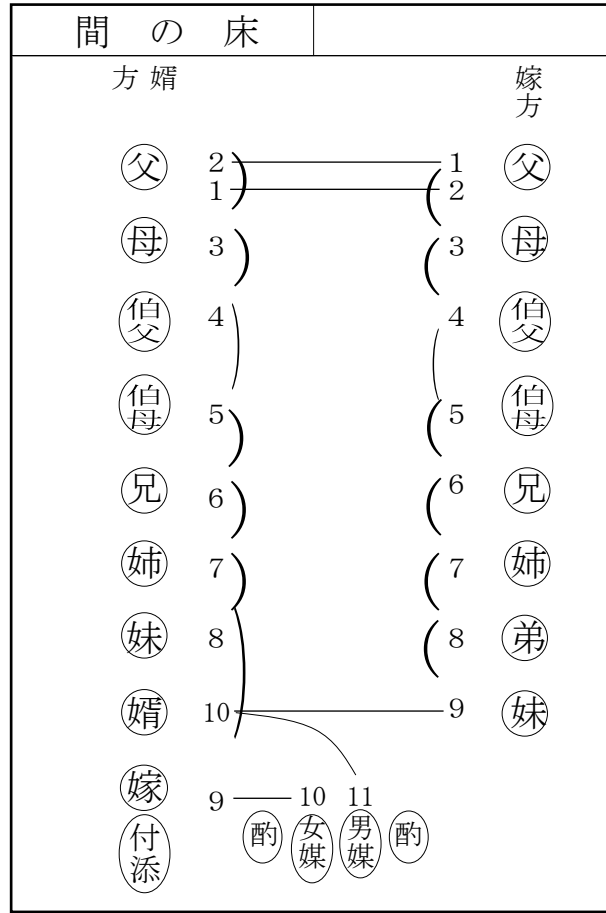
相方ノ紹介ハ婿方ヲ嫁方ニ紹介スルニ始マル



媒

今日ハ御盃ヲ別々ニ頂キマス筈デスガ略シテ次盃ニ致シマス

〔カ〕



(媒) 親類固メノ盃ハ幾久シク目出度□マシタ

(長溝、堅帳、鉛筆書き、縦169mm×横122mm×厚1mm)

九 昭和九年（一九三四）十月付け『御見舞受納帳』（桑原晴雄家文書一一二）

（表紙）

昭和九年十月

御見舞受納帳

好治病氣ノ時

（表紙紙背／天地逆）

「供

御玉串料 鵜野敏夫」

（縦帳部分）

（1才）

一、御菓子（饅頭）	約五十銭	田中 忠平
一、御菓子（カステラ 三本入）	約一円	栗原 実
一、果物（梨）	約五十銭	鈴木 昇
一、御菓子	約五十銭	鵜野 敏夫
一、砂糖（七百匁）	約二円	鈴木惣治郎
一、砂糖（六百匁）		齋藤 俊郎
一、御菓子		塚本 福三
一、砂糖（七百匁）		柴田小三郎
一、砂糖（八百匁）		竹本 清

(1ウ)

一、果物(梨)

一、砂糖(三百二十匁)

一、砂糖(三百二十匁)

一、砂糖(四百匁)

一、砂糖(白 七百匁
キザラ 一貫匁)

一、菓子

一、菓子

一、どりこの一

一、どりこの一

一、砂糖(二百匁)

一、砂糖(二百匁)

一、菓子(もなか五十)

一、砂糖(二百匁)

一、砂糖(二百匁)

一、砂糖(五百匁)

一、葡萄酒一

一、菓子

一、砂糖(三百匁)

一、全右

一、全右

一、砂糖(二百匁)

一、全右

一、砂糖(四百匁)

一、砂糖(三百匁)

一、砂糖(三百二十匁)

一、全右

一、砂糖(五百匁)

約五十錢

約一円三十錢

栗原 庄平

仁科 邦平

大岡 芳男

縣 定平

鈴木 政平

竹原健次郎

竹原 芳郎

栗原 精一

馬淵 粗太

栗原佐平次

栗原藤太郎

竹内勝太郎

長溝院

仁科憲一

山崎寛太郎

兼子儀一郎

桑原 勝一

仁科 儀助

オマキ

オリキ

貞平嫁ノ兄

栗原直太郎

小久江憲太郎

仁科 周平

柴田 崑平

能縣佐太郎

西浅羽村

約五十錢

(2ウ)

(2オ)

(3 ㊦)

一、菓子	約四十錢	田中 栄
一、砂糖（ビン入四百匁）		山崎陸太郎
一、菓子	約一円	鈴木 運貞
一、クズ糖	七十錢	栗原 四郎
一、砂糖（三百匁）		大須賀信助
一、砂糖（三百五十匁）		竹本兵次郎
一、砂糖（五百匁）		大須賀仙蔵
一、砂糖（四百匁）		村松 一郎
一、 生魚 菓子	約一円二十錢	堀内 庄平
一、菓子	約三十五錢	栗原 とよ
一、砂糖（二斤）		いんきよノえびつか
一、砂糖（四百匁）		島 崑作
一、菓子	約三十五錢	中泉 川島 傳吉
一、砂糖（三百二十匁）		栗原富三郎
一、砂糖（二百匁）		竹原 唯一
一、砂糖（三百匁）		鈴木 博
一、菓子	約五十錢	竹原茂三郎
一、漬物一、		館石 拓夫
一、どりこの一、		山田 茂平
一、菓子（ カステラ 三本）		山崎順一郎

（3ウ白紙）

（横帳部分）

（横帳表紙／右に九十度転倒）

(4 枚)

(一九三四)
昭和九年拾月

御見舞受納帳

(好治病氣ノトキ)

(点線は綴じ紐の位置)

(4 ウ白紙)

(5 枚)

一、砂糖(七百匁)

一、御菓子

一、^{〔衍〕}
(饅頭)

・田中忠平

(約五十錢)

一、御菓子

(カステラ三本入)

・栗原実

(約一円)

一、果物

(梨)

・鈴木昇

(約五十錢)

一、^{〔衍〕}
一、^{〔異筆〕}
御菓子

・鶴野敏夫

(約五十錢)

一、砂糖

一、^{〔ママ〕}

・鈴木惣治郎

(七〇〇匁)

一、砂糖

・齋藤俊郎

(六〇〇匁)

(5 枚)

一、御菓子

・塚本福三

(約二円)

一、砂糖

・柴田小三郎

一、砂糖

竹本清
(七〇〇匁)

一 梨

梅田ヤ
(八〇〇匁)

一 砂糖

栗原庄平
⌘
(五十錢)

一、砂糖

・大岡芳男
(三百二十匁)

一、砂糖

縣 定平
(三百二十匁)

一、砂糖

鈴木政平
(四百匁)

一 菓子

白七百匁
キザラ
一貫匁

一、菓子

竹原健次郎
(約五、六十錢)

(6ウ)

一、どりこの

栗原精一
(約一円二、三十錢)

一、砂糖 (二百匁)

栗原佐平次

一、砂糖 (二百匁)

栗原藤太郎

一、菓子 (もなか 五十)

竹内勝太郎

一、砂糖 (二百匁)

長溝院 (寺の住友)

一、砂糖 (二百匁)

仁科憲一

ひこここ

(7才)

(7ウ)

一、砂糖 (百五十匁)	山崎寛太郎
一、葡萄酒 (八十銭位)	兼子儀一郎
一、菓子 (五十銭位)	桑原勝一
一、砂糖 (三百匁)	仁科儀助
一、全 (全)	福田ノ才 マキ 檣
一、全 (全)	全 オリキ
一、全 (二百匁)	浅 貞平嫁ノ兄
一、全 (二百匁)	桑原直太郎
一、全 (四百匁)	□^(x) ■^(x) ■^(x) 小久枝健太郎 (江)
一、全 (三百匁)	仁科周平 (x忠)
一、全 (三百二十匁)	柴田岳平
一、全 (三百二十匁)	✓下主方 縣左 サ 太郎
一、全 (五百匁)	西浅羽村
一、全 (菓子 (四十銭))	田中栄 横須賀
一、砂糖 ペン入 (四百匁)	山崎陸太郎
	飯田村
一、菓子一円位	鈴木運貞
一、 ■^(x) ■^(x) クズトウ (七十銭)	栗原四郎
一、砂糖三百匁	大須賀信助
	袋井
一、砂糖三百五十匁	■^(x) ■^(x)
一、砂糖五百匁	竹本兵次郎
	大須賀仙蔵
	和口
一、砂糖四百匁	✓村松一郎
	小島
一、魚、菓子	✓堀内庄平

(8㉔)

約(一円二十銭)
一、菓子約(三十五銭)
二、砂糖 二斤

栗原とよ
✓いんきよの
ゑびつか

一 砂糖 四百匁

篠場

✓島善作

一 菓子(約三十五銭)

川島さん

(島雄さんお友達)

一 砂糖(三百二十匁)

コフチ
栗原富三郎
』

一 砂糖二百匁

✓又キナヂ
竹原忠一

一 砂糖三百匁

千代ノ中村ノ媒酌人

一、菓子(五十銭)

竹原茂三郎

(8㉕)

一、漬物一、

館石和夫

一 どりこの一本

✓山田茂平

一、菓子

松井公平

(西浅羽〈長溝〉、冊子、縦帳と横帳をいっしょに綴じたもの、横帳は下書きか、縦277mm×横202mm×厚2mm)

（表紙）

小笠郡笠原村岡崎

倉篁院鐵翁道輪居士

追福献燈句集

〔扉〕

倉篁院鐵翁道輪居士

（写真略）

元 県 会 議 員

故 田 倉 太 郎 翁 肖 像

行 年 七 十 七 歲

(一) 秉炬法語

嘗盡人間幾苦甘 成功今日耐稱男
忽振向上鉗槌子 擊碎虛空一幻庵

恭惟 倉篁院鐵翁道輸 居士 魁位

生死交謝 賓主同參

其生涯奉公也 尽瘁而方剛方健

其朝夕從事也 劬勞而不樂不堪

創設金融之困業 諸人能思晴嵐

開拓中遠之鐵路 運輸能兩肩担

知恩報德妙中玄 氷生於水

勸業興家玄中妙 青生於藍

陰蜜全真 把定則雲橫谷口

陟流輶物 放下則月落寒潭

記取功勞幾何名 錦簇々今花簇簇

可憐迷途多少客 前三々今後三三

去是去非 金毛獅子無処討

無言無說 毘耶城中誰対談

淨裸々 廓落不二門開 機外境上

赤灑々 喜寿凌壯鬢鑠 潭北湘南

大象下語 一轉金口

這箇是居士億萬斯年自受用三昧

臨行一句 曷呼波旬呼鬢曇

不萌枝上花方發

信手盛来無底藍

(三) 昭和八年一月十五日

(二)

(四)

献句

(五)

言の葉を手向て御魂祭りかな
鼠尾草や手向けん袖にひと雫
道芝に露のあまねき光りかな
亡き翁を思へは濡るゝ袖の露
取り出す翁の遺墨や土用干
魂棚や蓮一輪の手向くさ
翁の徳うゆる光りや高灯籠
中遠に鐵路拓けて風薫る
長水処錦秋宗匠貴選

富部	岡崎	全	全	全	全	全	全	新池
錦城	雪山	楠石	秋水	角杖	花遊	小湖	十甫	

題夏秋乱

(鐵翁道輪居士ノ内一字読込)

卷中秀逸の部

(總句員壹千余章)

羅に香の匂ふや翁の日
大輪の菊に朝日の匂ひかな
早すしや富士も一夜に出来山
居ます日の花を手向や魂祭
夕立や虹の輪を鳴くぬれ鴉
鐵舟の軸も目立つや夏座しき
京へ出る近道もあり芒はら

松原	新池	全	鶴松	松原	長溝	新池
和玉	青楓	全人	蛙笑	松楽	光玉	南蔭

(六)

月の秋風雅の道をさくりけり
見古したあともまだよし居待月
水音も終日友の安居かな

一色 松原 葉月
梅山 一弄 泉月

十客の部

(七)

四五本の竹に養ふ安居かな
一輪のはなれて清し白ほたに
茸狩りや自然に出来し峠道
月入るや西は仏の居す方
萩の戸や茶道指南のふさわしき
十六夜の蔭や居直る松の驚
一厘は風の表裏のちる蓮
検校の笑ふて居るや雨の月
鐵瓶の松風を聞く夜長かな

村全 長溝 全 全 全 秋波
仙友 角杖 光玉 雪山 反甫 小湖 吐牛
一色

五客の部

魂棚や一輪さしに一としつく
白蓮や探くればひろき法の道
虫干や箔のはけたる翁面
翁逝きて淋し此の秋此の夕へ
輪に足らぬ片山里や盆をどり

三沢 梅山 諸井 村花 長溝
若葉 光山 可村 花遊 文月

三光の部

蓮ひらく音や水輪を十重二十重
との道も同じ高嶺の月見かな
入る月の余光を道の栞りかな

新池 梅山 村花
十甫 いろは 花遊

軸

芝田翁の初盆を悼て

鐵路やつきぬ栞りに魂むかひ

選者 錦秋

◎

蓮ちるや愁辛恍惚感無量

催主

楠石

いさをしの高き翁や魂まつり

全

秋水

袖の露絞るしゝまの仏間かな

施主

(一九三四)
昭和九年盆月

小笠吟社

埋田

楠石

芝田

秋水

(柴、冊子、印刷、縦186.5mm×横128.5mm×1mm)

一一 昭和十年（一九三五）一月十七日「静岡県知事訓示要領」（袋井町近代役場文書②三三〇）

静岡県知事訓示要領

（一九三五）
昭和十年一月十七日より三日間
市町村社寺事務主任者会議ニ於テ

（上部破損ノ文字は断簡より補う）

本日茲ニ社寺事務主任者会議ヲ開催シ社寺ニ関スル諸般ノ事務ニツキ協議ヲ遂クルニ方リ所懷ノ
一端ヲ述フルハ寔ニ欣快トスル所ナリ

抑モ社寺ニ関スル行政ハ国民ノ精神生活ニ重大ナル関係ヲ有スルモノニシテ国家ノ重要政務ナリ
ト謂フ可キナリ

輓近民心ノ動揺甚ダシク思想ノ動向又憂慮ニ禁ヘサルモノナシトセス偶々満州事変勃発ト共ニ国
際ノ難関ニ遭ヒ国民の一大覚醒ノ機ニ逢著シテ皇国精神頓ニ甦生ノ傾向ヲ示シ来レルハ邦家ノ為
慶祝ニ堪ヘサル所ナリ此ノ秋ニ当リ社寺行政ヲ刷新シテ皇道精神ヲ鼓吹シ国体觀念ヲ明徴ニシテ
以テ国民精神ノ振作更張ヲ図リ挙国一致難局打開ニ邁往スルノ方途ヲ講スルハ洵ニ緊切ナル要務
ナリトス

而シテ神社崇敬ノ念ヲ愈々旺盛ナラシメ寺院ヲシテ真ニ修養ノ靈場タラシムルハ元ヨリ神職、僧
侶ノ活動ニ依ルヘシト雖モ又以テニ事務ノ円滑ナル進捗ニ俟ツ所大ナリトス各位ハ市町村ノ社
寺主任者トシテ社寺ノ事務ニ執掌セラルハカ故ニ各位ノ努力如何ハ直ニ国民ノ精神生活ニ影響ス
ル所ナリ宜シク茲ニ省察ヲ加ヘ事務ノ刷新改善ニ一段ノ努力ヲ致シ以テ社寺関係者ト共ニ其ノ経
営ヲシテ国民精神ノ本来ニ合致セシメ民心ノ善導作興ニ寄与セラレムコトヲ以テ訓示トス

（袋井、縦紙、印刷、劣化甚大、破損甚大、上部破損、縦264.5mm×横190mm）

一二 昭和十年（一九三五）十月二日付け「兵第一三〇号 神社例祭日時ノ件御通知」（袋井町近代役場文書②三三九）

兵第一三〇号

（一九三五）

昭和拾年拾月貳日

磐田郡袋井町役場

名倉貫一殿

神社例祭日時ノ件御通知

標記ノ件本町高尾平田恵氏ト相談ノ結果、左記ノ
通り決定候条、祭式御執行相成度、右御通知申
上候。

左 記

拾月拾四日午前拾時 川井 十二所神社

（抹遣）

『拾月拾四日午后貳時 袋井 白鬚神社』

拾月拾五日午后参時 木原 許祢神社

（罫外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（袋井、罫紙、「磐田郡袋井町役場」罫紙使用、ガリ版印刷、縦 242mm×横 165mm）

一三 昭和十年（一九三五）十月二日付け「兵第一三一号 神社例祭執行日時決定通知相成度ノ件」（袋井町近代役場文書②三四〇）

〔第一紙〕

兵第一三一号

昭和拾年拾月貳日 磐田郡袋井町役場

鈴木清馬殿

神社例祭執行日時決定通知相成度ノ件

標記ノ件、左記神社祭式執行日時御決定至急
役場迄御通知相成度、此段及「御依頼」候也。

左記

西田 王子神社

土橋 熊野神社

袋井 白鬚神社

（罫外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

〔第二紙〕

神社例祭時刻決定並供進使参向御願ノ件
村社白鬚神社例祭

（罫紙、「磐田郡袋井町役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

来ル十月十四日午後二時執行仕り度、供進使
参向方御願申上候。

王子神社例祭

来ル十月十五日午前七時三十分執行

村社熊野神社例祭

来ル十月十五日午前九時執行

右時刻ヲ決定仕り候間、然ルベク取計ヒ
御願申上候。

草々

鈴木清馬

(竪紙、便箋使用)

(袋井、綴、縦 241mm×横 176.5mm×厚 1mm)

一四 昭和十年（一九三五）十月九日付け〔十二所神社大祭式参列案内状〕（袋井町近代役場文書②三四四）

（印「戸倉」）

（印「鈴木」）

（受付印）

謹啓

時下秋冷之候益々御清栄奉賀候。陳者

来ル十四日午前拾時ヨリ当町十二所神社ノ

大祭式執行可仕候間、御参列相成度、此ノ

段御案内申上候。

川井区長

（川会／区長ノ之印）
高田百四郎（印）

（一九三五）
昭和十年十月九日
（手書）
『袋井町長』

戸倉惣兵衛』殿

（受付印）

（一九三五）
（手書）
「第『3269』号／受附／昭和10・10・10／磐田郡袋井町役場」

（袋井、豎紙、ガリ版印刷、縦247mm×横168mm）

一五 昭和十一年（一九三六）七月二十四日付け「豊徴第三一五号 戸山学校軍楽生徒志願者書類袋徴兵署ニ残置ノ有無ニ関スル件照会」（袋井町近
代役場文書②八八三）

（印「戸倉」）（受付印）

豊徴第三一五号

戸山学校軍楽生徒志願者書類袋徴兵署ニ

残置ノ有無ニ関スル件照会

七月二十四日

豊橋聯隊区司令部

（印）
（豊橋聯隊区司令官之印）

兵事係殿

（赤鉛筆傍線）

（赤鉛筆傍線）

去ル貴町内開設ノ徴兵署又ハ控所内ニ首題ノ

書類（願書四枚夫々戸籍謄本四通入ノ一尺正方形大ノ袋）残

置之無キヤ、一応御調査相成度、若シ残置有レ之候節ニハ、

甚タ御手数乍ラ、折返シ左記ニ御電話又ハ電報ニテ

有リタル場合ハ御通知方相願度及ニ依頼候也。

記

浜松市公会堂内徴兵署宛

電話浜松 一〇番

（受付印）

「第『2061』号／受附／11.7.25／磐田郡袋井町役場」
（手書）
（一九三六）

（袋井、縦紙、ガリ版印刷、縦245mm×横336mm）

一六 昭和十一年（一九三六）七月二十七日付け「庶第五四七号 昭和十一年二月二十六日ノ事件ニ付官国幣社以下神社ニ於ケル祭祀執行ニ関スル件」（久努西村役場文書宗教三一二）

〔第一文書〕

庶第五四七号

（一九三六）

（割印「庶」「」九点）

昭和十一年七月二十七日

久努西村長

氏子総代

（手書）

『六所神社 外七社』

殿

（一九三六）

昭和十一年二月二十六日ノ事件ニ付官国幣社以下神

社ニ於ケル祭祀執行ニ関スル件

（回議欄）

標記ノ件ニ関シ七月二十一日勅令第一九六号並全付二十一日内務

省令第二十四号ヲ以テ交付相成候処、過般ノ事件ニ関シテ

ハ畏クモ宸襟ヲ悩シ奉リ真ニ恐懼ニ堪エヘサル処ナルカ、今回

該事件ニ付七月二十二日賢所皇靈殿神殿ニ御親告

並神宮・神武天皇山稜・大正天皇山稜・明治天皇山稜ニ御

奉告ノ儀執リ行ハセラレ候。此時ニ当リ官国幣社以下神

社ニ於テ該事件ニ関スル祭祀ヲ執行シ、国民挙ケテ協心

戮力一層奉公ノ赤誠ヲ竭サムコトヲ神明ニ祈請シ、以テ弥

々国運ノ隆昌ヲ期スルコトハ、現下ノ情勢ニ鑑ミ特ニ其ノ必

要ナルヲ痛感セラル、ヲ以テ、本令ヲ制定セラレタル儀ニ有レ之候

条、該祭祀ニ関シテハ遺憾ナキヲ期スル様致度、尚祭祀

ハ可レ成近キ日ヲ選定シ、貴部内神社ニ於テ之ヲ行ヒ、多

数氏子崇敬者ヲ参列セシメ、該祭祀ヲシテ意義アラ

シムル様御配意相成度、本県ヨリ通牒有レ之候条、此段

御通知申上候。

（山折り線）

課 務 庶			長 村
任 主	者 議 合	長 課	(印「平野」)
(印「永井」)	(印「鶴島」)	(印「永井」)	

(回議欄)

〔第二文書〕

(朱印) 〔至急〕 (印「鶴島」) (受付印) (印四点「三点力」) 「平野」 [□□] [□□] [□□] [□□]

兵第一二〇四号

(九三六) 昭和十一年七月二十二日
 (九三六)

静岡県学務部長 (印) (静岡県／学務部／長之印)

各市町村長殿

(九三六) 昭和十一年二月二十六日ノ事件ニ付官国幣社以下神社
 (九三六)

ニ於ケル祭祀ニ関スル件依命通牒

標記ノ件ニ関シ七月二十日勅令第九十六号并同月二十一日
 (手書)

(第一文書、ガリ版印刷)

内務省令第二十四号ヲ以テ公布相成候処、過般ノ事件

ニ関シテハ畏クモ宸襟ヲ悩シ奉リ、真ニ恐懼ニ堪ヘサル

所ナルカ、今回該事件ニ付七月二十二日賢所皇靈殿神

殿ニ御親告並神宮・神武天皇山稜・大正天皇山稜・明治

天皇山稜ニ御奉告ノ儀執リ行ハセラレ候。

(山折り線)

此ノ時ニ当リ官国幣社以下神社ニ於テ該事件ニ関スル祭祀

ヲ執行シ、国民挙ケテ協心戮力一層奉公ノ赤誠ヲ竭サムコトヲ

神明ニ祈請シ、以テ弥々国運ノ隆昌ヲ期スルコトハ現下ノ情勢ニ

鑑ミ特ニ其ノ必要ナルヲ痛感セラル、ヲ以テ本令ヲ制定セラレタル儀ニ有^レ之

候条、該祭祀ニ関シテハ遺憾ナキヲ期スル様致度、尚祭祀ハ以後可

^レ成近キ日ヲ選定シ、貴部内神社ニ於テ一斎ニ^{〔香〕}之ヲ行ハシムルト共ニ、多

数氏子崇敬者ヲ参列セシメ、該祭祀ヲシテ意義アラシムル様充

分御配意相成度。

追テ勅令省令(祝詞ハ省令ニ含定ム)ハ七月二十一日官報第二、八六

五号ニ登載有^レ之候条、御参照相成度申添候。

(受付印)

「周智郡久努西村役場／受付／昭和^(一九三六)11・7／24」

(第二文書、ガリ版印刷)

(久努西、綴、縦 275mm×横 199mm×厚 1mm)

一七 昭和十一年（一九三六）八月十四日付け「庶第五九八号 神社ニ於ケル観覧施設調査ニ関スル件回答」（久努西村役場文書宗教三一二）

「第一文書」

庶第五九八号

（二九三六）（文）

昭和十一年八月十四日

（印）

『静岡県周智郡久努西村長平野太治馬』『代理』

（庶）
「割印」

静岡県学務部長殿

（手書）
「助役」

永井正夫

神社ニ於ケル観覧施設調査ニ関スル件回答

八月十三日兵第一、〇七三号ヲ以テ御照会標記ノ件本村ニハ該

当事項無レ之候条、此段及二回報一候也。

（回議欄）

課 務 庶			長 村
任 主	者 議 合	長 課	
（印） 「永井」	（印） 「増田」 （印） 「鵜島」	（印） 「永井」	

（罫外下部印刷）

「土井印刷所印行」

（第一文書、「静岡県周智郡久努西村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

〔第二文書〕

社 通牒照会

寺 兵第一、〇七三号

兵 昭和十一年八月十三日

事 官国幣社宮司殿

市町村長殿

静岡県学務部長

神社ニ於ケル観覧施設調査ニ関スル件照会

標記ノ件ニ関シ其ノ筋ヨリ申越ノ次第モ有レ之候ニ付テハ御部内神社ニ於ケル当該施設ニ付左記ニ依リ八月二十日限り御回報相成度

記

名 称	設立者別	設立年度	昭和十一年度予算	陳列品ノ種類並ニ点数	観覧人員 (前年度延人数)	観覧料金	前年度開館(園)日数	職員数	館長氏名	所在地

附記

- 一、博物館、美術館、宝物館、動物園、植物園、水族館等ニ付調査ノ事
- 二、一般ニ公開セサルモノハ調査ニ及ハス
- 三、設立者別ハ神社自体ノ分ト其他ノ分トニ区分スル事

(野外印刷)

「静岡県公報 第二千六百二十四号 昭和十一年八月十三日 (第三種郵便物認可) 七百七十二」

(第二文書、静岡県公報、印刷、句読点原文ママ)

(久努西、綴、縦 240mm×横 165mm×厚 1mm)

一八 昭和十一年（一九三六）九月十三日付け〔奉斎祠授与につき依頼〕（久努西村役場文書宗教三一五）

〔宛名面〕

『周智』郡（墨書）（印「鵜島」「平野」）（受付印）（印「永井」）

（文字の上から史料番号シールが貼られており判読困難）

（印「永井」）

郵便はがき

『久努西村』役場御中（墨書）（印「増田」）

（印「小國神／社社務／所之印」）

周智郡一宮村

（消印） 国幣小社小國神社々務所

九月十三日

（受付印）

〔周智郡久努西村役場／受付／昭和11・9／14〕（一九三六）

（消印）

〔静岡県森町／11・9・13／「」〕（一九三六）

〔通信面〕

拝啓時下益々御隆昌之段奉賀候。

陳者去る八月二十一日周智・磐田・小笠三郡聯合神社事務打合会席上に於いて「大麻頒布ニ関スル件」御協議相成り候節、各郡下官公衙漏なく神宮大麻御奉斎相成候様御話合せ有レ之候処、先年当神社附属遠州一宮甲子講社謝恩会事業ヲ一として之が奉斎祠を当社境内淨材を以つて調製の上授与致し居り候間、若し御入用有レ之候はゞ御申込被レ下候様御周知方御依頼申上候。

尚祠宇は大社造を模し、高尺四寸、間口六寸五分、奥行二寸五分、会費壹円（送料共）を以つて頒布致し居り候。追て個人会員にても差支無レ之候条、御含□置き被レ下、宜ろしく御願申上候。

敬具

（久努西、葉書、ガリ版印刷、縦140mm×横91mm）

一九 昭和十一年（一九三六）九月二十五日付け〔帝国在郷軍人会会員徽章箱蓋裏書〕（大角恵子家文書四）

会員徽章ハ勅令ニ依リ制定セラレ帝国在郷軍人会会員ニ限リ佩用ヲ許サレタルモノナルヲ以テ会員以外ノ者之ヲ佩用シ若ハ一般ニ類似ノ徽章ヲ佩用スルトキハ警察犯処罰令ニ依リ処分セラル

（一九三六）
昭和十一年九月二十五日

帝国在郷軍人会本部

（山田、箱蓋裏書、貼紙、印刷、箱縦55mm×横45mm×厚15mm）

二〇 昭和十二年（一九三七）一月十一日付け「静岡県指令11社第三五八号」（山梨役場文書四六一五）

静岡県指令11社第三五八号

周智郡山科尋常高等小学校

（一九三六）
昭和十一年四月三十日第1号申請其

ノ校設置ニ係ル農繁期托児所経費

ニ対シ為ニ奨励金「五拾貳円」ヲ交付ス。但

シ左記ノ件心得ヘシ。

（一九三七）
昭和十二年一月十一日

静岡県知事 斎藤 樹

記

一、本交付金ハ託児所経費ニ充当スヘシ。

二、前項ニ違背シ又ハ不適當ト認ムルモノアルトキハ指令ヲ取消シ又ハ現ニ交付シタル

奨励金ト雖モ、其全部又ハ一部ヲ

返還セシムルコトアルヘシ。

三、官吏吏員^{（カ）}ヲシテ随時其ノ事業及収

支ニ関スル調査ヲ為サシムルコトアル

ヘシ。

（山梨、 縦紙、 「周智郡山梨町役場」 罫紙使用、 縦 241mm×横 168mm）

二一 昭和十二年（一九三七）四月八日付け「静岡県指令社教第一三三二号」（山梨役場文書四六二三）

（印「知事官／房主事」）（受付印）（印二点「塚本」「村松」）

静岡県指令社教第『^{（手書）}一三二』号

周 智 郡 山 梨 町

（一九三七）

昭和十二年三月十八日学第一七号稟申周南高等裁縫女子青年学校

名称変更ノ件認可ス。

（一九三七）

昭和拾貳年四月八日

静岡県知事 齋 藤

樹（印）
（静岡県／知事印）

（署外手書）
『^{（公立青年）}山梨町高等裁縫女学校 ト改称』
学 校

（受付印）

「受附／第『^{（手書）}461』号／^{（一九三七）}12・4・10／周智郡山梨町役場」

（タグ1）

「高等教」

（タグ2）

(山梨、堅紙、「静岡県」罫紙使用、印刷、下部に裂け、縦265.5mm×横178mm (タグ込み 縦265.5mm×横183mm)

二二 昭和十二年（一九三七）五月二十八日付け「駆虫用粉煙草配付ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代八の内）

（一九三七）
昭和十二年五月二十八日 西浅羽村農会

桑原元平殿

駆虫用粉煙草配付ノ件

駆虫用粉煙草、左記ノ通り配付致候条、
代金引替ヲ以テ受領方御申出相成度、此段
及ニ御通知「候也。

記

収数	単価	代金	摘要
一〇収	一、八三	一八、三〇	

（野外下部印刷）

「土井印刷所印行」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」野紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm）

二三 昭和十二年（一九三七）五月三十一日付け「昭和十一年度肥料需給状況調ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代八の内）

（一九三七）

昭和十二年五月三十一日

西浅羽村農会

調査員殿

昭和十一年度肥料需給状況調ノ件

貴字内昭和十一年度一ヶ年ニ於ケル肥料ノ需給状況別紙小票ニヨリ御調査、御取纏ノ上来ル

六月十五日迄ニ御報告相成度、此段及ニ御願「候也。

追テ参考資料トシテ自給肥料評価格表添付

致シ置キ候。尚貴字調査員左記ノ通りニ付御了承相也度。
記

兼子小一郎 大須賀信助

（野外下部印刷）

「土井印刷所印行」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm）

二四 昭和十二年（一九三七）八月十二日付け「愛国婦人会西浅羽村分会入会募集」（『文書綴』長溝自治会文書近代八の内）

肅啓時下炎暑ノ砌愈々御健勝欣喜ノ事ニ御座候。

〔陳〕
陪者非常時局ニ際シ、銃後ノ護リ最モ喫緊ヲ要スルモノ

有レ之。我ガ愛国婦人会ニ於テハ出征軍人ノ歓送及家族ノ慰

問並ニ慰問袋ノ募集等々、目下大童トナリテ大活動中ニ有

レ之候モ、北支ノ状況並ニ上海ヲ中心トスル長江一帯風雲頓ニ急ヲ

告ゲ、統治ノ活躍更ラニ一段ノ努力ヲ要スルモノ有レ之。コノ際会員

ノ大募集ヲ為シ、是ノ非常時局ニ善処スベク、其ノ筋ノ依頼

モ有レ之旁々甚ダ御迷惑ノ事ト存シ候ヘ共、之ノ際奮ツテ御

入会ノ儀御承諾ノ栄ヲ得度、此段得ニ貴意ニ申候。 敬具

（一九三七）
昭和十二年八月十二日

愛国婦人会西浅羽村分会

殿
（空白ママ）

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm）

二五 昭和十二年（一九三七）八月二十六日付け「青年学校裁縫科視学委員視察通知」（文書綴）長溝自治会文書近代八の内）

拝啓 時下残暑ノ砌愈々御健勝祈上候。

陳者来ル八月廿九日青年学校裁縫科。

視学委員 浜高女教諭須田りう先生

ノ御視察御指導有^{左記ニヨリ}レ之候間 御多用中

乍^二恐縮^一 万障一排 御責臨ノ栄ヲ

賜度 此段 奉^二懇願^一候。 謹言

昭和十二年八月二十六日 西浅羽村立青年学校長（印）
（静岡県磐田／郡西浅羽村立／青年学校長）

『常設委員
（手書）

栞原元平』殿

記

（山折り線）

◎八月廿九日 日程

一、午前八時四十五分ヨリ 午前十一時マデ

落合助教諭 裁縫科授業並ニ視学委員殿ノ生徒ニ

対スル御訓話

二、正午ヨリ午后二時マデ

学校長ノ挨拶 視学委員殿ノ御訓話

三、右終了后

青年学校裁縫科ヲ中心ニ各位並ニ職員ト視学委員殿

トノ懇談会開催

◎当日ノ御昼食ハ御粗末ナガラ差上ベク候。

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、上部水損大、縦253mm×横172mm×厚14mm）

（表紙）

昭和十二年九月十日改正

電車時刻表

バス

遠州森町 電話一一八番
静岡電鐵秋葉営業所

袋井 前 電話袋井五五番
山梨 駅 電話山梨一九番
遠州森町 駅 電話森町一一番
森町天宮待合所 電話森町一一三番
秋葉山 駅 大居 電話 大居七番
坂下 電話 大居三七番
気多 駅 電話気多一一番

（裏表紙）

可睡 金十二錢（電車）
（三籽六） 十二分

秋葉山 金一円二十錢
（三八籽四） 一時間半

気多 金一円五十錢
（四八籽） 二時間

三倉 金六十五錢
（二三籽四） 五十分

◆内案御線沿◆

◎可睡齋 秋葉三尺坊大権現
◎国幣小社 小國神社（一ノ宮）
◎大尾山 ◎春埜山 ◎勝坂不動尊
◎秋葉山 ◎大日山 ◎京 丸
◎大洞院 ◎森ノ石松ノ碑
◎気多川ノ鮎ツリ
◎鮎ツリ 吉川及太田川
◎高平山 弘法大師 丈六ノ大仏

72



30	18	12	袋 井					氣 多	
27		12	可 睡					秋葉山	35
18	山 梨							犬 居	10
遠森	州町								30
				上の平	95	95	1.25		
			三 倉	20	75	75	1.05		
		森 町	30	50	1.00	1.00	1.30		
	山 梨	21	51	70	1.15	1.15	1.45		
袋井 麻前	18	35	65	75	1.20	1.20	1.50		

(★)

へ行きか
かへりを

かすゐにかけにや

秋葉詣りは片詣で

(★)

「御旅行ノ御便利ヲ計リ省線各駅ヨリ左記各駅へ省社連絡切符ヲ

発売致シマスカラ御利用ヲ御勸
メ致シマス

可 睡（秋葉總本殿可睡齋門前）

秋葉山（秋葉神社、秋葉寺坂下）

三 倉（春埜山道入口）

山梨、遠州森町、気多

「

タクシーの御用は

電鐵自動車へ 電話袋井五五番

定期乗車券割引率

種別		期間	
学生		普通	
バス	電車	バス	電車
四割五分	五割五分	三割〇分	四割〇分
五割五分	六割五分	四割〇分	五割〇分
六割五分	七割五分	五割〇分	六割〇分
………	八割〇分	………	六割五分
			十二ヶ月

回数乗車券割引率

種別		回数
バス	電車	
………	一割五分	十回券
二割〇分	二割〇分	三十回券
二割五分	………	五十回券

〔鉛筆〕
『高柳静□』

(時刻表略)

(折本、縦 152mm×横 390mm)

二七 昭和十二年（一九三七）十月十二日付け「軍用大麦ノ手配方依頼ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代八の内）

（一九三七）

昭和十二年十月十二日

西浅羽村農会（印）
（静岡県磐田郡西浅羽村農会之印）

各部農会長殿

軍用大麦ノ手配方依頼ノ件

支那事変ニ伴ヒ軍用大麦ノ需要ハ今後更ニ増加スル

見込ニシテ、之ガ為農家ノ自家消費等ハ出来ルダケ之ヲ

節約シ、現在販売可能ノモノ等ハ全部之ヲ軍部ニ供出

セラレ度旨、其ノ筋ヨリノ手配有^レ之候ニ就テハ、前記販売

可能ノモノハ一応軍部関係以外ヘノ販売譲渡等ヲ為サ

ザル様、貴部当業者ニ対シ取急ギ何分ノ御手配相煩度、

此段及「御願」候也。

追而供出数量ハ未確定ナルモ近日何分ノ沙汰アルベキニ付、

御含之相成度。為^レ念。

（野外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm）

二八 昭和十二年（一九三七）十月十六日付け「庶乙第四四〇号 満州農業移民協議会並活動写真映写会開催ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代八
の内）

庶乙第四四〇号

昭和拾貳年拾月拾六日 磐田郡西浅羽村長竹原九平（印）
（九三七）
（静岡県磐田郡西浅羽村長之印）

在郷軍人分会役員

振興委員

農会役員

青年団役員

小学校職員

青年学校指導員

西浅羽村 殿

満州農業移民協議会並活動写真映写会開催ノ件

標記ノ件ニ関シ左記ニ依リ開催可レ致候条、御多用ノ処定刻迄ニ御参会相煩
シ度ク、此段及ニ通知候也。

記

一、協議会

十月十八日午後一時

『学校』
（印）

一、活動写真

同 日午後七時

『学校』
（印）

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、上部水損大、縦 253mm × 横 172mm × 厚 14mm）

二九 昭和十二年（一九三七）十月二十五日付け「農第六九号」（文書綴）長溝自治会文書近代八の内）

農第六九号

（一九三七）

昭和十二年十月二十五日

西浅羽村農会

（印）

（静岡県磐田郡西浅羽村農会之印）

部農会長殿

来ル十月二十七日午後一時ヨリ本村役場ニ於テ協

議会開会致シ候由、御出席相成度、此段及ニ通知一候也。

協議事項

- 一、稲作改善施設実施ノ件
- 二、果樹苗木共同購入ノ件
- 三、軍需農産物供出ノ件
- 四、其ノ他

（野外下部印刷）

「土井印刷所印行」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm）

三〇 昭和十二年（一九三七）十一月九日付け「庶乙第四六五号 国民精神作興週間実施ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代八の内）

〔表面〕

庶乙第四六五号

昭和十二年十一月九日 西浅羽村長竹原九平（静岡県磐／田郡西浅羽／村長之印）

（宛先の句点原文ママ）

振興委員。男子青年団。在郷軍人

報徳社長。女子青年団。婦人会長 殿

国民精神作興週間実施ニ関スル件

（この二重鉤括弧原文にあり）

『国家興隆ノ本ハ国民精神ノ剛健ニ在リ』ト宣ヘル聖旨ヲ奉戴シ、国民

精神作興ニ関スル詔書渙発ノ記念日タル十一月十日ヲ以テ始マル一

週間ヲ、国民精神作興週間トナシ、国民精神總動員ノ趣旨ニ立脚シテ、左

記ニ依リ実施セラレ度旨、其ノ筋ヨリ通牒ノ次第モ有^レ之候条、一般村民

ヘ徹底実施督励セラタ^ク、此段御依頼候也。

（山折り線）

(左表中句点原文ママ)

記				実施事項			
日順	月日	目標		実施事項			
第一日	十一月十日	詔書奉読日		◎午前十時村長一同ガ小学校ニ参集詔書奉読式举行。村長国民精神作興ヲ強調ス			
第二日	十一月十一日	質実剛健日		聖恩ヲ拝謝シ出征将兵ノ苦勞ヲ顧ミ銃後ノ護リヲ固クス			
第三日	十一月十二日	生活反省日		無駄ヲ排シ困苦欠乏ニ堪エル習慣ヲ作り生活改善ノ実行ヲ図ルコト			
第四日	十一月十三日	勤勞報国日		各戸筵二枚ヲ夜業ノ延長ニ依リ作製其ノ代金十錢ヲ貯蓄スルコト			
第五日	十一月十四日	勤勞奉仕日		勤勞奉仕班ニ於テ各班ニ別レ出征軍人家庭ノ勤勞奉仕ニ努ムルコト			
第六日	十一月十五日	神社参拝日		各字別ニ其字神社ニ参拝シ皇軍ノ武運長久ヲ祈願スルコト			
第七日	十一月十六日	禁酒日		是ノ日村民一般飲酒ヲ禁シ戦線将兵ニ対シ遙カニ敬意ヲ表スルコト			

(紙、ガリ版印刷、下部水損大)

(西浅羽、 帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm)

三一 昭和十二年（一九三七）十一月二十九日付け「農第号外 兎供出ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代八の内）

農第号外

（一九三七）

昭和十二年十一月廿九日

西浅羽村農会（印）

（静岡県磐田郡西浅羽／村農会之印）

長溝 部農会長殿

兎供出ニ関スル件

今回軍部ニ供出スベキ兎毛皮ノ供出割当有レ之候。就テハ御多忙中

甚ダ恐入候へ共、左記数量供出相成様、御配慮相願度、此

段及「御依頼」候也。

（この読点原文にあり）

（この読点原文にあり）

（この読点原文にあり）

（この読点原文にあり）

追テ、供出数増加ハ差支ナシ、（決定シタル数量十二月五日迄ニ報告願度）

（この行の読点原文にあり）

（この行の読点原文にあり）

備考、価格、百匁 二十口位、（生兎ノマ、供出）

出荷日ハ追テ通知ス。

記

一、供出数

六頭

（罫外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（罫紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、罫帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm）

三二 昭和十二年（一九三七）十二月四日付け「庶乙第四八一号 一時釀金二関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代八の内）

〔第一紙〕

庶乙第四八一号

（一九三七）
昭和拾貳年拾貳月四日

（宛先空白ママ） 日本赤十字社西浅羽村分区長竹原九平
殿

一時釀金募集二関スル件

日本赤十字社静岡県支部長飯沼知事ヨリ別紙ノ通り一時釀金募方依頼有之候。時局多端ノ折柄ニ御迷惑ノ儀ト存シ候ヘ共日赤ノ使命殊ニ戦傷者看護ノ重大性ニ鑑ミ之際社員ノ義務トシテ応募方御承認相煩シ度此段得貴意申候

追テ釀金ハ役場ヘ御持参御願申候

（縦紙、ガリ版印刷、句読点ママ、下部水損甚大）

〔第二紙〕

拝啓益々御健勝之段慶賀の至りに存候陳者社業に關しては平素一方ならざる御援助を辱し深謝罷在候今次支那事變勃発以来本社は陸海軍大臣の命により率先救護班を編成して戦地兵站病院を始め各病院船内地陸海軍病院等に派遣し現在出動せるもの実に百数十班之に

従事する医員以下看護婦三千数百人に達し今後尚引続き派遣の必要可有之と被存候従つて之に要する本社の負担は実に数百万円に上り其他県内出身傷病

（山折り線）

兵の慰問応召軍人遺家族の医療戦病死者の弔慰出動部隊の歓送迎臨時看護婦の養成等勘^{（勘）}からざる経費を要し候就ては近時兎角出費御多端の折柄洵に御迷惑の儀と拝察仕り候共本社の微衷御諒察被成下此際奮つて御賛襄を賜右書中を以て惓願仕り候

一時釀金募集標準

一、終身正社員 一人金壹円以上

一、特別社員 一人金貳円以上

昭和拾貳年拾壹月 日 日本赤十字社静岡支部長飯沼一省

（縦紙、ガリ版印刷、句読点ママ、下部水損甚大）

（西浅羽、縦帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm）

三三 昭和十二年（一九三七）十二月七日付け「供出兎集荷ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代八の内）

（一九三七）

昭和十二年十二月七日

西浅羽村農会（印）

（静岡県磐田郡西浅羽村農会之印）

各部農会長殿

供出兎集荷ニ関スル件

過日御願ヒ致シ候郡部供出兎、左記ニヨリ集荷

可レ致候間、御迷惑ニハ候ヘ共、供出者ヘ可レ然御通

知被レ下度、此段及ニ御依頼ニ候也。

尚 供出兎ハ、袋又は籠ニ入レ、名札ヲ付シ

御持参願度候。

記

一、集荷日時 十二月十五日午前八時

二、集「」

（後欠）

（野外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（縦紙、罫紙（静岡県磐田郡西浅羽村農会）罫紙）使用、ガリ版印刷、破損大、後欠）

（西浅羽、縦帳、上部水損大、縦253mm×横172mm×厚14mm）

三四 昭和十二年（一九三七）十二月十八日付け「庶乙第四二三号 清潔法施行ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代八の内）

庶乙第四二三号

（一九三七）昭和拾貳年拾貳月拾八日 磐田郡西浅羽村役場（印）（磐田郡／西浅羽／村役場）

常設委員『桑原元平』（手書）
衛生委員 殿

清潔法施行ノ件

左記之日割ニヨリ秋期清潔法施行可レ致、貴字各戸へ御通知相成度
御依頼候也。

記

拾貳月貳拾貳日	東西富里
全 月貳拾参日	浅羽一色 中
全 月貳拾四日	長溝浅岡

（堅紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、堅帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm）

三五 昭和十二年（一九三七）「日蓮上人御降誕地房州小湊参詣及成田佐倉参拝東京遊覧会員大募集」（浅羽町史編纂時収集史料）

日蓮
上人 御降誕地房州小湊参詣及

成田佐倉参拝東京遊覧会員大募集

◇期日 昭和十二年二月九日午後十一時四十三分（袋井
（一九三七） 駅発）

◇会費 金拾五円九拾銭也（費用一切ヲ含ム）
（東京遊覧ハ御自弁）

申込ト同時ニ金壱円也。申受残金ハ会員章ト引換
明朝食一回分御持参ノコト

◇行程概要

○二月九日 午後十一時四十三分袋井発

○二月十日 午前六時下総中山着。中山法華経寺参拝年中行事ノ一ツタル寒中百日ノ

荒修行ヲ了シタル行僧ノ御加持ヲ戴ク。午前九時下総中山発房総半島ヲ

一週シテ午後〇時半安房鴨川着自動車ニテ小松原鏡忍寺・多門寺・清澄山

日澄寺・高生寺・小湊水族館等参拝・見学ノ上、小湊第一ノ小湊ホテルニ投宿。

○二月十一日 紀元節午前六時半、小湊ホテル発。日蓮寺・妙蓮寺・誕生寺・鯛ノ浦等参詣。午前

八時半小湊駅乗車。大綱成東ヲ経テ成田着。成田不動尊宗吾神社参拝午

後五時頃上野着駅前一泊。夜ノ東京見物。

○二月十二日 午後二時半頃マデ東京見物（費用各自負担）。午後三時十分東京駅発。午

後七時五十三分袋井着。目出度解散。

● 新袋井駅往復賃金

芝	—10—
新岡崎	—15—
新横須賀	—20—
野中	—25—
野賀	—25—
南大坂	—30—
新三俣	—30—
合戸	—40—
池新田	—50—
佐倉村	—50—
豊浜	—25—
福田	—25—
梅山	—20—
幸浦	—25—

大運中
割賃間
引同一停留所

袋井

主催 中遠鐵道旅行社

電話五十番ノ甲

(浅羽、堅紙、印刷、縦182mm×横264mm)

三六 (昭和十二年へ一九三七)頃か)「自力案」(足立順司氏寄贈史料五一)

(1 ㍿) 自力案

現三〇号級五輛ノ車体ヲ昭和十二年七月即本社線ノ最モ運輸收入多
 キ夏季迄二九〇人乗半鋼製中速度ノ車輛ニ改造シ更ニ現二〇号級五
 輛ハ老朽車ナルヲ以テ是ヲ静岡清水間本線用ヨリ短区間運転タル市
 内線用ニ移シ本線ノ是ガ補充車トシテ前記改造車ト同型ノ車輛二輛
 ヲ十三年度ニ三輛ヲ十四年度ニ新造シ又更ニ前記車体ヲ改造シタル
 三〇号級車輛ノ制動機及電動機等ヲ十三年度ニ三輛、十五年度ニ二
 輛ヲ改造ス
 尚十二年度ニ静岡変電所ノ六〇〇ボルト五〇〇KW水銀整流機ヲ購入
 シ、十五年ニ送電機ノ電盤変更ヲ行ヒ当面ノ改良事業ヲ了ル予定ナリ
 今是ヲ表示セバ左ノ如シ

(1 ㍿) 第一表 改良計画年度表

車体改造	車台改造	新造	変電所 機械費	電盤 変更費	計	昭和一二年度完成					『五』輛	合計
						『五』輛	五〇、〇〇〇	三輛	一五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二輛	一七五、〇〇〇
			『一台』		七〇、〇〇〇							
					八五、〇〇〇							
					一〇五、〇〇〇							
					三〇、〇〇〇							
					二〇、〇〇〇							
					『二設備』							
					二九〇、〇〇〇							
					二〇、〇〇〇							
					二〇、〇〇〇							
					一七五、〇〇〇							
					七五、〇〇〇							
					二九〇、〇〇〇							

右二九〇・〇〇〇円ノ支出方法左ノ如シ

(2ウ)

第二表 本計画ニ於ケル現金収支表
A、収入表

年次	繰越金	営業収入	計	備考
十二年	六、五〇〇	八三四、〇〇〇	八四〇、五〇〇	
十三年	三、〇〇〇	八五四、〇〇〇	八五七、〇〇〇	
十四年	六、〇〇〇	八五四、〇〇〇	八六〇、〇〇〇	
十五年	三、六〇〇	八五四、〇〇〇	八五七、六〇〇	
計	六、五〇〇	三、三八六、〇〇〇	三、三九二、五〇〇	

(2ウ)

B、支出表

本表ノ十二年度営業収入八十、十一年度ノ実績ヲ基礎トシテ産出シ面シテ十三年度以降ニハ十二年度ノ静岡線ノ営業収入四〇〇、〇〇〇円ナルヲ以テ車輛改良ニ依ル増収並自然増収ヲ其五%二〇、〇〇〇円ト見積リ是ヲ加算計上セリ

年次	営業費	大口支出	電車購入	其他改良	計
十二年	四八三、〇〇〇	二八四、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	八三七、五〇〇
十三年	四七九、〇〇〇	二八七、〇〇〇	八五、〇〇〇		八五一、〇〇〇
十四年	四七七、四〇〇	二七四、〇〇〇	一〇五、〇〇〇		八五六、四〇〇
十五年	四七五、〇〇〇	三三四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	八三九、〇〇〇
計	一、九一四、四〇〇	一、一七九、五〇〇	二五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三、三八三、九〇〇

(3 ㉔)

C、
剰余金一、大口支出ノ明細ハ第『三』^(墨書)表参照

一、本表ノ十二年度營業費ハ十、十一年度ノ実績ヲ基礎トシテ産出シタルモノニシテ軌道營業費
 ハ最近数年ノ実績ヲ見ルニ殆増加ナク其他ノ事業ノ収支ハ当該事業ニテ相償ヒ得ルヲ以テソ
 ノ増加ヲ度外視シ電車改良ニヨル補修費ノ減少ヲ一輛八〇〇円トシテ各年度ノ完成車輛
 数ニ応シテ計上セリ、第『四』^(墨書)表補修費現象表参照

年次	収入	支出	残	
十二年	八四〇、五〇〇	八三七、五〇〇	三、〇〇〇	
十三年	八五七、〇〇〇	八五一、〇〇〇	六、〇〇〇	
十四年	八六〇、〇〇〇	八五六、四〇〇	三、六〇〇	
十五年	八五七、六〇〇	八三九、〇〇〇	一八、六〇〇	

(3ウ白紙)

(4ウ) 第三表 大口支出明細表

科目	十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度
トモエ商会 自動車代残	一、五〇〇				
田中貞二手形	一〇、〇〇〇				
常世克己 退職手当	五、〇〇〇				
杉山寅蔵清水 相生町土地代	四、〇〇〇	三、〇〇〇			
日本興行銀行 利息	一五〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇
〃 延滞利息					
三十五銀行 利息	五一、五〇〇	五一、五〇〇	五一、五〇〇	五一、五〇〇	五一、五〇〇
〃 延滞利息					
静岡県 バス権利	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
清水市都市 計画寄附	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
自動車購入費	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
各所建物修理	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇	二、五〇〇
計	二八四、五〇〇	二八七、〇〇〇	二七四、〇〇〇	三三四、〇〇〇	二九四、〇〇〇

一、大口支出中各年度自動車購入費四〇、〇〇〇円ヲ計上シタルハ目下当
社ハ自動車七九輛(バス 六四輛
タクシー一五輛)ヲ有シ一ケ年ノ總走行料二、四〇〇〇〇、

(5カ)

〇〇〇料余ニシテ中級自動車ノ命数ハ走行料最高二〇万料ニシテ一ケ年少クモ十輛ノ新車ヲ補充スル要アルヲ以テ一輛四、〇〇〇円トシテ十輛四〇、〇〇〇円ヲ要スルニヨル

一、三十五銀行ノ延滞利息二〇、〇〇〇円ハ十六年度初二支払フ予定ナリ

一、清水市都市計画寄附金ハ各年度二〇、〇〇〇円宛支払フ可キ処本計画遂行ノ為十二年乃至十五年度二一〇、〇〇〇円宛支払ヒ是ニヨル延滞金四〇、〇〇〇円ハ十六年度以降ニ支払フ予定ナリ

第四表 営業減少表

年次	金額	備考
十二年	—	十二年七月五輛完成スルモ計上セズ
十三年	四、〇〇〇	車輛改良ニヨル補修費減ヲ一輛一ケ年八〇〇円トシテ前年完成セル五輛分ヲ計上ス
十四年	五、六〇〇	十三年末二輛完成、七輛分計上ス
十五年	八、〇〇〇	十四年末三輛完成、十輛分計上ス
計	一七、六〇〇	

以上

(5ウ白紙)

(6カ)

電車改良及拝殿設備ニ就テ

当社ノ中堅勢力タル二十号、三十号、百号等ノ木造車輛ハスピード時代ノ現在ニ適セズ手入ヲナストモ間モナク弛ミヲ生ジ最近ハ殆ン

ド雨漏リセザル車輛無之有様ニテ乗客ノ不平、非難往々聞クニ堪ヘザルモノアリ而モ之レガ完全ナル修理ハ現在ノ運転状態ニテハ最早絶望トセザル可カラズ又静岡変電所ニ於ケル機械増設並ニ送電線電圧変更ノ件ハ現下ノ異状ナル輸送増加ニ対シ現在ノ施設ニテハ何時然ルベキ危害ヲ發生スルヤモ知レズ又電気供給事業ニ対スル類例ナキ不安定ナル供給ハ需要家ノ不平ヲ爆發セシメ延イテ監督官庁ヨリ断乎タル処断ヲ受クルニ至ルノ恐レナシトセズ何レモ当面ニ迫リタル緊急時ナリトス

(6ウ)

第一 車輛改良案

一、現有車輛(電動客車)

單 車	一〇号級	三輛	木造	大一四、鶴見
	五〇号級	五輛	木造	大一一五、日本
	七〇号級	五輛	半鋼 ^{*3}	昭四、日本

計 一三輛

ボギー車

二〇号級	五輛	木造	大一一〇、日本
三〇号級	五輛	木造	大一一三、鶴見
八〇号級	三輛	鐵骨 木造	昭一一、汽車改造
一〇〇号級	二輛	木造	昭二、日本
一二〇号級	二輛	半鋼	昭五、日本

計 一七輛

(7オ)

右ノ中現在一二〇号級ハ球場及団体輸送等ノ際ニノミ使用シ購入以來走行料ハ二輛共二〇、〇〇〇料内外ニシテ一日平均僅力ニ九料ヲ走行セルニ過ギズ其理由ハ車軀過大ニシテ平常運転ニ適セズ又併用軌道ニ使用シ得ザルモノナルニヨル

一、現在使用状態

單 車 (市内線)

(7ウ)

安西		曲金	三輛
駅前		鷹匠町	二輛
港橋		西久保	二輛
湊橋		横砂	四輛
計			一一輛
ボギー車(本線)			
安西		清水	六輛
中町		横砂	七輛
計			一三輛

即チ現在運転ニ必要ナル車輛数合計 二四輛

中町横砂間ハ夏季二ヶ月半其『他』^(X多)好季多客ノ際一ヶ年ヲ通シ約一ヶ月半(計約四ヶ月)ヲ定時ニ安西||清水間本線ノ中間ニ運転セリ

一、予備車輛

一二〇号級二輛ハ前述ノ理由ニヨリ別トシ現在ノ状態ニ於テ

予備車輛数

單車 13-11=2 即チ二輛

ボギー車 15-13=2 即チ二輛

計 四輛

而シテ二十八輛ノ常備車ヲ保守スルニハ入庫修理車常ニ二輛宛ヲ要シ結局中町||横砂^(X)間^(X)ノ本線ヲ定時運転トセル時季ニ於テハ予備軍ハ『僅』^(X)カニ二輛トナリ右常時運転ニモ差支ヲ生ズル場合多シ^(墨書)

右ハ今夏西武ヨリノ譲受車輛三輛ヲ加ヘテ僅カニ右ノ程度トナリシモノニシテ右三輛ノ購入以前ニハ入庫修理モ俟ナラズ酷使ニ酷使ヲ加ヘ来リシモノ也

只前述中町||横砂間ハ従前季節的ニ運転シ来リシヲ以テ之レガ

(8オ)

運転ヲナサザル時季ニ於テハ更ニ七輛ノ予備軍車輛アルヲ以テ此間ニ於テ極力修理ヲ加ヘシモノニシテ時ニ駅前線ノ如キ單車ダイヤニボギー車ヲ代用スルモ之レガ為ナリ

然レトモ修理工場ノ能力ニハ限リアルヲ以テ一時ニ多数車輛ノ修理ヲナス事能ハサル為メ保守ニ及ビ難キ点ヲ生ズル事トナル尚季節運轉アル時季ニ於テハ二四輛ノ車輛ガ運轉セルニ対シ僅カニ二輛ノ予備車輛ニテハ不時故障(長ク入庫修理ヲ要セザル程度ノ)ニ対スル車輛整備ニハ到底応シ得ザルモノニシテ現在状態ニ於テハ少クトモ五輛ノ予備車輛ヲ必要トスルモノ也

一、新計画(中堅車輛ニ就テ)

他ノ交通機関ノ發達、道路ノ改良、省線ノ電化乍並ニ民衆ノ要望ニ対シ之レガ対策トシテ

一、運轉ノ高速度化(到達時間ノ短縮)

二、運轉時隔(ヘッドウエー)ノ短縮

三、乗心地ノ改善

四、従業員ノ訓練

等ニ付周到ナル計画ヲナスヲ要シ此中前三者ニ就キテハ現有車輛ニ改善ヲ加フルノ外ナシ而シテ四困ノ状態ハ緊急ニ迫リ遅クモ皇紀二六〇〇年ヲ目標トシテ改良ノ要アリ

(一九四〇)

即チ右ノ対策トシテ計画セル車輛案左ノ如シ

茲ニ一二〇号級ハ前述ノ如ク市内線ニ対スル使用不能ナルノミナラズ平常運轉ニハ其構造過大ニシテ不經濟ナルヲ以テ適當ノ買受人アラバ売却スルノ方針トシ其迄ハ新計画ニ於テ無理ニモ中堅勢力ニ加ヘテ使用スルモノトス(適當ノ買受人ヲ生ジタル場合ハ之レヲ売却スルト共ニ之レニ代ルベキ新車二輛ヲ更ニ建造スルモノトス)

本線用(静岡―清水間)

一二〇号級 二輛 現在ノ俣使用

車輛新造 五輛 半鋼製ボギー(聯結運転可能)

現三〇号級改造 五輛 **ボデー**取替半鋼製新造車ト同様複式制禦器ト取替聯結運転可能電動機ハ現在ニケヲ四ケト

計 一二輛 **シ**電動貨車及現一〇〇号級ヨリ一〇ケヲ流用ス

右整備車ハ表定速度四〇浬ノ能力ヲ有シ静岡鷹匠―清水相生

町間ヲ一六分(省普通列車ト同速度)ニ短縮シ得ル能力アルモ

ノナリ(現在ハ二十三分)

右新造並改造ニヨリ本線用車輛ノ整備ヲナス時ハ運転**ダイヤ**

ノ変更ヲ行ヒ得ルヲ以テ安西―横砂間ニ常用一〇輛ノ配車ヲナ

スヲ以テ足ル事トナリ二輛ノ予備車ヲ生ズ而モ半鋼製車輛ニ就

キテハ少クモ数年間ハ長期入庫ノ要ナキヲ以テ数年後ニ於テ自

力ヲ以テ更ニ予備車二、三輛ヲ購入セバ入庫手入ニモ差支ヲ生

ゼザルベシ

(此予備車購入ノ件ハ本計画完了ノ後自力ヲ以テ購入シ得ルノ

期ヲ俟テ実行スルモノナルヲ以テ此際ノ計画ニハ計上ノ要ナ

シ)

一、其他ノ車輛処理案

ボギー車

二〇号級 五輛 三〇号級古車体ト取替(二〇号級現車体ハ廃棄ス)

八〇号級 三輛 現在ノ俣使用

一〇〇号級 二輛 現在四**モーター**『**一**』(墨書)ニ改造(二**モーター**ハ二〇号級改造ニ流用)

計 一〇輛 市内線常用及本線臨時増發運転ニ使用

単車

一〇号級 三輛 老朽甚シキヲ以テ廃車ノ外ナシ

五〇号級 五輛 相当老朽セルヲ以テ市内線用トシテモ

大ナル寿命ナキヲ以テ適當ノ期ニ売却

又ハ秋葉線ヘ転用ス

七〇号級 五輜

堅『^{〔又老〕}牢』ナルモビツチング甚ダシ然シ今之

ヲモ^{〔墨書〕}処分スル時ハ市内線運転ニモ差支

ヲ生ズルヲ以テ之レハ市内線用並ニ之

レガ予備トシテ従前通り存置ス

即チ單車ノ中将来共ニ使用ノ可能性アルハ七〇号級五輜ノミ

ナリ

之レニ上記ボギー車一〇輜ヲ加ヘ一五輜ヲ以テ市内線運転並

ニ之レガ予備トシ且ツ本線臨時増発運転ニモ流用ス

(117)

第二 電気関係設備

一、静岡変電所ニ設備ノ要アル機械

六〇〇^{〔モ〕}ヴォルト五〇〇KW水銀整流機並ニ附属設備一切

但シ建築物ハ増築物ハ増築ノ要ナシ之レガ^{〔モ〕}質資金約二〇、〇〇〇円

一、送電線電圧変更ノ件

右ハ現在一一、〇〇〇Vヲ二二、〇〇〇Vニ変更スルモ『^{〔又モ〕}ノ』ナリ

(堅帳帳はずれ、「静岡電気鐵道株式会社」野紙使用、縦284mm×横204mm×厚1mm)

三七 昭和十三年（一九三八）二月十一日『大正十五年以後 議事録』昭和十三年（一九三八）二月十一日条（浅羽自治会文書一一）

〔昭和十三年二月十一日条〕

（一九三八）
二月十一日 報国貯金浅羽割当 一口金弐十五円也

浅羽弐壱百八十六口

信用組合員数一口半ノ割合ニテ各十戸長ニ依頼ノ件。

古池誠君宅ヨリ金五十円也寄附有リタルニヨリ、一戸

当リ金拾五銭ツヽニテ浅羽全部ニ菓子^{〔×フ〕}ニテ分配ス

ル事ニセリ。

○^{（この○野外にあり）}近藤治太郎・大河内安太郎・金原万七・丸野忠一・河村勘太夫

金原多平・宮本政一・樽松豊平・伊藤角太郎・前嶋弘斎

松井信太郎・戸塚七太郎・村松彦太郎・太田正三郎・杉本伊平

計十六名 一折

（上浅羽、縦帳、罫紙使用、縦244mm×横180mm×厚39mm）

三八 昭和十三年（一九三八）二月十四日付け「役牛共同購入ニ関スル件」（「文書綴」長溝自治会文書近代八の内）

（一九三八）
昭和十三年二月十四日 西浅羽村農会（印）
（静岡県磐田郡西浅羽／村農会之印）

各部農会長殿

役牛共同購入ニ関スル件

当会ニ於テ役牛（子牛）ノ共同購入斡旋可レ致
候ニ付、貴部内希望者、左記期日迄ニ当会迄
御申出相成様、御多忙中恐縮ニハ候ヘ共、御配
慮相願度、此段及ニ御依頼「候也。

記

申出期日 二月二十日

（罫外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（罫紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、罫帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm）

三九 昭和十三年（一九三八）二月二十二日付け「庶乙第六三号 分会總會並ニ婦人報国強調週間ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代八の内）

庶乙第六三号

昭和拾参年式月式拾弐日^{（九三六）} 愛国婦人会西浅羽村分会

愛国婦人会員『桑原はつ』殿^{（手書）}

分会總會並ニ婦人報国強調週間ニ関スル件

支那事変ハ、幸ニ皇軍ノ勇戦力闘ニ依リ連戦連勝ノ威大ナル戦果ヲ収メ、敵ノ首都南京モ旧臘陷落シテ、国民政府ハ為メニ四分五裂シタルニ依ラズ、毫モ反省ノ色無ク、益々覆面ニ躍ル某々国ニ依存シテ、長期抗戦ヲ豪語シツツアリ、為ニ我が国ニ於テモ長期戦下ノ体勢ヲ整ヘテ、既ニ第二段階ノ作戦ニ入り、愈々益々国民精神ヲ總動員シテ堅忍持久時難克服ニ邁進スルニハ、婦人ノ努力ニ俟ツベキモノ頗ル多キニ鑑ミ、本分会ニ於テハ、左記ノ如ク分会總會ヲ開催シ、且ツ長期戦下ノ家庭実践事項並ニ婦人報告強調週間実施要項ヲ決定、実行致度候条、当日御差繰リ御出席相煩度、此段及ニ御通知「候也。

記

一、總會 参月六日午前拾時西浅羽村小学校ニ開催|||||但シ当日御弁当持参ノコト
二、長期戦下ニ於ケル各家庭実践事項大綱

第一 健全ナル家風ノ作興

第二 適正ナル生活ノ実行

第三 皇軍トシテノ子女ノ養育

実践事項

一、毎朝皇太神宮ヲ遙拝シ皇室ノ御安泰ヲ祈リ奉ル。

二、祝祭日ニハ必ズ国期ヲ正シク掲グルコト。

三、毎朝神仏ヲ礼拝シ、又幼長ノ礼ヲ正シ、家庭ノ和合ニ務ム。

四、物品ノ公売ニハ必ズ現金買トスルコト。

五、収入ニ対シ必ズ天引貯金ヲ行フコト。

六、服装ハ質素簡單ヲ旨トシ外来悪風ノ模倣ヲ避ク。

（山折り線）

- 七、 婚儀葬礼其ノ他ノ家庭行事ハ質素ヲ旨トシ厳肅ニ行フ。
- 八、 朝寝夜更シノ惡風ヲ矯ム。
- 九、 時間ノ確守活用ニ努ム。
- 一〇、 金物、毛織物、燃料等ヲ節約シ、廃物及死蔵物ノ利用ヲ図ル。
- 二、 火災其ノ他ノ災害防止ニ努ム。
- 三、 児童ノ訓練ト栄養トニ注意シ、以テ心身ヲ鍛鍊シ、健全ナル家庭教育ニ努ム。
- 三、 徒歩ヲ励行シ、適當ナル運動ヲ行ヒ、心身ノ鍛鍊ス。
- 四、 禁酒禁煙又ハ節酒節煙ノ励行ヲ図ル。
- 五、 隣保扶助ノ実ヲ挙ゲル為メ常ニ隣近所ト相親シク互ニ扶ケ合フコト。

三、婦人報国強調週間実施事項

日	曜	名 称	行 事	国民精神總動員
四日 五日	金 土	皇軍慰問ノ日	出征軍人家族慰問並武運長久祈願	銃後々援ノ持続強化
六日	日	奉 祝 ノ 日	一、朝赤飯ヲ炊キ一家挙テ祝膳ニ向フ 二、午前拾時小学校ニ於テ挙式 三、午後集会…母ノ日…各位協定 国歌奉唱 皇居神宮遙拝 皇威宣揚、武運長久祈願	婦人報国精神ノ強化 （×告） 国体觀念ノ開明 時局ノ認識
七日 八日	月 火	廃物善用ノ日	廃物整理蒐集…利益金ハ慰問金其ノ他奉	ノ途ニ当ツルコト
九日 一〇日	水 木	愛国貯金ノ日	愛国貯金ノ奨励・愛国貯金組合ノ結成	非常時經濟政策ヘノ努力

備考 参月拾日 明治十二年太政官達ニヨリ勤儉貯蓄ニ関シ国民一般ヘ布告セラレタル記念日ナリ。
(二八七九)

(西浅羽、堅帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm)
(堅紙、ガリ版印刷)

四〇 昭和十三年（一九三八）二月二十六日付け「庶乙第八六号 満蒙開拓少年義勇兵見送り方ニ関スル件依頼」（文書綴）長溝自治会文書近代八の内）

庶乙第八六号

（印）（薄い鏡像／他の書類から写ったものか）
昭和十三年二月二十六日

西浅羽村長（印）（静岡県磐田郡西浅羽／村長之印）

（手書）
『桑 元 平』殿

満蒙開拓少年義勇兵見送り方ニ関スル件依頼

左記ノ者頭書日時ヲ以テ満蒙開拓義勇兵トシテ本村役場出

発可_レ致候条、御見送り相成度、此旨貴『字』（手書）各位ニ御通知被_二成下_一
度此段及ニ御依頼ニ候也。

左 記

二月二十八日午前六時三十分集合、同七時出発

中 織 田 覚 次

（野外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm）

四一 (昭和十三年(一九三八)三月四日付け「地久節奉祝並ニ總會見合セノ件」(文書綴) 長溝自治会文書近代八の内)

昭和十二年三月四日
(三ノ内容と前後の収録文書より)

愛国婦人会西浅羽村分会

『桑原ふで』殿
(手書)

地久節奉祝並ニ總會見合セノ件

曩ニ御通牒申上置候、来ル六日ノ地久節奉祝挙式並ニ本分会昭和十三年度總會ノ儀ハ、

故 山 階 宮 大 妃 殿 下 (昭和十三年二月二十六日山階宮菊麿王妃常子薨去) 薨去御服喪中ノ趣キニ拝承、御遠慮

申上ル事ニ相成候ニ付、此段及ニ通知一候。 敬 具

追テ実践事項ハ実行方可^レ然御配意相煩シ度。

(堅紙、ガリ版印刷)

(西浅羽、堅帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm)

〔翻刻注〕

文書の日付は「昭和十二年三月四日」となっているが、前後の文書が昭和十三年(一九三八)のものであること、また、本文書の内容は昭和十三年度の愛国婦人会西浅羽村分会總會についてのことであり、山階宮菊麿王(明治四十一年五月二日薨去)妃常子の薨去は昭和十三年(一九三八)二月二十六日なので、「昭和十三年」の誤記であると判断した。

四二 昭和十三年（一九三八）三月四日付け「庶乙第九四号 臨時陸軍予備馬貸付ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代八の内）

庶乙第九四号

昭和十三年三月四日

西浅羽村役場
（磐田郡／西浅羽／村役場）
（印）

各常設委員殿

臨時陸軍予備馬貸付ニ関スル件

此度軍隊ノ過剰馬ヲ一般民間ニ貸付相成ルトノ通牒有レ之
タルニ付、希望者ハ来ル本月十五日迄ニ願出相成様、此旨貴字
各戸ニ御通知相煩度候。

記

甲馬 貸付ノ年ヨリ起算シテ六年目ノ三月三十一日迄
乙 〃 〃 四年目ノ三月三十一日迄
丙 〃 〃 二年目ノ三月三十一日迄
右期間内徴発サレザル時ハ飼育者ニ付与セラル。

（野外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、上部水損大、縦 253mm×横 172mm×厚 14mm）

四三 昭和十三年（一九三八）三月二十八日付け「農第／号 肥料ニ関スル協議会開会ノ件」（『文書綴』長溝自治会文書近代八の内）

農第／号

西浅羽村養蚕支部

昭和十三年三月二十八日

西浅羽村農会

全 信用組合

殿

肥料ニ関スル協議会開会ノ件

来ル三十日午後一時ヨリ西浅羽村信用内ニ肥料ニ関スル
協議会開会可レ致候条、御多忙中恐縮ニハ候ヘ共、
万障御繰合セ御出席相願度、此段及ニ御通知ニ候也。

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、上部水損大、縦253mm×横172mm×厚14mm）

四四 年月日不明「堆肥者」(文書綴) 長溝自治会文書近代八の内)

堆肥者

前田松一郎	桑原仙太郎	大岡万吉
仁科浅介	仁科憲一	仁科每治
竹原利三郎	大須賀清次郎	大岡勲平
仁科勘平	桑原太代次	鈴木清平
桑原恵助	竹原早一	桑原元平

(堅紙、墨書)

(西浅羽、堅帳、上部水損大、縦253mm×横172mm×厚14mm)

〔翻刻注〕

昭和十三年(一九三八)三月二十八日付け「農第／号 肥料ニ関スル協議会開会ノ件」と関係あるか。

四五 昭和十三年（一九三八）四月十三日付け「農第二八号 驅虫用粉煙草共同購入ノ件」〔昭和拾参年度 参考書綴〕長溝自治会文書近代九の内）

農第二八号
(一九三八)

昭和十三年四月十三日 西浅羽村農会 (印)
(静岡県磐田郡西浅羽村農会之印)

各部農会長殿

驅虫用粉煙草共同購入ノ件

例年ノ通り標記粉煙草共同購入斡旋可_レ致
候条、貴部内希望数量御取纏メ、来ル二十
五日迄ニ御申込相成度、此段及ニ通知「候也。

備考 一呎七貫目ニ付可_レ成呎単位ニ願度候。

(野外下部印刷)

「土井印刷所印行」

(竪紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷)

(西浅羽、竪帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm)

四六 昭和十三年（一九三八）四月二十三日付け「庶乙第一三一号 恩賜財団済生会主催活動写真会ノ件」〔昭和拾参年度 参考書綴〕長溝自治会文書近代九の内）

庶乙第一三一号

（一九三八）
昭和十三年四月二十三日

西浅羽村長（印）
（静岡県磐田郡西浅羽／村長之印）

各常設委員殿

恩賜財団済生会主催活動写真会ノ件

恩賜財団済生会静岡県支部ニ於テハ、日支事変費ノ一部

ニ充当スル目的ヲ以テ、来ル二十九日夜、本村小学校ニ於テ同会

活動写真会開催ノ依頼有^レ之候為メ、本村男女青年団ヲシ

テ前売券一枚金拾五円宛^{（宛）}ニテ本村各戸ヲ歴訪販売致サ

セ候条可^レ然御支援ヲ賜リタク、此段御依頼申上候也。

（野外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

四七 昭和十三年（一九三八）五月二日付け「庶乙第一三五号 春季清潔法施行ニ関スル件」（『昭和拾参年度 参考書綴』長溝自治会文書近代九の内）

庶乙第一三五号

（一九三八）

昭和十三年五月二日

（磐田郡／西浅羽／村役場）
西浅羽村役場（印）

常設委員殿

春季清潔法施行ニ関スル件

左記日割ニ依り春季清潔法施行可レ致候条、
此段及ニ通知ニ候也。

記

五月五日 西富里

五月六日 東富里、浅羽一色、中

五月七日 長溝、浅岡

（手書）
『種痘証御配付方願上候』

（野外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

四八 昭和十三年（一九三八）五月二十五日付け「蠅取紙共同購入ニ関スル件」〔昭和拾参年度 参考書綴〕長溝自治会文書近代九の内）

（一九三八）
昭和十三年五月二十五日

西浅羽村長

各常設委員殿

蠅取紙共同購入ニ関スル件

伝染病予防ノ為各戸ニ蠅取紙ヲ備付スル目的ヲ以テ、例年ノ通り共同購入致候条、所要枚数左記ニ依リ御取纏メ、来ル三十日迄ニ御申出煩シ度、此段及ニ御依頼候也。

記

一、蠅取紙一枚購入代金弍銭。

二、各字ヨリ村へ支払フ代金ハ一枚ニ付金壹銭五厘宛。

三、不足額一枚ニ対スル金五厘ハ村ニ於テ負担ス。

（野外）
『以上』

（野外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」野紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

四九 昭和十三年（一九三八）五月二十八日付け「庶乙第一六二号 軍事郵便案内送付ノ件」『昭和拾参年度 参考書綴』長溝自治会文書近代九の内

庶乙第一六二号

昭和十三年五月二十八日 西浅羽村長

各常設委員殿

軍事郵便案内送付ノ件

逋信省ヨリ出征軍人家族其他二軍事郵便物発
送上注意ノ為メ、別冊送付相成候条、貴字出征軍
人家族其他二周知方可然御取計相成度、此段及二
御依頼「候也。

（野外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

五〇 昭和十三年（一九三八）五月三十日付け「農第五一号 驅虫用粉煙草配付ノ件」〔昭和拾参年度 参考書綴〕長溝自治会文書近代九の内）

農第五一号

昭和十三年五月三十日 西浅羽村農会（印）

各部 農 会 長 殿

驅虫用粉煙草配付ノ件

曩ニ御申込有レ之候驅虫用粉煙草、左記
ノ通り配付可レ致候間、受領方御申出相成度、
此段及ニ御通知ニ候也。

記

数量	単 価	金 額
一〇 呎	一、九〇	一九、〇〇 円

（野外下部印刷）

「土井印刷所印行」

（堅紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、堅帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

五一 (昭和十三年へ一九三八) 五月頃 「婦人会出席者」 『昭和拾参年度 参考書綴』 長溝自治会文書近代九の内)

〔表面／二次使用面〕

婦人会出席者

猪原倉次

桑原芳太郎

桑原多賀一

吉岡昇平

三上與一

桑原丈七

柴原敬一

七

伊藤惣平

計八名

(堅紙、手書)

〔翻刻注〕

乱雑にちぎった「恩賜財団済生会静岡県支部資金募集同情活動写真会開催の趣旨」の裏面に書かれている。史料の時期は前後の史料の年月から。

〔裏面／一次使用面〕

恩賜
財団 済生会静岡県支部資金募集

同情活動写真会開催の趣旨

恩賜
財団 済生会は貧しくして医薬の資なく天寿を全ふすることの出来

ない気の毒な人々のために施薬救療以て済生の途を弘めさせ給ふ

明治天皇の洵に難有き大御心により賜はりたる巨額の御内帑の資を基礎として明治四十四年二月十一日紀元節の佳辰を卜して創立致されたるもので爾来病みて悩める貧しき者を普く救済して大御心の萬分の一に応へ奉らんことに力めこの温き懷に抱かれて再生の幸福に浴し 天恩の洪大無窮なるに感泣して居る者は数限りない状況にあるのであります。

是偏に我が 皇室の至仁至恵にまします優渥なる御聖旨に因ることは申す迄でもない事でありますが一面県下各方面より倚せられたる篤志家各位の深厚なる同情の賜でありまして茲に謹んで感謝の意を表する次第であります。

爾来社会の情勢は漸転し今や内外頗る多事多難の時局に会遇し殊に今次支那事変の勃発するや平素生活に困難「 者が

(後欠)

(縦紙、印刷、句読点原文ママ、後欠)

(縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷)

(西浅羽、縦帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm)

五二 昭和十三年（一九三八）六月十六日付け「庶乙第一八一号 重油配付方ノ件」『昭和拾参年度 参考書綴』長溝自治会文書近代九の内）

庶乙第一八一号

^{（一九三八）}
昭和十三年六月十六日

（印「磐田郡／西浅羽／村役場」）

常設委員殿

重油配付方ノ件

例年通り「マラリヤ」予防施設トシテ重油配付

可レ致候条、役場ニ出頭受領セラレタシ。

追テ本年度ヨリハ重油統制ニ依リ減量

有レ之。依テ昨年ト異動有レ之向御承知

下サレ度候。

^{（手書）}
『（半分入容器持参セラレタシ）』

一、重油 一本半

（野外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）



昭和十三年七月四日

西浅羽村防護団長
磐田郡西浅羽村長
竹原九平（印）
（静岡県磐田郡西浅羽村長之印）

（空白ママ）

殿

西浅羽村防空訓練実施要綱

第二次静岡県防空訓練実施ニ依ル本村実施要項左ノ如シ。

本村行事予定

一、期間 七月八日午前零時別命ナク警戒管制ニ入り、全十日午前中ニ終了。

二、訓練項目

1、警報伝達 本部ニ各字伝令一名ヲ派シ連絡ニ任ス。伝令ハ七月八日午前四時ニ本部ニ参集スルコト。

各字ニオイテ伝令ラデオ又ハ他ノ警鐘ニ依リ最初ニ知り得タ警報ニ依リ空襲警報又ハ同解除ヲ為スベシ。

2、七月六日夜ヨリ屋外灯消灯スベシ。鶏舎又ハ側壁ナキ屋内灯ヲ隠蔽又ハ消灯スベシ。

七月七日就寝ノ節若クハ同夜十二時警戒管制ニ入ルベシ。 演習中灯火管制時間ハ午後七時ヨリ午前四時三十二分ニ至ル間ニ之ヲ行フ。

3、空襲下ニ於ケル防火

（山折り線）

七月八日午後八時ヲ過ギタル後第一回ノ空襲警報ト同時ニ、各部落内ニ数ヶ所模擬焼夷彈落下ヲ想定シ、家庭防火群ノ訓練ヲ実施ス。

此ノ場合藁束又ハ麦稈等ニ点火シ、振鈴又ハ石油缶、金ダラヒ等ヲ連打シ焼夷彈落下ヲ知ラス。此ノ時各家庭一名宛水カ又ハ砂ヲ入レタバケツ等ヲ持ツテ現場ニ駆出シ消火^{又化}ニ務ムベシ。落下場所等ハ別ニ防火班ニ指令ス。

「註」家庭防火群トハ各家庭一名ノ防空担任者ヲ選ビ一ツノ十戸組ヲ以テ家庭防火群ヲ組織ス。

以上

(堅紙、ガリ版印刷)

(西浅羽、堅帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm)

五四 昭和十三年（一九三八）八月二十三日付け「農第八三号 稲作病虫害一斉撲滅デーニ関スル件」〔昭和拾参年度 参考書綴〕長溝自治会文書近代九の内）

農第八三号

（一九三八）
昭和十三年八月二十三日 西浅羽村農会（印）
（静岡県磐田郡西浅羽村農会之印）

稲作改善督励員殿

稲作病虫害一斉撲滅デーニ関スル件

本年稲作ハ植付当初ヨリ二回ニ亘ル水害ニヨリ生育概シテ良好ナラズ、場所ニヨリ全ク不良ナルモノ有レ之。多少稲作ニ対シ肥培管理等ヲ□ニスル向有レ之様被レ存候处、事變下食糧問題ノ重要性ニ鑑ミ、此ノ際別紙要項ニ依リ病虫害ノ一斉撲滅ヲ期シ度候条、実施上遺憾ナキ様御配慮相成度、此段及ニ御依頼「候也。

（野外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

五五 昭和十三年（一九三八）八月三十日付け「薬剤配付ニ関スル件」〔昭和拾参年度 参考書綴〕長溝自治会文書近代九の内）

〔罫外手書〕
『長溝』

昭和十三年八月三十日

西浅羽村農会
〔静岡県磐田郡西浅羽村農会之印〕

各部農会長殿

薬剤配付ニ関スル件

曩ニ御話シ致シ置キ候ボルドー液（薬剤）着荷

致シ候間、明一日午前中ニ配付可_レ致候ニ付、御受領

方御申出相成度、此段及ニ御通知一候也。

追テ左記ノ通り配付致候条、容器御持参相成度申

添候。

記

一、硫酸調

二八斤

二、生石灰

十三貫五百匁

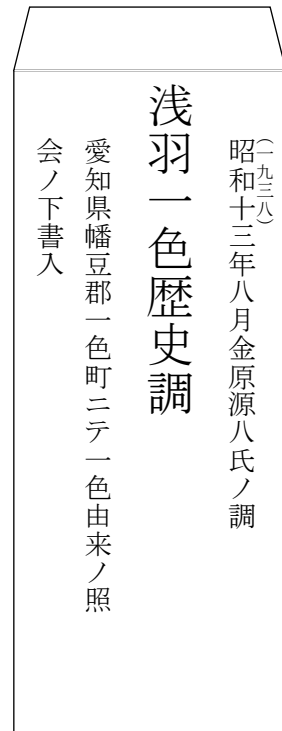
三、展着剤

一升一合二勺

（罫紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、罫帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

（封筒）



昭和十三年八月金原源八氏ノ調

浅羽一色歴史調

愛知県幡豆郡一色町ニテ一色由来ノ照会ノ下書入

（1才）

御照会ニヨル浅羽一色調査書

一 一色ナル郷名起源由来不詳

浅羽ト冠シタルハ元山名郡内一色村ニアリ。一ハ現於保村一色ニシテ、明治ノ始メ、土地改正其他官庁ト村トニ於ケル文書ノ進達頻繁ニシテ、錯誤多ク、官民ノ困惑甚シカリシニヨリ、当村ハ我カ地方名浅羽ヲ冠シタリ。

二 浅羽地方ハ、今ヨリ凡七八百年前ハ海ナリシカ、地震其

他天災地変ニヨリ自然平洲ヲ生シ、追々人民ノ移住セシモノナリト。

当村内ニ伝ハル古文書トシテハ、横帳式ノ慶長年間水帳二冊アル外其以前ノモノ無シ。

浅羽一色内ハ殆ト金原、竹原両姓ニシテ、其内最旧家ト称セラル、金原甚太郎ニ就テ調

（1ウ）

（浅羽一色、封筒、縦216.5mm×横83mm）

査セシニ、参考トナルヘキモノナシ。伝ヘ曰ク全家ハ昔
 天正・元龜ノ頃当国高天神城主小笠原
 与八郎ノ家臣ニシテ全城ノ武田氏ノ為メ
 陥サレテヨリ、家臣離散シテ郷土ト成リシモ
 ノ其後全家中頃衰滅ニ瀕シタル事アリ。為ニ
 何等故記ヲ存セス。

浅羽一色区内社寺現在

村社津島神社祭神素盞男命、正徳年間社殿

再建ノ棟札アル外記録ナシ。

曹洞宗平僧地仲光寺過去帳モ全寺文化年

間火災ニ罹リ其以前明カナラス。又同寺本寺小笠

原笠原村竜巢院ニ付て調べシニ、又元龜元龜・天

正ノ頃兵火ニ罹リ、其後モ寛永年間焼失、為ニ

参考トナル可キ旧記ナシ。

三

維新以前徳川家旗本菅谷政勝ノ知行

処タリ。旧高二百参十石ト称ス。

明治二十九(八八九六)年磐田(郡名の読点三点原文にあり)、豊田、山名、三郡ヲ併セテ磐田郡

トナル。

明治二十九(八八九六)年

明治二十二年町村制ニヨリ字富里、(村名の読点五点原文にあり)長溝、仲、

浅岡、浅羽一色、一之池新田、ヲ合シテ西浅羽村トナル。

四

現在戸数二十三戸(別二最近五〇出寄留)地勢平坦南太

平洋岸ニ至ル。東海道線中泉駅ヘ西二里

左、袋井駅ハ北方一里半ナリ。

田二十二町五反、畑五町五反、宅地二町、

重ナル産業ハ米作ニシテ、之ニ亜クハ大小麦、

養蚕、養鶏、温室等ナリ。

因ニ浅羽地方トハ磐田郡ノ東南部ニ位

スル。昔時三十三ヶ村ニシテ旧高一万石ト称セラル。

現今自治区五ヶ村即チ上浅羽、(村名の読点五点原文にあり)西浅羽、

東浅羽、豊浜、幸浦、ナリ。(幸浦一下の読点原文にあり)其内幸浦、

豊浜両村ハ太平洋ニ沿ヒ、上浅羽ノ一部

ニ山林アルモ他ハ平坦、悉ク耕地ナリ。

(浅羽一色、 堅帳、 罫紙使用、 縦 247mm×横 170mm×厚 3mm)

五七 昭和十三年（一九三八）九月十七日付け「庶乙第二八六号」『昭和拾参年度 参考書綴』長溝自治会文書近代九の内）

庶乙第二八六号

（一九三八）
昭和十三年九月十七日

西浅羽村長 竹原九平（印）
（静岡県磐田郡西浅羽／長之印）

『（手書）
栗原元平』殿

送付書

一、灯火管制用電灯カバー『（手書）
八二』個代金『（手書）
三』円『（手書）
二八』銭也。

右及ニ送付ニ候也。其ノ后ノ註文有レ之候ハバ、之ニ応
ズベク候間申添候。

協議会開催ノ件

来ル九月十九日午后一時ヨリ本村役場ニ於テ

協議会開催可レ致候条、此段御案内申上候。

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

五八 昭和十三年（一九三八）九月二十一日付け「西防第八号 防空訓練打合ニ関スル件」〔昭和拾参年度 参考書綴〕長溝自治会文書近代九の内）

西防第八号

昭和拾参年九月式拾壹日

西浅羽村防護団長竹原九平

消防組幹部

常設委員

青年団役員

殿

在郷軍人役員

防空訓練打合ニ関スル件

第三次防空演習ニ関シ、来ル九月二十二日午後一時本村

小学校（唱歌室）ニ於テ打合会開催致度、此段万障

御繰合ノ上、御出度下サレ度、此段御願申上候。

（堅紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、堅帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

五九 昭和十三年（一九三八）九月『ラヂオのおすゝめ』（丹羽岳人家文書三―二三―一六）

（表紙）

めゝすおのオヂラ

揃つて国防

挙つてラヂオ

会 協 送 放 本 日

（第一見開き）

「戸毎にラヂオ 楽しい団欒」

御家庭にはラヂオを

ラヂオは修養の殿堂です

都会に居ても、容易に聴けない名士の講演や学者の説話、さては
高僧知識の朝の修養など、心静かに聴くラヂオこそ此の上もない
修養の最高殿堂であります。

ラヂオは良い家庭教師です

お子様方には楽しい童謡童話や音楽があり、学生や青年達には語学講座や受験講座、青年講座や青年の時間があり、御婦人方には家庭婦人講座や母の時間があり、また一般向としては講演講座や時事開設などがあつて、ラヂオは懇切丁寧な家庭教師であります

ラヂオは忠実な報道者です

世の中の凡ゆる出来事を忠実に正確に、しかも迅速に報道するものはラヂオです。気象通報やニュース経済市況はもとより、野球相撲その他各種競技の実況までもお聴かせすることは御存知の通りです。殊に支那事变依頼内外ニュースの報道は、一躍その声価を高めて今や世人の関心を集注して居ります。

ラヂオは慰安娯楽の最上設備です

一流演芸家の琵琶、落語、講談、浪花節、或は長唄、清元、常磐津、新内、義太夫、舞台劇、ラヂオ・ドラマ、三曲、歌謡曲、漫談など居ながらにして肉声が聴かれるラヂオは、御家庭の慰安娯楽設備として最上のものであります。外に追隨するものではありません。

ラヂオは重宝な御家庭の必需品です

朝のラヂオ體操から夜の氣象通報まで、時々刻々のニュース、講演、音楽演芸など、年中休みなく放送してゐますから、即座に修養の道場、勉学の講堂、慰安娯楽場となり、しかも聴取料は僅かに月額五十錢であります。現代に於ては最早ラヂオは日常生活になくてはならぬ重宝な家庭の必需品であります。

挙国一致はラヂオから

支那事变は愈々長期戦に入つて、国家の總力を挙げて戦はねばならぬこととなり、時局は益々重大となつて参りました。此の聖戦の目的を達する為めには、あらゆる方面に国民として的一致協力が必要です。銃後の後援強化に国防に——そして非常時の御家庭には先づラヂオをお備へ下さい。

大電力放送の福音

一五〇キロワット大電力放送開始によつて、電波が五倍も強大となり、これまでと違つて、相当遠距離にまで簡易に、そして一層明瞭に、ラヂオが聴かれるやうになりました。簡単な受信機で雑音も無く気持よく経済的に聴かれる大電力放送の福音が、皆様の御利用をお待ちして居ります。

尚ラヂオ聴取の手続は簡単であります。御近所の『ラヂオ申込取次所』の看板の出てゐるラヂオ商又は三等郵便局其他の取次所へ御申込下さい。

(放送時刻表略)

(見取、観音折りパンフレット、印刷、縦173mm×横96mm、開披時縦173mm×横380mm)

〔翻刻注〕

作成年は巻末の放送時刻表から。放送時刻表は翻刻略。

六〇 昭和十三年（一九三八）十一月十日付け〔昭和十三年度神官大麻及曆頒布始奉告祭参列案内はがき〕（袋井町近代役場文書②五一〇）

〔宛名面〕

〔磐田郡（印「田□」）（受付印）

袋井町長殿（印「桑原」）

（消印）

「

（受付印）

〔第『5094』号／受附／昭和13・11・12／磐田郡袋井町役場〕
（手書）
（一九三八）

（消印）

〔静岡中泉／13／11・11／后3—12／上〕
（一九三八）

（宛名面手書）

〔通信面〕

拝啓時下益御清祥之段奉賀候。

陳者昭和十三年度神官大麻及曆頒布始奉

告祭左記ノ通り執行候二付、時局御繁用ノ

事ニ察入候へ共、万障御繰合セ是非御参列

被ニ成下一度、此段御案内申上候。

敬具

一、日時 十一月十六日午前十一時

一、場所 見付町天神社

(二九三八)
昭和十三年十一月十日

静岡県神職会磐田郡支部長川出新一郎

追テ準備ノ都合モ有レ之候ニ付、御参列ノ有無折

返シ御報煩度候。

(手書)
『出席ノ回答ヲナス』

(通信面ガリ版印刷)

(袋井、郵便往復はがき(往便)、縦140mm×横91mm)

六一 昭和十三年（一九三八）十一月十八日付け「号外 干甘諸供出ニ関スル件」『昭和拾参年度 参考書綴』長溝自治会文書近代九の内）

号外

（一九三八）

昭和十三年十一月十八日

（印「磐田郡西浅／羽村農会印」）
西浅羽村農会

部農会長殿

干甘諸供出ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ御相談致シ度儀有^レ之候条、

御繁忙中誠ニ恐縮ニハ候ヘ共、明十九日午後一時

当会迄御足労相煩度、此段及ニ御願^レ候也。

追テ、若シ御都合悪シキ場合ハ必ず代理者御出席

セシメラレ度申添候。

（野外下部印刷）

「土井印刷所印行」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」野紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

六二 昭和十三年（一九三八）十一月二十五日付け「軍兎供出ニ関スル件」〔昭和拾参年度 参考書綴〕長溝自治会文書近代九の内〕

（一九三八）
昭和十三年十一月廿五日
西浅羽村農会（印）
〔静岡県磐田郡西浅羽／村農会之印〕

部農会長殿

軍兎供出ニ関スル件

本日其ノ筋ヨリ電話有リ、急ニ供出致スコト、相成
候条、左記ニ依リ軍兎取纏メ度候間、貴部
内養兎家ニ御話シノ上、多数供出相願度、此段
及ニ御依頼ニ候也。

追而供出数量二十八日朝迄ニ御申出相成度。尚供出
兎ハ六百匁以上ノモノニ付、念ノ為申添候。

記

十一月二十九日午前八時 農会

（野外下部印刷）

「土井印刷所印行」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

六三 昭和十三年（一九三八）十二月一日付け「農第一一六号 酒精原料用生干甘藷供出ニ関スル件」〔昭和拾参年度 参考書綴〕長溝自治会文書近代九の内）

農第一一六号

（一九三八）

昭和十三年十二月一日

（印「磐田郡西浅ノ羽村農会印」）

西浅羽村農会

各部農会長殿

酒精原料用生干甘藷供出ニ関スル件

曩ニ御依頼致シ置キ候標記生干甘藷、左記ニ依リ集荷可レ致候条、貴部内供出者ニ御知ラセ相成度、此段及「御願」候也。

追テ充分乾燥セル物モ念ノ為出荷前日今一度日乾ノ上供出相成様特ニ御話シ願度申添候。

記

一、集荷日 十二月十日

一、受付時刻 午前七時ヨリ十時迄

一、集荷場所 産業組合農業倉庫前

備考、荷送り用俵ハ、一俵八貫匁ニ付、供出数ニ応ジ当日朝八時迄ニ御届相成度候。

（罫外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（罫紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、罫帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

六四 昭和十三年（一九三八）十二月二十日付け「庶乙第四一三号 秋季清潔法施行ノ件」〔昭和拾参年度 参考書綴〕長溝自治会文書近代九の内）

庶乙第四一三号

昭和拾参年拾貳月貳拾日

西浅羽村役場（印）
（磐田郡／西浅羽／村役場）

常設委員
衛生委員 殿

秋季清潔法施行ノ件

左記日割ヲ以テ秋季清潔法施行可

レ致候条、此段宜シク御配慮下サレ度候。

記

十二月二十三日 西 富里

全 月二十四日 東富里、浅羽一色、中

全 月二十六日 長溝、浅岡

（野外下部印刷）

「土井印刷所印行」

（堅紙、罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

六五 (昭和十三年へ一九三八)「ラヂオ関係書類貼紙」(丹羽岳人家文書三一―三―一)

(表面／二次使用面)

(墨書)
「ラヂオ」

「関係書類」

(裏面／一次使用面)

(鉛筆)
「◎大至急」

今晚肥料配給割当制度ノ件ニ

付キ御相談申シタヒト思ヒマスカラ、■夕

飯後直チニ私方迄是非御出掛ケヲ願ヒマス。

二十一日 小次郎

柴田 新作様 寺田 勇一様

堀之内若太郎様 鈴木 育三様 「」

(見取、罫紙、罫紙使用、小次郎書簡の紙背を二次使用、縦 232mm×横 160mm)

〔翻刻注〕

史料の年代は同じ史料群のラヂオ関係史料から。

(表紙)

挙って国防
揃ってラヂオ

社団法人
日本放送協会

お申込のラヂオ聴取願が許可されました、別紙許可書と聴取章をお送りいたします。何卒永続してお聴き下さると共に、お知合の方にも是非おすゝめ下さる様お願いいたします。

◎聴取章はお忘れなく門柱又は玄関にお打付け下さい。

◎許可書は受信機の中など一定の場所に保管して下さい。

◎聴取料は月額五拾銭で集金員が直接頂戴に参ります。

地方で集金に上れない所には六ヶ月分金参円づゝ郵便集金で御請求申上げますから遅れない様に御払込み願ひます。

◎受信機はなるべく湿気を受けず又動揺しない場所へ置いて下さい。

◎必要以上の高音を出さぬ様又ピーピー云はせぬ様にお問い合わせいたします。

◎聴取章を紛失された場合の再交附願用紙とか変更届用紙等御入用の場合は最寄のラヂオ申込取次所（郵便局、ラヂオ商、電燈会社等で看板を掲げてあります）に御請求下さい。手続は一切無料です。

◎受信機故障の場合は「日本放送協会指定ラヂオ相談所」と云ふ看板を掲げてあるラヂオ商で公定料金で修理することとなつて居りますから御利用下さい。

御許可書の裏面注意事項をよく御覧下さい。

（天印刷）

「栄える家にラヂオあり」

（地印刷）

「不便な土地ほど便利なラヂオ」

(裏表紙)

日本放送協会直轄区内局所一覽					
局 所	呼出符号	空中線電力 キロワット	周 波 数 キロサイクル	所 在 地	電 話
日本放送協会				東京市麹町区内幸町二ノ二ノ二 (放送会館)	銀座七、七五一
同 放 送 所	J O A K	第一一五〇、〇 第二二五〇、〇	五九〇 八七〇	川口市上青木三丁目	川口三、〇七九
長野放送局	J O N K	〇、五	一、〇四〇	埼玉県北足立郡鳩ヶ谷町大字里	鳩ヶ谷 二三一
静岡放送局	J O P K	〇、五	七八〇	長野市城山公園内	長野二、九一〇
新潟放送局	J O Q K	〇、五	九二〇	静岡市柚木小字山崎坪	静岡二、一八〇
浜松放送局	J O D G	〇、五	一、一〇〇	新潟市旭町通二番町字浜浦	新潟三、一四五
甲府放送局	J O K G	〇、五	八〇〇	静岡県浜名郡蒲村字大蒲	新 潟三、一四五
松本放送局	J O S G	〇、五	九六〇	甲府市飯田町	浜 松二、九四〇
横浜出張所				松本市大字笹部字西田	甲 府四、四四一
前橋出張所				横滨市中区尾上町（朝日ビル）	松 本二、〇五四
				前橋市南曲輪町	長者町六、二八八
					前 橋一、七三六

(見取、二つ折りパンフレット、印刷、句読点原文ママ、ゴシック体原文ママ、縦131mm×横89mm、開披時縦131mm×横179mm)

〔翻刻注〕

史料の年代は同じ史料群のラジオ関係史料から。

六七 昭和十三年（一九三八）「千人針腹巻墨書」（二〇一三年七月金原勤氏寄贈史料）

千人針 腹巻

馬場母が長平の
為作て下さる

多謝

（一九三八）
昭和十三年 長平

（松原、千人針（腹巻）、劣化、破損大、紐含縦182mm×横2210mm、本体縦182mm×横1290mm）

〔翻刻注〕

針の数は、八〇二針十二二針の計一〇一四針。

六八 昭和十四年（一九三九）一月六日付け「牛馬耕伝習会開催ノ件」〔昭和拾参年度 参考書綴〕長溝自治会文書近代九の内）

（一九三九）

昭和十四年一月六日

（印「磐田郡西浅／羽村農会印」）
西浅羽村農会

各部農会長殿

牛馬耕伝習会開催ノ件

明七日午前拾時ヨリ浅羽一色地内ニ於テ標記

牛馬耕伝習会開催可レ致候条、貴部内当業

者多数参観相成様御配意相成度、此段

及ニ御通知「候也。

（野外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

（表紙）

内案オデラ

会協送放本日人法団社

（1上）

放送協会の組織と放送設備

日本放送協会は、大正十五年八月に創立せられた公益法人であります。放送事業の使命は国家的に極めて重大でありますので、その運営は凡て通信大臣の監督の下に行はれて居ります。

現在日本放送協会の業務組織は下表の通りであります。放送局の数は全国で三十五、その送り出す電波はあらゆる文化部門に亘つて世界に誇る偉大な放送陣容を形成つて居ります。殊に最近は一五〇キロ東京大電力放送所が完成しまして、素晴らしい威力を有する放送が開始されました。それに東京及大阪の二大放送会館も相次いで完成しまして、愈々吾が日本の放送事業はその設備の

優秀さと、放送内容の充実とを以て、堂々世界の放送界に巨大な歩みを始めました。

(1 下業務組織図略)

(2 全国放送局分布図略)

(3 上写真「世界教育会議」「幼児の時間」略)

(3 下)

ラヂオと生活

ラヂオと吾々の生活は今日に於ては最早や一日も分離することが出来ません。若しも吾々の生活からラヂオを一日でもなくしたならば、どんなに寂しく物足りない事でせう。それなら吾々は一體ラヂオからどんな利益を受けて居るでせうか。

★ラヂオは修養の母です

皆様朝の修養をおきゝになりましたか。今日の智識、日曜勤行、日曜礼拝、祈願祭などの放送をおきゝですか。又現代日本の一流の名士の講演をどんな送って居る講演放送をおきゝですか。ラヂオの講演ほど天下一流の名士を網羅して居るものはありません。而も当代の名士の生地きぢの声を直ちに皆様の耳から心へお送りするのです。ラヂオの講演をきいて居れば何も読まなくとも大丈夫と言ふ人も随分あります。全くラヂオ、ラヂオ、ラヂオほど今の世の中で素晴すばらしい大きい力をもつたものは無いかもしれません。又ラヂオ位皆様の修養に大きい実益を投げて居るものも御座いません。或る山村の老人が郷党出身の名士の声を生れて初めて

(4上)

しかも居乍らにして聴いたと言つて、非常に感激して来た例もあります。亡くなられた世界の巨人日本の至宝^{たから}、東郷元帥の御声を、一斉に日本中の人人が聞くこと出来たのもラヂオの力でなくて何んでしょう。

★ラヂオは教養の国民学校です

ラヂオは修養の母であると共に又修養の道場です。例へば今までは生徒を教へるのは教壇に立つ先生だけでした。然しラヂオが生れてからはどうでせう。ラヂオで聞

く偉人のお話、

ラヂオできく名

士の教訓が皆様

のお児達にどん

なに深い強い感

銘と教訓を与へ

て居る事でせう

親達や、先生の

言ふことも仲々

〔写真「米内海軍大臣の講話」略〕

(4下)

きかぬ悪戯坊達^{いたづらぼう}

もラヂオのお話

し丈けは、沁々

と感に入つて聴

いて居るそうで

す。殊に、今ま

では到底聴かれ

なかつた劇的な

要素や音楽的な

要素の入いつた教材迄もきくことのできる児共達はどう

してラヂオに引付けられないで居られませうか、ラヂオ

の幼児の時間、小学生の時間はかうして国民の初等教育

に新しい世界をひらきつゝあります。それからラヂオの

中学生の時間は、中等学校に行けなかつた人人の為に生

きた教養と知識を与へて居ります。趣味講座、時の問題

などでも理論上実際上のあらゆる見地から変化の多い興

味のある、そして教養に役立つものを放送して居りま

す。この放送が皆様の教養の向上に、精神生活の充実と

進歩に、どんな

に有効な役割を

荷つて居ります

事か、きつと皆

様の方がよく御

存じの事と思ひ

ます。ラヂオは

又学校に行つて

も学び難いと言

はれて居ります中等外国語、漢文、国語などを一流の先生

(5上)

〔写真「小学生の時間」略〕

〔写真「徳富蘇峰氏の講話」略〕

を委嘱して放送して居ります。ラヂオで語学を覚えたと言ふ人が随分沢山あります。近頃の支那語講座などの聴講者は大変なものです。又国民講座では文化方面、自然科学方面の全部に亙つて種々貴重な放送を致して居ります。又青年講座や商店員の時間等も設けて男女一般青年の向上と洗練とに努力して居ります。之等の放送の賢明な御利用によつてどんなに国民の一人一人がその教養を高め、時勢と共に進み、明るい、心強い、そして朗らかな生活を営むことが出来るでせう。確かにラヂオは皆様の教養の国民学校だと言つてよいと思ひます。

★ラヂオは慰安と娯楽の源泉です

世の中には色々の慰安と娯楽があります。又人間は一日も慰安と娯楽なしでは居られません。然し今までは娯楽を享けるにも慰安を求めるにも夫々相当な設備や方法が必要としました。少し纏まつた慰安を求め様とすれば高い料金を支払はなくてはなりませんでした。それでも劇場があり慰安

設備のある都会の人は未だいいのです。そんな設備も何も無い

〔写真「市丸さんの歌謡曲」略〕

田園や、山間や、漁村や、離れ小島などの人は一體どうして居た

〔写真「ラヂオドラマ」略〕

のでせうか。あゝ一流のいい浪花節を聞きたい。東京や大阪の芝居を見たい。せめてその気分だけでも味いたいと言つて慨^{なげ}いて居た人がどんなに多かつた事でせう。所が遂にラヂ

〔写真「朝鮮の妓生」略〕

オが生れたのです。あゝ聞える！聞える！全く天来の妙音だ！こんな面白い音楽、こない浪花節、大した芝居がそのまゝ聞える、その科学文明の有難さに感謝した人が沢山

あつたのです。ラヂオがその放送を始めた頃です。人人はわれを忘れてラヂオに吸ひつけられたのです。今でも同じです。始めてラヂオをきく人の喜び、それは全く聴くその人でなくては解りません。

★ラヂオは一番安価な娯楽機関です

ラヂオが生れたのは、たつた十二三年前ですが、今日では全国のラヂオ聴取者数はもう四百萬人を越えようと

(7 上)

して居ります。一ヶ月に増加する聴取者は何萬人と云ふ数です。それでも未だ聴取者の普及率は世界で二十位以下と云ふ状態です。然しやがてどんどんと一流ラヂオ国に追付く事と思ひます。これも全く道理なのです。一ヶ月たった五拾錢と云ふ安い聴取料金でしかもあらゆる当代一流の名

〔写真「傷病兵の慰問」略〕

〔写真「歌の御稽古」略〕

〔写真「歌の御稽古」略〕

人や、芸人や、大劇場での名優の芝居の中継や、日本中の隅から隅までのお国自慢の俚謡や、囃や、踊りなどまで、面白いと云ふものは一切合切つい耳のそばで、手に取る様に、聴くことが出来るのですから。誰れにでも、楽々とそして好き嫌な種目を自由に取捨選択して、聴くことが出来るのです。仮に一家五人で一ヶ月聴くとしま

(7下)

すと一人当たりの聴取料

金はたつた三厘余です
それが此の慰安の種目
だけではないのです。

他の沢山の種目も含め
てです。ラヂオはまる

で無料ただみたいなもの

だ、と云つた人もあり
ました。

こんな安価な料金で、こんな立派な、こんな豊かなそ
してこんな充実した慰安と、娯楽が、一體ラヂオを除い
て、何によつて得られるでしょう。

或る日本通の外国人が、日本の演芸放送が、非常によく
纏まつて充実して居るのと、そして聴取料金はたつた五
十錢だと云ふことをきいて、それはまるで奇蹟ようろつばみたいな
ものだ、欧羅巴ではとてもそんな安い料金で、こんな纏
まつた盛沢山の放送は聴かれるもんぢやない、日本人は
全く幸福しあわせだと、吃驚びっくりしたり羨しがつたりしたと云ふので
すが全く無理もないのです。事実日本の放送位充実した

(8上)

〔写真「傷病兵の慰問」略〕

〔写真「落語」「物語」「童謡」略〕

変化に富んだ番組は世界中どの国にもありません。

それは勿論非常に恵まれた日本の国の特殊の事情にもよるのです。ラヂオで皆様のお耳に入れて居ります演芸放送の主なる種類は長唄、清元、常磐津、新内、義太夫、箏曲・三曲、古曲、尺八、小唄、謡曲、琵琶、歌沢、民謡、俚謡、歌謡曲、端唄、俗曲、雅楽など邦楽の全般は勿論、洋学の全部に達する数十種目其他皆様に最も好評を博して居ります浪花節、講談、落語、漫談、漫才、ラヂオ小説、物語などの演劇全般、さてはラヂオドラマ、舞台劇、能、狂言、映画劇などに至るまでのあらゆる娯楽の種類と内容とに亘つて居ります。ラヂオ位安価な娯楽機関は到底他にはないと思ひます。スヰツチ一つ入れゝば山奥でも、海の上でも、離れ小島でも、ゆつくりと味ひ乍らきけるのです。

★ラヂオ一つで山家も都です

本当にそうだと思ひます。ラヂオは全く慰安と、娯楽の源泉です。今の世の中でラヂオ位偉大な演芸の魔法箱はないと思ひます。確かに魔法箱です。かつ

てチクオンキが歌を唄ふ魔法箱だと言つて神様扱ひにされた話は今日でも有名な

〔写真「ラヂオ小説」略〕

話ですが、ラヂオは

とてもチクオンキ所

か、もつと／＼それ

以上の不思議な魔法箱だと言へると思ひます。

(9 上)

★ラヂオは実況を放送します。

扱ラヂオは以上の慰安種目の外に野球、水泳、相撲、各種運動競技など偉大な実況を放送します。此の放送によつてどんなに皆様が、生々しいスリルに富んだ協議の真髓と興味と感興とを居乍らにして味はふ事が出来る事とでせう。殊に野球や相撲の放送など満天下の人々の血を沸き立たせること大變なものです。度々の支那大陸最前線からの戦況の放送など、どんなに人々を感激と興奮の渦の中にまきこんだ事とでせう。又毎年殆ど常例とな

〔写真「野球」「大演習」「相撲」略〕

(9 下)

つて居ります陸軍始
観兵敷の御模様、或
は東西節分会、海軍
記念日、祇園祭の実

〔写真「陸上競技入場式」略〕

況、六大学野球リーグ戦、甲子園の野球大会の実況放送など如何に皆様から喜ばれ歓迎されて居る事でせう。これは慰安放送と共に、益々その内容と取材の範囲を拡大して行く、最も興味多い魅力のある放送であります。

★ラヂオは報道の王者です

ラヂオが報道戦線に於てどんなに重要な役割を果して居るかは今度の支那事変に於て何よりも雄弁に物語つて居ると思ひます。ラヂオは山川幾千里を一瞬にして飛び越え、たつた今入った、一番新しいニュースを全国民に、一斉に、同時に報道するのです。而もその報道はラヂオ程正確なものはありません。ラヂオの報道は其の筋の厳重な監督と、関係の向の綿密な審査の下に行つて居るのです。すべての出来事を唯正確に、最も迅速に、全くありのまゝ、少しの誇張もなくお伝へするのです。そして世界中のあらゆる権威のある通信網は先づ第一番にラヂオにつながつて居るのです。ラヂオは全く報道の王様です。活きた社会の口なのです。放送協会に於てもこの報道放送の使命の重大さを痛感しまして一層その内容の充実と、正確と、迅速とを期して日夜奮勵努力し

(10 下)

て居ります。ラ
ヂオのニュース
を聴く人、それ
はいつも時勢に
おくれぬ新しい
人です。

★ラヂオは健康と

體育の母です

皆さん！ ラヂオ體操
の放送をおきゝですか、
又ラヂオ體操をおやりで
すか。人間の生活に於て
健康程大切なものはあり
ません。あの毎朝の朗ら
かな體操の号令で日

〔写真「ラヂオ體操の会（二）」略〕

〔写真「ラヂオ體操の会（二）」略〕

(11 上)

本中の何百萬人の人
人が體操をやつて居
るのです。ラヂオ體
操は老若男女誰でも
何処でもやれる様に
工夫してあるのです。
氣持のいいあの伴
奏と一緒に、面白く
手足を振つて居られ

〔写真「ラヂオ體操の会（三）」略〕

るうちに知らず／＼に皆
さんの健康が増進するの
です。先づ體育！そして

〔写真「日伊電話開通」略〕

朝の気分を朗らかに！それから一日の活動を元気に！そして皆様の人生をラヂオ體操によつて益々愉快に益々活々いきと云ふのが眼目なのです。殊に皆様も御存じでせうが、毎年の夏休に日本中の至る所でやつて居りますラヂオ體操の会は今日では参加の延人員は總數実に一億四千萬人以上です。外国人も我が国のラヂオ體操の会の盛大には全く目をみはつてびつくりして居ります。どうか皆様の御健康の為に雨の日は家の中で、晴れの日は戸外で、御家族御一同で元氣よく朗らかにラヂオ體操を実行せられ愈々健康に、そして益々幸福になつて下さる様お願い致します。

★ラヂオは国際親善の楔です

ラヂオは復、驚異的な効果を齎す国際親善の外交機関です。例へば最近の日独伊防共協定記念交驩放送の如きは盟邦三大国民の心と心とを結ぶ使命を完全に果たしたのです。

〔写真「独逸青年の音楽」略〕

将来国際文化の交驩

に、ラヂオが益々利用
せられ親善外交に大き
な役割を果すことゝな
るでせう。

〔写真「邦楽の海外紹介」略〕

★ラヂオは国際宣 伝戦の新鋭武器 です

欧米各国では何は措いても先づラヂオで時刻の威力、
自国の政策の放送をしつづけ、常にめまぐるしい国際宣
伝戦をやつて居ります。今日のラヂオは国際宣伝戦の新
鋭武器となつて居ります。此度の支那事変で、どんなに支
那がラヂオを利用して、日本の国際的地位を窮地に陥し
入れ様としたか御存じの事と思ひます。吾国でも、現在
ではアメリカ東部、西部、南米、欧羅巴、支那、南洋等
に向けて海外放送を行ひ、十ヶ国語でどしどしと吾国の
正しい主張と、文化
の対外宣伝及び紹介
に努めて非常な効果
を収めて居ります。

〔写真「認定受信機」略〕

海外にある同胞が如
何に母国発展の声を
耳にして感激して居
りますことか、続々
と寄せられる海外通
信は目のあたり其の

有様を伝えて居ります。ラヂオでなくては到底出来る事ではありません。ラヂオ一つで皆様は世界の各方面に繋がって居るとも云へませう。

ラヂオの受信機

★ラヂオをお聴きになるに必要な費用

ラヂオを聴くには費用は一體どの位かゝるだらうと云ふ事は、誰もが一番知りたい事だと思ひます。之に就いて簡単に申し上げます。第一に受信機の値段ですが、一番簡単な鉱石式なら設備一切で十円位です。然し近頃一番よく使はれて居るのは直接電燈線からひくエリミネーター三球又は四球式の所謂交流式受信機で、之から大體三十円前後です。尤も放送所から遠く離れて居たり、電波の入る程度即ち感度の弱い山間地方などではやゝ高級な五六十円程度の受信機が要ります。これには尚アンテナとか、引込線、切替スイッチ、アース棒などの費用として三四円位要ります。其の外に尚電燈線の引込料、内線工事費などいくらか電燈会社に支払はなくてはならぬ所もあります。それにラヂオを聴く為に必要な電気料として、定額制の所では三十五銭乃至七十銭程度支払ふ事になるでせう。また修理費は新設後二年位から部分品の取換等に少額を要すると思ひます。

★受信機を選び方

ラヂオをお聴きになるのに受信機を選び方ほど大切なものはありません。受信機を選び方が悪いと折角のラヂ

才の喜びも、楽しみも目茶苦茶になつて仕舞ひます。初めての方は受信機を選択を往々他人委せにして失敗することが少なくありません。当協会に於きましては皆様が安心して而も極く手軽に最も良い受信機をお求めになる事が出来ます様にと、特に放送局型受信機と、認定受信機と云ふのをお薦めして居ります。

◎**放送局型受信機** 是は特に放送協会の嚴重な企画検査を経て販売されるものでありますから、その品質に於て性能に於て、受信機としては最も優秀と折紙をつけて良いのです。目下製作を急いで居り近く市場に売出されることになつて居ります。

〔写真「受信機の内部」略〕

受信機の外面に貼られた局型マークで瞭解になります。が、もしお買求めの際御不便でもありましたら、直ちに放送局宛御一報頂けば充分御便宜をお計りいたします。

◎**認定受信機** 是も放送局で行ふ一定の規格試験に合格したものですから安心しておすすめ出来るのです。是は一般にラヂオ商店で販売して居ります。お求めの際は受信機の正面に貼られた認定マークに御注意下さい。

★**注意を要する受信機の取扱方**

◎**受信機の置き場所** 受信機の置場所としては先づ第一に取扱ひ易い場所であること、聴き易い位置におく事は

〔写真「局型受信機」略〕

勿論ですが、尚次の様な事は知つて置いて頂きたいと存じます。即ち①アンテナ及アースの引込線が短くて済む様な所。②振動の少い所。③日光の直射しない所。湿気塵埃等の少い所です。

◎受信機の調節仕方

ラジオを聴くには電源スイッチ

を入れる事は勿論ですが、スイッチを入れる迄には大體次の準備が必要です①アンテナ、アースの引込線を夫々受信機の所定の所にキチンと接続すること。②受話器又は高声器を所定の所に接続すること、③真空管を夫々ソケットに記入された型名と間違はぬ様一致させて挿し込むこと、④真空管の脚とソケットの接続が完全でない為故障を起すことが多いのですから充分さし込む事が肝要です。鉱石式受信機だったら鉱石を受台に挿し込まなくてはなりません。⑤電池を別に必要とする受信機なら其の(十)と(一)に誤りのない様に接続しなければなりません。⑥電池式受信機なら先づA電池を接続し【コード赤線は(十)黒線は(一)です】フィラメントだけ点火して確めた上更にB電池を接続することです。B電池をA電池を接続するコードに誤つて接続すると真空管フキラメントを切断して仕舞ひます。⑦エリミネーター受信機なら電源フューズを点検しなくてはなりません。⑧こうして電源スイッチが入りラジオが聞え出しましたら、余り大きい声を出して御近所迷惑をしません様に、充分音量を

適当に御調節の上気持よくお聴き下さい。

◎受信機が故障を起した時の取扱　ラヂオの受信機は

微妙な電気の働きによ

るので時々故障

を起します。勿論故

障にも色々ありますが

その原因は大抵共通な

場合が多いのです。今

代表的なものを挙げて

見ますと①雑音が入って聞き悪くなつた時はまづアンテナアースを受信機から取り外して見て下さい。②それでも尚雑音が同様入るならば原因はきつと受信機の内部に在るのです。③アンテナアースを取外すと同時に雑音が消えるならばアンテナアースの接点の不良、又は電燈電力線の故障、電熱器、電気医療器の妨害、又は近所の受信機など雑音の原因は外部に在る訳です。

◎だんだん聞えなくなつた場合　この場合の原因には色々ありますが電源で夏が大抵一定して居るエリミネーター受信機には電池式の様で電源の消耗による事は無い筈です。ラヂオの音が少さくなると同時にはつきりし

なくなるのは、大抵真

空管や鉱石の感度が悪

くなつた時、或はスピ

ーカーの永久磁石の力

が弱くなつた時など

です。

◎突然聞えなくなつた

〔写真「テレビ自動車」略〕

〔写真「録音機」略〕

場合 この場合は①

低周波変圧器（オヂオ

トランス」の断線か②

電源変圧器又は（オヂ

オチョーク）の断線か

③拡声器のコイルやコ

ードの断線か④エリミ

ネーターの平滑用コンデンサーの短絡などの場合です。

⑤其他配線のハンダの分離⑥抵抗の切断などの場合にも突然聞えなくなりますがこんな場合にはアンテナアースに故障があるがどうか調べて見て故障がなければ以上の原因であるとしてよいのです。大體以上の様な取扱に付いての事を一応知つて居られますと大変便利です。

★ラヂオ相談所

ラヂオが故障のときはラヂオ相談所に御相談下さい。

相談所は全国の放送局及出張所の所在地にあります。相談所では故障箇所の調査、簡単な修理、真空管の若返り其他受信機の御買求め、ラヂオの申込手続などラヂオに関する一切を取扱つて居ります。尚最近は放送局公認のラヂオ相談所が各地に出来まして、放送局指定の料金で皆様のラヂオに関する御相談に与ることになつて居りますから充分御利用下さい。この公認相談所には【日本放送協会指定ラヂオ相談所】と云ふ標札が掛つて居ります。

★ラヂオをお聴きになる手続

ラヂオをお聴きになるには、通信局に願出てその許可を受けなくてはなりません。許可を受けずにお聴きになると処罰されます。です

〔写真「放送機」略〕

からラヂオをおきゝになる場合は忘れずきつと許可をうけて下さい。手続は極く簡単です。放送局の案内所、ラヂオ相談所、御近所のラ

ヂオ商、郵便局、電気会社などでラヂオ申込取次所の看板のかゝつて居る所なら何処でも受付けます。申込は申込用紙に所定の事柄を書き入れ、壱円の郵便切手を添へて御出しになればよいのです。申込書は直接御持参になられても、放送局宛郵送されても宜しいのです。此の壱円は通信局に御払ひになる許可料なのです。申込書と引換へに「預り証」を差上げます。又十日程のうちに必ず聴取許可書と、聴取章が御手元に届く筈です。許可書は紛失しない様に大切に保存して置いて下さい。聴取章はラヂオの正当な聴取者であることの証拠なのですから、出来る丈見易い様に玄関とか、門柱などにしつかり打ち付けて置いて下さい。又御転居なさるときは忘れず御転居先におもち下さいまして同様にうち付けて置いて下さい。

★聴取料

ラヂオをおきゝになるには前の聴取料の外に毎月五十銭宛聴取料を頂くことになつて居ります。最も前に述べました聴取許可の日が月の十六日以後になりました場合は、その月の聴取料に限つて特に半額の二十五銭になります。聴取料金は放送局の集金員である証明証をもつた者が、受取証と引換へに直接頂きにするか、又郵便で御支払を頂きます場合は、壱ヶ年分六円を二度に分けて、三円づつ御払込を願ふことになつて居りますから御承知置き下さい。

(放送時刻表略)

(見取、冊子、印刷、改行・句読点・ゴシック体原文ママ、縦186mm×横125mm×1mm)

七〇 昭和十四年（一九三九）二月二十一日付け「農第二一号 軍用兎供出ノ件」『昭和拾参年度 参考書綴』長溝自治会文書近代九の内）

農第二一号

（一九三九）

昭和十四年二月二十一日

西浅羽村農会

（印）
（静岡県磐田郡西浅羽村農会之印）

各部農会長殿

軍用兎供出ノ件

軍用兎供出方其ノ筋ヨリ申越有レ之候由、左記ニ
ヨリ集荷可レ致候ニ付、貴部内ヨリ多数供出相成
様御配意相煩度、此段御願申上候。

記

一、日時 二月二十四日 午前九時

一、集荷場所 役場

（野外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 252mm×横 196mm×厚 15mm）

七一 昭和十五年（一九四〇）五月二十日付け「西農第五八号 紫雲英種子ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代一（の内）

西農第五八号

（一九四〇）

昭和十五年五月廿日

西浅羽村農会

（印）

（磐田郡／西浅羽村／農会印）

紫雲英種子ニ関スル件

本年モ例年ノ通り紫雲英種子購入斡旋可レ致候モ、本年ハ肥料不足ノ為各町村需要者多ク、為ニ種子不足ノ由。就テハ出来得ル限り自家採種ヲナシ不足分ノミ購入致ス様願度。申込期日ハ左記ニ依リ、期日厳守御申込相成度、此段及ニ御通知一候也。

記

一、申込期日

五月廿四日迄

備考、期日後ノ申込ハ郡農会ニ於テモ受付ザル由ニ付、可レ然御諒承相成度、特ニ申添候。

（縦紙、〔静岡県磐田郡西浅羽村農会〕罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

七二 昭和十五年（一九四〇）五月二十一日付け「西農第六〇号 肥料配給並施肥改善ニ関スル講演会ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代一
（一の内）

西農第六〇号

昭和十五年五月二十一日

西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

各部農会長殿

肥料配給並施肥改善ニ関スル講演会ニ関スル件

標記講演会左記ニ依リ開催可_レ致旨通知有_レ之候条、最寄リ
会場ニ出席、聴講相成度、此段及ニ御通知一候也。

記

一、日時 五月二十四日午前十時 中泉町公会堂

五月二十五日午前十時 袋井町農会楼上

一、講師 県試験場 岡田技師 県庁堀西技師

備考、出席有無二十三日朝迄ニ御報告相成度候。

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦紙、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

七三 昭和十五年（一九四〇）六月七日付け「庶乙第二〇〇号」（文書綴）長溝自治会文書近代一の内）

庶乙第二〇〇号
（九四〇）

昭和十五年六月七日

西浅羽村長

常設委員殿

天皇陛下 六月十日伊勢神宮御親拝ノ左ノ時刻ヲ期シ、全国民一斉
ニ各々其ノ在所ニ於テ 伊勢神宮ヲ遙拝スルコトニ相成候ニ付、適当ノ
方法ヲ以テ貴字内一般ニ周知セシメ、一斉ニ実施スル様致度、此ノ段
依命通牒候。

記

一、外宮 六月十日午前十一時十二分
一、内宮 午後一時五十四分

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

七四 昭和十五年（一九四〇）六月十三日付け「号外 駆虫用粉煙草追加配布ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代二一の内）

号外

（一九四〇）

昭和十五年六月十三日

西浅羽村農会

（磐田郡／西浅羽村／農会印）
（印）

長溝部農会長殿

駆虫用粉煙草追加配布ノ件

標記粉煙草不足分本日配付有レ之候条、貴部
農会ヨリノ申込ニ対スル不足分左記数量追加
配給可レ致候条、至急受取相成度、此段及ニ
御通知一候也。

記

（手書）

『三叭』

（野外下部印刷）

「（土井印刷所印行）」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦257mm×横176mm×厚16mm）

七五 昭和十五年（一九四〇）六月二十二日付け「西農第七九号 硫酸ニコチン配付ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代一（内）

西農第七九号

昭和十五年六月式拾式日

西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

各部農会長殿

硫酸ニコチン配付ノ件

害虫駆除用硫酸ニコチン左記数量配付可レ致候条、御
希望ノ方ハ来ル廿五日迄ニ代金引替ニ受領方御申出相
成度、此段及ニ御通知ニ候也。

追テ当日迄ニ御申出無レ之場合ハ希望ナキモノトシテ処理致シマス。

記

品名	数量	単価	合計
硫酸ニコチン	三ポンド	五円	十五円

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

七六 昭和十五年（一九四〇）六月二十四日付け「西農第八一号 畜力除草講習会ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代二一の内）

西農第八一号

（一九四〇）

昭和十五年六月二十四日

西浅羽村農会

（磐田郡／西浅羽村／農会印）
（印）

各部農会長殿

畜力除草講習会ニ関スル件

標記講習会左記ニ依リ開催可レ致旨通知有レ之

候条、貴部内ニ於テ希望者有レ之候ハゞ、来ル二十八日

迄ニ希望者当会ニ御出席セシメラレ度、此段及ニ御

通知一候也。

記

一、主催 静岡県農会

二、日時 七月三日―四日 午前八時ヨリ―午後四時至

三、場所 田原村小学校

四、講習日程

（山折り線）

第一日 講義

第二日 実習
懇談 一町歩畜力除草后懇談

五、講習生 定員 二十名

六、出席上注意

1、実習ノ出来ル服装

2、弁当ハ支給ス

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

七七 昭和十五年（一九四〇）六月二十八日付け「庶乙第二二一号」「ラヂオ」加入者募集方ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代一（の内）

庶乙第二二一号

昭和十五年六月二十八日

西浅羽村役場

常設委員 殿

「ラヂオ」加入者募集方ニ関スル件

浅羽五ヶ村隔離病舎新築落成候処非常時局ニ伴ヒ物資欠乏ノ折柄、已ムヲ得ズ縮小建築シタルモ、五ヶ村ヲ範圍トシ病室八室ニテハ多数患者発生ノ場合ニ収容困難ニ陥ル^{（虞）}之候ニ付、之ガ対策トシテ該敷地ニ西浅羽旧病舎一棟ヲ買収シ、之ヲ移転改築シテ予備病舎五室、留守番人住宅並ニ物置其他ニ充当スル事ト相成候ト同時ニ、電灯架設ノ申込ヲナシタル処、病舎ノミニテハ収支不引合ニ付、此際「ラヂオ」百個、五ヶ村ニ於テ加入者募集ヲ承諾シ呉ルレバ、会社ニ於テ費用負担架設ノ申出有^レ之候ニ付、此際其平均二十個ヲ本村ニ於テ引受クルコト、相成候ニ付、左記個数ノ加入者募集方何分ノ御配意相成度、此段御願申上候。

（山折り線）

記

上	富	二	中	富	三
下	富	二	東	富	二
一	色	一	中		三
浅	岡	三	長	溝	四
以	上				

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

七八 昭和十五年（一九四〇）七月十八日付け「黒砂糖配付ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代二一の内）

（二九四〇）
昭和十五年七月十八日

（鉛筆）
『長溝』

常設委員殿

黒砂糖配付ノ件

標記ノ砂糖左記ノ通配付可レ致候間、期日迄ニ
容器御持参御受取下サレ度御依頼申上候。

追テ期日迄ニ御受取無レ之時ハ御希望ナキモノト
シテ処理可レ致候。

記

（手書）
『四貫め

代金六円廿四銭

七月廿五日限

』

（堅紙、「西浅羽村信用購買販売利用組合」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

七九 (昭和十五年へ一九四〇) 六、七月頃) 「庶乙第二二九号」「ラヂヲ」加入者募集結果ニ関スル件」(文書綴) 長溝自治会文書近代一(の内)

庶乙第『一二九』号 (手書) (印) 『静岡県磐田郡西浅羽村長浅原三次郎』 (静岡県磐田郡西浅羽村長之印)

常設委員殿

「ラヂヲ」加入者募集結果ニ関スル件

曩ニ御依頼申上置タル標記ノ件、東電袋井営業所

ニ於テハ加入者募集決定セハ、植付タル苗ノ生育セザル以前

ニ病舎ヘ電灯架設工事ニ着手致度趣キヲ以テ、来る

十日迄ニ加入者住所氏名通知方申出ニ接シ候ニ付、御多

用中真ニ恐縮ニ候ヘ共、至急御決定、来る九日迄ニ御

申報告相煩シ度、此段及ニ御依頼ニ候也。

追テ聴取機ハ物価高二伴ナヒ一個金四十五、六円ヨリ八

十五、六円迄トノ由ニ付申添候。

(堅紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷)

(西浅羽、堅帳、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm)

〔翻刻注〕

史料の年代は同じく綴じられている付近の史料から。昭和十五年(一九四〇)の七月末尾に置く。

八〇 昭和十五年（一九四〇）八月五日付け〔病室写真裏書〕（大角恵子家文書八）

（鉛筆）
『御下賜の繻帶

拝受

（一九四〇）
昭十五、八、五、

午後』

（山田、写真、横長の写真の裏側に縦長で書かれている、写真の向きは縦61mm×横150mm）

八一 昭和十五年（一九四〇）八月十日付け「周氏第五号 聖地参拝ニ関スル件」（久努西村役場文書宗教三九二）

〔第一文書〕

（受付印）（印二点「平野」「鵜島」）

周氏第五号

（一九四〇）
昭和十五年八月十日

静岡県氏子總代会周知郡支部長 酒川敬三郎（印）

（氏子總代／会周智郡／支部長印）

各分会長殿

聖地参拝ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ別紙ノ通り通牒有レ之候ニ付テハ貴部内希望者御取纏

メ、来ル八月二十日迄二本支部へ到着候様御報告相願度、此段及ニ照会ニ
候。

（受付印）

（一九四〇）
「周智郡久努西村役場／受付／昭和15・8／11」

（第一文書、ガリ版印刷）

〔第二文書〕

（印「鵜島」）（受付印）（印「平野」）

氏第八号

（一九四〇）
昭和十五年八月八日

静岡県氏子總代会長

各支部長殿

聖地参拝ニ関スル件

来ル九月十九日、本会第十五回總會ヲ浜松市公会堂ニ於テ開催
ノ予定ナルモ、コレニ引続キ標記参拝左記ニヨリ執行致度ニ付、貴部内
会員ニ周知ノ上、希望者取纏メ、来ル八月二十日迄ニ御回報相成度、此段
及ニ通牒。

追而申込ト同時ニ会費納付相成度申添候。

一、日程

記

二、会費

(山折り線)

日時	午前	午后	摘要	
九月十九日	三時三九 六〇〇九 六〇三〇 八〇三〇	浜松発 名古屋着 〃 発 大神宮前着 宿舎発	午前中神宮 参拝	
九月二十日	五時半 一〇、〇〇 一一、四二 一一、四七 一一、五三	一時四九 二〇〇二 四〇二〇 四〇五三	檀原神宮 畝傍発 三輪着 三輪発 奈良着 早朝春日神社 参拝解散	檀原神宮 参拝 大神神社 参拝 一泊
九月二十一日				

金拾円
内訳八円宿泊料一泊四円
二円 雑費

但往復気車賃ハ含ズ。左記
廻遊券購入カ便利トス。

参考

三島	一一、五五	用宗	一一、三五
沼津	一一、五〇	焼津	一一、一五
原	一一、三五	藤枝	一一、〇〇
鈴川	一一、二〇	島田	一一、八五
富士	一一、二〇	金谷	一一、六五
岩淵	一一、〇五	堀ノ内	一一、四五
蒲原	一一、〇〇	掛川	一一、二五
由比	一一、八〇	袋井	一一、〇五
興津	一一、八〇	中泉	九九、九五
清水	一一、七〇	天竜川	九七、〇〇
草薙	一一、六〇	浜松	九六、五〇
静岡	一一、五〇		

(受付印)

「周智郡久努西村役場／受付／昭和^(一九四〇)15. 8 / 11」

(第二文書、ガリ版印刷)

(久努西、綴、ガリ版印刷、縦244mm×横168mm×厚1mm)

八二 昭和十五年（一九四〇）八月二十三日付け「ラヂオ」加入者協議会ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代二一の内）

（一九四〇）
昭和十五年八月二十三日

（静岡県磐田郡西浅羽／村長之印）
磐田郡西浅羽村長 浅原三次郎（印）

（手書）
『桑原政一』殿

「ラヂオ」加入者協議会ノ件

曩キニ格別ノ御配慮ヲ賜リ候「ラヂオ」加入者ノ件愈々決定候ニ付、左記ニ依リ新加入者ノ協議会開催仕候間御臨席ノ栄ヲ賜リ度、此段得ニ貴意申候。

記

一、日時 八月二十五日午後三時半

一、場所 西浅羽村役場

追テ御繁忙中恐入候へ共、別紙新加入者へノ通知書御配付被下度、此段奉願候。
猶当日午後三時出征軍人竹原惣一君無事帰還ニ付出迎旁々御願申上候。

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

八三 昭和十五年（一九四〇）九月六日付け「西農第一三三号 浮塵子駆除ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代一（の内）

西農第一三三号

昭和十五年九月六日

西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

部落会長殿

浮塵子駆除ニ関スル件

昨今水稻浮塵子ノ発生有リ。其ノ俛放置スル時ハ其ノ
被害甚大トナル慮有^{〔虞〕}之。此ノ際之ガ駆除ヲ行ハザルバ收穫^{〔×ヒ〕}
ニ及ボス影響モ亦大ニシテ、増産計画上甚ダ遺憾ニ有^レ之候
条、貴部内当業者ヲシテ之ガ駆除ニ当ラシムル様此段御通知
候也。

追而駆除用油必要量来ル八日迄ニ当会御申出相成度

申添候也。

（縦紙、〔静岡県磐田郡西浅羽村農会〕罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

八四 昭和十五年（一九四〇）九月九日付け「軍需用鬚延供出ニ関スル件」（『文書綴』長溝自治会文書近代二一の内）

（一九四〇）

昭和十五年九月九日

西浅羽村長 浅原三次郎

（印）
（静岡県磐田郡西浅羽村長之印）

『葉原政一』殿

産業組合長 溝口由平

（印）
（組合／長印）

軍需用鬚延供出ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ本村ハ仲買人ト協定シ、是ガ集荷ヲ

依頼セン処、他村ノ仲買人ガ本村ニ入込ミ、為ニ集荷

ニ少カラヌ支障ヲ来ストノ趣ニ付テハ、供出完了迄

生産人ハ本村仲買人ニ対シテ買売ヲ行フ様

貴字一般へ周知方御取計ヒ相成度、此段及ニ

御依頼ニ候也。

（堅紙、「西浅羽村信用購買販売利用組合」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦257mm×横176mm×厚16mm）

八五 昭和十五年（一九四〇）九月十一日付け〔紀元二千六百年奉祝会案内〕（浅羽一芳氏寄贈史料二―一―五）

謹啓 来ル十一月十一日

天皇 皇后両陛下ノ 行幸 行啓ヲ仰キ奉リ

紀元二千六百年奉祝会ヲ宮城外苑ニ於テ相

催候間御参列被成下度御案内申上候 敬具

（一九四〇）
昭和十五年九月十一日

紀元二千六百年奉祝会長

公爵 近衛 文麿

（印）
『静岡県『磐田』郡『東浅羽村』長』

（手書）
『浅羽多一郎殿』

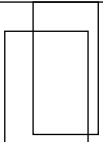
（東浅羽、堅紙、印刷、縦161mm×横109mm）

八六 昭和十五年（一九四〇）九月十一日付け〔紀元二千六百年奉祝会案内及び注意事項〕（浅羽一芳氏寄贈史料二―一二）

〔封筒表〕

磐田郡

東浅羽村長殿



（八錢切手）



（消印）

（消印）

〔静岡／15 9. 17／后4―8〕

〔封筒裏〕

内閣總理大臣公爵近衛文麿
紀元二千六百年奉祝会長公爵近衛文麿

静岡県庁人事課扱

(東淺羽、封筒、縦 168mm×横 115mm)

〔文書1〕

謹啓 来ル十一月十日

天皇 皇后両陛下ノ 行幸 行啓ヲ仰キ奉リ

紀元二千六百年式典ヲ宮城外苑ニ於テ挙行

致候間御参列被下度御案内申上候 敬 具

(一九四〇)
昭和十五年九月十一日

内閣總理大臣 公爵 近 衛 文 麿

(印) 〔静岡県磐田郡東淺羽村長〕

(手書) 〔浅羽多一郎殿〕

(東淺羽、堅紙、印刷、縦 160mm×横 109mm)

〔文書2〕

(青印) 〔静岡県総務部人事課〕

注 意 事 項

- 一 御参列ノ有無ハ封入ノ葉書ヲ以テ九月二十五日迄ニ御通知ノコト九月二十五日迄ニ出欠ノ通知ナキトキハ欠席トシテ処理スルコトアルニ付御含置キノコト
- 二 期日迄ニ出席ノ通知到着ノ見込ナキ場合ニ於テハ電信又ハ電話ニ依ラレタキコト
- 三 御参列ノ向ニ対シテハ参入章其ノ他関係印刷物等追テ送付スベキニ付御含置キノコト
- 四 宿舎準備ノ都合モ有之ニ付御必要ノ有無返信葉書ニ御記入ノコト尚当方ニ於テ指定スル以外

ノ宿舍ニハ宿泊困難ニ付予メ御含置キノコト

五 御見分ニ変更アリタルトキハ出欠御回答先ニ其ノ旨速ニ届出ノコト

六 服装ハ左ノ通

(一) 男 子

1 一 般

イ 勲一等以上

「フロックコート」又ハ「モーニングコート」、帽子ハ親任官並ニ貴族院議長、衆議院儀著以上ハ必ズ「シルクハット」トス

ロ 高等官一等以下

「フロックコート」若ハ「モーニングコート」、服制アルモノハ之ニ相当スル服又ハ紋附羽織袴、其ノ他礼ヲ失セザル服装トス

2 武官ハ軍装トス、勲章記章全部佩用

(二) 女 子

「ローブ・モンタント」桂袴又ハ白襟紋附、其ノ他礼ヲ失セザル服装トス、但シ勲一等以上ノ参列者ノ夫人ハ必ズ「ローブ・モンタント」桂袴又ハ白襟紋附トス

(三) 朝鮮服及台湾服等ニ在リテハ以上ノ諸服装ニ相当スルモノヲ妨ゲズ

(四) 勲章記章及褒章佩用ニ付テハ武官ヲ除キ昭和十年十月九日内閣告示第四号及昭和十五年七月十九日内閣告示第九号ニ依ル(左記参照)

七 代理及附添ノ参列ハ之ヲ認メラレザルニ付御含置ノコト

八 参列ニ関スル通知又ハ届出ニハ必ズ招待状番号ヲ明記ノコト

記

(一九四〇)
◎昭和十五年七月十九日

内閣告示第九号

功三級勲三等以上ノ勲章ハ宮中関係ノ事項ニ付特ニ指示アリタル場合ヲ除クノ外当分ノ内時宜ニ依リ通常服(男子ハ「フロックコート」又ハ「モーニングコート」女子ハ「ローブモンタント」ニ之ヲ佩用スルコトヲ妨ゲズ但シ頸飾又ハ大綬ヲ以テ佩ブル勲章ハ其ノ副章ヲ佩用

スルモノトス

◎昭和十年十月九日

内閣告示第四号抄

功四級勲四等以下ノ勲章及記章褒章ハ宮中関係ノ事項ニ付特ニ指示アリタル場合ヲ除クノ外時
宜ニ依リ男子ハ通常服（「フロックコート」又ハ「モーニングコート」）又ハ紋附羽織袴、女子
ハ通常服（「ローブモンタント」）又ハ白襟紋服（朝鮮服及台湾服等ニ在リテハ以上ノ諸服装ニ
相当スルモノ）着用ノ節衣服ノ左肋ニ之ヲ佩用スルコヨヲ妨ゲズ

（東淺羽、豎紙、印刷、句読点原文ママ、縦153.5mm×横207mm）

八七 昭和十五年（一九四〇）十月五日付け「蚊帳釣環献納運動ニ関スル協議会ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代二一の内）

（一九四〇）
昭和十五年十月五日

西浅羽村長

西浅羽村婦人会全役員殿

全 女子青年団長殿

蚊帳釣環献納運動ニ関スル協議会ノ件

標記ノ件^{（文書綴）}ニ関シ御協議致度候ニ付、御多用中甚ダ

恐入候へ共、左記ニ依リ御集会相煩シ度、此段御通知
申上候。

記

一、日時 昭和十五年十月九日 午後二時

二、場所 西浅羽小学校

以上

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

八八 昭和十五年（一九四〇）十月三十日付け「庶乙第三一七号 虫害免租申請ニ関スル件」（「文書綴」長溝自治会文書近代一の一の内）

庶乙第『三一七』号
（手書）

昭和十五年十月三十日 西浅羽村長 浅原三次郎
（静岡県磐田郡西浅羽／村長之印）

『葉原政一』殿
（手書）

虫害免租申請ニ関スル件

標記ノ件先般ノ協議会ニ於テ免租申請書ハ

打合ノ通り処理致可候モ、尚貴部内ニ於テ申

請書提出致可モノト思考シ、稲ノ刈取延期シア

ル者有レ之候ヘハ、大至急申請書提出相成度候。

追 申請書提出地ハ必ツ各筆毎ニ稲毛三株宛

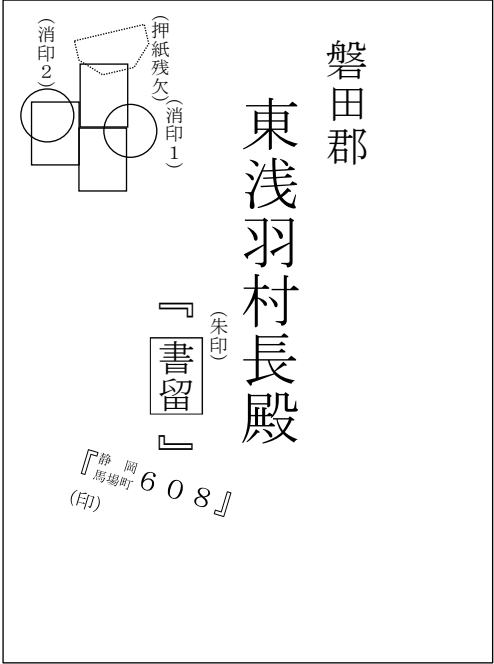
十字形ニ存置スルコト。

（縦紙、〔静岡県磐田郡西浅羽村役場〕罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

八九 昭和十五年（一九四〇）十月三十日消印〔封筒〕（浅羽一芳氏寄贈史料二―一―）

〔封筒表〕



（押紙残欠）

〔特 〕

（消印1）

〔静岡馬場町／^(一九四〇)15.10.30／前8―12

（消印2）

〔 〕／^(一九四〇)15.10.30／前8―12



静岡市追手町

岡

県

『静岡県庁人事課扱』
(印)

私設交換台
収容

代表 二七〇〇
代表 三七〇〇

自二七〇〇 至三七〇〇
自三七〇〇 至三七〇三

各部長課長並ニ各課ニ通ズ

退庁後直通

宿直室 二七〇〇
同(警察部) 二七〇二
教育課 二七〇三
県会議場 二七〇四
庶務課 二七〇五

會計課 二七〇七
総務課 二七〇九
地方課 三七〇一
健康保険課 三七〇二
自動車々庫 三七〇三
小使室 二七〇六

直通

人事課 一九七〇
都市計画課 一〇四一
蚕絲(蚕業取締所) 二四一六
経済統制課 三八二二
社会課 二二〇〇
健康保険課 三九八二
財務出張所 二六八五
醸造研究所 二六八五

(日本標準規格 角型4号)

(東淺羽、封筒、縦(247) mm×横 185mm)

九〇（昭和十五年（一九四〇）九月—十月頃）「砂糖配給ノ件御依頼」（文書綴）長溝自治会文書近代二一の内

〔表面〕

（紫印）
『保証
責任 西浅羽村信用購買販売利用組合』

栞原政一殿

砂糖配給ノ件御依頼

県購聯ヨリ砂糖送付有レ之候ニ付、本日左記数量割
当候間、可レ然御配付相成度御依頼申上候也。

記

三温（黄色）

一、一貫八八〇

金拾九円参拾壹銭

白双

三貫九六〇

金七円拾参銭

計金貳拾六円四拾四銭

（竪紙、「西浅羽村信用購買販売利用組合」罫紙使用）

〔裏面〕

『29 匁^(黒ペン) 四十七錢九錢 計五六錢元平』

(赤ペン) 『16.25 19.06 錢

(鉛筆) 『160 匁——11.36

55 匁—— 3.96』 18.
『3.905』_(×8)(赤ペン)

〔翻刻注〕

史料の年代は同じく綴じられている付近の史料から。

(西浅羽、 縦帳、 縦 257mm×横 176mm×厚 16mm)

九一 昭和十五年（一九四〇）十一月一日付け〔明治節拝賀式挙行案内〕（文書綴）長溝自治会文書近代一一の内）

謹啓時下晩秋ノ砌愈々御清栄ノ段奉賀候。

陳者来ル十一月三日午前八時ヨリ

明治節拝賀式挙行可レ致候条、御賁臨ノ栄

ヲ賜リ度、此ノ段御案内申上候。 敬白

（一九四〇）
昭和十五年十一月一日

西浅羽尋常高等小学校校長金原 進

（印）（静岡県磐／田郡西浅羽尋／常高等小／学校長印）

（手書）
『栞原政一』殿

（堅紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、堅帳、縦257mm×横176mm×厚16mm）

九二 昭和十五年（一九四〇）十一月四日付け「俵装ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代二一の内

（一九四〇）
昭和十五年十一月四日

（紫印）
『保証
責任』西浅羽村信用購買販売利用組合』

常設委員殿

俵装ノ件

予テ御了承ノコト、ハ存候ヘ共、本年米俵ノ包装ハ
前年ト大ニ異リ候ニ付テハ、コレカ実地練習ヲ要スル
コト、存セラレ候条、左記日時組合ヨリ係員出張、
親シク御指示可ニ申上候条、時刻厳守御参集
方御手配相成度、得ニ貴意候。 以上

記

十一月『十三』^{（手書）}日午前六時半『神社内』^{（手書）}

（堅紙、「西浅羽村信用購買販売利用組合」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、堅帳、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

九三 昭和十五年（一九四〇）十一月十日付け「紀元二千六百年式典参列証」（浅羽一芳氏寄贈史料二―一―四）

〔表面〕

（一九四〇）
昭和十五年十一月十日
於 宮 城 外 苑

紀元二千六百年式典

参列証

（印）『静岡県』（手書）『磐田』郡『東浅羽』村長』

（手書）『浅羽多一郎』殿

『内 1 2 3 2 3 』
（印）

参入口 東入口（馬場先門）受付

〔裏面〕

- 一 当日受付八午前八時ヨリ開始、同十時締切ルモ、相当混雑スベキニ付、入場ハ左ニ依ラレタシ。
- イ 団体ニテ入場スベキ者ハ引率責任者ノ指示ニ従ハレタシ。
- ロ 勲一等以上ノ参列者ハ午前十時迄ニ参着セラレタシ。
- ハ 其ノ他ノ者ハ午前九時三十分迄ニ参着セ

ラレタシ。

- 二 表面記載ノ入口ヨリ入場セラレタシ。
参列証ヲ持参セザル者ハ入場スルコトヲ得ズ。
- 三 受付ハ各省毎ニ設置セラルルヲ以テ参列証記載ノ各省略号表示ニ依リ夫々ノ受付ニ参列証ヲ提示セラレタシ。
- 四 参列証下部ニハ氏名ヲ記入セラレタシ。
- 五 参列証ヲ紛失シタルトキハ其ノ旨最寄警察署ニ届出デラレタシ。
- 七 参列者心得熟読シ置カレタシ。

(東浅羽、参列証、印刷、縦 110.5mm×横 90mm)

九四 昭和十五年（一九四〇）十一月十一日付け「周第二六号 新穀感謝祭挙行ニ関スル件」（久努西村役場文書宗教三九九）

（受付印）（印六点「増田」「鶴島」「高橋」「□□」「永井」「寺田」）

周第二六号

（一九四〇）

昭和十五年十一月十一日 周智郡町村会長酒川敬三郎（印）

（周智郡／町村長／会長印）

町村長殿

新穀感謝祭挙行ニ関スル件

新嘗ノ佳節ヲ中心トシテ夫々首題祭儀執行相成様、十月十二日
付経第二七五号（県公報登載）ヲ以テ県ヨリ町村ニ通牒相成候
趣ニ有レ之候処、右ハ全県民等シク皇祖ノ御恩沢ヲ仰キ奉リ、天地
ノ恵ニ対シ、深ク感謝ヲ捧クルト共ニ、其ノ活クル所以ヲ静思シ、認識
シテ、報恩ノ誠ヲ致シ、以テ報本反始食物尊重ノ精神ヲ昂揚セン
トスルモノニ有レ之。各町村ニ於テモ夫々御配意中ノ御事トハ存候へ共、各
種団体トモ協力シ、尚一般町村民ヲ挙ゲテ之レニ参加セシメテ盛大
ニ挙行シ、充分本祭典ノ趣旨ヲ達成シ、国民精神昂揚ニ資スル
様、御高配相成度、特ニ県ヨリノ依頼モ有レ之候条、此段及「御依頼」
候也。

（受付印）

（一九四〇）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和15 11／12」

（久努西、縦紙、ガリ版印刷、縦245mm×横335mm）

九五 昭和十五年（一九四〇）十一月十一日付け「紀元二千六百年奉祝会参列証」（浅羽一芳氏寄贈史料二―一―二）

〔表面〕

（一九四〇）
昭和十五年十一月十一日
於 宮 城 外 苑

紀元二千六百年奉祝会

参列証

『静岡県』^{（手書）}磐田^{（手書）}郡『東浅羽村』長^{（印）}
『浅羽多一郎』殿
『内』1 2 3 2 3
^{（印）}

参入口 東入口（馬場先門） 受付

〔裏面〕

- 一 当日受付ハ午前十一時ヨリ開始、午後一時締切ル
モ、相当混雑スベキニ付、入場ハ左ニ依ラレタシ。
- イ 団体ニテ入場スベキ者ハ引率責任者ノ指
示ニ従ハレタシ。
- ロ 勲一等以上ノ参列者ハ午後一時迄ニ参着
セラレタシ。
- ハ 其ノ他ノ者ハ午後零時三十分迄ニ参着セ
ラレタシ。

- 二 表面記載ノ入口ヨリ入場セラレタシ。
- 三 参列証ヲ持参セザル者ハ入場スルコトヲ得ズ。
受付ハ各省毎ニ設置セラルルヲ以テ参列証記
載ノ各省略号表示ニ依リ夫々ノ受付ニ参列証
ヲ提示セラレタシ。
- 四 徽章ハ式典当日交付シタルモノヲ佩用セラレ
タシ。
- 五 参列証下部ニハ氏名ヲ記入セラレタシ。
- 六 参列証ヲ紛失シタルトキハ其ノ旨最寄警察署
ニ届出デラレタシ。
- 七 参列者心得熟読シ置カレタシ。

(東浅羽、参列証、印刷、縦 110mm×横 90mm)

九六 (昭和十五年(一九四〇)十一月十一日)〔紀元二千六百年奉祝会徽章〕(浅羽一芳氏寄贈史料二――三)

〔紀元二千六百年式典〕

(東浅羽、徽章、縦154mm×横69mm×厚8mm)

九七 昭和十五年（一九四〇）十一月二十六日付け〔西浅羽村招魂祭執行通知〕（文書綴）長溝自治会文書近代一の内）

拝啓

秋冷之候貴家益々御清穆の段奉賀候。

陳者左記に依り本村招魂祭執行可_レ致候間、御多忙中には候へ共、万障御繰合セ御参列の栄を賜り度、此段及_二御通知_一候也。

記

一、日時 昭和十五年十一月二十九日午後二時

一、場所 西浅羽村小学校

昭和十五年十一月二十六日 西浅羽村長浅原三次郎（印）
（静岡県磐田郡西浅羽村長之印）

西浅羽村在郷軍人分会長永田實（印）

（西浅羽／分会／長之印）

（空白ママ）

殿

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦257mm×横176mm×厚16mm）

〔昭和十五年十二月十日条〕

（一九四〇）
十二月十日 十戸長会 壺折

入営応召歓送ノ件。

長期事変ニテ物資欠乏ノ為メ、〔幟カ〕織旗

ナト絶対立タズ、団旗ヲ門先ニ立ツ丈トスルヲ。

出立及帰還ノトキハ隣衆二、三軒ニ止メ、一汁

一菜トシ、酒ハ御酒〔程カ〕丁度ニ止ムルヲ。

土産モノ全廃トシ、記念品ハ止ムヲ得サル
モノトス。

一、金保有者ハ全部政府へ売却スルヲ。

監理米出荷倉庫借入レノ件。

一、戸数等級割全廃セラレタルニ依リ、村民税徴
集セラル、ニ依リ、其等級変交シテ〔更ノ以下同〕上浅羽村

等級トシテ二十等級トシ、各字トモ拾四年度戸数等級

ニ依テ常設委員ニテ手ヲ入レ変交シタ

ル者ヲ決定シ、十戸長ノ承認ヲ得ルモノトス。

一、出産用衛生綿ハ特ニ配級〔給〕アリ。産婆或ハ

医師の証明書持参役場へ出頭スレハ
〔給〕〔旁で左払いの後「級」と書きかけた形跡あり〕

配給券ヲ交附スルノ件。
一、公債ハ時季柄蔵税分丈各自買入ル

様其の筋ヨリ指示アリ。五円以上各自持
ツヲ。

出席者

高橋三代 古池 繁 大河内孫一

岡本藤一 近藤治太郎 村松彦太郎

田代五郎馬 樽松重郎次 太田正善

加藤 實 前島孫吉 鈴木彦四郎

浅羽縫吉 鈴木 豊 伊藤豊平

田中正作 欠席 伊藤角太郎

六十二部隊演習ニ就キ支出

一、金八十四円六十五銭

一、金一円四十一銭

一、金六円九十九銭

一、金拾参円七十八銭

一、金七円五十銭

一、金八円也

一、金貳十五円六十銭

一、金二円也

一、金六円九銭

一、金四十円也

金原や さしみ一七〇
煮魚一二六

山梨や

田代や

伊藤や

当日 十戸長弁当

貫名地
篠ヶ谷 赤飯補助

十戸長慰労費

小使手当

金原や米代
及不足分

軍人会慰労費

警防団は慰労会ヲ廃シ半鐘ノ新キ購入トナリ、
字ニ於テ出資新調。

釘配給 十二キロ

地下足袋 三十四足

脱綿 二十七

十五年度産米ノ十六年度分保有米ハ、一日量ハ、

一才ヨリ五才マテ 一合二勺

五才ヨリ十才マテ 二合

十一才ヨリ十五才マテ 二合五勺

十五才ヨリ六十才マデ 三合三勺

女ハ 三合

米作ニ従事シテ居ル人ハ一日九勺増シ。

男^十_上 ^六_{六十才マデハ} 以^六_オ 四合二勺 女ハ 三合九勺

六十才以上ハ三勺トシ、労働米作ニ従フモノワ三合九勺トス。

(上浅羽、 堅帳、 罫紙使用、 縦 244mm×横 180mm×厚 39mm)

九九 昭和十五年（一九四〇）十二月十六日付け「庶乙第三六〇号」（文書綴）長溝自治会文書近代一一の内）

（罫外鉛筆書）
『長溝』

庶乙第三六〇号

（一九四〇）

昭和十五年十二月十六日

西浅羽村

各 字 總 代 殿

前略左記ニ依リ割烹着販売致ス事ト相成候間、貴字内
割当数ニ該当スル人数御取纏ノ上、現金御持参ニテ
御出頭方御配慮相成度、此段御依頼申上候。

記

一、割当数 十四

一、日時 場所 十二月二十日 午前九時ヨリ
午後十一時迄 役場内

一、割烹着価格 一円四十 （×錢） 三錢 及 一円五十錢

（罫紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、罫帳、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

一〇〇 昭和十五年（一九四〇）十二月二十一日付け「庶乙第一六六号」（浅羽自治会文書六七一）

庶乙第一六六号

一九四〇

昭和十五年十二月二十一日 上浅羽村長村松泰治（印）

(印)

各字常設委員御中

秋期清潔法施行ノ件

本年度秋期清潔法、左記日割ニ依リ施行致スヘク候
ニ付、御部内一般ニ周知方御配慮相煩ハレ度。

追テ当日ハ検査ニ御立会相成度申添候。

記

諸井
十二月二十五日

浅羽 十二月二十六日

浅名
〃
二十七日

豊住
〃
二十八日

（上浅羽、
竖紙、
「静岡梶田郡上浅羽村役場」
罫紙使用、
縦245mm×横168mm）

一〇一 昭和十五年（一九四〇）十二月二十七日付け「兵第二四四八号 官国幣社以下神社昭和十六年歳旦祭ニ関スル件通牒」（久努西村役場文書宗 教四〇二）

(1 ㊦) 兵第二四四八号

昭和十五年十二月二十七日（印「平野」）

静岡県学務部長（印）（印五点「鵜島」「永井」「増田」「高橋」「寺田」）

市町村長殿

（受付印）

（一九四一）

官国幣社以下神社昭和十六年歳旦祭ニ関スル件通牒

本月二十三日付内務省令第四十号ヲ以テ標記ノ件ニ関シ公布
相成候処、右ハ我力国内外ノ趨勢ニ鑑ミ、愈々国民ノ覚悟
ヲ鞏固ニシ、皇軍ノ武運長久ト国威ノ宣揚トヲ祈願スルノ要
アルモノト認メ、昭和十六年ノ歳旦祭ニ際リ右ノ趣旨ヲ祈願セ
シムル義ニ付、御含ノ上該祭典ヲシテ最モ意義アラシムル様執
行方御配意相成度。

（受付印）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和」 12／28

（1ウ白紙／二紙目は元別紙）

(2 ㊦) (原版の折れに起因する判読困難箇所が斜めにあり)

◎ 内務省令第四十号

コトワ キテマラサク オホ ツミ タチノ マモリタマヒ タスケタマフ マニマニ オホミ イクサハイヤ タケビニ タケ
辞別 伎氏 白 左 大□等乃 守給比 助給布 随尔 大御軍 波 弥健 毘尔 健
ビヤフル ヒニフル ヒテ 四ニカノク ニノ オホ カタワ コトム ケ ヤハンス ナホ サキニ
毘 弥 奮 比 尔 奮 比 氏 既 尔 彼 乃 国 土 乃 大 方 平 言 向 介 和 志 奴 尚 曩 尔
独逸国及伊太利国 登 固 伎 嚴 志 伎 盟 約 平 結 給 比 志 賀 新 尔 又

中華民國承 認米氏相 毘相携 事變 處理米給波
牟登須 (この行印刷ミスか)

牟登須 然波有 札杼母 時局 弥益益重 志久 陰 志久 成行 久 乎 以
知氏大御国 拳里氏 萬乃 體制 乎 治 調 閉 例 無 伎 時 難 乎 押 披 伎 打 払
波牟登 為 留 尔 依 里 氏 今 母 往 先 母 往 向 閉 留 大御軍人 上 乎 夜 乃

マモリヒ ノマモリニマモリタロヒメグミタマヒテオミタカラモロモロチカラヲアハセココロヲヒトツニシテ
守日乃 守 尔 守 比 惠 給 比 氏 国民 諸 力 乎 協 世 心 乎 一 尔 志 氏
カムナガラノオホミチヲノヘヒロメヒロクニグニラツクリカメナノヨロツノクニグニラシテオノモオノモトコロヲ
惟 神 乃 大道 恢 弘 米 東 亜 乎 修 理 固 成 萬 邦 乎 志 氏 各 母 各 母 所 乎
エシメタマハムトスルタカニフキオホミワザニイソシクウルヘシクツカヘマツラシメ
得 志 米 給 波 牟 登 為 留 高 尊 岐 大御業 尔 勤 志 久 美 志 久 仕 奉 良 志 米
タマヘトシノハジメノケフノヨ「」ニコトツヘテカニミカシコミマラス
給 閉 登 年 乃 始 乃 今日 乃 寿 尔 辞 添 閉 氏 恐 美 恐 美 白 須

(久努西、綴、ガリ版印刷、縦 246mm×横 168mm×厚 1mm)

紀元二千六百年奉祝会次第

一、整 列

参 列 者 一 同

一、天皇 皇后両陛下 出御（全員起立）

奏樂「君か代」

海 陸 参
軍 軍 列
軍 軍 者
軍 軍 一
樂 樂 同
隊 隊 同

一、諸員最敬礼

一、国 歌「君か代」奉唱（全員起立）

海 陸 参
軍 軍 列
軍 軍 者
軍 軍 一
樂 樂 同
隊 隊 同

一、奉祝詞奏上（全員起立）

紀元二千六百年奉祝会總裁
在本邦外国使臣主席

一、開 宴

紀元二千六百年奉祝会制定

1 紀元二千六百年奉祝舞樂

陸軍戸山学校軍樂隊作曲

宮 内 省 樂 部

2 吹奏樂「大 歡 喜」

帝國海軍軍樂隊編曲

海 陸
軍 軍
軍 軍
樂 樂
隊 隊

3 吹奏樂「紀元二千六百年頌歌行進曲」

紀元二千六百年奉祝会制定

海 陸
軍 軍
軍 軍
樂 樂
隊 隊

4 吹奏樂「奉 祝 讚 歌」

一、奉祝国民歌「紀元二千六百年」斉唱

一、万歳奉唱「三声」（全員起立）

海 陸 参
軍 軍 列
軍 軍 者
軍 軍 一
樂 樂 同
隊 隊 同

一、諸員最敬礼

一、天皇 皇后両陛下 入御（全員起立）

奏樂「君か代」

海 陸
軍 軍
軍 軍
樂 樂
隊 隊

一、散 会

参列者心得

一、式典(十一月十日)ハ晴雨ニ拘ラズ举行ス

二、奉祝会(十一月十一日)ハ雨天ノ場合ハ順延トス

延期ノ際ハ当日午前八時頃東京中央放送局ヨリ其ノ旨放送スルト共ニ東京及近県ノ鐵道、電車ノ主駅其ノ他ニ揭示スルニヨリ注意アリタシ

三、服装ハ左ノ通

(一) 男子

1 一般

イ 勲一等以上

「フロックコート」又ハ「モーニングコート」、帽子ハ親任官以上並ニ貴族院議長衆議院議長ハ必ズ「シルクハット」トス

ロ 高等官一等以下

「フロックコート」若ハ「モーニングコート」、服制アルモノハ之ニ相当スル服又ハ紋附羽織袴、其ノ他礼ヲ失セザル服装トス

2 武官ハ軍装トス、勲章記章全部佩用

(二) 女子

「ローブ・モンタント」又ハ白襟紋附、其ノ他礼ヲ失セザル服装トス 但シ勲一等以上ノ参列者ノ夫人ハ必ズ「ローブ・モンタント」又ハ白襟紋附トス

(三) 朝鮮服及台湾服等ニ在リテハ以上ノ諸服装ニ相当スルモノヲ妨ゲズ

(四) 武官ヲ除キ昭和十年十月九日内閣告示大四号及昭和十五年七月十九日内閣告示第九号ニ依リ定メラレタル服装着用ノ場合ハ勲章記章及褒章佩用セラレタシ

四、入場ニ関スル注意

1 受付ハ式典当日ハ午前八時開始同十時締切、奉祝会当日ハ午前十一時開始午後一時之ヲ締切ルモ相当混雑スベキニ付入場ハ左ニ依ラレタシ

イ 団体ニヨリテ入場スベキ者ニ付テハ引率責任者ヨリ何分ノ指示アル筈ニ付其ニ指揮

ニ従ハレタシ

ロ 勲一等以上ノ参列者ハ式典当日ハ午前十時、奉祝会当日ハ午後一時迄ニ参着セラレタシ

ハ 其ノ他ノ者ハ式典当日ハ午前九時三十分、奉祝会当日ハ午後零時三十分迄ニ参着セラレタシ

2 参列証表面記載ノ入口ヨリ入場セラレタシ（附图一号参照）

参列証ヲ持参セザル者ハ入場スルコトヲ得ズ

3 受付所ハ各省毎ニ設置セラルルヲ以テ参列証記載ノ各省略号表示ニ依リ夫々ノ受付ニ参列証ヲ提示シ参列徽章ヲ受取ラレタシ但シ団体入場ノモノニ付テハ他ノ方法ニ依ルコトアルベシ（附图三号参照）

4 参列徽章ハ必ズ左肋ニ佩ビラレタシ

5 入場シタル者ハ直ニ場内整理係ノ指示ニヨリ著席セラレタシ（附图一号参照）

6 外套又ハ雨天ノ場合ノ雨具ヲ携帯スルハ妨ゲナキモ杖、写真機、望遠鏡其ノ他不要ノ物品ハ一切携帯セラレザルコト但シ高齢者、傷痍軍人等ニシテ杖ヲ必要トセラルル場合ハ之ガ使用ヲ妨ゲズ

五、式場内ニ於ケル注意

1 著席後ハ猥リニ席ヲ離ルルコトヲ得ズ

2 式場内ニ於テハ紙屑等ヲ散乱スルガ如キコト無キヤウ注意セラレタシ

3 式場内ハ成ルベク喫煙ヲ慎ミ式典当日ハ午前十時、奉祝会当日ハ午後一時以後ハ禁煙セラレタシ

4 開式中ハ静粛ニシ絶対ニ私語雑談ヲ慎マレタシ

5 外套帽子等ハ各自席ノ前下方ニ置カレタシ

6 雨天ノ場合式場内ニ於ケル雨具使用等ノコトニ付テハ当日場内ニ於テ告知ス

7 式場内ニハ救護所ノ設アルニ付必要アル場合ハ係員ニ申出デラレタシ

8 便所ノ使用ハ式典当日ハ午前十時、奉祝会当日ハ午後一時迄ニ済シ置カレタシ但シ相当混雑ヲ来ス虞アルニ依リ予メ含ミ置カレタシ

六、式典及奉祝会ニ関スル注意

1 起立、最敬礼、直レ、著席、散会等ノ場合ニ於テハ其ノ都度「拡声機」ニヨリ告知スルヲ以テ之ニ依リ行動セラレタシ

2 最敬礼ハ概ネ一呼吸ノ後旧ニ復セラレタシ

3 式典当日内閣總理大臣殿所定ノ位置ニ於テ万歳ヲ称フルヲ以テ之ニ和シ奉唱セラレタシ。

万歳ノ称ヘ方左ノ如シ

總理大臣「天皇陛下万歳」 諸員「万歳」

總理大臣「万歳」 諸員「万歳」

總理大臣「万歳」 諸員「万歳」

4 奉祝会当日紀元二千六百年奉祝会總裁宮殿下式殿正面所定ノ位置ニ於テ万歳ヲ唱ヘサセラルルヲ以テ之ニ和シ奉唱セラレタシ

5 万歳奉唱ノ際ハ手ヲ挙ゲラレタシ但シ帽子其ノ他ハ之ヲ挙ゲザルヤウ注意セラレタシ
諸員万歳ノ唱ヘ方ハ式典当日ノ例ニ依ラレタシ

「君か代」ハ「君か代は」迄ヲ前奏シ次テ全員ハ奏樂ニ和シ一回限り奉唱ス。

7 天皇 皇后両陛下入御ノ後ト雖モ係員ヨリ何分ノ一指示アル迄ハ其ノ位置ニ止マラレタシ

七、退場ニ関スル注意

1 式場退出ノ際ハ相当混雜ノ虞アルヲ以テ係員ノ指示ヲ厳守セラレタシ

2 退場ハ式典又ハ奉祝会終了後拡声機ニ依ル告知ヲ俟ツテ開始セラレタシ

3 退場ハ概ネ左ニ依ラレタシ（附图二号参照）

イ 参列者席前方二段着席ノ参列者ハ地方参列者ヲ除キ概ネ入場ノ経路ニ依リ北入口

（坂下門）及南入口（祝田門）ヨリ退場ノコト

ロ 各省関係参列者及陸海軍代表ハ原則トシテ北入口（坂下門）ヨリ退場ノコト

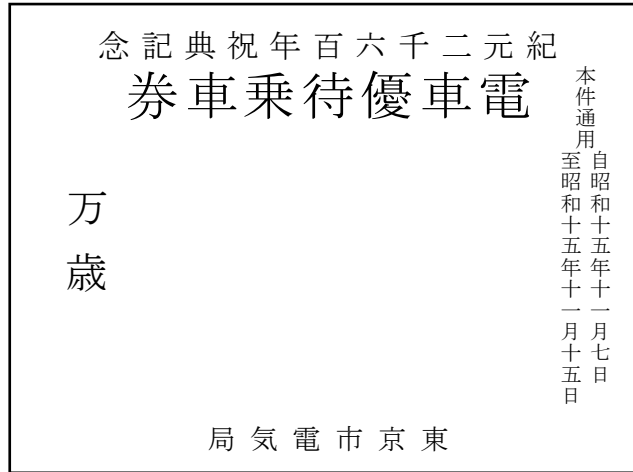
ハ 地方参列者（内務省関係）及紀元二千六百年奉祝会特別会員ハ一旦南側広場ニ退出ノ後各道府県係員ノ指示ニ従ヒ逐次東入口（馬場先門）ヨリ退場ノコト

（後略／これより後は附图）

(二紙、印刷、句読点原文ママ、縦592mm×横417mm)

一〇三 (昭和十五年(一九四〇))「紀元二千六百年祝典記念電車優待乗車券」(浅羽一芳氏寄贈史料二―一七)

〔表面〕



〔裏面〕

御注意事項

- 一 御乗車の際は必ず本券を係員に御提示下さい
- 一 通用期限が経過後は記念

として御持ち帰り下さい

(東浅羽、乗車券、印刷、縦62mm×横83mm)

一〇四 (昭和十五年(一九四〇))「紀元二千六百年式典参列者 鐵道乗車証」(淺羽一芳氏寄贈史料二―一八)

〔表面〕

紀元二千六百年
式典参列者 鐵道乗車証

〔印〕
『静岡県』

〔手書〕
『淺羽多一郎』殿

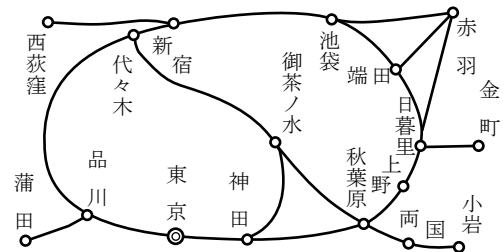
〔一九四〇〕
自 昭和十五年十一月五日
至 昭和十五年十一月十八日

〔手書〕
『袋井』東京市内間

〔鐵道／大臣〕
〔印影〕 鐵道大臣官房文書課長

注意

- 一 本証ハ記名本人ニ限り有効デス。
- 二 乗車船ヲ指定シタル区間ハ、指定列車又ハ指定連絡船ニ限り有効デス。
- 三 本証ハ通用期間内ハ東京市内何レノ省線駅（下図ノ区域内）ニ乗降スルモ差支アリマセン。
- 四 本証ハ乗降ノ都度並ニ係員ニ於テ査閲ヲ求メタルトキハ提示セラレタシ。
- 五 係員ニ於テ参列証ノ査閲ヲ求メタルトキハ提示セラレタシ。
- 六 本証ハ亡失スルモ再発行ハ致シマセン。
- 七 本証ヲ所持ノ方ハ鐵道諸規則ヲ遵守セラレタシ。
- 八 本証ハ記念トシテ御持帰り下サイ。



（東浅羽、乗車証、印刷、縦99mm×横69mm）

一〇五 (昭和十五年(一九四〇))「紀元二千六百年式典参列者乗車列車指定」(浅羽一芳氏寄贈史料二一一九)

紀元二千六百年式典参列者乗車列車指定

(静岡県ノ分)

一、乗車指定列車

往路 浜松東京間 十一月九日 浜松発第二六三二号
復路 東京浜松間 十一月十二日 東京初第変二六四五列車

二、乗車指定列車時間表

備考	復路		駅名	往路	
	運月	轉日	列車番號	運月	轉日
〔細數字ハ午前、太數字ハ午後、レ印ハ通過ヲ示ス 静岡縣内ノ停車驛ハ詳細掲載セシモ其ノ他ハ主要驛ノミヲ掲グ〕			2645		
			1 31	2 26	十一月九日
			1 14	2 44	
			1 04	2 54	
			0 53	3 06	
			0 20	3 16	
			0 07	3 32	
			11 57	3 40	
			11 46	4 12	
			11 35	レ	
			11 25	レ	
			11 16	4 34	
			11 14	4 41	
			11 06	4 49	
			10 58	4 56	
			10 50	5 04	
			10 42	5 12	
			10 36	5 18	
			10 28	5 26	
			10 21	5 34	
			10 13	5 40	
			1	5 50	
			9 55	5 58	
			9 38	6 03	
			9 30	6 12	
			9 10	6 30	
			9 08	6 31	
			1	レ	
			8 39	レ	
			8 37	レ	
			7 59	7 34	
			7 57	7 44	
			7 10	8 33	

三、注意事項

- イ、参列者ハ前掲ノ乗車指定列車ニ乗車セラレタシ。但指定列車運転区間外（支線等ヨリ乗車ノ場合）又ハ指定列車ノ停車セザル駅ヨリ乗車ノ方ハ、最寄ノ指定列車停車駅迄ハ便宜ノ列車ニ依ラレタシ。
- ロ、乗車指定列車以外（「イ」号但書ノ場合ヲ除ク）ニ乗車ノ場合ハ、式典参列者鐵道乗車証ハ無効トシ、別ニ普通運賃ヲ徴収セラルベキニ付、特ニ注意セラレタシ。
- ハ、参列者ハ指定列車ノ乗車ニ関シ、予メ鐵道乗車証肩書ノ地方庁（道府県ヲ云フ）ト連絡セラレタシ。
- ニ、参列者ハ總テ地方庁ノ引率者ノ指示ニ従ハレタシ。
- ホ、式典参列者鐵道乗車証ニテハ手荷物ノ託送ヲナシ得ズ。尚手荷物ノ車内持込モ最少限ニ止メラレタシ。
- ヘ、乗車指定列車エハ寢台及食堂ノ設備ナシ。
- ト、乗車ノ際ハ相当時分前ニ役ニ集合サレタシ。特ニ復路ハ相当ノ混雑ヲ予想セラル、ニ付三十分前迄ニ必ズ集合サレタシ。
- チ、奉祝会当日、万一雨天ノ場合ハ順延セラル、ニ付、此ノ場合復路ノ乗車指定列車ハ順次乗車日ヲ繰下グルモノトス。

（東浅羽、 紙、印刷、 縦 106mm×横 316mm）

◎宿舍注意事項

イ、参列者ニ対シテハ各道府県又ハ関係各省別ニ旅館ヲ指定シ、二軒以上ノ旅館ヲ要スル場合ハナルベク隣接旅館ニ分宿手配す、此ノ場合本部旅館ヲ定メテ相互連絡ス、参列者ニ対スル分宿旅館及客室ノ割当ハ引率者之ヲ為ス、ホテル宿泊ノ指定ヲ受ケタ参列者ハ客室ノ割当其ノ他料金等ニ関シ各自当該ホテルニ到着ノ上直接交渉セラレタシ

ロ、指定ノ旅館名収容人員等ハ引率者ニ対シ予報シアルニ付其ノ指揮ニ従ハレタシ

ハ、参列者輸送列車ノ東京到着当日ハ各著駅ニ宿舍班案内所ヲ設置シ、参列者ノ宿泊関係一切ノ案内ヲ為ス

ニ、宿泊料

ホテル 規定ノ料金ニ依ル

指定ホテル名及料金左ノ如シ

山王ホテル	(麹町区永田町)	三、〇〇——六、〇〇	円	銭
第一ホテル	(新橋駅前)	三、七〇——五、五〇	円	銭
帝国ホテル	(日比谷公園前)	六、〇〇——一、〇〇		
東京鐵道ホテル	(東京駅内)	三、五〇——一〇、〇〇		
丸ノ内ホテル	(東京駅前)	四、五〇——六、五〇		
八洲ホテル	(日本橋交叉点)	四、〇〇——六、〇〇		
旅館	一人一泊二食付四円均一			

備考

○一人当リ二疊程度トシ、外泊及欠食ノ場合ト雖モ一泊ノ料金ヲ支払フベキモノトス

宿舎ノ予約ヲ為シ指定ヲ受ケタル者ハ宿泊セザル場合ニ於テモ全料金ヲ支払フベキモノトス

○混宿困難ノ事情アル者ハ指定旅館ニ到着ノ上当該旅館ノ客室ニ余裕アル場合ニ限り之ニ応ズルコトアルベシ、此ノ場合ノ料金ハ当該旅館ノ普通料金トス

サービス料

ホテル 当該ホテルノ定ニ依ル

旅館 混宿ノ場合ハ一泊一人五拾銭

其ノ他ノ場合ハ宿泊者ノ任意トス

ホ、宿泊ノ指定其ノ他案内等ニ関スル事務ハ左記ノ場所ニテ取扱フ

東京市麹町区丸ノ内一ノ一

社団法人日本旅行協会

内閣祝典委員輸送部宿舎班

電話丸ノ内(23)四、一四一―四、一四六

鐵道電話 省内 四六〇、四六一

(東浅羽、豎紙、印刷、句読点原文ママ、縦 143mm×横 210mm)

一〇七 昭和十六年（一九四一）一月六日付け「兵第七号 入営応召者ノ為メ入隊ノ際ニ於ケル父兄付添人廃止ノ件通知」（袋井町近代役場文書②九五四）

〔第一文書〕（第二紙山折り線より右側句読点原文ママ）

兵第七号

（一九四一）
昭和十六年一月六日

袋井町長 高橋弘平

各隣保班長殿

入営応召者ノ為メ入隊ノ際ニ於ケル父兄付添人廃止ノ件通知

左記^{（豊橋）}聯隊区司令官発通牒ノ如ク、名古屋師団各部隊ハ本年一月

以降現役兵ノ入営。又ハ応召ノ際ニ於ケル父兄ノ附添ハ一切之レヲ認メ

ズ從ツテ右ニ関スル輸送。宿舍。ノ準備モ為サズ之加入門ヲモ禁ジ

候為メ二本町ニ於テハ右父兄ノ附添ハ今後全廃ノコト、取極メ候条右御

了知相成度班内一般へ無洩周知方御取計ヒ相煩度此段及御

依頼候也

左 記

豊徴第三一〇号

現役或ハ召集ノ為入隊ノ際父兄附添廃止ニ関スル件通牒

（一九四〇）
昭和十五年十二月二十三日 豊橋聯隊区司令官

各市町村長 殿

名古屋師団ハ各隊共ニ明昭和十六年一月ヨリ現役兵ノ入営又ハ応召

ノ際ニ於ケル父兄ノ附添ハ一切之ヲ認メズ、從ツテ之等ニ對シテハ輸送、宿

舎ノ準備ヲナサブルハ勿論当日営内ニ入ルコトヲ許サブルコト、ナリタ

ルニ付、可レ然配慮相成度。

（山折り線）

尚、部隊ニ於テ要スレバ父兄ニ対シ適當ノ時期ニ面会日ヲ定
メ、之ヲ兵ヨリ通知セシメ、各種ノ連絡或ハ入営時着装被服
ノ托送等講セラル、コトアルベキニ付申添フ。

以 上

(回議欄)

「本案ノ通り執行可レ然哉

昭和 年 月 日

主任 (印「鈴木」)

合議

助役 (印「渥美」)

町長 (印「高橋」)

(第一文書、堅紙、ガリ版印刷、一枚に二通を印刷している)

〔第二文書〕

(印二点「渥美」「高橋」)(受付印)

豊徴第三二〇号

(公規七但書適用)

現役或ハ召集ノ為入隊ノ際父兄ノ附添廃止ニ関スル件通牒

(一九四〇)

昭和十五年十二月二十三日

豊橋聯隊区司令官

市町村長殿

首題ノ件ニ関シテハ、十月十九日豊徴第一九八号当部通牒

ノ趣旨ヲ了解セラレ、各市町村共全廢ニ至リツヽアルトキ、

却ツテ隊内ニ於テ之レガ不徹底ニ依ル面白カラザル事態ア

リシ趣ニ鑑ミ、名古屋師団ハ各隊共ニ明昭和十六年一月ヨリ

(一九四一)

現役兵ノ入営又ハ応召ノ際ニ於ケル父兄ノ附添ハ一切之ヲ

認メズ、従ツテ之等ニ対シテハ輸送宿舍ノ準備ヲナサバル

ハ勿論、当日営内ニ入ルコトヲ許サレザルコトヽナリタルニ付可

レ然配慮相成度。

追テ本人病氣等ニ因リ真ニ止ムヲ得サル附添ヲ要スル

モノアラバ、予メ当部ニ連絡煩度。

尚、部隊ニ於テ要スレバ父兄ニ対シ適當ノ時期ニ面会

日ヲ定メ之ヲ兵ヨリ通知セシメ、各種ノ連絡或ハ入営時

着装被服ノ托送等請セラルヽコトアルベキニ付申添フ。

(山折り線)

(受付印)

〔第『4826』号／受付／昭和15・12・27／磐田郡袋井町役場〕

(手書)

(一九四〇)

(第二文書、縦紙、ガリ版印刷)

(袋井、綴、ガリ版印刷、縦255mm×横183mm×厚1mm)

一〇八 昭和十六年（一九四一）一月六日付け「兵第八号 帰還軍人出迎へノ際ノ駅ホーム入場ニ関スル件通知」（袋井町近代役場文書②九五三）

兵第八号

（一九四一）

昭和十六年一月六日

袋井町長高橋弘平

各隣保班長殿

帰還軍人出迎へノ際ノ

駅ホーム入場ニ関スル件通知

（回議欄）

最近鉄道乗降客非常ニ増加シ之レガ為メ駅ホームハ甚ダ混雑ヲ

極メ居リ日夜鉄道当局ニ於テハ之レガ善後処置ニツキ万全ヲ期シ

居リ候処、今般鉄道当局ニ於テハ乗降客緩和策ノ一途トシ

テ帰還軍人出迎へニ際シテハ一切入場券ハ発売セズ、其ノ代ハリ

極メテ少数ノ入場証ヲ役場ヨリ交付スル事ト相成候間勉メテ駅前広

場ニ於テ御出迎被ニ相成ニ様致サレ度此旨班内一般へ周知方御取計被ニ相

煩ニ度此段及ニ御依頼ニ候也

（回議欄）

「本案ノ通り執行可レ然哉

昭和 年 月 日

主任（印「鈴木」）

合議

助役（印「渥美」）

町長 (印「高橋」)

(袋井、 縦紙、 ガリ版印刷、 句読点原文ママ、 縦233mm×横159mm)

一〇九 昭和十六年（一九四一）一月十一日付け「一五兵第二四二二号 浦安舞奉奏ニ関スル件通牒」（袋井町近代役場文書②五三〇）

通牒照会

一五兵第二四二二号

（一九四一）

昭和十六年一月十一日

静岡県学務部長

官国幣社宮司殿

市町村長殿

『^{（赤鉛筆）}✓』浦安舞奉奏ニ関スル件
通牒

標記ノ件ニ関シテハ曩ニ紀元二千六百年式典
当日奉奏スルモ差支ナキ旨通牒致シ置候処爾
今祭典ニ奉奏ノ向ハ官国幣社以下神社祭祀令
ニ定メラレタル祭典終了後ニ奉奏相成様其筋
ヨリ指示有之候条御了知相成度

（付箋）

『^{（手書）}浦安舞奉奏ニ関シ

官国幣社以下神社ハ

神社祭祀令ニ定メラレタル祭典トハ

浦安舞ハ各神社共可^{（平仮名マダ）}レ成奉奏スル様に達セラレタルモ、無格社

等氏子少数ノ為メ経費ノ関係上困難ノ向モアリ、本部トシテハ指定ノ郷
村社三大祭ニハ経費ノ許ス限り奉舞スルコトニ打合せタルモ、種々ノ関係
上各町村共一定セス。

神社祭祀令ニ定メラレタル祭典ハ■例祭・臨時奉幣祭・遷座祭・

四方拝^(以下開字ママ) 元始祭 紀元節 春季皇霊祭 神武天皇祭 天長節

秋季皇霊祭 神嘗祭 明治節 新嘗祭 祈年祭 大正天皇祭

恒例式トシテ大祓■月並祭等ヲ行フ。

』

〔袋井町役場〕メモ用紙〔力〕使用

（梓外印刷）

〔静岡県公報 第四千七十号 昭和^(一九四一)十六年一月十^(一)〕 〔第三種郵便物認可〕

五十三

（袋井、静岡県公報、印刷、縦 222mm×横 (152) mm)

一一〇 昭和十六年（一九四一）一月十四日付け「兵号外 慰安観覧券ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②九六二）

〔第一紙〕

兵号外

（九四一）

昭和十六年一月十四日

袋井町長高橋弘平

（空白ママ）

殿

慰安観覧券ニ関スル件

左記日程ニ依り、読売新聞掛川町専売所増井隆志氏ハ、標記

戦病歿軍人遺家族、傷痍軍人、出征軍人家族、各位ノ方々へ感謝ノ念

ノ一端トシテ、日本一ヲ誇ル「シバタ大サーカス」ノ来掛ヲ好機ニ微意ヲ表シ、各位

ノ御清遊ヲヒ度クト存ジ、慰安観覧券ヲ当役場宛送付有レ之候処、

其ノ枚数ガ不足ニテ、全家族ニハ一寸行キワタリ兼ネ候条、観覧希望ノ向

ハ当役場宛御請求相成度、此段及ニ御依頼候也。

左記

日 時	一月十七日正午ヨリ会場（一日限り有効）
場 所	掛川町掛川公園広場

慰安観覧券（招待券）ハ一家族一名限リトス。

尚外ニ割引証（八十銭券）十枚 小人券（二十銭券）五枚差アゲマス。

〔第二紙〕

兵号外

（縦紙、ガリ版印刷）

(二九四一) 昭和十六年一月十四日 袋井町長 高橋弘平

〔手書〕
『戦病歿軍人遺家族』

〔手書〕
『傷痍軍人』

〔手書〕
『出征軍人遺家族』

殿

慰安観覧券ニ関スル件

左記日程ニ依リ読売新聞掛川町専売所増井隆志氏ハ標
記戦病歿軍人遺家族、傷痍軍人、(この読点原文にあり)出征軍人遺家族(又意)各位
ノ方々へ感謝ノ念ノ一端トシテ日本一ヲ誇ル「シバタ大サーカス」来
掛ヲ好機ニ微意ヲ表シ、各位ノ御清遊ヲ願ヒ度クト存ジ、慰
(回議欄)

安観覧券ヲ当役場宛送付有レ之候処、其ノ枚数ガ不足ニテ、全家
族ニハ一寸行キワタリ兼ネ候条、観覧希望ノ向ハ当役場宛御請求相
成度、此段及ニ御依頼候也。
左記
慰安観覧券(招待券)ハ一家族一名限リトス
尚外ニ割引証(八十銭券)十枚、小人券(二十銭券)五枚差上ゲ

日時	一月十七日正午ヨリ会場(二日限り有効)
場所	掛川町掛川公園広場

(回議欄)

〔本案ノ通り執行可レ然哉〕

昭和 年 月 日

主任 (印「鈴木」)

合議

助役 (印「渥美」)

町長（印「高橋」）

（堅紙、ガリ版印刷）

〔第三紙〕

〔宛名面〕

〔[×]盤〕
磐田郡袋井町（受付印）

袋井町役場

（消印） 兵事係御中

1、11
『^印読売新聞専売所

1、49 部

（印影） 増井隆志

静岡県掛川町仲町』

（消印）

〔静岡県・掛川／16・^{（二九四）}
1. 11／后8―12〕

（受付印）

〔^{（二重写り）}第
号／受付／昭和 1. 12／磐田郡袋井町役場〕

(印影)

「読売」

「通信面」

輝やく紀元^(一九四二)二千六百一年の新年を迎え、御一統様
愈々御清勝の事慶賀の至りに上存^(マコ)ます。
陳者今^(X)回掛川町役場横^(X様)に於て、日本一シバタサーカス
を本社後援の下に、来る十四日より十日間興行致す^(X興)
事に相成り、付ては貴町の出征^(この読点原文にあり)、傷病歿軍人遺家
族の方を御招待致し度、来る十七日一日限り有効の
御招待券百五枚、郵便を以て御送附致
ました故、御手数乍ら御配付方宜しく御願申上
ます。
敬具

(はがき)

(袋井、綴、劣化、綴じ紐はずれ、縦233mm×横160mm×厚1mm)

生活新体制実践要項

(1) 結婚ニ就テ

① 見合——自宅若シクハ是ニ準ズル所ヲ選ビ簡素ヲ旨トシ高価ナ服装ヤ饗応ハ絶対ニセザルコト

② 結納——儀礼ノ程度トシ最高百円ニ限り結納返シハ結納金ノ二割程度トス

③ 式服——式服ハ団服制服等ヲ利用シ得ル場合ハ必ズ之ニ依リ然ラザル場合ニモ簡素ナル一着ニ限り花嫁ハ留袖以下トシ花婿ハ平服ニ儀礼章振袖
裃袴胸模様等ハ全廃ス

④ 支度——花嫁花婿共最高簞笥一棹夜具入一組トス

⑤ 挙式——神社家庭又ハ公共ノ場所ヲ主トシ簡素厳肅ニ行ヒ式ハ土人披露ヲ通ジテ一日限リトシ十二時前ニ終了スルモノトス但シ一方宅ニ於テ挙式スルモ可ナリ

⑥ 披露宴——可成小範圍ヲ原則トシ簡單ナル小宴（料理代ハ一人当リ四円以下トシ酒ハ一人二合ヲ限度トス）ニ止メ引物ハ絶対ニ廃止ス土人披露ハ式後ニ行ヒ饗応ハ茶菓ノ程度トス

⑦ 婚姻届——結婚式場デ媒酌人印鑑持参、署名捺印ノ上作製スルコト

(2) 出産其ノ他ニ就テ

① 出産祝——精神ヲ主トシ可成物品ヲ用ヒズ近親者ノミニ於テ簡素ニ行フコト出行餅七夜餅（ハラバタ餅）等全廃スルコト

② 節句——幟、雛飾、破摩弓等ハ全廃トシ祝ハ内祝ノ程度トスルコト

③ 誕生祝其ノ他——個人間ノ贈答農禱其ノ他形式的ノモノハ全廃スルコト其ノ他真ニ止ムヲ得ザルモノト雖モ金錢又ハ実用品ヲ以テスルコト

④ 多留歳暮等——米餅ヲ以テスルコトハ全廃スルコト

(3) 葬祭ニ就テ

① 死亡通知——可成電報電話等ヲ以テシ使ヲ以テスル場合ハ一人ニ限ルコト

② 葬儀——送葬飯ハ全廃トス但シ遠来ノ会葬者ニシテ食事ヲ要スルモノニ粗飯ヲ供スルハ此ノ限ニ非ズ、酒ハ全廃トシ止ムヲ得ザル場合ニ於テモ湯棺酒、精進落ヲ通ジ三升以下トス、精進落ハ精神上ノ程度ニ止ムルコト逮夜ノ饗応ハ茶菓ノ程度トスルコト、払日三日ノ料理ハ簡素トシ台引ハ全廃トスルコト、香典返シ及ビ礼状ハ全廃スルコト

③ 花輪、香料——花輪及供物等ハ全廃トシ香料ハ札ヲ失セザル程度ニ節減スル事

④ 法要——簡素ヲ旨トシ引物ハ全廃スルコト尚配り餅ハ廃シ寺院ニ対スル謝礼ハ金銭ヲ以テスルコト

(4) 入営、応召ニ就テ

① 幟其ノ他——幟ハ絶対ニ立タザルコト

歡迎門及万国旗ハ之ヲ廃止シ門口ノ国旗ニ止ムルコト

入営応召兵持参ノ国旗ニハ寄書ヲ為サザルコト（国旗ノ尊嚴ヲ傷クルタメ）

② 土産物——村内及親類ト雖モ土産物ラシキ物ハ絶対ニ配ラザルコト

(5) 饗 応

① 出発ノ前夜——組内ハ可成小範圍、隣家程度ニ止メ、勉メテ質素ヲ旨トスルコト

② 出発当日——当日ノ祝酒ハ御神酒ニ止ムルコト

③ 帰還当夜——出発前夜ニ於ケル条項ニ同ジ

(6) 其ノ他ニ付テ

① 食料品ヲ以テスル贈答ハ絶対ニ避ケ金銭又ハ実用品ヲ以テ換フル方法ニ依ルコト

(7) 実行方法

① 本決議ヲ実践スル為メ本村ニ実行委員会ヲ置ク

村長ヲ委員長トシ村會議員、常設委員ヲ置ク

各字内班長ヲ実行班長トス

② 本決議事項ノ実践ニ際シテハ先ヅ実行班長ニ於テ趣旨ノ徹底ヲ期シ疑問事項ニ就テハ常設委員ト協議ノ上決定スルコト

- ③ 村外トノ交渉ニ当リテハ事前ニ相手方ノ諒解ヲ求メ必ズ実行ヲ期スルコト
- ④ 本決議ノ実行其ノ他諸会合等ニ当リテハ特ニ時間ノ励行ヲ期スルコト

昭和十六年一月十六日決定

磐田郡上浅羽村

(上浅羽、堅紙、印刷、句読点原文ママ、縦180mm×横393mm)

一一二 昭和十六年（一九四一）一月二十一日付け「兵号外 慰安観劇会開催ノ件」（袋井町近代役場文書②九七一）

〔兵号外〕
（九四一）

昭和十六年一月二十一日

袋井町役場（印／抹消）
（静岡県磐／田郡袋井／町役場印）

〔手書〕
『戦病歿軍人遺家族』

傷 痕 軍 人 殿

出征軍人家族』

慰安観劇会開催ノ件

左記日程ニ依リ、本町袋井座主鈴木友太郎氏ハ、今次
事変戦病歿軍人遺家族並ニ傷痕軍人並ニ出征軍人家
族ノ方々へ感謝ノ一端トシテ新派時代劇ノ双曲線鈴木 栄一
安田 実一
派ヲ招シ慰安観劇会ヲ開催。是非各位ノ御清遊ヲ煩シ度
キ旨申出有レ之候。

就而別紙ノ通り観劇券差上候間御利用ノ程願上候。

左 記

一、日時 一月^{二十三}_{二十四}両日 午後六時開演

一、場所 袋 井 座

（回議欄）

「本案ノ通り執行可レ然哉

昭和 年 月 日

主任 （印「鈴木」）

合議

助役 (印「渥美」)

町長 (印「高橋」)

(袋井、
縦紙、
ガリ版印刷、
縦235mm×横159mm)

一一三 昭和十六年（一九四一）一月二十七日付け「兵第五一号 慰問雑誌「ふるさと」原稿募集方ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②九七五）

〔第一紙〕

兵第五一号

（二九四）

昭和十六年一月二十七日

袋井町長 高橋弘平

（静岡縣磐田郡袋井町長之印）

『各学（手書）校長

各団体長 殿

各吏員』

慰問雑誌「ふるさと」原稿募集方ニ関スル件

既ニ各位モ御承知ノ如ク、本県軍事援護課ニ於テハ郷土将

（回議欄） 兵慰問ノ為メ慰問雑誌「ふるさと」ノ第一輯、第二輯ヲ発行

シ夫々現地將兵ニ無レ洩発想濟ミノ処、今回更ニ第三輯

ヲ編纂致シ度キ趣ヲ以テ標記原稿募集方依頼有

レ之候条、別紙募集要項ニ依リ奮ツテ応募相成度、此

段及ニ御依頼」候也。

左記

一、原稿ハ来ル二月十日迄ニ静岡県学務部軍事援

護課宛送付ノコト。

二、原稿ノ封皮ニハ「ふるさと原稿」ト朱書ノコト。

（回議欄）

「本案ノ通り執行可レ然哉

昭和 年 月 日

主任 （印「鈴木」）

（山折り線）

合議

助役 (印「渥美」)

町長 (印「高橋」)

(第一紙、ガリ版印刷)

〔第二紙〕

慰問
雑誌

「ふるさと」第三輯原稿募集要項

静岡県軍事援護課

(一) 記事

- 一、記事材料ハ郷里の模様を伝へることを第一義とし、珍しい話、変つた出来事、銃後美談、市町村の産業等要するに前線の勇士に聞かせたいものなら何でも差支へない
- 二、記事文体は高等小学校卒業程度のやはらかい国語体(である体)即ち新聞記事の調子とすること

- 三、記事の長さは随意であるが前置きの御無沙汰を謝すとか祈武運長久といふのは省略すること

- 四、なるべく写真を利用することに努め、原稿用紙を用ふること

- 五、県下どこでも同じ様な材料は編輯上面白くない

- 六、内容が異なるものはなるべく別々の原稿とすること

(二) 慰問文、慰問画

一、慰問文は文章の巧拙よりも無邪気なものがよい

二、内容は一般記事の材料と同様であり、なほ更に自分の生活を通して銃後の様子を兵隊に報告する風なものを歓迎す

三、慰問画も慰問文と同様の精神のものを歓迎する

四、慰問画の登載は黒一色刷である為なるべく墨絵とし普通雑誌の挿絵風のもものが良く鉛筆画又は彩色あるものは具合良くない

五、一校慰問文、慰問画共二、三点に撰択してほしい

(三) 備考

一、写真及原稿は返還せず、但し特に返還を要するものは其の旨附記せられたし

(第二紙、印刷、句読点原文ママ)

〔第三紙〕

軍第四七号

(印二点「渥美」「高橋」)

昭和十六年一月二十五日

(受付印)

静岡県学務部長 (印)
(静岡県学務部/長之印)

市町村長殿

慰問雑誌「ふるさと」原稿募集方ニ関スル件依頼

曩ニ郷土将兵慰問雑誌「ふるさと」第一輯及第二輯ヲ発行シ、夫々現

地将兵ニ洩レナク發送候処、今回更ニ其ノ第三輯ヲ編纂致度ニ付テ

ハ、別紙慰問雑誌原稿募集要項送付候条、御繁忙中乍ニ御迷

惑ニ左記事項御了知ノ上貴部内官公署^{学校}各種団体其ノ他適當ト

被レ認方面ニ対シ応募方可レ然御配意相成度、此段依頼候也。

(印「鈴木」記

一、原稿ハ本年二月十日迄ニ静岡県学務部軍事援護課宛
送付セラレタシ。

二、原稿ノ封皮ニハ「ふるさと原稿」ト朱書セラレタシ。

(受付印)

「第『^(手書)228』号／受附／昭和16・1・26／磐田郡袋井町役場」
(一九四二)

(第三紙、ガリ版印刷)

(袋井、綴、縦242mm×横160mm×厚1mm)

一一四 昭和十六年（一九四一）二月二十三日付け「受診ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代一（の内）

（九四一）
昭和十六年二月二十三日

（手書）
『衆原政一』殿

受診ニ関スル件

本月一日ヨリ事業開始致候健康保険ニ就テハ多大ノ御手数御煩ハシ恐縮ノ致リニ存候。其後日増シニ受診者増加ノ兆有レ之候共、当組合ニテハ更ニ事情等不明ニシテ、目下如何ナル情勢ナルカ知ルヲ得サル次第ニテ、事務ノ進捗上ニモ支障ヲ来スヘキカト存セラレ候条、指定医ニツキ受診ノ節ハ一応組合ヘモ御通知相願度、早急ヲ要スル場合又ハ夜間等ノ際ハ其翌日ニテ宜シク候間、右ノ趣部内一般へ御通達相成度記ニ其意ニ候。

以上

（堅紙、〔西浅羽信用購買販売利用組合〕罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、堅帳、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm）

一一五 (昭和十六年(一九四一)三月一日付け〔西浅羽尋常高等小学校母姉会・父兄会開催通知〕〔文書綴〕長溝自治会文書近代二一の内)

拝啓益々御清栄奉賀候。陳者来ル三月三日午前九時

ヨリ母姉会並ニ父兄会開催可レ仕候間、何卒万障御繰

合セ御臨席ノ栄ヲ賜リ度御案内申上候。

尚例年貴区内各位御出席ニ関シテハ多大ノ御配慮ニ預

リ奉ニ深謝ニ候。本年モ何卒各戸洩無ク御通知ノ上、皆様御

揃ヒニテ可レ成多数御来会下サル様御幹旋相成度、重ネ

テ御依頼申上候。

敬具

三月一日

西浅羽尋常高等小学校校長金原 進

(印) (静岡県磐田郡西浅羽尋常高等小／学校長印)

常設委員

(手書)
『桑原政一』殿

(縦紙、ガリ版印刷)

(西浅羽、縦帳、縦 257mm×横 176mm×厚 16mm)

〔翻刻〕

史料の年代は同じく綴じられている付近の史料から。

一一六 昭和十六年（一九四一）三月三日付け「静岡県指令軍第七六号」（久努西村役場文書九五七）

（受付印）（印三点「□□」「平野」「永井」）

静岡県指令軍第七六号

〔手書〕
〔✓〕周智郡久努西村

〔✓〕は異筆、鉛筆（以下同）

〔✓〕農繁期託児所

代表 平野太治馬

〔手書〕
昭和『十五』年『八』月『八』日願軍人援護事業（常設保育所 季節保育所）助成

聞届々、左ノ通助成ス。

〔手書〕
昭和十六年三月三日

静岡県知事 〔印〕『小濱八彌』（静岡県／知事印）

〔✓〕記

一、金『貳拾八』円也

（受付印）

〔周智郡久努西村役場／受付／昭和〔一九四一〕16／3／16〕

（久努西、豎紙、「静岡県」罫紙使用、印刷、縦245mm×横174mm）

一一七 昭和十六年（一九四一）三月十五日付け「静岡県指令軍第八八号」（久努西村役場文書九五八）

（印「知事官／□□□」） （印「鵜島」）（受付印）（印四点「鈴木」「増田」「平野」「永井」）

静岡県指令軍第八八号

『久努西村』銃後奉公会

昭和『十五』年『九』月『十一』日 願銃後奉公会助成
（手書）
（九四〇）
金交付ノ件聞届ク。

但シ左記事項心得ベシ。

（九四一）
昭和十六年三月十五日

静岡県知事 小濱 八彌（印）（静岡県／知事印）

記
（山折り線）

一、助成金『貳九九』円
（手書）

一、本助成金ハ
（九四〇）
昭和十五年九月四日 社第八九七号
（九四一）
昭和十六年三月一日 軍第八八号
通牒ニ依ル事
業費ニ充当スベシ

一、本助成金ノ使途不適当ト認メタルトキ又ハ支出額ガ助成
額ニ達セザル場合ハ助成金ノ全部又ハ一部ヲ返還
セシムルコトアルベシ

一、本助成金ノ精算書及事業成績ヲ来ル六月十日迄
ニ報告スベシ

以上

(受付印)

「周智郡久努西村役場／受付／昭和^(一九四二)16. 3 / 16」

(久努西、堅紙、「静岡県」罫紙使用、縦240mm×横330mm)

一一八 昭和十六年（一九四一）三月二十二日付け「セリ売ノ件御依頼」（文書綴）長溝自治会文書近代一一の内

（九四一）
昭和十六年三月廿二日

西浅羽村役場

〃 信用組合

常設委員殿

セリ売ノ件御依頼

旧隔離病舎敷地内ノ松立木伐採ノ必要有レ之、二十数本
切倒シ候ニ付テハ、丸太材並枝葉等セリ売致度候ニ付、
御部内希望者ニ御通知下サレ度、御依頼申上候。

追テ日時ハ三月廿四午后二時同敷地ニ於テ執行
可レ仕申添候。

（縦紙、「西浅羽村信用購買販売利用組合」罫紙使用）

（西浅羽、縦帳、縦257mm×横176mm×厚16mm）

一一九 昭和十六年（一九四一）三月二十五日付け「送辞」（山梨裁縫女学校文書四）

（包紙上書）

「送辞」

送 辞

本日御卒業の御姉様方御めでとたう御座います
此のやはらかな春の光を浴びて總ての物の生々と
甦る今日茲に永い年月御精励御努力遊され
卒業の榮譽を御受けなされるお姉様方の御
胸中はどうなでしょう、
今お喜びに満々たお姉様方の姿を目の前に致し
まして私達は只々数々の懐しい過し思出に胸
がせまりて申上る言葉もございません
返り見ますれば去年の四月何も知らない私
達が入学した当時 親子も及ばぬ御世話をして
下さいましたのは御姉様方でした 其れ以来、雨
の日も風の日も何くれと私達を御導き下さいました
御恩沢は口や筆には言ひ尽されません別けても
樂しかりし運動会の競技や遊戯又はバレー等
の試合等お姉様方と共に大過なきを得ました事は
枚挙にいとまありません
私達は此の御やさしい御姉様方に何時までも
おすがり出来るかのように思つて居りましたのに
到頭袂を御分けしなければならぬ日が参たの

で御座います御姉様方御姉様方の今日の御喜びは私達には何と云ふ悲しい日で御座いますようにけれど榮ある月桂冠を得られて希望多き社会への門出をなさいます御姉様方を御引止めする事は出来ません私達は只々前途に幸多かれと御祈り申上る外はありません何卒新体制下皇国の女性として又普度国防国家建設の一員として御意志を強く持たれ、御慈愛深き先生の御教を守られて世の荒波に打ち勝ち御立派な御覚悟で御努力なされ母校の名をいや普く輝かして戴きたいと存じます 私達も御姉様方の意を継ぎまして同じ様な榮譽にならふ可く一心に努力する覚悟で御座居ます どうぞ御宅へ御帰りの後も御やさしい先生方は申すまでもなく皆様方を御慕い致して居ります妹、私達の事を御忘れなく又時折此の学舎へ御尋ね下さいますよう御待して居ります

では重ねて御姉様方の御目出たき御卒業を御祝ひ申上ると共に御多幸と御健康を御祈りして送辞いたします

(一九四二)

昭和拾六年三月二十五日

山梨町高等裁縫女学校

修業生總代

高橋美智子

(山梨、包紙 裂け甚大、縦394mm×横527mm、送辞 一紙、句読点原史料ママ、縦362mm×横803mm)

一二〇 昭和十六年（一九四一）三月三十一日付け「静岡県指令農第五四五号」（久努西村役場文書九五九）

（印）「知事官／□□□□」 （受付印）（印七点「鵜島」「永井」「平野」「増田」「高橋」「寺田」「永井」）

静岡県指令農第五四五号

（手書）
「周智郡久努西村」

昭和十（手書）『五』年（手書）『十二』月（手書）『十六』日（手書）『庶』第（手書）『一〇八三』号申請農林計画二関
（一九四〇）スル経済更生委員会ニ対スル助成金交付ノ件聞届ケ、昭和十五（一九四〇）年度ニ於テ補助金『六拾』（手書）円交付ス。

（一九四一）
昭和十六年三月三十一日

静岡県知事 小 濱 八 彌（印）（静岡県／知事印）

一、本補助金ハ貴町^{記市}経済更生委員会ノ経費ニ充当スベシ

二、本事業ノ成績書ハ収支決算書添付ノ上五月三十一日迄ニ正副式通提出スベシ

三、本補助金ノ請求書ハ指令ノ受領後七日以内ニ提出スベシ

四、本事業ノ計画ヲ変更セントスルトキハ知事ノ承認ヲ受クベシ

五、本命令ニ違反シ又ハ事業施行方法不適當ト認メタルトキハ補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

六、指令受領後五日以内ニ到着スル様請書ヲ提出スベシ

（受付印）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和（一九四一）16・4／24」

(久努西、堅紙、「静岡県」野紙使用、印刷、縦245.5mm×横338mm)

〔第一文書〕

（鉛筆）
『五七四』

（印「渥美」）
（受付印）

名師獣発第三五四号

馬匹調査ノ件照会

（一九四一）
昭和十六年五月二日 名古屋師団獣医部（印）
（名古屋／師団獣／医部印）

各（市）町村役場 御中

地方馬検査計画上必要ニ付、貴（市）町村ノ軍用
保護馬以外ノ馬数ヲ左記要領ニ抛リ調査（左記
ニ記入）ノ上、五月二十日迄ニ送付セラレ度及ニ照
会ニ候也。

切り取り線
（切り取り線で山折りされている）

軍用保護馬以外ノ馬匹調査表				県	
年 齢		性 別		郡 市	
四 歳 以 上		牡		計	
十六歳以下		騊		計	
備 考		頭		頭	
一、軍用保護馬検査及検定ニ於テ永久不合格馬		二、地方馬検査ニ於テ永久不合格馬		頭	

調製上ノ注意

- 一、 軍用保護馬検査及検定並地方馬検査ニ於
テ永久不合格ノモノハ備考ニ其頭数ヲ掲記
シ性別欄頭数ニ含マサルモノトス。
- 二、 本表ノ調査ハ五月十日現在トス。

(受付印)

「第『1337』号／受附／昭和16.^(二九四二)5.6／磐田郡袋井町役場」
^(手書)

(袋井、第一文書、堅紙、ガリ版印刷縦、綴はずれ、開披不能、254mm×横 186mm)

一二二 昭和十六年（一九四一）五月十五日付け「兵第五七四号 馬匹調査ノ件照会回答」（袋井町近代役場文書②一〇四五―二）

〔第二文書〕

兵第五七四号

（一九四一）

昭和十六年五月十五日

（印）

『静岡県磐田郡袋井町長高橋弘平』

〔静〕／〔磐〕／〔町〕／〔部〕
〔割印〕 名古屋師団獣医部御中

馬匹調査ノ件照会回答

標記ノ件別紙ニ依リ及ニ回答ニ候也。

（回議欄）

（回議欄）

「本案ノ通り執行可レ然哉

昭和 年 月 日

主任 （印「鈴木」）

合議

助役 （印「渥美」）

町長 （印「高橋」）
「

（袋井、第二文書、豎紙、「磐田郡袋井町役場」罫紙使用、ガリ版印刷縦、246mm×横 165mm）

「第三文書」

軍用保護馬以外ノ馬匹調査表		『静岡県磐田郡袋井町』	
年 齡	性 別		
		牡	騾
四 歳 以 上	十 六 歳 以 下	1	
		1	
一、			
一		計	
考 備			

(袋井、第三文書、「磐田郡袋井町役場」罫紙使用、ガリ版印刷、縦246mm×横166mm)

一二三 (昭和十六年へ一九四一) 五月二十四日付け「臨時種痘施行ニ付才知ラセ」(浅羽自治会文書六七二)

臨時種痘施行ニ付才知ラセ

今回県ヨリノ命ニ依リ本村内現住者全部ニ付臨時ニ種痘ヲ行フコトニナリマシ^(タ脱)ノデ、時節柄御多忙中御迷惑ノ向モアルカモ存ジマセンガ、恐ロシイ天然痘ノ予防上村内一人残ラズ種痘セラル、様御願ヒ致シマス。但シ昭和十四年、十五年^(一九三九)中ニ種痘サレタ方ハ除カレマス。尚小学校児童は学校デ行ヒマス。ソレカラ種痘ノ日及場所ハ左記ノ通デスカラ、才忘レナク当日種痘場へ御出掛ケ下サイ。

記

諸井	五月二十八日正午ヨリ	諸井公会堂
豊住	五月二十八日正午ヨリ	豊住公会堂
浅名	五月二十九日正午ヨリ	浅名公会堂
浅羽ノ内 柴、篠ヶ谷、貫名地、		
五月二十九日正午ヨリ	浅羽公会堂	
浅羽ノ内 馬場、弥太井、末永、		
五月三十日正午ヨリ	浅羽公会堂	
右	見付警察署	
五月二十四日	上浅羽村役場	

〔翻刻注〕

史料の年代は同じく綴じられている付近の史料から。

(上浅羽、縦紙、ガリ版印刷、繊維崩壊、句読点原史料ママ、縦247mm×横329mm)

一二四 昭和十六年（一九四一）六月十一日付け「甲種飛行予科練習生募集用ポスター及葉送付ノ件」（袋井町近代役場文書②一〇五四）

通牒照会

兵第六六〇号

（一九四一）
昭和十六年六月十一日

静岡県学務部長

市町村長 殿

男子中等学校長 殿

甲種飛行予科練習生募集用ポ
スター及葉送付ノ件

（一九四一）
昭和十六年後期甲種飛行予科練習生募集用

「ポスター」及葉其ノ筋ヨリ送付有^レ之候ニ付、別
便ヲ以テ送付致ス可候条御利用ノ上多数志願
者募集相成度。

記

配付表

配付先	ポスター	葉
中学校	三	五〇
男子実業学校	三	五〇
市役所	一〇	三〇
町村役場	三	一〇
一、「ポスター」ニハ必ズ葉貼布ノ上掲出セラ レ度。		

二、省線駅ニ掲示スル「ポスター」ハ駅所在市

町村ニ於テ送付セラレ度、海軍省ヨリ指示有
レ之向ニ付可レ然取計ハレ度。

三、現品受領ノ上ハ可レ成速ニ掲出セラレ度。

(野外印刷)

「静岡県公報

第四千二百三十八号

昭和十六年六月十一日

(第三種郵便物認可)

千七百六十」

(袋井、静岡県公報、印刷、縦213mm×横142mm)

一二五 昭和十六年（一九四一）六月十二日消印〔忠靈塔建設有無調査〕（袋井町近代役場文書②一〇五五）

〔宛名面〕

（上から貼られた史料番号シールにより判読不能）（『内インク手書／以下同』）

「」府市『袋井』町（印「渥美」）

『静岡』県『磐田』郡村（受付印）

（印「高橋」）

『袋井町』長殿

郵便往復はがき
（往信）

東京市丸ノ内海上ビル新館四階

財団法人大日本忠霊顕彰会会長

（消印1）（消印2）
陸軍大将 菱刈 隆

（受付印）

「第 号／受附／昭和16・6・13／磐田郡袋井町役場」
（一九四一）

（消印1）

「兵は戦線

我等は

国債」

（消印2）

「東京中央／16／6・12／后4―8／〒」
（一九四一）

謹啓 愈々御多祥之段奉賀候。陳者内地並ニ事変地ニ建設セラ
ルベキ忠霊塔（忠霊ノ遺骨ヲ納ムル設備ヲ有スルモノ）建設
運動ハ、以ニ御蔭ニ漸ク全国的ニ普及仕リ、既ニ各地ニ其ノ建設ヲ見
ルモノ少カラズ感謝ノ至リニ不レ耐候。就而ハ本会ニ於テ主務官
庁ニ報告ノ必要有レ之候間、御繁忙中洵ニ恐縮ニハ存ジ候ヘ共、別
記事項（昭和十六年六月一日現在）御記入ノ上折返シ御回答
被ニ成下_一度、此段得ニ貴意ニ旁々御依頼申上候。 敬具

追而建設企画ノ場合ハ是非本会ニ連絡相成度ク候。

記入事項

忠霊塔（遺骨ヲ納ムル設備ヲ有スルモノ）	竣工	年	月	日
忠霊塔（遺骨ヲ納ムル設備ヲ有スルモノ）	竣工予定	年	月	日
建設計画	有・無			

備考

（『内インク手書ノ以下同』）
『該当ナシ』

『静岡』県『磐田』郡『袋井』村

（昭和十四）
六、一七、
回答済み』

（袋井、葉書、印刷、縦 140mm×横 90mm）

一二六 昭和十六年（一九四一）六月十四日消印〔健全娛樂日本精神昂揚映画会開催案内〕（袋井町近代役場文書②一〇五六）

〔宛名面〕

『静岡』県『磐田』郡（印「渥美」）
（『内インク手書／以下同』）
（上から貼られた史料番号シールにより判読不能）

『袋井町』役場

（受付印）

（印「高橋」）

帝国在郷軍人分会長殿
兵事主任殿

（消印）

愛知県一宮市大正通四丁目

昭和五

諸官庁

愛国

映画

社

年創設

御用

尾北新聞

社映画部

電話一一八三番

（受付印）

〔第

号／受附／昭和16・

6・

15／磐田郡袋井町役場〕

（消印）

（一九四一）

〔一宮／16／6・

14／后4―8／〒

〔通信面〕

謹啓益々御清栄奉賀候。 陳者本年度貴地方「健全娛樂日本精神
昂揚映画会」好評裡に巡回中に有レ之。此の機会に貴分会に於かれ

ても御開催賜り度、御案内旁々御勧め申上候。

都合に依り 役場 国防婦人会 青年団 学校主催にても結構に候。

一、期 日『六月廿八日』頃(紫印) (一週間位は前後しても都合します)

一、実 費 壹回金五拾円 (旅費、フィルム、機械損料共)

一、送 迎 下車駅よりの送迎は主催者御負担下さい。

送迎は自動車、リヤカー、馬、自転車何でも
よろしい。 着時間御通知致します。

一、内 容 全部一般用映画で児童の観覧は各班共差支へ
ありません。

一、巡 回 巡回班数班あり。足跡は全国に及び堅実優秀な
るものとして各分会より多数の感謝状を戴う
て居ります。 必ず御期待に副ひます。

一、発 声 映画鮮明、発声功果満点。 絶対責任を以て映
写致します。

健全娯楽日本精神昂揚

オールトーカープログラム

(全部緩燃性フィルム絶対安全)

1 音楽漫画 マー坊の鐵血陸戦隊

理研作品コンクール一等入選

2 文化映画 或日の干潟

日活特作 山本禮三郎 伊澤一郎 近松里子 橘公子主演

3 前線物語 鐵火部隊

敵前に砲火を浴び乍ら海軍飛行場を建設する

日本男子の意気と熱の感激篇……………

4

銃後美談 **祖国の花嫁**

日活多摩川超特作品 天中軒雲月 出演浪曲入
村田知榮子 星ひかる主演

七ツの声を持つ雲月出演の全篇涙と感動の銃
後美談……………日本人必見の名画

巡回責任者 本社主事
元大毎記者 **高橋猛**

(袋井、葉書、印刷、縦141mm×横89.5mm)

一二七 昭和十六年（一九四一）六月二十六日、七月二日〔支那事変四周年記念慰霊祭並ニ講演会及帰還奉告祭・慰労金贈呈式通知〕（袋井町近代役場文書②一〇六四）

(1 ㍲) 奉第三二三号

(一九四一) 昭和十六年六月二十六日 袋井町長 高橋弘平（印）（静岡県磐田郡袋井町長之印）

諸官衙町、町會議員、各学校長、

各種団体長、各区長、聯合部落会長 殿

各部落会長、各班長

支那事変四周年記念事業実施要綱ノ件

来ル七月七日、事変勃発四周年ヲ迎フルニ当リ全国的ニ一大記念行

事ヲ実施シ、聖戦ニ対スル国民ノ決意ト覚悟ヲ新ニシテ、一億一心益

々奉公ノ誠ヲ致シ、以テ勸慮ヲ安ンジ奉ランコトヲ期スル為メ、左記ニ

依リ記念行事実施可レ致候間、御参列相成度。

尚班長各位ニハ洩レナク周知方御取計相成度候也。

記

一、行事要綱

1. 期日 七月七日

2. 各部落、各班適當ニ早朝最寄神社ニ於テ国威發揚祈願ヲナスコト。

3. 青少年団、^{〔社〕}莊年団、其他諸団体ハ当日早朝団員ノ臨時動員ヲ行ヒ適當ノ行事ヲ実施スルコト。

4. 慰霊祭並ニ講演会及帰還奉告祭

期日 七月七日 場所 東国民学校

慰霊祭（仏式）后一時 講演会（柴山閣下）后二時

帰還奉告祭后三時半 慰労金贈呈

二、当日毎戸国旗ヲ掲揚シ、正午ヲ期シ全町民各々在所ニ於テ黙禱ヲ行フコト。

尚、同時刻ニハサイレン、警防団鐘ノ合図ニ依リ周知方法ヲ講ス。

三、全町民個人ノ実施事項

- 1、今日一日ハ敵前ニ突撃スル氣持デ持場ノ仕事ヲ頑張ルコト。
- 2、今日一日ハ出来ルダケ物ヲ買ハズ仮令一錢デモ貯金スルコト。
- 3、今日一日ハ断然酒モ煙草モ止メ、華美ナ服装モ不急不用ノ乗車モ止メルコト。
- 4、今日一日ハ朝ハ混ゼ飯、昼ハ代用食若クハ握リ飯、夜ハ代用食、雑炊粥ヲ頑張ルコト。(類九)
- 5、今日中ニ戦地ノ勇士ヘ必ズ慰問文・慰問袋ヲ出スコト。

(第一紙「奉代三三三三号 支那事变四周年記念事業実施要綱ノ件」、ガリ版印刷)

兵第三三〇号

(一九四一)
昭和十六年七月二日

袋井町長 高橋弘平

帰還軍人

(手書)

『原孝一』

外五十七名』

殿

(回議欄)

慰霊祭並帰還奉告祭慰労金贈呈式挙行ニ付

出席方ノ件通知

来ル七日ハ事变勃発四週年ニ当リ、現下ノ情勢ハ益々

多岐多難ナルニ鑑ミ、当日ハ全国的ニ一大記念行事ヲ実施

シ、聖戦ニ対スル国民ノ覚悟ヲ新ニシ、一億一心愈々奉公ノ誠

ヲ致シ以テ叡慮ヲ安ンジ奉ラン事ヲ期セントス、為メニ本町ニ於

テモ当日ハ左記ノ通り記念行事ノ一端トシテ、今次聖戦ニ参

加尊キ東亜ノ礎石トシテ陣歿セラレタル諸勇士ノ慰霊祭ト大命

ヲ拝シ応召シ、無事大任ヲ果シ、目出度帰還セラレタル将兵各位

ノ帰還奉告祭並ニ聊カ其ノ労ヲ犒ラウ意味ニヨリ慰労金ノ贈

呈式ヲ執行可レ仕候間、当日ハ万障御繰合セ印鑑持参必

ス御出席相賜度、此段御案内申上候也。

左記

一、日時 七月七日 午後一時ヨリ

戦歿者 慰霊祭

二、同日 午後二時ヨリ

帰還奉告祭並慰労金贈呈式

三、場所 東国民学校々舎内

以上

(第二紙「兵第三三〇号 慰霊祭並帰還奉告祭慰労金贈呈式举行ニ付出席方ノ件通知」、ガリ版印刷、句読点原文ママ)

(回議欄)

「本案ノ通り執行可レ然哉」

昭和 年 月 日

主任 (印「鈴木」)

合議

助役 (印「渥美」)

町長 (印「高橋」)

(3才)

兵第三二九号

(一九四一)

昭和十六年七月二日

戦歿軍人遺族

『^{手書}吉田惣四郎
外二十八名』 殿

(回議欄) 慰霊祭執行ニ付臨席方ノ件通知

来ル七日ハ事変勃発四週年ニ当リ、現下ノ情勢ハ益々多岐
多端ナルニ鑑ミ、当日ハ全国的ニ一大記念事業ヲ実施シ、聖
戦ニ対スル国民ノ覚悟ヲ新ニシ、一億一心愈々奉公ノ誠ヲ致シ
以テ叡慮ヲ安ンジ奉ラン事ヲ期セントス、為メニ本町ニ於テモ当
日ハ左記ニ依リ記念事業ノ一端トシテ、今次聖戦ニ参加、尊キ
東亜ノ礎石トシテ陣歿セラレタル諸勇士慰霊祭ヲ執行可

レ仕候間万障御差繰是非共御臨席相賜度此段御

案内申上候也。

(3ウ)

左 記

一、日 時 七月七日 午後一時ヨリ

二、場 所 左国民学校々舎内

以 上

(第三紙「兵第三二九号 慰霊祭執行ニ付臨席方ノ件通知」、ガリ版印刷、句読点原文ママ)

(回議欄)

「本案ノ通り執行可^レ然哉

昭和 年 月 日

主任 (印「鈴木」)

合議

助役 (印「渥美」)

町長 (印「高橋」)

(4カ) 慰霊祭執行ニ関シ準備スベキモノ

満願寺ヨリ

(赤鉛筆/以下同)

『○』ケース 『○』曲録 『○』花瓶一対

『○』ローソク立 一対 『○』香タキ 一ツ

『○』線香立 一ツ

(4ウ)

『○』ローソク 二本

『○』線香

『○』生花 一対

奉告祭用

『○』注連縄 二間

『○』青竹 二本

『○』榊 十本

『日』七月八日 中部第七十二部隊へ^(「應」字は「入」と書いたものに加筆し「應」としている)応召スベキ』

(第四紙「静岡県磐田郡袋井町役場」罫紙使用、手書)

(袋井、綴、縦251mm×横172mm×厚1mm)

一二八 昭和十六年（一九四一）七月二日付け「兵第七七九号 前線慰問用雑誌新聞等調査ニ関スル件照会回答（付通牒照会）」（袋井町近代役場文書
②一〇七二）

〔第一紙〕

兵第七七九号

（九四）
昭和十六年七月二日
〔印〕
『静岡県磐田郡袋井町長高橋弘平』
〔静岡〕
〔田郡〕
〔町長〕
〔割印〕
静岡県学務部長殿

前線慰問用雑誌新聞等調査ニ関スル件照会回答

（九四）
本年三月十八日附軍第一〇五号ヲ以テ照会有レ之候標記ノ件、
本町ニハ該当ノモノ無レ之候条及ニ回答ニ候也。

（回議欄）

（回議欄）

「本案ノ通り執行可レ然哉

昭和 年 月 日

主任 （印「鈴木」）

合議

助役 （印「渥美」）

町長 （印「高橋」）

（第一紙、「静岡県磐田郡袋井町役場」罫紙使用）

〔第二紙〕

通牒照会

軍第一〇五号

（二九四）
昭和十六年三月十八日

静岡県学務部長

市町村長 殿

〔（赤鉛筆）〃〕 前線慰問用雑誌新聞等調査ニ関スル件

照会

前線將兵慰問ノ目的ヲ以テ発行セル慰問用雑誌新聞等（銃後ニ対スル一般軍人援護用ノモノハ之ヲ除ク）ニ限り調査ノ必要有_レ之旨軍事保護院援護局長ヨリ申越_レ次第モ有_レ之候ニ付テハ別紙ニ依リ調査ノ上現品三部宛送附シ本月二十五日迄ニ御回答相成度此段及ニ照会一候也。

記

市町村及市町村ヲ単位トスル団体ニ於テ発行ノモノ

(記載例)

発 行 者	雑誌、新聞等 ノ名称	雑誌、 新聞等 ノ区別	一年間 ノ発行 回数	一回ノ 発行部 数	備 考
一、市町村	何々	雑誌	同 回		
	何々	新聞	同		
二、団 体					
(イ)何々団体	何々	同	同		
	何々	同	同		
(ロ)何々団体	同	同	同		
(ハ)同	同	同	同		
(ニ)同	同	同	同		

備考

一、発行物ハ単行本雑誌新聞ノミニ限ラズ總テ前線ニ送付ノ目的ヲ以テ発行セルモノハ記載スルコト。

二、定期刊行物ニ限ラズ臨時発行ノモノモ記載スルコト。

(野外印刷)

〔静岡県公報 第四千百三十八号 昭和十六年三月十八日 (第三種郵便物認可)〕

七百三十三

(第二紙、「静岡県公報」)

(袋井、綴、縦 243mm×横 165mm×厚 1mm)

〔第一紙〕

兵第三三二号

（九四一）
昭和十六年七月五日

袋井町長 高橋弘平

（手書）
『各学校長
各団体長』殿

前線慰問誌「ふるさと」第四輯原稿募集ニ関スル件

（回議欄）
標記ノ件左記募集要項ニヨリ奮ツテ御投稿相

成様此段及「御依頼」候也。

左記

原稿募集要項

一、軍人遺家族田五事業ノ状況

一、学生、生徒勤労奉仕作業ノ状況

一、授産場並ニ季節托児所ノ状況

一、軍人遺家族傷痍軍人ノ美談佳話

一、前線将兵ニ知ラシメタキ町村動向ノ種々相

一、原稿応募期日 七月二十日

一、送稿先、静岡県町内^{恩賜財団}軍人援護会静岡県支部「ふるさと」編輯部

◎原稿ニ関スル注意

（イ）文章ハ成ベク平易ニシテ写真アラバ添付サレタシ。

（ロ）前線ニテハ故郷ノ事象ヲ知リタキ希望切実ニ付一般ドコモアルモノ

ハ避ケテ特異ナルモノ撰ビ時局云々ノ如キ一般概念的ナコトハ不要。

（ハ）用紙ハ「原稿用紙」ヲ用ヒ種類異ル毎ニ別紙トスルコト。

（ニ）封皮ニハ「ふるさと」^{（符）}原稿」ト朱書スルコト。

（山折り線）

(ホ) 原稿、写真ハ一切返戻致サ、ルモ返戻ヲ特ニ要スルモノハ其旨
附記サレタシ。

(回議欄)

「本案ノ通り執行可レ然哉

昭和 年 月 日

主任 (印「鈴木」)

合議

助役 (印「渥美」)

町長 (印「高橋」)

(第一紙、ガリ版印刷)

〔第二紙〕

〔表面〕

(山折り線)

原稿募集要項

- 一、軍人遺家族援護事業ノ状況
- 二、学生、生徒勤労奉仕作業ノ状況
- 三、授産場並ニ季節託児所ノ状況

一、軍人遺家族、傷痍軍人ノ美談佳話

一、前線將兵ニ知ラシメタキ町村動向ノ種々相

一、原稿応募期日 七月二十日

一、送稿先 静岡県庁内

恩賜
財団 軍人援護会静岡県支部

「ふるさと」編集部

◎原稿ニ関スル注意

(イ)文章ハ成ベク平易ニシテ写真アラバ添付サレタシ

(ロ)前線ニテハ故郷ノ事象ヲ知リタキ希望切実ニ付

一般ドコニモアルモノハ避ケテ、特異ナルモノ撰ビ、時

局云々ノ如キ一般概念的ナコトハ不要

(ハ)用紙ハ「原稿用紙」ヲ用ヒ、種類異ル毎ニ別紙

トスルコト

(ニ)封皮ニハ「ふるさと原稿」ト朱書スルコト

(ホ)原稿、写真ハ一切返戻致サザルモ返戻ヲ特ニ

要スルモノハ其旨附記サレタシ

〔裏面〕（※表面と九〇度顛倒）

静支第四七一号

恩賜財団軍人援護会静岡県支部長

(受付印)
小濱八彌 (印)

(恩賜財団 軍人援護会静岡県支部長之印) / (内細字双行)

市町村長殿

「ふるさと」第四輯原稿募集ニ関スル依頼ノ件

前線慰問誌「ふるさと」第三輯迄軍事援護課ニ於テ発行中ノ処、

此度第四輯ヨリ当支部ニ於テ続刊可_レ致ニ付第三輯迄ト同様御協力

相成、左記要項ニ依リ原稿応募方御配慮相成度、御多用中乍_ニ恐縮_一御

依頼申上候。

特ニ今回ハ「軍人援護特輯号」トスル計画ニ付御留意願度申添候也。

――(山折り線)――

(受付印)

「第『1913』号／受附／昭和「」7. 2／「」袋井町役場」
(手書)

(第二紙、ガリ版印刷、今回便宜上「裏面」とした方がもとの文書の表面で、「表面」とした方が、もとの文書で言う「左記要項」であろう)

〔第三紙〕

(印「渥美」)(受付印)

軍第一〇三号

(九四)
昭和十六年五月二十七日 静岡県学務部長

市町村長殿

中等学校長殿

国民学校長殿

慰問雑誌「ふるさと」送付ニ関スル件

現地郷土部隊慰問ノ目的ヲ以テ編纂致シ

候慰問雑誌「ふるさと」第三輯為ニ参考_一及_ニ

送付_一候。

(受付印)
「第『1628』号／受附／昭和16.6.6／磐田郡袋井町役場」
(手書)
(一九四二)

(第三紙、ガリ版印刷)

(袋井、綴、縦230mm×横154mm×厚1mm)

一三〇 昭和十六年（一九四一）七月十二日付け「静聯第三九七号 時局ニ伴フ防諜ニ関スル件通牒」（袋井町近代役場文書②一〇八〇）

〔第一文書〕

『秘』『至急』
（朱印）（朱印）
（印三点「渥美」「高橋」「（鈴木カ）」）
（受付印）

静□第三九七号

時局ニ伴フ防諜ニ関スル件通牒

（一九四一）
昭和十六年七月十二日 静岡聯隊区司令官 （静岡聯隊区司令官之印）

市町村長

聯合分会長、分会長 殿

首題ノ件ニ関シ別紙写ノ通り其ノ筋ヨリ通牒アリタルニ付、之カ励行徹底ニ関シ篤ト御高配相煩度通知ス。

（受付印）

〔第『2017』号／受附／昭和16・7・13／磐田郡袋井町役場〕
（手書）（一九四一）

（第一文書、印刷、文字かすれ大文字のかすれ方が同じため第二文書と同版と見られる）

〔第二文書〕

『秘』
（朱印）

『至急』
（朱印）

静□第九七号

時局ニ伴フ防諜ニ^(九四)関スル件通牒
昭和十六年七月十二日 静岡聯隊区司令官^(静岡聯隊区司令官之印)(印)

市町村長
聯合分会長、分会長 殿

首題ノ^(件)ニ関シ別紙写ノ通り其ノ筋ヨリ通牒アリタルニ付、之カ励行徹底ニ関シ篤ト御高配相煩度通知ス。

(第二文書、印刷、文字かすれ大文字のかすれ方が同じため第一文書と同版と見られる)

〔第三文書〕

写

名師参第一〇三六号

時局ニ伴フ防諜徹底ニ関シ配慮相成度件
^(九四)昭和十六年七月五日 名古屋師団参謀長

『静岡聯隊区司令官殿』^(紫印)

従来入隊又ハ^(応)召軍人ニ対シ市町村、^(親)戚、知己等ヨリ旗、提灯、幟等ヲ贈与シ其ノ^(観)送ヲ盛大ナラシメ志氣ヲ鼓舞スルハ国民ノ至情ニシテ人情ノ然ラシムル処ナルモ之カ為防諜上却テ逆効果ヲ^(齎)ラスノ結果ニ陥リ易キヲ以テ一般ニ^(現)下ノ超非常時局ヲ認識セシムルト共ニ外国諜報機関ノ乗スヘキ虚隙ヲ与ヘサル様将来ニ於ケル入^(隊)、^(応)召ニ際シテハ従来ノ御祭騒キノ^(弊)風ヲ排シ真ニ举国防諜ノ大乗的見地ヨリ見送人ヲ極力制現シ或ハ又旗、幟、提灯、吹^(流)等ノ贈与ヲ廃止(禁止)スル等關係方面ニ至急徹底方^(御)指導相煩度此彈及御依頼候也

(第三文書、印刷、句読点原文ママ、文字かすれ大、文字のかすれ方が同じため第四文書と同版と見られる)

〔第四文書〕

写

名師参第一〇三六号

時局ニ伴フ防諜徹底ニ関シ配慮相成度件

(九四)
昭和十六年七月五日

名 古屋 師 団 参 謀 長

〔静岡聯隊区司令官殿〕

従来入隊又ハ応召軍人ニ対シ市町村、親戚、知己等ヨリ旗、提灯、幟等ヲ贈与シ其ノ觀送ヲ盛大ナラシメ志氣ヲ鼓舞スルハ国民ノ至情ニシテ人情ノ然ラシムル処ナルモ之カ為防諜上却テ逆効果ヲ齎ラスノ結果ニ陥リ易キヲ以テ一般ニ現下ノ超非常時局ヲ認識セシムルト共ニ外国諜報機関ノ乗スヘキ虚隙ヲ与ヘサル様将来ニ於ケル入隊、応召ニ際シテハ従来ノ御祭騒キノ弊風ヲ排シ真ニ举国防諜ノ大乗的見地ヨリ見送人ヲ極力制現シ或ハ又旗、幟、提灯、吹流等ノ贈与ヲ廃止(禁止)スル等關係方面ニ至急徹底方御指導相煩度此彈及御依頼候也

(第四文書、印刷、句読点原文ママ、文字かすれ大、文字のかすれ方が同じため第三文書と同版と見られる)

〔第五文書〕

(朱印)
〔秘〕

秘兵第三五〇号

(本件ハ秘ノ取扱ヲ為スコト)

(二九四)
昭和十六年七月十二日

袋井町長 高橋 弘平

各部落会長 殿

時局ニ伴フ防諜関係ニ関スル件通知

今や洋ノ東西ヲ問ハズ戦雲靄ビキ一触即発愈々時局ハ重大性ヲ加ヘタリ。為
メニ今般更ニ名古屋師団長ヨリ標記防諜徹底方ニ関シ言明有^レ之候条、

爾今本町ニ於テハ左記ノ点ニ関シ励行スベキニ付右御了知ノ上貴部落一般

ヘ右趣旨ヲ徹底セシメ、遺憾ナキヲ期セラレ度、此段及ニ通知^一候也。

左 記

防 諜 指 導 要 綱

一、召集下令ノ為メ靈場ヲ交付ニ派遣シタル町急便ニ対シ召集ガ何名来タトカ。唯^(誰)レノ処

ヘ来タトカ云フ事ハ今後絶対ニ聞カザルコト。此事ハ防諜上絶対秘密トサレ。此レヲ口

外スルヲ厳禁セラレ万一口外スルトキハ嚴罰ニ附サルベキニ付絶対回答ハセザルニ付

(山折り線)

二、応召者ノ門先ニハ絶対、アーチ。ヲ作ラナイコト又国旗ヲ高ク立テナイコト

三、応召者ノ門先ニハ単ニ国旗一本ノミヲ出發当日普通ニ掲揚ノコト。

四、応召者ノ見送りハ各部落ノ氏神様迄トシ氏神様ニテオ別レヲ為スコト

五、氏神様ヨリ停車場迄ノ見送りハ部落会長部落ノ各種団体代表者及ビ家族親族ノ代表

者トシ総数ニテ七名以下ノコト

六、家族附添人ハ絶対廃止ノコト

七、従前ハ召集下令ノ都度隣保班長宛ノ回状ニテ出發日時ヲ通知致シタルモ今後ハ右通知

ハ出来ザルコト、ナリタルニ付廃止ス

八、従前ハ応召者一同ヲ役場前ニ集メテ送別式ヲ举行シタルモ爾今举行不可トナリタルニ付举行セズ

九、召集下令者(応召者)ハ出發前日迄ニ目立タヌ服装ニテ役場ヘ出頭相成度コト

一〇、応召出發ニ際シ応召者ハ国旗ヲ携帯セザルコト

一一、応召出發ニ際シ奉公袋ハ必ズ風呂敷ニテ包ミ持参^(実施)ノコト

一二、応召、入営、帰還ニ際シテノ饗応ハ生活改善^(実施)ニ基キ出来得ル限り簡素トナスコト(御神酒程度)

(第五文書、ガリ版印刷、「防諜指導要綱」部分のみ句読点原文ママ(通知本文は句読点を打った))

「第六文書」

『秘』^(朱印)

兵第三四九号

^(一九四一)
昭和十六年七月十二日

袋井町長 高橋 弘平

^(存)
(印)
^(静岡県磐田郡袋井町長之印)

応召者

^(手書)
村松睡三郎

外 殿

出發日時其ノ他ニ関スル件通知

貴殿ニハ今般臨時召集下令ニ接シ誠ニ御同愛ノ至リニ在^(存)ジ候。

既ニ御承知ノ如ク洋ノ東西ヲ問ハズ戰雲靄ビキ一触即發愈々

時局ハ重大性ヲ加フ、為メニ防諜徹底方ニ関シ更ニ名古屋師団

長ヨリ嚴命有^レ之候条左記ノ点嚴守ノ上、規定時刻迄ニ停

車場へ御集合相成度此段及御依頼候也

左 記

一、出發日時來ル七月 日午 時 分袋井駅發列車

ノコト

二、集合時間 發車三十分迄ニ集合ノコト

三、応召出發ニ際シ応召者ハ国旗ヲ携帯セザルコト

四、奉公袋ハ必ズ風呂敷ニテ包ミ持参スルコト

五、家族附添人ハ必ズ全廢ノコト

六、応召家庭ノ国旗ノ交叉並ニ送別式及ビ見送り等ニ関シテハ

区長、部落會長ヨリ指示アルニ付右御了知相成度候

「第七文書」

(朱印)

秘

(印二点「高橋」「渥美」)

(一九四二)
昭和十六年七月十日

磐田警察署長

町

村

長 殿

『袋井町』

(紫印)
軍人分会長 殿

時局ニ伴フ防諜徹底ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ名古屋師団長ヨリ左記ノ
通り防諜徹底ニ関シ依頼越有_レ之タルニ付
周知ノ上指導取締上遺憾ナキヲ期セラ
ルベク御協力相成度

記

従来入隊又ハ応召軍人ニ対シ市町村、親戚
知己等ヨリ 旗、提灯、幟ヲ掲ゲ其ノ歓送
ヲ盛ンナラシメ或ハ 士氣ヲ鼓舞スルハ国民
ノ至情ニシテ人情ノ然ラシムル処ナルモ 之ガ
為メ防諜上却ツテ逆効果ヲモタラス結果
ニ陥リ 一般現下ノ非常時局ヲ認識セシム
ルト共ニ外国防諜機関ノ乗ズベキ挾撃ヲ
与ヘザル様 将来ニ於ケル入隊、応召ニ際シ
テハ従来ノ才祭り騒ギノ弊風ヲ排シ 真ニ
挙国防諜ノ大乗の見地ヨリ見送人ヲ極力

制限シ或ハ又旗幟、提灯、吹流シ等ノ贈与ヲ
廃止シ之等関係方面ニ至急徹底指導
相成度

〔第八文書〕

防諜指導要綱

- 一、応召者ノ門先ニハ国旗一本ノミヲ樹ツ、
- 二、応召者ノ見送りハ各町村氏神々社迄トス、
停車場迄ハ町内会長、軍人分会長、又ハ班長
等ノ団体代表者家族、親族等ノ代表總數七
名ニ限ル（直接部隊ニ入隊スル場合モ之ニ準ズ）
- 三、附添人ノ応召部隊ヘノ同行ハ許可セラレズ、
- 四、応召者ノ携行セル奉公袋ハ必ズ風呂敷ニ包ム、
- 五、従来銃後奉公会ニ於テ執行シタル奉告祭ニハ
応召者ノ参列ヲ取止ム
- 六、鉄道ニ依リ出發スル応召者ノ出發日時決定
セバ町村役場兵事係及警察署、派出所、
巡查駐在所ニ通報アリタシ、

〔第九文書〕

（第七文書、ガリ版印刷、句読点原文ママ）

（第八文書、ガリ版印刷、句読点原文ママ）

(印「渥美」)

(印「高橋」)(受付印)

磐第二六三号

昭和十六年七月十一日 磐田郡町村長会副会長 (印)
(磐田郡／町村長会／副会長)

磐田郡

町村長 殿

時局ニ伴フ防諜徹底ニ関スル件

昭和十六年七月十日 附 秘 磐田郡警察署長ノ通知ニ
(この四角囲み原文ママ)

ヨル標記ノ件ハ既ニ充分御配意セラレ居候事トハ

存候モ、時局重大ナル今日ニ於テハソノ徹底方ニ一段

ノ御高配相煩ハシ度其ノ筋ヨリノ申越モ有レ之候マ、

遺洩ナキ様期セラレ度、特ニ及御依頼候也。

附記三島市ニテハ米ノ配給関係上附添人ノ宿泊ハ断ハルコト

アルモ知レズトノコト。

(受付印)

「第『1997』号／受附／昭和16. 7. 12／磐田郡袋井町役場」
(手書)

(第九文書、ガリ版印刷)

(袋井、綴、縦265mm×横190mm×厚1mm、第一文書 堅紙、印刷、印刷かすれ大)

一三一 昭和十六年（一九四一）七月十二日付け〔袋井駅構内入場制限伝達依頼〕（袋井町近代役場文書②一〇八一）

（ゼムクリップの錆痕あり）

（一九四一）
昭和十六年七月十二日

袋井駅長

『イ袋井』町村長殿

拝啓梅雨之候益々御清適之段奉賀候。

扱て、今回の応召に当り、応召者歓送の為、当駅に於ては近次
只さへ旅客・貨物ノ輻輳に依り混乱状態を現出し居る際とて、
層一層の混乱を予想せられ、情に於て甚だ忍び難きもの有レ之
候も、他面熱狂の余り予期せざる傷害事故ノ悲惨事誘発の
原因とも可ニ相成、之が取締上、構内入場者今回に限り左記の
通り制限致候条、右御了知の上各関係者に対し御伝達相煩
度、此段御依頼申上候。

記

一、応召者一名に対し、無料入場券五枚交付
有料入場券五枚発売

右は代表者に対し駅長室に於て交付・発売するものに有レ之、出札窓口に於ては
受付けざることゝ致候。

二、特殊団体（例え青年団・警防団・国防婦人会・女子青年団^{『等』_{（手書）}}）の構内入場は認めず。

以上

（袋井、縦紙、ガリ版印刷、縦257mm×横183mm）

一三二 昭和十六年（一九四一）七月十五日付け「静聯第四〇三号 応召入退営並ニ部隊ノ派遣帰還等ニ際シ迎送ニ関スル件通牒」（袋井町近代役場文書②一〇八五）

〔第一紙〕

（ゼムクリップの錆痕あり）

『秘』『至急』

（印二点「渥美」「高橋」（受付印）

（朱印）

（赤鉛筆） 静聯第四〇三号

『』 応召入退営並ニ部隊ノ派遣帰還等ニ際シ迎送ニ関スル件通牒

（九四一） 昭和十六年七月十五日 静岡聯隊区司令官（印）
（静岡聯／隊区司令／官之印）

市町村長

帝国在郷軍人会分会長 殿

帝国国防婦人会分会長

首題ノ件ニ関シテハ予テ多大ノ御配慮相煩ハシ
居リ候処、防諜上考慮ヲ要スル点少カラサルヲ以
テ当分ノ間左記ノ通り実施スルヲ以テ、至急本趣
旨徹底方ニ付御配意相煩度通牒ス。

左 記

- 一、 応召者ノ挨拶状準備ハ一切廃止ス。
- 二、 応召ノタメ其家庭又ハ町内ニ旗幟ヲ樹立セサルコトヲ一層徹底セシメラレ度。
- 三、 応召時氏神ヘハ町總代等二、三代表者ト共ニ参拝祈願スルモ多人数行列ヲ為シ、途上ノ見送又ハ駅前及駅構内見送ハ一切許可セラレス。但シ特ニ必要アルモノハ憲兵隊ニ於テ認証シタル

入場記所持者ニ限ル、(この読点原文ママ)普通旅客トシテ見送りヲ

兼ネ又ハ駅構内入場券ヲ購入シテ「ホーム」ニ見
送ル等一切遠慮セラレ度。

四、応召者タルコトヲ特ニ標示スルカ如キ(応召軍
人ト標記セル襷ヲ掛クル等)服装ヲ許サス。

五、送別会等ハ遠慮セシムルコト。

六、街頭ニ於ケル千人針調製ハ遠慮セシムルコト。

七、応召軍人家族其ノ他之ニ類似セル門標等アル
モノハ撤去ス。

八、令状受領ノ際応召者不在ノ場合召集通報人ヨ
リ本人ヘノ招電ニハ応召ノ為ノ意味ハ郵便局

〔第二紙〕

ニ於テ受付けサルヲ以テ「急用アリ直ク帰レ」等
トスル如ク指導セラレ度。

九、其ノ他ハ前記諸項ノ趣旨ニ基キ実施スルモノ
トス。

(受付印)

〔第『2040』号／受附／昭和16・7・16／磐田郡袋井町役場〕
(手書)
(一九四二)

(袋井、特殊な形の綴、ガリ版印刷、縦252mm×横(361)mm×厚1mm)

一三三 昭和十六年（一九四一）七月十七日付け「兵第八三二号 軍隊手牒ニ履歷事項記載相成度ノ件依頼」（袋井町近代役場文書②一〇八六）

兵第八三一号

（九四一）
昭和十六年七月十七日
『静岡県磐田郡袋井町長高橋弘平』

（静岡）
「割印」
静岡県聯隊区司令官殿

軍隊手牒ニ履歷事項記載相成度ノ件依頼

左記ノ者ニ対スル軍隊手牒送付候条履歷事項記載ノ上返

送相煩度、此段及「御依頼」候也。

（回議欄）
左記

（九三〇）
昭和五年徴集予備役輜重兵特務一等兵 加藤芳雄

（九四〇）
昭和十五年十一月二十日補充兵役免除ノ 昭和十一年徴集、一補、歩、一、寺田正一

以上

（回議欄）

「本案ノ通り執行可」然哉

昭和 年 月 日

主任 （印「鈴木」）

合議

助役 （印「渥美」）

町長 （印「高橋」）

（袋井、堅紙、「静岡県磐田郡袋井町役場」罫紙使用、縦244.5mm×横165.5mm）

一三四 昭和十六年（一九四一）七月二十日『大正十五年以后 議事録』昭和十六年（一九四一）七月二十日条（浅羽自治会文書一一）

〔昭和十六年七月二十日条〕

（一九四一）
七月二十日 十戸長会 壺折役

一、兵隊還送迎ニ付キテ注意事項。防諜ニ付テ、松永巡查ノ

出頭ヲ願ヒ、右ノ関スル講演アリタリ。

出頭人名

牧野明 近藤光平 金原万一郎

丸の光馬 田代豊太郎 河村勘太夫

近藤金雄 田中庄作 樽松太一郎

伊藤角太郎 前島悦次 古池 薫

伊藤七郎 太田正善 石川藤一郎

永井徳次

計十六名

（上浅羽、縦帳、罫紙使用、縦244mm×横180mm×厚39mm）

一三五 昭和十六年（一九四一）七月二十一日付け「兵秘第十号 時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②一〇九〇）

〔第一文書〕

『秘』^{（朱印）}

（印二点「渥美」「高橋」）（受付印）

兵秘第十号

（一九四一）『昭和十六年七月廿五日』（紫印）

昭和十六年七月十五日 静岡県学務部長（印）^{（静岡県／学務部／長之印）}

市町村長殿

『✓』時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件^{（赤鉛筆）}

現下ノ緊迫セル国際情勢ニ対応シ、軍機保護及

防諜ノ徹底ヲ期スルハ喫緊ノ要務ト痛感セラレ候

ニ就テハ、過般軍当局、県警察部其ノ他関係方面

ト連絡会議ノ結果、左記ニ依リ之ガ徹底ヲ期シ、以テ運

用ノ十全ヲ図ルコト、相成リ候条、右御了知ノ上積極的

ニ□□指導実施方御取計相成度、此段及ニ通牒候也。

（受付印）

〔第『2137』号／受附／昭和16・7・24／磐田郡袋井町役場〕^{（手書）}^{（一九四一）}

〔第二文書／綴〕

（1） 記

（第一文書、ガリ版印刷）

(1ウ)

一、旗、幟、提灯、吹流等ノ贈与ハ一切廃止。

但シ応召入隊者携行ノ国旗ハ支障ナキモ目立タザルヤウ持参セシムルコト。

二、門飾ノ樹立、国旗ノ掲揚ハ一切禁止。

但シ国旗掲揚台ニ出發当日国旗ヲ掲揚スルハ此ノ限りニアラズ。

三、見送（歡迎）ノ禁止

(1) 応召入隊者出發ノ際氏神祈願ノ為近親者町区總代

等二、三名同行スル以外、街頭、神社、駅（バス、汽船發着所ヲ含ム）等ニ集合スルコト、行列ヲ作り街頭行進スルコト、駅構内バス汽船發着所、鉄道沿線ニ於テ見送ナスコト等ハ一切禁止。

(2) 部隊ノ出發・帰還ノ際、各種団体ノ沿線又ハ駅屯営間

ニ於ケル堵列見送（歡迎）ハ一切禁止。

(3) 応召入隊者ノ出發並ニ部隊ノ出發・帰還ノ際ニ於ケル駅構

内見送（歡迎）ハ憲兵隊ノ發給スル認証ヲ所持スル者以外ハ禁止。

四、附添ハ原則トシテ官吏並ニ部隊長ノ許可ヲ受ケタル特殊ノ者以外ハ禁止。

五、街頭、駅頭（バス汽船發着所ヲ含ム）等ニ於ケル万歳ノ制止。

六、樂隊、ブラスバンド等一切禁止。

七、街頭ニ於ケル千人針、国旗署名等ハ遠慮セシム。

八、近親者、昵懇者以外ノ送別会廃止。

但近親者等ノ送別会ト雖可_レ成遠慮又ハ自肅シ万歳等唱和セザルコト。

九、応召者ノ服装ハ自由ナルモ応召ノ標示ニ之ヲ推知セシムルガ如キ所作ヲ為サザルコト。

（襷、徽章ヲ佩用セズ、且奉公袋等ハ目立タザルヤウ

(2オ)

携行セシムルコト)

一〇、応召、出征軍人家族標示ノ内標ハ廃止スルコト。
但シ戦死者家族ノ標示ハ支障ナシ。

二、応召者ノ準備携行スル印刷挨拶状ノ作製廃止。

三、応召者出勤軍人(部隊)等ノ駅頭見送ニ対スル制限
次ノ通り。

(1) 駅頭ニ於ケル見送ハ原則トシテ禁止シ、駅構内入場券ハ
発売セズ。

(2) 駅頭ニ於テ見送り出来得ル者ハ憲兵隊ニ於テ発給スル
認証ヲ所持スル者ニ限ル。

(3) 憲兵隊ニ於テ前記認証ヲ交付スルモノハ特ニ必要ト認
ムル左ノ者ニ限ル。

イ、業務上必要ナル官公吏。

ロ、湯茶等接待ノ為ノ団体代表者。

ハ、其他応召出征兵ノ身上取扱ニ関シ緊急止ムヲ得ザルモノ。

(4) 前記認証ハ憲兵隊所在地ノ駅ニ付テハ憲兵隊ニ於テ其
他ノ駅ニ於テハ駅長ニ於テ発給ス。

(本項ハ一般ニ周知セシムル要ナシ)

三、臨時召集ヲ旅行又ハ出稼中ノ者ニ打電スル場合ハ「動員」

「召集」等ノ字句ヲ使用スルコトナク全部「公用」ノ文字ヲ
使用スルコト。

四、市町村役場、町、区、隣組等ヨリノ応召者出発日時通知ハ
必要ナル最小範囲ニ止メ、文書(回覧板)ハ一切使用セザルコト。

五、本取締リニ付テハ警察署長其ノ他関係方面ト連絡之ガ
運用ノ十全ヲ図リタク、從テ疑義アルトキハ強キニ過グル
ヲ厭ハズ。

(ガリ版印刷)

(袋井、綴、縦 250mm×横 166mm×厚 1mm)

一三六 昭和十六年（一九四一）七月二十一日付け「兵第八五〇号 陸軍幼年学校志願者心得書並志願票下附相成度之件依頼」（袋井町近代役場文書
②一〇九一）

兵第八五〇号

（九四）
昭和十六年七月二十一日 『静岡県磐田郡袋井町長高橋弘平』
〔静〕／〔田〕／〔町長〕
〔割印〕 静岡県聯隊区司令官殿

陸軍幼年学校志願者心得書並志願票下附相成度之件依頼
入学希望者有レ之候条、標記ノ件一部御下附相賜度
此段及ニ御依頼ニ候也。

（回議欄）

（回議欄）

「本案ノ通り執行可レ然哉
昭和 年 月 日

主任 （印「鈴木」）

合議

助役 （印「渥美」）

町長 （印「高橋」）

（袋井、豎紙、「静岡県磐田郡袋井町役場」罫紙使用、縦 244mm×横 165mm）

一三七 昭和十六年（一九四一）七月二十一日付け「〔磐防第四〇四号 防空実施計画送付ノ件〕及び「兵第八四八号 受領証」（袋井町近代役場文書②一〇九二）

〔第一文書〕

『秘』
（署外朱印）

兵第八四八号

受領証

（磐防第四〇四号七月十五日分）

〔静圖〕
〔割印〕
一、磐田警察署永年防空実施計画第一〇号

一、昭和十六年度磐田警察署防空実施計画第一〇号

右受領ス。

（回議欄）

昭和十六年七月二十一日

（印）
『静岡県磐田郡袋井町長高橋弘平』

磐田警察署長殿

（回議欄）

「本案ノ通り執行可レ然哉

昭和 年 月 日

主任 （印）「鈴木」

合議

助役 （印）「渥美」

町長 (印「高橋」)

〔第二文書〕

(印「渥美」)

(受付印)

磐防第四〇四号

〔九四〕
昭和十六年七月十五日

磐田警察署長

〔印〕
『袋井町』長殿

防空実施計画送付ノ件

左記ノ通り当署防空実施計画送付可_レ致ニ
付、受領証発行相成度候也。

記

一、磐田警察署長永年防空実施計画

一、昭和十六年度磐田警察署防空実施計画

第〔_{手書}一〇〕号
第〔_{手書}一〇〕号

(了)

(第一文書、「静岡県磐田郡袋井町役場」罫紙使用、ガリ版印刷)

(第二文書、ガリ版印刷)

(袋井、綴、縦 24mm×横 168mm×厚 1mm)

兵第八五七号

（一九四一）
昭和十六年七月二十三日
〔静岡〕／〔田郡〕／〔町長〕
〔割印〕 静岡縣隊区司令官殿
〔印〕 『静岡縣磐田郡袋井町長高橋弘平』

防空並瓦斯ニ関スル御講演相賜度ノ件依頼

時局愈々緊迫セルニ鑑ミ、町有カ者各位ノ熱望ニ依リ左記

日程ヲ以テ標記防空並瓦斯ニ関スル御講演相賜度候

（回議欄） 条、何卒御聴許ノ上、講師派遣方御取計被ニ相煩ニ度

此段以ニ書中ニ御依頼申上候也

左 記

一、日 程 八月七日午後一時ヨリ本町町常会ノ席上ニ於テ

二、場 所 県立袋井商業学校講堂

以 上

（回議欄）

「本案ノ通り執行可レ然哉

昭和 年 月 日

主任 （印「鈴木」）

合議

助役 （印「渥美」）

町長 （印「高橋」）

(野外印刷)

「袋井(神念道印刷所) 印納」

(袋井、 罌紙、「磐田郡袋井町役場」 罌紙使用、 句読点原文ママ、 縦 243mm×横 167mm)

〔昭和十六年七月二十五日条〕

（一九四一）
七月二十五日 十戸長会 午後十二時半 五分役

一、戸数割等級調査決定ヲナス。

一、国民労務手帳法施行ニ関スル事項報告ヲナス。

年令男子満十四才以上六十才迄ノ者ニテ事業ニ使役セラル、

技術者又ハ労務者名印。

一、隣寸ノ配給ヲナス。

一、応召及入営兵餞別変更ノコト、去ル十八日村集会ノ席

ニテ上浅羽村同一方法ヲ取ル可ク協議ヲナシタルニ付キ、当字ニテモ変更ノ件十戸長ノ承認ヲ得タリ。今度変更餞別高ハ

応召・入営共ニ金十五円也トス。

出席者人名

牧野明 大河内安太郎 金原萬一郎

田代豊太郎 河村勘太夫 近藤金雄

丸の光馬 古池薫 伊藤七郎

石川藤一郎 太田正善 永井徳次

田中庄作 樽松太一郎 前島悦治

伊藤角太郎

十六名出席

大河内安太郎氏ハ近藤光平氏ノ代理人

（上浅羽、縦帳、罫紙使用、縦244mm×横180mm×厚39mm）

〔第一文書〕

（朱印）（一九四一）

『秘』昭和十六年七月十四日

（印）〔渥美〕

磐田郡警察署長

各町村長殿

特別防諜措置ニ関スル件

現下緊迫セル情勢ニ鑑ミ、国内一般ニ防諜態勢ノ強化徹底ヲ図ルノ要愈

々緊切ナルモノアリ。特ニ軍機ニ関スル流言蜚語ノ取締及重要諸施設ニ対スル

警戒ヲ厳ニスルハ洵ニ喫緊ノ要事タルヲ以テ之ガ徹底ヲ期スベク御配慮相成度。

県民ノ心構

時局ノ重大ナルコトハ県民各位ガ充分認識シテキル筈デアルノニ、未ダ／＼

色々ナ流言蜚語ニ惑サレテ悲觀的ナコトヲ云ツタリ不平不満ヲ云フ者ガナイ

テモナイ、（この読点原文ママ）コンナ事デハ到底東亜ノ盟主トシテ異民族ヲ指導シテ行ク事ハ出来ナイ

困難ナコトハマダ／＼来ルト思フガ、ドンナ困難ナコトガ^{（x）}来ヨオトビクトモセズ、

大御心ソヤニ／＼一意一心トナリ、一心不乱ニ職域ニ邁進シ、八紘一宇ノ大理想実現^{（山折り線）}

ニ邁進シナケレバナリマセン。其レデ次ノコト柄ヲ充分肝ニ銘シテ此ノ町、此ノ村、部落、

隣組カラ一人ノ不心得者ヲモ出サヌ様シヨオデハアリマセンカ。^{（xカ）}

一、スパイ防止

1、外国人ノ行動ニハお互ニ充分注意警戒シマセウ。

2、軍事上ノ重要施設、（この行の読点原文ママ）事業場、軍関係工場等ノ附近ヲ徘徊シタリ写真ヲ撮ロウト

スルモノガアツタラ警察又ハ憲兵ニオ知セ下サイ。

3、戦地又ハ部隊入営ノ者カラノ手紙ハ粗洩ニセズ嚴重ニ保管シテ下サイ。

4、工場、（この読点原文ママ）事業場等警戒ヲ一層嚴重ニシテ火災等ノ事故ヲ未然ニ防止シテ下サイ。

5、各種ノ照会ニ対スル回答ニハ仮令商業上取引上ノコトデモ一応警察ヘ相談シテ下サイ。

6、汽車、電車、バス等デ軍機ノコトヤ国家ノ秘密ハ云ハナイ様ニシテ下サイ。
二、流言蜚語

- 1、軍事ニ関スル流言蜚語ハ陸海軍刑法ニヨリ厳罰ニ処セラレマス。
- 2、根拠ナキコトヤ人カラ聞イタ「デマ」ヲ云ヒ触スト新刑法其ノ他ノ法令デ処罰サレマス。
- 3、仮令悪意ナク又不注意ニ云ツタコトデモ人心ヲ乱スコトハ嚴重ニ処罰サレマス。
- 4、其ノ他浴場、床屋、自動車等ノ中ニテ軍機ノ話ヲスルト処罰サレマス。

(第一文書、ガリ版印刷)

〔第二文書／綴〕

(1カ)

(印「渥美」)

(一九四一)
昭和十六年七月十六日

磐田警察署長

(朱印)
『秘』

各町村長
各監督者、
巡查 殿

時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件

時局ニ伴フ防諜徹底ニ関シテハ 静岡聯隊区司令部、
静岡憲兵分隊、静岡運輸事務所、静岡郵便局、
並県社会兵事課ト連絡會議開催ノ結果左記ニ
依リ之ガ徹底ヲ期スルコトト相成リタルヲ以テ右
了知ノ上其ノ指導実施方法協力セラレ度
追而本通牒ト齟齬スルモノアルトキハ 本通牒ニ依ラレ度
為念

(1カ)

記

一、旗、幟、提灯、吹流等ノ贈与ハ一切廃止

但シ応召入隊者携行ノ国旗ノ贈与ハ支障ナキモ
目立タザルヤウ持参セシムルコト

二、アーチノ樹立 国旗ノ掲揚ハ一切禁止

但シ国旗掲揚台ニ出発当日国旗ヲ掲揚スルハ此
ノ限りニアラズ

三、見送（歓迎）ノ禁止

(1) 応召入隊者出発ノ際氏神祈願ノタメ近親者、町、村

区總代等二、三名同行スル以外、街頭、神社、駅

（バス、汽船、祭着所ヲ含ム）等ニ集合スルコト、行列

ヲ作り街頭行進スルコト、駅構内、バス発着所

鉄道沿線ニ於テ見送ヲナスコト等ハ一切禁止

(2) 部隊ノ出発、帰還ノ際、各種団体ノ沿線又ハ駅、屯

営間ニ於ケル 堵列見送（歓迎）ハ一切禁止

(3) 応召入隊者ノ出発、並ニ部隊ノ出発 帰還ノ際

ニ於ケル、駅構内見送（歓迎）ハ憲兵隊ノ発給ス

ル 認証ヲ 所持スル者以外ハ禁止

「各種団体ヘノ指導ハ町、村ヲ単位トスル団体ノ長

ヲ通ジテ之ヲ 為スコト、尚右ニハ学校ヲ含ム」

四、附添ハ原則トシテ官公吏並ニ部隊長ノ許可ヲ受

ケタル特殊ノ者以外ハ禁止

五、街頭、駅頭、（バス発着所ヲ含ム）等ニ於ケル万歳ノ
制止

六、楽隊、ブラスバンド等一切禁止

七、街頭ニ於ケル千人針、国旗署名等ハ遠慮セシム、^(ニ)

八、近親者、昵懇者以外ノ送別会廃止、

但シ近親者等ノ送別会ト雖モ可成遠慮又ハ

自肅シ、万歳等唱和セザルコト、

九、応召者ノ服装ハ自由ナルモ応召ノ標示並ニ之ヲ推知セシムルガ如キ所作ハナサミルコト

(襷、徽章ヲ佩用セズ、且奉公袋等ハ目立タザルヤウ携行セシムルコト)

一〇、応召、出征軍人家族ノ標示ハ廃止スルコト、

但シ戦死者家族ノ標示ハ支障ナシ

二、応召者ノ準備携行スル印刷挨拶状ノ作製廃止

三、応召者、出動軍人(部隊)等ノ駅頭見送りニ対スル制限次ノ通り

(1) 駅頭ニ於ケル見送りハ原則トシテ禁止シ、駅構内入『場券』
(手書により補筆)
ハ発売セズ

(2) 駅頭ニ於テ見送り出来得ル者ハ憲兵隊ニ於テ発給スル
認証ヲ所持スル者ニ限ル

(3) 憲兵隊ニ於テ前記認証ヲ交付スルモノハ特ニ必要ト認
ムル左ノ者ニ限ル

イ、業務上必要ナル官公吏

ロ、湯茶等ノ接待ノ為ノ団体代表者

ハ、其他応召出征兵ノ身上取扱ニ関シ緊急止ムヲ得
ザルモノ

(4) 前記認証ハ憲兵隊所在地ノ駅ニ付テハ憲兵隊ニ於テ
其他ノ駅ニ於テハ駅長に於テ発給ス

(本項ハ一般ニ周知セシムル要ナシ)

三、臨時召集ヲ旅行又ハ出稼中ノ者ニ打電スル場合

ハ「動員」「召集」等ノ字句ヲ使用スルコトナク全部
「公用」ノ文字ヲ使用セシムルコト

一四、町、村役場、町区、隣組等ヨリノ応召者出発日時

通知ハ必要ナル最少範囲ニ止メ、文書（回覧板）ハ

一切使用セザルコト

一五、『（手書により補筆）本』取締ニ付 疑義アルトキハ 強キニ過グルヲ厭ハズ

尚応召出發者、出動部隊等相当数有之場合ハ

適當ニ署員ヲ 駅等ニ派シ 關係方面ト連絡之ガ

運用ノ十全ヲ期スルコト

以上

〔第三文書／綴はずれ〕

(1 ㊦)

時局ニ伴フ防諜措置ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ極力之レガ実行ヲ期スルガ為メ左記ノ通り

本町ニ於テ申合ヲ為シタルニ付、御部落内ニ徹底方御配意相成
度候

追テ本通牒ト齟齬スルモノアルトキハ本通牒ニ依ラレ度

記

一、旗、幟、提灯、吹流ノ贈与ハ一切廃止

但シ応召入隊者ノ携行スル国旗ノ贈与ハ支障ナキモ目立タザ
ル様持参セシムルコト。

二、アーチノ樹立、国旗ノ掲揚ハ一切禁止

但シ国旗掲揚台ニ出發当日国旗ヲ掲揚スルハ此ノ限リニアラズ

三、見送（歓迎）ノ禁止

(1) 応召入隊者出發ノ際、氏神祈願ノ為メ部落会、隣保班總

代等四、五名同行スル以外街頭、神社、駅等ニ集合スルコト、

（第二文書、ガリ版印刷、句読点・空格原文ママ）

行列ヲ作り街頭ヲ行進スルコト、駅構内、場バス発着所鉄道

沿線ニ於テ見送りヲ為ス等ハ一切禁止、

(2) 部隊ノ出発、帰還ノ際各種団体ノ沿線又ハ駅等ニ於ケル
堵列見送（歓迎）ハ一切禁止、

(3) 応召入隊者ノ出発並ニ部隊ノ出発帰還ノ際ニ於ケル駅構内
見送（歓迎）ハ憲兵隊ノ発給スル認証ヲ所持スル者以外ハ
禁止、

「各種団体ヘノ指導ハ町ヲ単位トスル団体長ヲ通ジテ之ヲ為ス

コト 尚右ニハ学校ヲ含ム」

四、附添ハ原則トシテ官公吏並ニ部隊長ノ許可ヲ受ケタル特殊ノ者以外ハ禁止

五、街頭、駅頭（バス発着所ヲ含ム）等ニ於ケル万歳ノ制止、

六、楽隊、ブラスバンド等一切禁止、

七、街頭ニ於ケル千人針、国旗署名等ハ遠慮セシム、

八、近親者、昵懇者以外ノ送別会廃止、

但シ近親者等ノ送別会ト雖モ可成遠慮又ハ自肅シ万歳等
唱和セザルコト

九、応召者ノ服装ハ自由ナルモ可成軍服ヲ着用セズ応召者ノ標示並
ニ之ヲ推知セシムルガ如キ所作ヲナサズルコト

一〇、応召、出征軍人家族ノ標ハ廃止スルコト
但シ戦死者家族ノ標示ハ支障ナシ

一一、応召者ノ準備携行スル印刷挨拶状ノ作製廃止、
三、応召者、出征軍人（部隊）等ノ駅頭見送りニ対スル制限次ノ通り

(1) 駅頭ニ於ケル見送りハ原則トシテ禁止シ駅構内入場券ハ発売セラレズ
(2) 駅頭ニ於テ見送り出来得ル者ハ憲兵隊ニ於テ発給スル認
証所持スル者ニ限ル、

(3) 憲兵隊ニ於テ前記認証ヲ交付スルモノハ特ニ必要ト認ムル左ノ者ニ
限ル

(1ウ)

(2オ)

イ、業務上必要ナル官公吏、

ロ、湯茶等ノ接待ヲ為ス団体代表者

ハ、其他応召出征兵ノ身上取扱ニ関シ緊急止ムヲ得ザルモノ

三、臨時召集ヲ旅行又ハ出稼中ノ者ニ打電スル場合ハ「動員」「召集」

等ノ字句ヲ使用スルコトナク全部「公用」ノ文字ヲ使用セシムルコト、

四、役場、部落会、隣組等ヨリノ応召者出發日時通知ハ必要

ナル最少範圍ニ止メ文書（回覧板）ハ一切使用セザルコト

右実施ニ当リ疑義アルトキハ強キニ過グルヲ厭ハズ之レガ運用ニ

万全ヲ期セラレタシ

（第三文書、ガリ版印刷、句読点・空格原文ママ）

〔第四文書〕

袋井町長 高橋弘平

各部落会長殿

今般別記写ノ通内務省ヨリ警視總監並ニ各地方長官宛

特ニ通牒ノ次第モ有レ之候趣ニ付、右趣旨ヲ体シ之ガ実効ヲ挙

グル様格段ノ御配意相成度候。

夏期輸送繁忙期ノ旅行抑制ノ件

遊覧旅行、団体旅行其他不急不要ノ旅行抑制ニ関シテハ従来ヨリ御配意相成居候処、時局下国民益々緊張ヲ要スベキ時ニ当リ今夏ニ於ケル旅行ハ尚頗ル激甚ヲ予想セラル、ヤニ見受ケラレ、輸送力ノ現況ニ鑑ミ一層之ガ抑制ヲ図ルノ要緊切ナリト被レ認候条、左記ニ依リ格別ノ御配意相成度。

記

（山折り線）

一、町会、隣組ノ利用其他適當ナル方法ニヨリ、避暑、遊覽等
不要不急ノ旅行ヲ自粛スベキ精神運動ノ徹底ヲ図ルコト。

二、大会、總會其他旅行ヲ伴フ行事ノ開催及団体旅行計画

ニ対シ実効アル指導ヲ加ヘ抑制スルコト。

三、応召者ニ対スル家族、知人等ノ附添見送りハ出發地ニ於テ

シ、鉄道乗車ヲ為サ、ル様事前指導ノ徹底ヲ期スルコト。

(陸軍省協定済)

〔第五文書〕

特別防諜措置ニ関スル件

現下ノ緊迫セル情勢ニ鑑ミ国内一般ニ防諜態勢ノ強化徹底ヲ

図ルノ要愈々緊切ナルモノアリ。特ニ軍機ニ関スル流言蜚語ノ取締及

重要諸施設ニ対スル警戒ヲ嚴ニスルハ洵ニ喫緊ノ要事タルヲ以テ、之ガ

徹底ヲ期スベク御配慮相成度。

県民ノ心得

時局ノ重大ナルコトハ県民各位ガ充分認識シテキル筈デアルノニ、未ダ／＼

色々ナ流言蜚語ニ惑サレテ悲觀的ナコトヲ云ツタリ、不平不満ヲ云フ者

ガナイデモナイ、コンナ事デハ到底東亜ノ盟主トシテ異民族ヲ指導シテ行

ク事ハ出来ナイ。困難ナコトハマダ／＼来ルト思フガドンナ困難ナコトガ来ヨ

ウトビクトモセズ、大御心ノマニ／＼一億一心トナリ一心不乱ニ職域ニ邁進

シ、八紘一字ノ大理想顕現ニ邁進シナケレバナリマセン。其レデ次ノコト柄

ヲ充分肝ニ銘ジテ此ノ町此ノ部落隣組カラ一人ノ不心得者ヲモ出サヌ

(山折り線)

(第四文書、ガリ版印刷)

様^{〔二脱カ〕}シヨウデハアリマセンカ。

一、スパイ防止

- 1、外国人ノ行動ニハオ互ニ充分注意警戒シマセウ。
- 2、軍事上ノ重要施設、事業場、軍関係工場等ノ附近ヲ徘徊シタリ写真ヲ撮ロウトスルモノガアツタラ、警察又ハ憲兵ニオ知セ下サイ。
- 3、戦地又ハ部隊入営中ノ者カラノ手紙ハ粗洩ニセズ、嚴重ニ保管ヲシテ下サイ。
- 4、工場、事業場等ノ警戒ヲ一層嚴重ニシテ火災等ノ事故ヲ未然ニ防止シテ下サイ。
- 5、各種ノ照会ニ対スル回答ニハ仮令商業上・取引上ノコトデモ一応警察ヘ相談シテ下サイ。
- 6、汽車、電車、バス等デ軍機ノコトヤ国家ノ秘密ハ云ハナイ様ニシテ下サイ。

二、流言蜚語

- 1、軍事ニ関スル流言蜚語ハ陸海軍刑法ニヨリ嚴重ニ処セラレマス。
- 2、根拠ナキコトヤ人カラ聞イタ「デマ」ヲ云ヒ触スト新刑法其ノ他ノ法令デ処罰サレマス。
- 3、仮令悪意ナク又不注意ニ云ツタコトデモ人心ヲ乱スコトハ嚴重ニ処罰サレマス。
- 4、其ノ他浴場、床屋、自動車等ノ中ニテ軍機ノ話ヲスルト処罰サレマス。

(第五文書、ガリ版印刷)

(袋井、綴、縦 241mm×横 167mm×厚 1mm)

一四一 昭和十六年（一九四一）八月五日付け「面会ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②二一一七）

（受付印）

（印「高橋」）

（赤鉛筆）

『✓』面会ニ関スル件

（一九四一）

昭和十六年八月五日

静岡市中部第三部隊

（印）（中部第三部隊ノ之印）

〔空白ママ〕

殿

今回当隊入隊者（八月ニ入りテカラノモノ）ニ対シ、家族ニシテ面会ヲ要スルモノアラハ来ル八月八日午後一時ヨリ同五時ニ至ル間、便宜ヲ与フ可キニ付、貴市（町、村）関係各家庭ニ連絡方相煩度通牒ス

但シ面会者ハ飲食品（時節柄伝染病予防ノ為）ヲ絶対ニ携行セサル様、厳ニ注意相成度。

万一飲食品ヲ携行スルモノニ対シテハ面会ヲ許可セサルニ付申添フ

（受付印）

〔第『226□』号ノ受附ノ昭和16・8・6ノ磐田郡袋井町役場〕
（手書）（一九四一）

（袋井、縦紙、ガリ版印刷、縦267mm×横194mm）

一四二 昭和十六年（一九四二）八月十一日付け「静岡県公報 第四千三百六号 兵第一〇七〇号 記念艦三笠一般観覧公開ノ件通牒」（袋井町近代役場文書②二一八）

（受付印）

静岡県公報 第四千三百六号

（一九四二）
紀元二千六百一年
昭和十六年八月十一日
日 曜 月

通牒照会

兵第一〇七〇号

（一九四二）
昭和十六年八月十一日

静岡県学務部長

廨 長殿

警察署長殿

市町村長殿

学校長殿

（赤鉛筆）
「✓」 記念艦三笠一般観覧公開ノ件

通牒

標記ノ件ニ関シ別紙ノ通り申越有レ之候条可レ然
御取計相成度

別紙

（一九四二）
昭和十六年七月二十五日

財団 法人 三笠保存会常務理事

刑部 齊印

静岡県学務部長

記念艦三笠一般観覧公開ノ件

謹啓 横須賀軍港陸岸ニ保存セラレタル国民
的記念艦三笠ハ最近一ケ年間ノ観覧者五十二
万人ヲ超エ朝鮮、台湾、満州、支那各方面及
布哇其他北米、南米ヨリノ観覧車モ年々激増
致居候然ル処昨秋以来横須賀軍港ニ於ケル海
軍関係ハ防諜ノ必要上一般観覧ヲ禁止セラレ
タル為三笠モ同様禁止サレタリト誤伝シタル
由ナルモ我記念艦三笠ハ従来通り引続キ公開
シ時局緊迫ノ今日益々国民精神ノ作興ニ努力
致居候ニ付此際右誤解一掃スル様貴管下学校
国体及関係方面ニ周知方特ニ御取計相煩度此
段及御願候也

追而本年三月以来記念艦三笠観覧者ノ写真
撮影ハ防諜ノ必要上民間写真業者ヲ禁止シ
本会ノミ之レヲ直営スルコト、相成民間業
者ノ略ボ半額程度ニテ撮影致居候為念申添
候 拝具

正 誤

公報第四千三百三号二千五百六十一頁下段四
行「教育課」ハ「教育課」ノ誤植

(受付印)

「第『^(手書)2310』号／受附／昭和□. □. 12／磐田郡袋井町役場」

(梓外印刷1)

「^(一九〇〇)
^(明治三十三年四月十二日)第二種郵便物認可」(毎週三回、月曜日、水曜日、金曜日発行)」

(梓外印刷2)

「(臨時増刊)」

(梓外印刷3)

「静岡県公報 第四千三百六号 ^(一九四一)昭和十六年八月十一日 (第三郵便物認可) 二千五百八十五」

(袋井、静岡県公報、印刷、句読点原文ママ、縦210mm×横147mm)

〔表面〕

静岡県公報

第四千三百九号

（印「渥美」）（受付印）

（一九四一）
紀元二千六百年
昭和十六年八月十三日

水 曜 日

通牒照会

兵第一四六四号

（一九四一）
昭和十六年八月十三日

静岡県学務部長

国民学校長殿

（赤鉛筆）
『✓』模型航空機製作講習会開催ニ

関スル件通牒

標記講習会ヲ左記ニ依リ開催可レ致ニ付テハ貴
校職員中出席希望者有レ之候ハバ、来ル八月二十
日迄ニ御申込相成度。

記

目 的 国民学校職員ニ模型航空機製作ノ技
術ヲ体得セシメ併セテ航空思想ノ普
及ヲ図ルモノトス。

期 日 自八月二十五日 四日間毎日午前八時
至八月二十八日
開始。

場 所 静岡市城内国民学校手工室

講師 東京市千寿第三国民学校訓導高橋直

二氏（文部省原案作成者）

講習員 六十名国民学校訓導

会費 無料

材料費 主催者側ヨリ無料支給

携行具 キリダシ、ペンチ、ヤットコ、鋏、

四ツ目錐（細モノ）等

制限 申込順ニヨリ受付

（受付印）

「第『2331』号／受付／昭和16. 8. 14／磐田郡／袋井町役場」

（野外印刷）

「（臨時増刊）」

「（明治三十三年（一九〇〇）四月十二日）第三種郵便物認可」

「（毎週三回 月曜日、水曜日、金曜日発行）」

「静岡県公報 第四千三百九号

昭和十六年八月十三日

（第三種郵便物認可）」

「二千六百四十」

〔裏面〕

静岡県公報第四千三百九号 （毎週三回、月曜日、水曜日、金曜日発行）

（明治三十三年（一九〇〇）四月十二日）第三種郵便物認可

昭和十六年八月十三日印刷
昭和十六年八月十三日発行

（一ケ年郵税共
金拾四円）

発行人
発行所

静岡県

印刷者 静岡市土太夫町十番地 庵原忠一郎
印刷所 静岡市土太夫町十番地 田中屋印刷所

(袋井、公報、印刷、縦 212mm×横 150mm)

一四四 昭和十六年（一九四一）八月二十七日付け「兵第九八六号 薬剤師免許証下附届送付之件」（袋井町近代役場文書②一一三五）

〔第一紙〕

兵第九八六号

（一九四一）昭和十六年八月二十七日 〔印〕静岡県磐田郡袋井町長高橋弘平

〔静岡〕
〔割印〕
田郡
町長
磐田警察署長殿

薬剤師免許証下附届送付之件

左記ノ者ニ対スル標記ノ件及ニ送付一候也。

左記

（一九四〇）昭和十五年徴集一補歩兵 鈴木光太郎

以上

（「静岡県磐田郡袋井町役場」罫紙使用）

〔第二紙〕

（異筆）
薬剤師免許証下附「届」

（訂正印）（鈴木）
（墨書）一、本籍地「静岡県磐田郡袋井町高尾式千百七拾一〇番地」ノ一ノ二

（墨書）二、現住地「尼崎市北大物三十一ノ二 藤代俊太郎方」

（墨書）三、徴集年、役種、兵種、等級「昭和十五年徴集第一補充兵役陸軍歩兵」

右及ニ届出一候也。

（墨書）昭和「十六」年「八」月「二十三」日 本人

（墨書）「鈴木光太郎」
（印）

静岡聯隊区司令官殿

〔第三紙〕

薬剤師免許証 写シ

静岡県

鈴木 光太郎

(一九一九)
大正八年九月八日生

(一九四〇)
昭和十五年岐阜薬学専門学校

ニ於テ受領シタル卒業証書ヲ審査シ、薬剤
師法ニ依リ薬剤師タルコトヲ免許ス。仍テ此
ノ証ヲ授与ス。

(山折り)

(一九四〇)
昭和十五年三月廿八日

厚生大臣

吉田 茂印

本免許ハ第三七四二八号ヲ以テ薬剤師名簿ニ登録ス。

厚生省衛生局長林

信夫印

(袋井、綴、縦286mm×横199mm×厚1mm)

『至急』^{（朱印）}

（印「渥美」「高橋」）（受付印）

『秘』^{（朱印）}

静聯第五一九号

在郷軍人応召ノ際ニ於ケル服装ニ関スル件通牒

^{（九四）}

昭和十六年九月十日 静岡 隊 区 司令 官（印）

（静岡聯／隊区司令／官之印）

市 町 村 長

在郷軍人会聯合分会長、分会長 殿

国防婦人会 分会 長

首題ノ件ニ関シテハ去ル七月十五日静聯第四〇三号通牒第四項

応召者タルコトヲ特ニ標示スルカ如キ（^{（異筆）} 応召軍人ト標記セル『嚮』ヲ掛

クル等）服装ヲ許サス

ニ依リ夫々指導相成居候事ト信スルモ、最近応召者中ニハ防諜上ノ必要ト称シ。特ニ服装其他ノ和服ヲ着用シ、極端ナルモノハ作業服ヲ着用シ、或ハ長髪ヲ可トスル等自己判断ニ基ク極端ナル服装ヲ為スモノ有レ之哉ニ聞及候。

斯ノ如キハ前記通牒ノ趣旨ニ無レ之ハ勿論在郷軍人心得ノ根本理念ニ相反スルモノニ有レ之、在郷軍人ニ対シ軍服着用奨励ノ趣旨ニ毫モ変化無レ之ニ付、左記徹底、誤解ヲ生セシメサル様、至急御指導相煩度、為レ念通牒ス。

左 記

『✓』^{（赤鉛筆）} 在郷軍人応召時ノ服装ハ軍服タルコト

附 記

防諜上ノ考慮ヨリ当分ノ間実施スヘキ注意事項ニ関シテハ總テ前記静聯第四〇三号通牒ニ依ル儀ト承知相成度。

（受付印）

「第『2586』号／受附／昭和16. 9. 11／磐田郡袋井町役場」
(二九四)

(袋井、豎紙、印刷、劣化甚大、破損甚大、縦(257) mm×横(179) mm)

〔第一紙〕

兵第四七七号

（二九四一）
昭和十六年九月十一日 袋井町長 高橋弘平

各隣保班長殿

第二回航空日実施ニ関スル件

（回議欄） 昨年六日制定セラレタル航空日ハ、本年ヨリ九月二十日ト決定

相成候ニ付テハ、全国的ニ航空日行事ヲ実施シ、戦時下国民ノ

航空ニ対スル関心ヲ昂揚スル事ト相成候条、右御了知ノ上左記

事項御実施方班内へ周知方御取計ヒ相成度、此段及ニ御依頼

候也。 左記

一、本県ニ於テハ航空日当日殉職者ノ慰霊祭執行可レ致ニツキ、

当日各在所ニ於テ午前十時ヲ期シ、殉職者慰霊ノ為黙禱

ヲ捧グルコト。

（回議欄）

「本案ノ通り執行可レ然哉

昭和 年 月 日

主任 （印「鈴木」）

合議

助役 (印「渥美」)

町長 (印「高橋」)

〔第二紙〕

(印二点「渥美」「高橋」)(受付印)

静岡県公報 第四千三百十九号

紀元二千六百一年
昭和十六年八月二十五日

日 曜 月

通牒照会

兵第一〇〇一号

昭和十六年八月二十五日

静岡県学務部長

市町村長殿

中等学校長殿

国民学校長殿

青年学校長殿

第二回「航空日」実施事項ニ

関スル件通牒

昨年六月制定セラレタル「航空日」ハ本年ヨ
リ九月二十日トスルコトニ決定相成候ニ就テ
ハ全国的ニ航空日行事ヲ実施シ戦時下国民ノ

(堅紙、ガリ版印刷)

航空ニ対スル関心ヲ昂揚スルト共ニ航空知識ノ普及徹底ヲ図ルコト、相成候ニ付貴管下各種団体学校生徒等ヲ指導ノ上左記ニ依リ適宜之ガ実効ヲ収ムル様格別ノ御配意相煩度

追而本件実施ニ要スル経費ニ付テハ国費ノ補助ハ無之ニ付為念

記

一、航空殉職者ノ慰霊

イ、本県ニ於テハ航空日当日殉職者ノ慰霊祭執行可致ニツキ当日各在所ニ於テ午前十時ヲ期シ殉職者慰霊ノ為黙禱ヲ捧グル様配慮アリタキコト

ロ、各青少年団ヲ動員シテ殉職者ノ墓ノ清掃及墓参ヲ行ハシムルコト

ハ、航空日ニ関スル講演其ノ他ノ集会等ニ当リテハ開始前ニ慰霊ヲ加味スル行事（黙禱等）ヲ併セ行ハシムルコト

二、講演会ノ開催

貴職ニ於テ適當ニ航空ニ関スル講演会ヲ開催スル様指導セラレタキコト

但シ本県ヨリ講師派遣等致シ難キニ付御承知アリタキコト

三、各学校ニ於ケル航空知識普及行事ノ実施
当日ハ各学校ニ於テハ学生生徒児童ニ対シ航空ニ関スル講話ヲ為サシムルコト
右講話ノ資料トシテ週報叢書「航空国民読本」ヲ発行セラルベキ趣ニ付利用セラレタ

シ

四、飛行ノ実施

生徒児童ヲ主体トスル滑空訓練大会模型航

空機訓練大会ヲ開催セラレタキコト

五、ポスターニ依ル宣伝

情報局ヨリ別途「航空日ポスター」ヲ配付

セラルベキ趣ニ付利用セラレタキコト

(受付印)

「第『^(手書)2430』号／受附／昭和^(一九四二)16・8・27／磐田郡袋井町役場」

(枠外印刷1)

「^(一九〇〇)第三種郵便物認可」(毎週三回、月曜日、水曜日、金曜日発行)
〔明治三十三年四月十二日〕

(枠外印刷2)

「〔臨時増刊〕」

(枠外印刷3)

「静岡県公報 第四千三百六号 昭和十六年八月二十五日 (第三郵便物認可) 二千七百六十六」

「裏面」

静岡県公報第四千三百十九号 (明治三十三年(一九〇〇)四月十二日 第三種郵便物認可)
(毎週三回、月曜日、水曜日、金曜日発行)
昭和十六年八月二十五日印刷 (一ヶ年郵税共 金拾四円)
発行人 静岡県 印刷者 静岡市土太夫町十番地 庵原忠一郎
発行所 印刷所 静岡市土太夫町十番地 田中屋印刷所

(静岡県公報、印刷、句読点原文ママ)

(袋井、綴、縦 225mm×横 151mm×厚 1mm)

一四七 昭和十六年（一九四一）九月十一日付け「西農第一六七号 紫雲英種子配給ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

西農第一六七号

昭和十六年九月十一日 西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

各部農会長殿

（予而）

■紫雲英種子配給ニ関スル件

予而購入方申込ニ係ル標記紫雲英種子左記ノ

通り配給可レ致候条御受領方御出頭相煩シ度、此段

御通知旁々及ニ御依頼候也。

追而御申込ノ約八割程度ノ配給ニ有レ之候条、左

御了承相成度候也。

尚価格中晩生一等壹升金八拾五銭、

全二等金八拾貳銭、採種圃生産分不明ニ付、判明

次第御通知可レ『致候也』。

（手書）

記

（山折り線）

中晩生 一等

一斗五升也

一二七五

二等

二斗参升也

一八八六

計

三斗八升也

計三一六一

』

（縦紙、静岡県磐田郡西浅羽村役場）罫紙使用、ガリ版印刷

（西浅羽、縦帳、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm）

一四八 昭和十六年（一九四一）九月十三日付け「西農第一六八号 罌粟栽培講演会開催ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

西農第一六八号

（一九四一）

昭和十六年九月十三日 西浅羽村農会

部農会長殿

罌粟栽培講演会開催ノ件

県ニ於テ、今回ケシノ増殖奨励ノ為メ、左記ニ依リ罌粟栽培
奨励講演会ヲ開催セラレ候条、貴部農会ニ於カレテモ会員
多数聴講相成様御勧誘被_レ下度、此段及ニ通知一候也。

記

一、日時場所 九月十八日午后一時磐田町天竜国民学校

一、主 催 静岡県

一、講 師 厚生省若林技師

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罌紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm）

一四九 昭和十六年（一九四一）九月十七日付け「兵第一〇四一号 矮鶏所有者ニ関スル件照会」（袋井町近代役場文書②二六〇一）

通牒照会

兵第一〇四一号

（一九四一）
昭和十六年九月十七日

静岡県学務部長

市町村長殿

（赤鉛筆）
『✓』矮鶏所有者ニ関スル件照会

矮鶏ハ官報八月一日文部省告示第七百四十六号ヲ以テ天然紀念物ニ指定相成タルニ付貴部内所有者調査ノ上左記ニヨリ九月末日迄ニ御回報相成度

記

種類	羽数	市町村字	番地	所有者

参考

矮鶏ハ江戸時代ノ初期仏領印度支那ノ占城
（チャンパ）ヨリ渡来セルモノト言ハル、体軀矮小ニシテ単冠尾羽ハ殆ド直立シ白、黒、真黒、淡毛猩々、浅黄、桂、猩々、源平、掛源平、鈴波（金、銀）笹（白、赤、黄、金、銀）碁石（白黒、白赤、三色）大冠、翁、逆毛、糸毛、達磨、丸羽等ノ諸型アリ現在我国ニ特有ナル家禽トシテ著シキモノナリ

（梓外印刷）

「静岡県公報

第四千三百三十八号

昭和^{（一九四二）}十六年九月十七日

（第三種郵便物認可）

二千九百四十七」

（袋井、堅紙、静岡県公報、印刷、縦212mm×横148mm）

一五〇 昭和十六年（一九四一）十月十一日付け〔西浅羽村招魂祭執行通知〕（〔文書綴〕長溝自治会文書近代一四の内）

拝啓

秋冷之候貴家益々御清穆の段奉賀候。

陳者先に依り本村招魂祭執行可レ致候間、御多忙中には候へ共、万障御繰合せ御参列の栄を賜り度、此段及ニ御通知一候也。

記

一、日時 十月十三日午後二時

一、場所 西浅羽村国民学校

昭和十六年十月十一日 西浅羽村長浅原三次郎（印）
（静岡県磐田郡西浅羽村長之印）

西浅羽村在郷軍人分会長永田實

〔空白△△〕

殿

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦 254mm × 横 180mm × 厚 5mm）

一五一 昭和十六年（一九四一）十月十六日付け「国婦静第一一五号 聖業完遂祈願式挙行ノ件通牒」（袋井町近代役場文書②六一四）

（印四点「^{〔永カ〕}井」「高橋」「渥美」「伊藤」）（受付印）

国婦静第一一五号

聖業完遂祈願式挙行ノ件通牒

十月十六日 大日本国防婦人会静岡地方本部（印）
（大日本国防婦人会ノ「」）

各 支部
分会 御中

来ル十月十五日ヨリ廿一日ニ互リ靖国神社臨時大祭ヲ挙行シ、一万五千余程ノ英霊ヲ合祀セラル、誠ニ畏キ極ミナリ。^{〔空格ママ〕}然ルニ国際情勢ノ愈々緊迫セルヲ思ヘバ、恊ニ聖業ノ容易ナラサルヲ痛感ス。^{〔原文「痛感ス」の下に読点あり／他にないため誤か〕}此ノ時ニ方リ帝国在郷軍人会静岡支部ニ於テハ 聖業完遂祈願式ヲ挙行シ、時難克服ニ邁進セントス。^{〔空格ママ〕}当地方本部モ亦之ニ呼応シテ同会ト連繫シ、或ハ別個ニ地方ノ情況ニ即シ概ネ本月中ニ適宜支部又ハ分会毎ニ聖業完遂祈願式ヲ実施シテ、一層時局ノ認識ト銃後ノ強化トヲ図リ、以テ靖国ノ英霊ニ応フル様致シ度、及ニ通牒候也。

（受付印）

「第『2999』号／受付／昭和16・10・20／磐田郡／袋井町役場」
（手書）
（二九四一）

（袋井、堅紙、ガリ版印刷、縦260mm×横183mm）

一五二 昭和十六年（一九四一）十月十六日付け「庶乙第四一一号 靖国神社臨時大祭ニ際シ国民黙禱ノ時間設定ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会
文書近代一四の内）

庶乙第四一一号
(二九四一)

昭和十六年十月十六日

西浅羽村長

各 部 落 会 長 殿

靖国神社臨時大祭ニ際シ国民黙禱ノ時間設定ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、左記ノ通り決定相成候趣ヲ以テ、其ノ筋ヨリ通牒有
レ之候条、実施方可レ然御取計相成度候。

記

一、十月十八日午前十時十五分ヲ期シ、全国民^(×民)ハ各々其ノ所
在ニ於テ靖国神社ニ対シ一分間黙禱祈念ヲ為スコト。

(堅紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷)

(西浅羽、堅帳、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm)

一五三 昭和十六年（一九四一）十月二十五日付け〔陸軍中佐増山藤平西浅羽村立青年学校教練科査閲につき桑原太代治宛依頼〕（文書綴）長溝自治
会文書近代一四の内）

拝啓秋冷の候、愈々御清穆奉ニ大賀ニ候。

陳者来る二十八日午後一時より陸軍中佐増山藤平殿
査閲官として御来校、本年度教練科査閲執行致
さるゝ相成候。

緊迫せる時局下青年学校教育振興の愈々急務たるは

贅言を要せざる所、何卒、村内挙つて御後援下さる

思召を以て万障御繰合せ御参列賜はり度、此段

御願申上候。

敬具

追て婦人会員の方々は、国防婦人会の嚮御着用下さる

やう申添候。

昭和十六年十月二十五日 西浅羽村立青年学校校長金原進（印）
（静岡県磐田／郡西浅羽村立／青年学校長）

『桑原太代治』殿
（手書）

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦 254mm × 横 180mm × 厚 5mm）

一五四 昭和十六年（一九四一）十月二十五日付け〔陸軍中佐増山藤平西浅羽村立青年学校教練科査閲につき桑原まき子宛依頼〕（文書綴）長溝自治
会文書近代一四の内）

拝啓秋冷の候、愈々御清穆奉々大賀一候。

陳者来る二十八日午後一時より陸軍中佐増山藤平殿
査閲官として御来校、本年度教練科査閲執行致

さるゝ相成候。

緊迫せる時局下青年学校教育振興の愈々急務たるは

贅言を要せざる所、何卒、村内挙つて御後援下さる

思召を以て万障御繰合せ御参列賜はり度、此段

御願申上候。

敬具

追て婦人会員の方々は、国防婦人会の嚮御着用下さる

やう申添候。

昭和十六年十月二十五日 西浅羽村立青年学校校長金原進（印）
（静岡県磐田／郡西浅羽村立／青年学校長）

『桑原まき子』殿
（手書）

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦254mm×横180mm×厚5mm）

一五五 昭和十六年（一九四一）十月二十九日付け〔西浅羽村国民学校・青年団聯合陸上運動会開催案内〕（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

拝啓時下中秋ノ砌愈々御清穆奉賀候。

（この読点原文にあり）

陳者来ル十月三十一日（雨天順延）午前八時ヨリ、国民学校、青年団

聯合陸上運動会ヲ国民学校々庭ニ於テ開催可レ致候条、斯

道御奨励ノ思召ヲ以テ御臨席ノ栄ヲ賜リ度、右御案内申上候。

敬 白

（一九四一）

昭和十六年十月二十九日

西浅羽村国民学校長 金原 進

（静岡県磐／田郡西浅／羽村国民／学校長印）

西浅羽村青年団長 金原 進

（西浅羽／青年団／長之印）

（手書）
『桑原太代治』殿

追日 時局柄昼食ノ用意ハ無レ之ニ付、為レ念申添候。
（この句点原文にあり）

（堅紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、堅帳、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm）

一五六 昭和十六年（一九四一）十一月一日付け〔明治節挙行通知〕（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

拝啓秋冷ノ候愈々御清穆奉賀候。

陳者十一月三日午前九時ヨリ明治節拝賀式挙行
仕り候間、此段御通知申上候。

追而 国民学校令施行規則第四十七条及文部省制定国民礼法

ノ趣旨ニ依り、儀式ノ順序方式ヲ変更仕り度候ニ付、御諒承ノ

程願上候。

（二九四一）
昭和十六年十一月一日 西浅羽村国民学校校長金原 進 （印）
（静岡県磐／田郡西浅／羽村国民／学校長印）

（手書）
『桑原太代治』殿

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦254mm×横180mm×厚5mm）

一五七 昭和十六年（一九四一）十一月十日付け「庶乙号外 軍事講演会開催ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

庶乙号外

（二九四一）

昭和十六年十一月十日

（印）

『静岡県磐田郡西浅羽村長浅原三次郎』（印）

（静岡県磐田郡西浅羽村長之印）

部落会長殿

軍事講演会開催ニ関スル件

左記ニ依リ軍事講演会開催可_レ致候条、貴

部落各位多数御聴講相成様、御周知方御

取計相成度、此ノ段御通知候

記

帝国在郷軍人会

一、主催

帝國西浅羽村分会

一、日時

十一月十日午後七時_{〔前〕}

一、場所

西浅羽村国民学校

（手書）
一、講師

大橋少尉』

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm）

一五八 昭和十六年（一九四一）十二月八日付け「西農第二〇九号 甘藷代金受領方ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

西農第二〇九号

（九四一）
昭和十六年十二月八日 西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）
「（二）農会印」／左に九〇度顛倒
部 農 会 長 殿

甘藷代金受領方ニ関スル件

曩ニ供出シタル甘藷代金本日当農会ニ到着

致候条、各供出者ニ分配致度ニ付、其ノ旨各人

ニ御示達相成度、此段及ニ御依頼ニ候也。

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm）

一五九 昭和十六年（一九四一）十二月八日付け「静岡県訓令第四九〇号（付官報号外宣戦ノ大詔他）」（袋井町近代役場文書②一二二七）

〔第一紙〕

（印二点「渥美」「高橋」）（受付印）

静岡県訓令第四九〇号

市 町 村 長

米国及英国ニ対シ畏クモ 宣戦ノ大詔ヲ渙発セラル。

本日県民ニ対シ各其ノ本分ニ恪遵シ、磐南ヲ克服シテ、敵国ノ打倒破碎ニ邁進シ、誓テ 宸襟ヲ安ンジ奉ルベキ旨諭告ヲ発シタリ。

各位ハ 聖旨ヲ奉体シ、身ヲ挺シテ市町村民ヲ率ヒ、国難ノ突破ニ邁進スベシ。

（一九四一）
昭和十六年 十二月八日

静岡県知事 小 濱 八 彌（印）（静岡県／知事印）

（受付印）

〔第『3435』号／受附／昭和16・12・10／磐田郡袋井町役場〕
（手書）（一九四一）

〔第二紙表面〕

（印「渥美」）（判読不能）
（受付印）

（第一紙、ガリ版印刷、水損大）

官報

号外

(一九四一)
昭和十六年十二月八日

詔書

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝国天皇ハ
昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米国及英国ニ対シテ戦ヲ宣ス朕力陸海將兵ハ全力
ヲ奮テ交戦ニ従事シ朕力百僚有司ハ励精職務ヲ奉行シ朕
力衆庶ハ各々其ノ本分ヲ尽シ億兆一心国家ノ總力ヲ挙ケ
テ征戦ノ目的ヲ達成スルニ違算ナカラムコトヲ期セヨ
抑々東亜ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄与スルハ丕
顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕力
拳々措力サル所而シテ列国トノ交誼ヲ篤クシ万邦共榮ノ
樂ヲ偕ニスルハ之亦帝国力常ニ国交ノ要義ト為ス所ナリ
今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ
得サルモノアリ豈朕力志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝国
ノ真意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亜ノ平和ヲ攪乱シ遂ニ
帝国ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有余ヲ経タリ
幸ニ国民政府更新スルアリ帝国ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相
提携スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ
恃ミテ兄弟尚未タ牆ニ相闕クヲ悛メス米英兩國ハ殘存政
權ヲ支援シテ東亜ノ禍乱ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東
洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ与国ヲ誘ヒ帝国ノ周辺
ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ朝鮮シ更ニ帝国ノ平和的通商
ニ有ラユル妨害ヲ与ヘ遂ニ經濟断交ヲ敢テシ帝国ノ生存
ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ
回復セシメムトシ隱忍久シキニ弥リタルモ彼ハ毫モ交讓

ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ
益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメム
トス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亜安定ニ関スル帝國積
年ノ努力ハ悉ク水泡ニ帰シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セ
リ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ為蹶然起ツテ一
切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ
皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ
祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亜永遠ノ平和
ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名 御璽

(野外印刷)

〔官報号外 昭和十六年十二月八日 月曜日〕

〔明治二十五年三月三十一日／第三種郵便物認可〕

〔一〕

〔第二紙裏面〕

昭和十六年十二月八日

内閣總理大臣兼 内務大臣陸軍大臣	東條英機
文部大臣	橋田邦彦
國務大臣	鈴木貞一
農林大臣兼 拓務大臣	井野碩哉

厚	生	大	臣	小	泉	親	彦
司	法	大	臣	岩	村	通	世
海	軍	大	臣	嶋	田	繁	太
外	務	大	臣	東	郷	茂	德
通	信	大	臣	寺	島	健	
大	藏	大	臣	賀	屋	興	宣
商	工	大	臣	岸	信	介	
鐵	道	大	臣	八	田	嘉	明

〔野外印刷〕

〔官報号外〕
昭和十六年十二月八日 月曜日

〔内閣印刷局〕

〔二〕

〔第三紙〕

〔受付印〕

官報号外
昭和十六年十二月八日

詔書

朕軍国ノ急務ニ関シ帝国議會ノ
協賛ヲ望ムモノアリ茲ニ帝国憲

（第二紙、官報、印刷、劣化甚大、破損大）

法第七条及第四十三条ニ依リ本年十二月十五日ヲ以テ臨時帝國議會ヲ東京ニ召集シ二日ヲ以テ会期ト為スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

昭和十六年十二月八日

内閣總理大臣兼 内務大臣陸軍大臣	東條英機
文部大臣	橋田邦彦
國務大臣	鈴木貞一
農林大臣兼 拓務大臣	井野碩哉
厚生大臣	小泉親彦
司法大臣	岩村通世
海軍大臣	嶋田繁太郎
外務大臣	東郷茂德
逓信大臣	寺島健
大藏大臣	賀屋興宣
商工大臣	岸信介
鐵道大臣	八田嘉明

告示

◎内閣告示第十六号

帝國ハ今八日米國及英國ト国交断絶シテ交戰状態ニ入レリ

昭和十六年十二月八日

内閣總理大臣 東條 英機

(野外印刷)

〔官報号外 昭和十六年十二月八日 月曜日〕

〔明治二十五年三月三十一日／第三種郵便物認可〕

〔内閣印刷局〕

(第三紙、官報、印刷、劣化甚大、破損大)

(袋井、綴、縦 295mm×横 204mm×厚 2mm)

一六〇 昭和十六年（一九四一）十二月八日付け〔米国及英国ニ対スル宣戦ノ詔書写〕（海野家文書一七七）

詔書

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大
日本帝国天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有
衆ニ示ス朕茲ニ米国及英国ニ対シテ戦ヲ
宣ス朕力陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ従
事シ朕力百僚有司ハ励精職務ヲ奉公シ
朕力衆庶ハ各々其ノ本分ヲ尽シ億兆一心国家
ノ總力ヲ挙ケテ征戦ノ目的ヲ達成スルニ違算
ナカラムコトヲ期セヨ抑々東亜ノ安定ヲ確
保シ以テ世界ノ平和ニ寄与スルハ丕顯ナル
皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ
朕力拳々措力サル所而シテ列国トノ交誼ヲ
篤クシ万邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝国
力常ニ国交ノ要義ト為ス所ナリ
今ヤ不幸ニシテ米英領国ト釁端ヲ開クニ至ル洵
ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕力志ナラムヤ中華民
国政府曩ニ帝国ノ真意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘ
テ東亜ノ平和ヲ攪乱シ遂ニ帝国ヲシテ干戈ヲ
執ルニ至ラシメ茲ニ四年有余ヲ経タリ幸ニ国民
政府更新スルアリ帝国ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ
相提携スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ
米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尚未タ牆ニ相鬭クヲ
悛メス米英両国ハ殘存政權ヲ支援シテ東亜
禍乱ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇
ノ非望ヲ逞シウセムトス剩ヘ与国ヲ誘ヒ帝国ノ周辺

ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戦シ更ニ帝国ノ平和的
通商ニ有ラユル妨害ヲ与ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝
国ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ

朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメ

ムトシ隱忍久シキニ弥リタルモ彼ハ毫モ交譲ノ精

神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却

ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我

ヲ屈從セムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亜

安定ニ関スル帝国積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ

帰シ帝国ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ

至ル帝国ハ今ヤ自存自衛ノ為蹶然起ツテ一切ノ障

礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇

武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟

除シテ東亜永遠ノ平和ヲ確率シ以テ帝国ノ光

榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御 名 御 璽

(九四)
昭和十六年十二月八日

岩崎光子謹書

(北原川、一紙、縦275mm×横706mm)

一六一 昭和十六年（一九四一）十二月九日付け「兵号外 昭和十五年紀元節祭並ニ紀元二千六百年式典当日行ハレタル祭典ニ奉仕シタル宮・国幣社
以下神社ノ神職ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②六三一）

（印二点「高橋」「渥美」）（受付印）

兵号外

（二九四一）

昭和十六年十二月九日

（静岡県／学務部／長之印）
静岡県学務部長（印）

（手書）
『磐田郡

（朱印）
『至急』

（二九四〇）

袋井町』長殿

昭和十五年紀元節祭並ニ紀元二千六百年式典当日行ハレタ

ル祭典ニ奉仕シタル宮・国幣社以下神社ノ神職ニ関スル件

（二九四一）

昭和十六年十一月廿七日付兵秘第五七号ヲ以テ照会致置

候標記ノ件未タ回答無_レ之。取纏上支障ニ候条、則日

御回報相成度。

（受付印）

（手書）

「第『3444』号／受付／昭和16・12・11／磐田郡／袋井町役場」

（二九四一）

（袋井、堅紙、ガリ版印刷、縦256mm×横180mm）

一六二 昭和十六年（一九四一）十二月十三日付け〔名古屋第二陸軍病院職業準備教育事務室より豆類寄贈依頼〕（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

前略

今般名古屋第二陸軍病院職業準備教育事務室

ヨリノ依頼ニテ

小豆、大豆、蚕豆、豌豆ノヲ各戸一粒宛寄贈願ヒ

度ク、是ヲ種子トシテ 収容患者ニ農業教育ヲ実施ス

ルト共ニ、是ヨリ得タ果実ヲ栄養剤製品トシテ給与ス

ルトノ事デスカラ

右趣旨御諒解ノ上、貴部内ヲ御集メ願ヒマス。

（九四）
昭和十六年十二月十三日

西浅羽村役場

部落会長殿

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm）

一六三 昭和十六年（一九四一）十二月二十七日付け「西農第二四〇号 生兎出荷日割決定ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

西農第二四〇号

（九四）
昭和十六年十二月二十七日 西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

割印「郡／／」印「部」農会 長 殿

生兎出荷日割決定ノ件

昭和十六年度集荷配給要綱ニ依り、本年度ノ生兎
ノ出荷日割左記ノ通り決定シタルニ付、出荷希望ノ向ハ
当日相違ナク出荷相成様、飼育者ニ御通知相
成度、此段及ニ御依頼「候也。

左 記

- 一、出荷日時 十二月二十一日午前十一時迄
- 一、出荷ノ場所 西浅羽村農会事務所

（堅紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷、インク汚れ）

（西浅羽、堅帳、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm）

一六四 成紀七三六年（一九四一）付け〔刺繍〕（大角恵子家文書三）

松尾先生徳政

医沢宏大

（一九四一）
成紀七三六年記念

前任広霊県
村警察署長 鈴木堯敬送

（山田〈広霊県維新村〉、布、刺繍、縦757mm×横590mm）

一六五 昭和十七年（一九四二）一月七日付け「庶乙第五号 村常会及部落常会日ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

〔第一文書〕

庶乙第五号

（九四二）

昭和十七年一月七日

西浅羽村長

各部落会長殿

村常会及部落常会日ニ関スル件

村常会並ニ部落常会ハ本月ヨリ毎月二十日以後翌月五日以内
ニ開催ノコトニ先般県会ノ節決定致シ候モ、今般其筋ヨリ、興
亜奉公日ヲ廃シ、毎月八日ヲ以テ大詔奉戴日ヲ設定シ、興亜
奉公日ニ替フル様示達有レ之候ニ付テハ、本月ノ常会ハ前年通ニ
御挙行相成度、此ノ段得ニ貴意ニ申候也。
追而村常会ハ来ル二十一日午後一時ヨリ開催スベキニ付キ、
御了承相成度。

（山折り線）

〔第二文書／第一文書から見て左に九〇度顛倒〕

庶乙第四号

（九四二）

昭和十七年一月七日

西浅羽村長

各部落会長

大詔奉戴日設定ニ関スル件

（X■ノ印刷乱れ）

毎月六『日』ノ公興亜奉公日ヲ廃止シ、米英ニ対スル大詔

（手書）

奉戴日ヲ以テ記念日ト改定スベキ旨其ノ筋ヨリ示

達有レ之候条、爾今左記ニ依リ各字別ニ氏神社ニ

参集、厳肅ニ舉行スルト共ニ、出征軍人ノ武運長久ヲ併セテ祈願セラル、様、御取計相成度候也。

記

- 一、名称 大詔奉戴日
 - 二、日 毎月八日（早朝）
 - 三、場所 各氏神社
 - 四、宣戦詔書奉読 （常設委員）
 - 五、必勝祈願 （全指導ノ下ニ）
 - 六、国旗掲揚（毎戸早朝必ズ掲揚スルヲ）
 - 七、出征軍人武運長久祈願（常設委員先頭）
 - 八、天皇陛下万歳 三唱（常設委員発声
一同唱和）
- 当日ハ特ニ職域奉公ニ励精シ、以テ総力戦ノ実ヲ挙ルニ努ムルコト。
- 以 上

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm）

〔翻刻注〕

添付資料（第二文書）が、本文（第一文書）と同一の紙に、左に九〇度顛倒した向きで印刷されている。

第二文書が長く、同じ向きで印刷すると紙の長さが足りなかったためであろう。

一六六 (昭和十六年へ一九四二)十二月九日または昭和十七年へ一九四二)一月九日)〔隣保班ラジオ常会開催通知〕〔文書綴〕長溝自治会文書近代一四の内)

前略

明十日午前六時半ヨリ三十分間隣保班^{〔班〕}

ラジオ常会開催相成度旨、翼賛会県

支部ヨリノ通牒ニ接シ候間、可^レ然御高

配相成度候。

大政翼賛会西浅羽村支部長

隣保班長

部落会長 殿

(堅紙、ガリ版印刷)

(西浅羽、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm)

〔翻刻注〕

史料の年代は前後に綴じられている史料から。ひとまず昭和十七年(一九四二)一月九日の位置に置いた。

一六七 昭和十七年（一九四二）一月十日付け「西農第一〇号 軍用兎出荷日割通知ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

西農第一〇号

（九四二）
昭和十七年一月十日 西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

部 農 会 長 殿
（田／浅羽／会）
軍用兎出荷日割通知ノ件
割印

一月ノ軍用兎出荷日割左記ノ通り決定シタル旨、
郡農会ヨリ通知有_レ之候条、当日ハ晴雨ニ不_レ
拘出荷相成様、貴部内当業者ニ御通知被_レ下
度、此段及_二御依頼_一候也。

記

一、日 時 一月二十日午前十時
二、出荷場所 西浅羽村農会事務所

（縦紙、静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm）

一六八 昭和十七年（一九四二）一月十日付け「西農第一一号 蕃椒配給統制ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

西農第一一号

（九四）

昭和十七年一月十日

西浅羽村農会

（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

部農会長殿

蕃椒配給統制ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ、曩ニ公布相成候農林省蕃椒配給統制要綱
（磐田郡／西浅羽村／農会印）
並ニ本県農会取扱要綱ニ基キ、之レガ統制ヲ実施シ居リタル処ナルモ、
割印

取扱業者或ハ生産者ノ内一部ノモノハ要綱ヲ曲解、即チ要綱

文中生蕃椒ハ此ノ限りニ非ズヲ利用シ、買入又ハ出荷ヲ致シ居

ル向アルヤニ付、県及郡農会ヨリ此ノ如キ事ナキ様注意有レ之候条、

速ニ貴部内生産者ニ御注意相成度、此段及ニ御依頼候也。

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦 254mm × 横 180mm × 厚 5mm）

一六九 成紀七三七年（一九四二）一月十日付け「感謝文」（大角恵子家文書一）

感謝文

大矣哉松尾医官之盛徳也。人既和善又極謙恭。自去
歲六月一來南村警備隊担任施療任務以來、対於患
者之温和愛護、慇懃医治。無一不使人心感神佩。如韓
慕徳・韓佐封在奄奄一息不可葯救之際、經

松尾医官診療一月余遂得着手回春。此誠再生之徳。尤
使二人没齒難忘也。方冀

松尾医官久駐南村。時露露雨忽奉令采転。大同闔

村民衆聞訊之下、如喪考妣。現值臨別之期、明知攀
轅臥轍無濟。於事謹備感謝文一紙聊表謝忱。

松尾医官恵存

広島県維新村公所

王垂紳
(王垂紳璽)
(印) 鞠躬
王法舜
(王法舜璽)
(王法舜章)

成紀七三七年（一九四二）一月十日

(印)「広島県／維新村公／所之印」

(山田〈広島県維新村〉、豎紙、縦275mm×横395mm)

一七〇 年月日不明（一九四二年ころ）〔刺繍〕（大角恵子家文書六）

恭送

松尾佐一郎医官大徳

皇 軍 萬 歳

広靈南村韓慕徳恭送

（山田〈広靈県維新村〉、布、刺繍、縦700mm×横1840mm）

〔翻刻注〕

成紀七三七年（一九四二）一月十日付け「感謝文」（大角恵子家文書一）との関係を考え、この位置に収録する。

一七一 昭和十七年（一九四二）一月十六日『大正十五年以後 議事録』昭和十七年（一九四二）一月十六日条（浅羽自治会文書一一）

〔昭和十七年一月十六日条〕

（一九四二）
昭和拾七年一月拾六日 十戸長会 一折役

議事

一、平芝線道路工事、県ヨリ指示アリタルニ付、該工事促進方法

ニ付キ、十戸長ノ決意ヲ得ル。
〔×承認〕

一、応召及ヒ入営兵ニ対シ、是迄防蝶関係上觀送迎ハ成可ク
〔課〕

質素ヲ宗トシテ、一般出迎等廃シタリシガ、日英米戦布告セラレタルニ付、

今後ハ字一般者ノ見送及出迎等ヲ実行スル様、村当局ヨリ申合

ニ付、班長ノ決議ヲ求ム。

一、弁財天河口改修工事ニ付テ、管理者東浅羽村長ノ通知ニ
接し、笠原村国民学校ニ参集ノ件。

一、弁財天問題ニ付キ、県耕地課長ノ講演ニ依レバ、日英米

開戦ノ結果、農林署ヨリ継続事業ハ一時取止メ、年内ニ
〔×総〕

利益ノ揚ル最モ必要トスル工事ヲ施行スル様国庫ヨリ指

示ニ付キ、此際弁財天モ継続工事ハ廃シ、今年年中ノ内完

成スベク進捗スルカラ、地元ニテ人夫ヲ補救スベキ講演アリ
〔×キ〕

タリ。此ノ件ニ付議決ヲナス件。

一、右問題ニ付テハ、先般四月村会ニテ、二重条件カ施行スレバ
〔×スル〕

人夫ヲ補救ス可ク十戸長ノ決定ヲ得タリ。
〔給〕

出席者

牧野明 近藤光平 金原万一郎

丸野光馬 田中庄作 樽松太一郎

伊藤角太郎 伊藤七郎 永井徳治

石川藤一郎 太田正善 河村勘太夫

近藤金雄

欠席者 二名

前島悦治 古池薫

田代豊太郎代理人 金原勝平

(上浅羽、 罎帳、 罎紙使用、 縦 24mm×横 180mm×厚 39mm)

一七二 昭和十七年（一九四二）二月三日付け「庶乙第二四号 戦捷祝賀行事実施ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

庶乙第二四号

（一九四二）

昭和十七年二月三日

西浅羽村長

各字總代殿

戦捷祝賀行事実施ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ過日御通知申上置キ候得共、現下ノ状況ニ照応シ、資材ヲ濫費セザル範圍ニ於テ旗行列ニ限り実施差支ナキコトニ相成ニ付、此段依レ命及ニ通牒候。

追而 其ノ他ハ印刷物ノ通りニ候。

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm）

一七三 昭和十七年（一九四二）二月四日付け「西農第四一号 軍用兎出荷日割通知ノ件」（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

西農第四一号

（九四二）

昭和十七年二月四日

西浅羽村農会（印）

（磐田郡／西浅羽村／農会印）

部 農 会 長 殿

軍用兎出荷日割通知ノ件

標記軍用兎出荷日割左記ノ通り通知有レ之候条、
貴管下飼養者ニ御通知相成度、此段及ニ
御依頼一候也。

記

一、日 時 二月十四日午前九時

一、場 所 養鶏組合事務所

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm）

一七四 昭和十七年（一九四二）二月十八日付け「静岡県指令統第八六号」（久努西村役場文書九六一）

（受付印）（印六点「平野」「鵜島」「□見」「池端」「永井」「高橋」）

静岡県指令統第八六号

（手書）
『周智郡久努西村』

昭和十六年度市町村金属保有状況調査費補

助金『（手書）五』円ヲ交付ス。

但補助金ハ市町村ノ事務費以外ニハ之ヲ使用スルコトヲ得
ズ。

（一九四二）
昭和十七年二月十八日

静岡県知事 藤岡長敏（印）（静岡県／知事印）

（受付印）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和17・12／19」（一九四二）

（久努西、豎紙、印刷、「静岡県」罫紙使用、縦242mm×横168mm）

一七五 昭和十七年（一九四二）三月十二日付け「西農第七四号 軍用兎集荷日割通知ノ件」（〔文書綴〕長溝自治会文書近代一四の内）

西農第七四号

（一九四二）

昭和十七年三月十二日

西浅羽村農会

（〔磐田郡／西浅羽村／農会印〕印）

部農会長殿

（一九四二） 軍用兎集荷日割通知ノ件

昭和十七年三月軍用兎集荷日割左記ノ通り

決定仕り候条、貴管内当業者ニ漏レナク御

通知ノ上、可レ然御配意被レ下度候。

記

一、集荷日時 三月二十日午後一時ヨリ三時マデ

一、集荷場所 西浅羽村養鶏事務所

（〔縦紙、〔静岡県磐田郡西浅羽村農会〕罫紙使用、ガリ版印刷〕

（〔西浅羽、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm〕

一七六 昭和十七年（一九四二）三月二十八日付け「静岡県指令振第二七号」（久努西村役場文書九六四）

（受付印）（印二点「鵜島」「平野」）

静岡県指令振第二七号

（手書）

『周智郡久努西村』

（一九四二）

（手書）

昭和十七年『二』月『五』日第 号申請民間

（手書）

金属類特別回収諸費補助ノ県聴届ケ、左ノ

条件ヲ附シ金『五拾貳』円ヲ補助ス。

（手書）

（一九四二）
昭和十七年三月『二十八』日

（手書）

静岡県知事 藤岡 長敏 （静岡県／知事印）
（印）

記

一、本補助金ニ基ク歳出予算額ニ残余ヲ生ジタル場

合ハ其ノ予算残余ニ相当スル補助金ヲ還付セシム

ルコトアルベシ。

二、本補助金ハ補助ノ目的ニ反シタル事実アルトキハ其ノ

還付ヲ命ジ、又ハ必要ナル措置ヲ為スコトアルベシ。

（受付印）

（一九四二）
「周智郡久努西村役場／受付／昭和17・ 3／29」

（久努西、縦紙、「静岡県」罫紙使用、ガリ版印刷、縦247mm×横330mm）

一七七 昭和十七年（一九四二）四月一日付け「西農第九一号 緑肥大豆種子配給ニ関スル件」（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

西農第九一号

（一九四二）

昭和拾七年四月一日

西浅羽村農会

（磐田郡／西浅羽村／農会印）

『長溝』部農会長殿

緑肥大豆種子配給ニ関スル件

肥料配給ノ現状ニ鑑ミ、緑肥ノ増産ヲ図ルコトハ極メテ緊要ナルモ、之レガ種子用大豆ノ供給甚タ窮屈ナルニ依リ、配給セラル、種子ノ栽培ニ関シ、次ノ事項ニ御留意、最善ノ成果ヲ受ケ得ル様致サレ度。

一、緑肥様トシテ播種シ、決シテ食糧其他ニ使用セサルコト。
一、今回配給ノ分ハ田地裏作ヲ優先トスルコト。

配給数量 満州産湿保大豆

（手書）

約一石二斗八升

一升二付

容器御持参

受領方御出頭

相成度

（二袋）

金三十六銭

黒千石種

（手書）

『五升』

五〇銭

（近日入荷ノ見込）

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦 254mm × 横 180mm × 厚 5mm）

一七八 昭和十七年（一九四二）四月六日付け「西農第九四号 軍用兎集荷日割ニ関スル件通知」（文書綴）長溝自治会文書近代一四の内）

西農第九四号

（二九四）

昭和十七年四月六日

西浅羽村農会（印）

（磐田郡／西浅羽村／農会印）

部 農 会 長 殿

軍用兎集荷日割ニ関スル件通知

四月分軍用兎集荷日割ハ別記ノ様決定仕リ候
条、貴部農会内漏レナク御通知ノ上出荷上遺憾
無キヲ期セラレ度願上候。

追而集荷ハ今回ヲ以テ本年度付打切ラル、趣キニ

有レ之候ハ、増殖用ニ必要ナル種兎並ニ仔兎ニ就

イテハ特別ノ御考慮ヲ払ハレ、軍用兎ノ増殖

上遺憾ナキ様御高配御煩し度願上候。

記

（山折り線）

一、日時 四月九日午後一時ヨリ午後三時迄

（時間勵行ノコト）

一、場所 西浅羽村養鶏事務所

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 254mm×横 180mm×厚 5mm）

一七九 昭和十七年（一九四二）四月二十一日付け「庶乙第一六四号 農繁期栄養食共同炊事指導者講習開催ニ関スル件」（『昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴』長溝自治会文書近代一五―二の内）

庶乙第一六四号

（九四）
昭和十七年四月二十一日 西浅羽村

（手書）
『長溝部農会長』殿

農繁期栄養食共同炊事指導者講習開催ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ左記ノ通り講習会開催相成ル趣ギ、其ノ筋ヨリ通牒ニ接シ候ニ付テハ、共同炊事実施計画^中、又ハ御希望ノ部落ニアリテハ受講相成度、右及ニ通知一候也。

記

一、会 場 県購聯袋井支所

一、期 日 本年 五月一、二日（二日）

一、講師、静岡県、保健所、県農会、産組県支会、県購聯係員

一、申込 役場^{又ハ}産業組合

一、携帶品 筆記用具、 弁当

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、水損大、縦 268mm×横 187mm×厚 10mm）

一八〇 昭和十七年（一九四二）五月一日付け「西農第二二三号 石油空缶御提出方依頼ノ件」〔昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴〕長溝自治
会文書近代一五―二の内）

西農第一一二三号

昭和十七年五月一日
西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

部 農 会 長 殿

石油空缶御提出方依頼ノ件

石油配給機構ノ変更ニ伴ヒ、空缶無レ之場合ハ缶

詰石油ノ配給相成難キ趣ニ付、御部内ニ於ケル総数

量、来ル五日頃迄ニ御差出相成度、此段及ニ御依頼一候也。

追而御部内米麦調製改良協会員ニモ其旨御示達

相願度、提出者ニ対シテハ空缶券御渡可レ致筈ニ付、

御含み相成候。

（縦紙、〔静岡県磐田郡西浅羽村農会〕罫紙使用、ガリ版印刷、裂け）

（西浅羽、縦帳、水損大、縦268mm×横187mm×厚10mm）

一八一 昭和十七年（一九四二）五月二日付け「庶乙第一七五号 春季清潔法施行ニ関スル件」〔昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴〕長溝自治
会文書近代一五―二の内）

庶乙第一七五号

（九四）
昭和十七年五月二日

西浅羽村

（手書）
『栗原伊太郎』殿

春季清潔法施行ニ関スル件

標記ノ件左記ノ通り施行致度候ニ付、可_レ然御手配相煩度、
此段及ニ御依頼ニ候也。

記

期 日	字 名
五月五日	富里（西部）
五月六日	富里（東部）、浅羽一色、中
五月七日	長溝、浅岡

追而施行済ノ方ハ此ノ限りニ非ズ。

（堅紙、罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、罫帳、水損大、縦 268mm×横 187mm×厚 10mm）

一八二 昭和十七年（一九四二）五月五日付け「預り証」『昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴』長溝自治会文書近代一五―二の内）

預り証

一、石油空缶九升

右預り候也。

昭和十七年五月五日

西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）／上下顛倒

長溝部農会長殿

（堅紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用）

（西浅羽、堅帳、水損大、縦268mm×横187mm×厚10mm）

一八三 (昭和十七年(一九四二)五月九日付け「西農第一四二号 豚丹毒予防注射施行ニ関スル件」(昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴) 長溝自治会文書近代一五―二の内)

西農第一四二号

昭和十五年五月九日 (七カ)
西浅羽村農会 (印) (磐田郡／西浅羽村／農会印)

部農会長殿

豚丹毒予防注射施行ニ関スル件

来ル五月十二日標記予防注射施行致スヘキ旨其筋ヨリ

通知ニ接シ候条、御部内飼育者ニ無レ洩通知方御

取計相成度、此段及ニ御依頼候也。

追而御部内飼育者判明ノ分為レ念御通知申上候得共、左記

以外ニ飼育者有レ之候場合ハ十一日迄ニ本会へ御報告

相煩シ度候也。

記

『^(手書)四等 栗原元平 壺頭 栗原留平

二頭 桑原精一 』

(竪紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷)

(西浅羽、竪帳、水損大、縦 268mm×横 187mm×厚 10mm)

〔翻刻注〕

前後付近の史料が昭和十七年(一九四二)のものであり、なにより本史料が綴られているのは『昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴』であるため、本史料の年紀は誤記であると判断した。

一八四 昭和十七年（一九四二）五月十六日付け「庶乙第一九二号 チブス予防注射施行ニ関スル件」〔昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴〕長溝自治会文書近代一五―二の内）

庶乙第一九二号

（一九四二）
昭和十七年五月十六日

（手書）
『長溝』

西浅羽村長

各部落会長殿

チブス予防注射施行ニ関スル件

来ル五月十八日、左記時間割ニヨリ、本村役場ニ於テ、チブス予防注射施行可レ致ニ付、貴部落ニ於ケル届出該当者全員御出頭相成様御配慮相成度、此ノ段及ニ御通知ニ候也。

記

（手書）
『一、九時半ヨリ 十一時半迄』

（堅紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、堅帳、水損大、縦 268mm×横 187mm×厚 10mm）

一八五 (昭和十七年へ一九四二) 五月二十四日〔靖国神社臨時大祭につき通達依頼〕〔昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴〕長溝自治会文書
近代一五―二の内)

拝啓 前略

明二十五日ハ靖国神社の臨時大祭に付、当日八午前

十時十五分東方靖国神社に向ひ各々黙禱を致され

る様其ノ筋ヨリ通知有_レ之候ニ付、御多忙中恐縮には

存じ候へ共、一般各位に御通達相煩し度 御願申上候。

(空白マメ)
(磐田郡／西浅羽／村役場)
西浅羽村役場 (印)

部落会長殿

(縦紙、ガリ版印刷)

(西浅羽、縦帳、水損大、縦268mm×横187mm×厚10mm)

一八六 昭和十七年（一九四二）五月二十五日付け「帰郷軍人講習並に座談会案内」（『昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴』長溝自治会文書近代
一五―二の内）

拝啓曩に御賛同を賜り候帰郷軍人講習並ニ座談会の件、左記
に依り開催することゝ相成候に就ては、同席上に於て金老封を慰労
感謝の印として贈呈致シ度候間、時節柄御多忙の折柄には候へ共、
斯道御奨励の爲め、御参列の栄を賜り度、此段及「御案内」候。

敬 具

追て時局柄何んの設備も無レ之に付、念の為申添候。

（九四二）
昭和十七年五月二十五日 西 浅 羽 村 長（印）
（静岡県磐ノ田郡西浅羽ノ村長之印）

殿

（手書）
記

一、日 時 （紫印）『昭和拾七年五月廿九日』午後一時
一、場 所 （九四二）西浅羽村国民学校
『

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、水損大、縦268mm×横187mm×厚10mm）

一八七 昭和十七年（一九四二）五月三十一日付け「達第六八〇号」（久努西村役場文書九六八）

達第六八〇号

（印「鵜島」）（受付印）（印三点「平野」「高橋」「池端」）

『^{（手書）}周智郡久努西^{（町）}』^{（村）}

昭和十七年度生活必需品切符制実施費国庫
補助金左ノ通交付ス。

^{（一九四二）}
昭和十七年五月三十一日

静岡県知事藤岡長敏^{（静岡県／知事印）}（印）

一、金貳百拾五円

（受付印）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和^{（一九四二）}17・6／1□」

（久努西、豎紙、「静岡県」ガリ版用紙使用、ガリ版印刷、縦270mm×横194mm）

一八八 (昭和十七年へ一九四二) 六月一日以前)〔出征軍人遺家族慰問ノ夕開催通知〕〔昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴〕長溝自治会文書
近代一五―二の内)

拝啓陳者来ル六月二日午后七時ヨリ本村国民学校ニ於て

銃後奉公会主催ノモトニ出征軍人遺家族慰問ノ夕ヲ

開催シ、大東亜戦争ノ活動写真^{〔映〕}上影致スベキニ付、

^{〔×〕}貴部落一般へ週知方御高配相成度、此ノ段及ニ御依頼
候也。

追而入場料ハ無料

開会ノ時間厳守ニ付

早夕飯ニテ御来場有^レ之様。為^レ念。

西浅羽村

(縦紙、「浅羽五ヶ村耕地整理組合」罫紙使用)

(西浅羽、縦帳、水損大、縦 268mm×横 187mm×厚 10mm)

〔翻刻注〕

史料の年代は同じく綴じられている付近の史料と本文から。ひとまず昭和十七年(一九四二)五月末の位置に置く。

一八九 (昭和十七年へ一九四二) 五月頃)「御通知ノ件」『昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴』長溝自治会文書近代一五―二の内)

御通知ノ件

一、五月十日ヨリ五月末日迄 浜松市 鍛冶町 棒屋 松菱ニ於テ
化粧石鹼一ヶ(十銭) 御菓子三十銭 宛 公平ニ販売致シマス。
但シ買求メノ節ハ衣料切符(甲) 世帯主ノ分ヲ示ス。

一、チブス予防ニ付イテ 大人ニテ注射不能人ハ予防薬服用ノ必要
有_レ之ニ付、其ノ数御調査ノ上_(以下白紙ママ)

(堅紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用)

(西浅羽、縦 268mm×横 187mm×厚 10mm)

〔翻刻注〕

史料の年代は同じく綴じられている付近の史料から。

一九〇 (昭和十七年へ一九四二) 五月頃)「チブス予防注射 五月二十四日施行」『昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴』長溝自治会文書近代
一五―二の内)

〔罝外鉛筆〕
『チブス予防注射

五月二十四日施行』

富里	自 午後	一時
至 〃		二時半

(東富 一色	自	二時
至		三時

中	自	二時半
至		三時半

長溝	自	三時
至		四時半

浅岡	自	三時半
至		五時

(罝紙、〔静岡県磐田郡西浅羽村役場〕罝紙使用)

(西浅羽、罝帳、水損大、縦 268mm×横 187mm×厚 10mm)

〔翻刻注〕

（昭和十七年（一九四二）五月頃）「御通知ノ件」
（昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴）
長溝自治会文書近代一五―二の内）とセット関係にあるか。

一九一 昭和十七年（一九四二）六月四日付け「西農第一七一号 馬鈴薯ノ出荷日割決定通知ノ件」〔昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴〕長溝自治会文書近代一五―二の内）

西農第一七一号

（一九四二）

昭和十七年六月四日 西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

部農会長殿

馬鈴薯ノ出荷日割決定通知ノ件

〔□田郡／□浅羽村／□会印〕

馬鈴薯ノ出荷ニ付テハ、六月一日付ヲ以テ御通知旁々御依頼致

シ置キ候処ナルモ、出荷日割左記ノ通り決定仕リ候条、重ネテ御

配意相煩シ度、此段及ニ御依頼候也。

記

一、出荷日時 第一回 六月八日 両日トモ午前十時迄トス
第二回 六月十二日

附記 1、出荷数量ハ各出荷前日迄ニ予メ御通知相成度キコト

2、六月二日官報ニ依レバ六月一日ヨリ全十五日迄ノ出荷シタル馬鈴薯

ニ対シテハ十貫目ニ付六十銭ヲ既定価格ニ加算スルコトヲ得ト

アリテ、販売後ニ非ラザレバ確タル価格ハ判明セザルモ、幾分有利

ナラント思料ス。

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、水損大、縦268mm×横187mm×厚10mm）

一九二 昭和十七年（一九四二）六月五日付け「西農第一七二号 苗代田害虫駆除施行ニ関スル件」〔昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴〕長溝自治会文書近代一五―二の内）

西農第一七二号

（一九四二）

昭和十七年六月五日

西浅羽村農会

（磐田郡／西浅羽村／農会印）

部農会長殿

苗代田害虫駆除施行ニ関スル件

〔田郡／浅羽村／会印〕

苗代田ニ於ケル害虫駆除ハ農業経営上必要欠クベカラザルモノナル

コトハ各位周知ノ事実ニシテ、本年度ニ於ケル之レガ実施ヲ左記ノ通り決定致シ候条、実施上遺憾ナキヲ期セラレ度、此段及ニ

御依頼一候也。

尚施行当日部農会長ハ午前八時迄ニ村農会事務所へ参集相成度シ。

記

一、日時 第一回 六月十五日
第二回 六月二十日

追記 第一回ハ苗代田ノ掃除並ニ害虫ノ駆除ヲ厳密施行ノコト。
第二回ハ前記ノ外薬品消毒ヲモ併セ行フコト。

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、水損大、縦 268mm×横 187mm×厚 10mm）

一九三 昭和十七年（一九四二）六月六日付け「西農第一七五号 馬鈴薯出荷日変更ニ関スル件」〔昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴〕長溝自治会文書近代一五―二の内）

西農第一七五号

（一九四二）

昭和十七年六月六日 西浅羽村農会

（印）（磐田郡／西浅羽村／農会印）

部農会長殿

馬鈴薯出荷日変更ニ関スル件

〔田〇〇／〇浅羽〇〇／〇会〇〇〕

標記ノ件ニ関シテハ曩ニ御依頼致シ置キ候処

ナルモ、都合ニ依リ左記ノ通り変更仕リ候ニ付、可レ然

御配意相成度、此段及ニ御依頼候也。

記

六月八日

一、日時 六月十一日 各日トモ午前十時迄

六月十二日

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、水損大、縦268mm×横187mm×厚10mm）

一九四 昭和十七年（一九四二）六月八日付け「至急御願ヒノ件」『昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴』長溝自治会文書近代一五―二の内）

至急御願ヒノ件

一、地下足袋 配給券へ記名捺印の上御届^ケ願ヒ度き事

一、菓子購入配給券紛失者の調べ

一、味噌醤油購入者ニ関シ調べと相違の点ある様存せらるゝ

に付再調査願ひ度き事

^{（一九四二）}
昭和十七年六月八日 西浅羽村配給係

各部落会長殿

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、水損大、縦268mm×横187mm×厚10mm）

一九五 昭和十七年（一九四二）六月九日付け「号外 馬鈴薯出荷ニ関スル件」『昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴』長溝自治会文書近代一五
―二の内）

号外

（一九四二）

昭和拾七年六月九日

〔空白ママ〕

殿

西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

馬鈴薯出荷ニ関スル件

馬鈴薯出荷ニ関シテハ種々御配慮ニ預リ難レ有存

シ候。然ル処出荷期日ニ関シテハ価格ノ関係上六月分

ハ来ル十二月ヲ以テ終了致シ度候条、右御了承ノ上可

レ然御配慮相煩シ度。尚七月分ニ就テハ七月十六日以后

ニ致シ度候ニ付、是又御了知相願度候也。

備考（六月二日官報発表）

価格

六月十三日積込迄 十貫目ニ付金六十錢上ケ
七月十六日より八月三十日迄全 金四十錢上ケ

六月十六日以后七月十五日迄ハ取出価格（十貫当リ）

大玉二、四〇錢 小玉二〇錢 混玉二一五錢

（堅紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、堅帳、水損大、縦 268mm×横 187mm×厚 10mm）

一九六 昭和十七年（一九四二）六月十五日付け「号外 苗代害虫駆除第一回期日変更ニ関スル件」〔昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴〕長溝
自治会文書近代一五―二の内）

号外

（一九四二）
昭和十七年六月十五日

各部農会長殿

西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

苗代害虫駆除第一回期日変更ニ関スル件

曩ニ御通知申上候処ノ標記第一回期日ハ雨天ノ為左記ノ通り
変更致度候条、可レ然御配意相煩度御願候也。

尚当日ハ午前八時農会事務所前ニ御参集被レ下度候。

記

第一回 六月十七日 但シ雨天ノ場合ハ取止メトス

第二回 六月二十日 但シ雨天順延トス

（堅紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、堅帳、水損大、縦 268mm×横 187mm×厚 10mm）

一九七 昭和十七年（一九四二）六月二十三日付け「庶乙第二四六号 託児所ノ児童出席ニ関スル件」〔昭和十七年度 昭和十七年前半期参考綴〕長
溝自治会文書近代一五―二の内）

庶乙第二四六号

^{（一九四二）}
昭和十七年六月二十三日

西浅羽村託児所

各字部落会長殿

託児所ノ児童出席ニ関スル件

託児所開設ニ関シテハ種々御高配ヲ賜リ御蔭ヲ以テ開設当

日ヨリ順調ニ実施致シ居リ候処 今日ニ至リテ 申込無カリ

シ児童ノ出席有之 収容可能範囲ニ於テ承認致シ候得

共 最早満員ニ付 二十二 二十三 両日ニ於テ御出席無カリ

シ 児童 及ビ 申込無キ児童ハ今後出席セシメザル様御手

配相願ヒ度此ノ段御依頼申上候

追テ 本日迄^{（又届済）}諒解済ノ児童ハ此ノ^{（又退）}限リニ非ズ^{（又に「に」の縦棒を消して片仮名にしている）}

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷、空格原文ママ）

（西浅羽、縦帳、水損大、縦 268mm×横 187mm×厚 10mm）

一九八 昭和十七年（一九四二）七月二十八日付け「教第一三二三号 明治天皇式年祭ニ関スル件」（山梨役場文書四八二一）

（印「久野」）

教第一三二三号

（受付印）（印「近藤」）

（一九四二）

昭和十七年七月二十八日 静岡県学務部長（印）（静岡県学務部／長之印）

市町村長殿

学校管理者殿

中等学校長殿

明治天皇式年祭ニ関スル件

来ル七月三十日、明治天皇式年祭ヲ行ハセラル、ヲ

以テ、当日^{貴管下学校（幼稚園ヲ含ム）}校^{貴校}ヲシテ臨時休業

シ、桃山御陵ニ随時遙拝ノ上訓話其他適當ナル

方法ニ依リ明治天皇ノ御聖徳ヲ欽仰シ奉ル様

可レ然御配意相煩度。

追テ当日夏期授業休止中ノ学校ニ在リテハ

特ニ右実施ノ存学生生徒児童ヲ登校セシム

ルカ如キ方法ヲ執ルノ要無レ之。其ノ場合ハ

教職員ノミヲシテ桃山御陵ニ適宜ノ方法ニ

依リ遙拝セシムル様致度。

（受付印）

「受附／第『1707』号／17.7.30／周」「山梨町役場」

（山梨、堅紙、ガリ版印刷、縦 246mm×横 338mm）

一九九 昭和十七年（一九四二）八月二十二日付け「周氏第一二号 總會出席者出張乗車時刻等二関スル件」（山梨役場文書二四三四）

周氏第一二号

（一九四二）
昭和十七年八月二十二日

静岡県氏子總代会周知郡支部長 酒川敬三郎（氏子總代／会周知郡／支部長印）

各町村分会長殿

總會出席者出張乗車時刻等二関スル件

来ル八月二十六日水窪町ニ於テ開催セラル、当支部總會ニ出席セラル、方々ノ

為、二俣発自動車時刻調査候処、左記ノ通りニ付、御了知ノ上出席者

ニ対シ夫々御通知願度候。

追而竜川村横山ノ渡船場ハ現在徒歩連絡ノ關係上臨時配車ハ困難ト

被レ存候。

尚、二俣町ヨリ水窪町ニ至ル所要時間ハ途中連絡ノ關係等ニテ三時間乃

至四時間位ノ趣ニシテ、宿舍ハ水窪町和泉屋、諸葛屋ニ対シテハ当

支部ヨリ予メ依頼シアルニ付、是亦御了知相成度候。

記

二俣発自動車時間

午前 六、四〇

〃 八、〇〇

〃 九、三〇

〃 一一、二〇

午後一二、四五

〃 三、一〇

〃 四、四〇

比較の混雑セズ

（山梨、堅紙、ガリ版印刷、縦 242.5mm×横 330.5mm）

二〇〇 昭和十七年（一九四二）十月七日付け「職第八一一号 国民学校職員ノ県内工場事業場見学ニ関スル件」（山梨役場文書四八一五）

（異筆／かなり薄くなっている）
『周智』

職第八一一号

（受付印）（印五点「土屋」「植田」「塚本」「鈴木」「近藤」）

（一九四二）
昭和十七年十月七日

静岡県学務部長（印）

（静岡県／学務部／長之印）

『山梨町長殿』

（手書）

国民学校職員ノ県内工場事業場見学ニ関スル件

国民学校修了者ノ修了ニ関シ其ノ志向ヲ国民動員産業ニ向ハ

シメ、其ノ適正配置ヲ期スルハ大東亜戦争下生産拡充ニ付喫緊ノ

事ニ有レ之、今般之ガ目的ヲ以テ軍当局及関係筋ノ諒解ヲ得

テ左記ニヨリ県内代表的工場ノ見学ヲ別紙（記）名簿ノ国民学

校職員ヲシテ実施セシメ候条、御了知相成度。

追テ見学旅費ハ県（職業協会静岡県支会）ニ於テ負担可レ致候。

記

一、見学日程

第一班（富士郡以東ノモノ）

十月十二日 王子製紙第三工場、大川螺子

十三日 芝浦工作機械、東京芝浦電気大仁

十四日 富士ガス紡績小山

第二班（庵原郡以西、榛原郡以東ノモノ）

十月十二日 太陽アルミニウム、巴川製紙用宗

十三日 日本軽金属清水、三保造船所

十四日 東亜燃料工業、伊藤鉄工所

第三班（周智、小笠郡以西ノモノ）

十月十二日 鈴木式織機、名古屋鐵道局浜松

十三日 日本漆器

十四日 古河鋳業久根

（受付印）

「受付／第『^{（手書）}2284』号／^{（一九四二）}17・10・10／周智郡山梨町役場」

（山梨、豎紙、ガリ版印刷、日焼けの痕大、破損大、縦（279）mm×横（391）mm）

二〇一 昭和十七年（一九四二）十二月十五日『梵鐘、半鐘、并鐘銘文』（西樂寺文書近世四一二四／西樂寺所蔵）

（表紙）

梵鐘、半鐘、

并 鐘銘文

（一九四二）

昭和十七年十二月十五日大東亜

戦争之為 供出

（1才）

半鐘

願 諸賢聖 同入道場

願 諸惡所 俱時離苦

遠州周智郡宇茹郷

安養山 西樂寺 常什物

学頭法印尊昭代

（1ウ）

遠州飯田村高平光山遍照院

願主木食直心

（二七一八）
享保三年

戊戌三月八日

（2才）

奉為遠州周智郡宇茹江

〔郷／草書体で「郷」と「江」はほぼ同形とすることがあるが、ここでは楷書体で「江」と書かれているため、筆写の際の誤読であろう〕

安養山西樂寺無量寿仏并十所

大権現奇進鑄新建立仏前

鐘楼而献所也夕諸行無常

(2 ㄣ)

全音是生滅法鏗持者五障
速雲忽晴而濁水游泥澄
速自性之開心蓮朝雖沉三毒
五慾睡眠以百八之發音驚覺
亦四魔三障退告仍一韻之
鎮護故寺中安全諸人快樂
有何疑乎

(3 ㄠ)

箇者自他之巨益添法水流
精現当二世之所願而已
朝以此功德普及於一切
我等与衆生皆供成仏道
時代常陸笠間生

法印権大僧都有宝

時代奥州岩城御宝殿之生
学頭住法印権大僧都有香

衆中時代

(3 ㄣ)

梅本坊有戒 願成寺有快
多宝寺有海 林徳寺有順
岸之坊有深 福智坊猛傳
大井坊有意 松本坊

本願

内藤誠夢
昌吉

(4 ㄠ)

森町
于時 大工松井助衛門

(一六五八)
万治元天_戊
閏極月吉辰

(4ウ白紙)

(5カ) 本大施主 高野山往生院谷

九度山 順泉

(二六二五)
寛永二_乙
丑

林鐘吉日

重而及破損欲企所願砌

(二六五〇)
慶安三_庚歲_寅十月九日之萬夜

果然夢八音四句之鐘銘文_併

雖為無韻龍_{〔力〕}單_{〔力〕}今度成就之

間載之物也

(5ウ)

天下泰平国土安穩

夢想銘文曰

鐵丸水方円似器隨

鐘等鑄調一打鳴音

衆魔退散諸仏影向

音国郡響而吉慶也

(6才白紙)

(6ウ)

後日之為メ立書せし

其のまゝ

高木陽範代

(春岡、堅帳、縦248mm×横169mm×厚2mm)

〔翻刻注〕

本史料は西楽寺所蔵。

令和七年六月十五日に、西楽寺丸山住職から本史料紹介の御許可をいただいた。心より感謝申し上げます。

〔第一文書〕

社寺第一五号

昭和十七年十二月二十二日 山梨町長塚本利太郎

町会議員、区長、常会長

部長者出所、学校長、氏子総代 殿

各種団体長、組長

（回議欄） 大東亜戦争完遂祈願祭ノ件通知

本月十二日 天皇陛下ニ於カセラレテハ、大東亜戦争完遂

御祈願ノ為メ畏クモ 神宮ニ御参拝御告文ヲ

被レ奏候処此際全国各神社ニ在リテモ中祭ヲ以テ祭

祀ヲ執行シ、征戦ノ目的完遂ト国威ノ宣揚トヲ祈請

致ス事ニ相成、当町ニ於テモ左記ノ通り執行致ス可ク

候間多数御列席相成度 尚組長各位ニハ一般へ

御伝達相成度此談及ニ通知ニ候也

記

一、日時 十二月二十三日午後二時

一、場所 郷社山名神社

折テ、山科・冲山梨ハ日取未決定ニ付決定次第神社関係者ヨリ
通知可レ致候

（山折り線）

(回議欄)

課 計 会			長 町
任 主	者 議 合	長 課	
(印「久野」)	(印「近藤」)		(印「塚本」)

(第一文書、ガリ版印刷、句読点原文ママ)

〔第二文書〕

(印「植田」)

(印「塚本」) (受付印) (印二点「□松」「近藤」)

兵第一、四二五号

(一九四二)

昭和十七年十二月十八日

静岡県内政部長 (印)
(静岡県／内政部／長之印)

市町村長殿

大東亜戦争完遂祈願祭ノ件通牒

本月十二日 天皇陛下ニ於カレラレテハ大東亜戦争完

遂祈願ノ為畏クモ神宮ニ御参宮御告文ヲ被

レ奏候処此ノ際官国幣社以下神社ニ在リテモ中祭

ヲ以テ祭祀ヲ執行シ征戦ノ目的完遂ト国威ノ宣揚トヲ祈請セシメンガ為ニ本月十八日官報ヲ以テ関係勅令及省令公布即日施行セラレ候条本年内可レ成最近ニ於テ厳修相成様致度此段及ニ通牒一候也

折テ県社以下神社神職ニ対シ関係勅令及省令御示達相成リ祭祀執行上遺憾ナキヲ期セラレ度

(受付印)

「受付第『^(手書)2988』号／^(一九四二)17・12・21／周智郡山梨町役場」

(第二文書、ガリ版印刷、句読点原文ママ)

(山梨、綴、ガリ版印刷、縦 245mm×横 177mm×厚 1mm)

二〇三 昭和十八年（一九四三）二月三日付け「兵第壹九号 郷社祈年祭ノ件通牒」（山梨役場文書二四五五）

兵第壹九号

（一九四三）

昭和十八年二月三日

（印三点「土屋」「□□」「□松」

（受付印）（印「近藤」

（静岡県／内政部／長之印）

静岡県内政部長

（印）

（手書）

『周智郡山梨町』長殿

郷社祈年祭ノ件通牒

貴部内郷社祈年祭執行ニ付神饌幣帛料及「送付」候条
左記事項御了知ノ上参向相成度。

記

一、神饌幣帛料ハ一社ニ付幣帛料金拾貳円
神饌料金八円別途ヲ以テ送付ス。

二、参向期日ハ貴職ニ於テ適當ニ決定ノ上当該神社関係者及所轄

警察署長ニ通知ノ事。但シ祈年祭ハ二月十七日ニ執行可レ致儀

ナルヲ以テ可レ成同日参向セラレタキモ、若シ参向シ難キ不レ得レ止事

情アル場合ハ、前記期日以後ニ於テ可レ成之ニ近キ日ヲ選定スル

コト。

三、祭典済ノ上ハ其ノ旨速ニ貴職ヨリ御報告相成度。

（受付印）

（手書）

「受附第『273』号／18.2.4.／周智郡山梨町役場」

（山梨、縦紙、ガリ版印刷、裂け大、縦249mm×横175mm）

二〇四 昭和十八年（一九四三）三月十六日付け「社寺第一六号 境内木供出ニ関スル件」（山梨役場文書二四六四）

社寺第一六号

（九四三）

昭和十八年三月十六日

（又七）

山梨町長塚本利太郎

（手書）

（回議欄）

『各神社、寺院^{関係者}』殿

境内木供出ニ関スル件

神社、寺院、教会ノ供木ニ関シ本県内政部長
ヨリ通牒有^レ之候ニ付キ 之ニ関シ御協議申
度候間、明十七日午前八時半 当町役場へ御
参集相成度、此段及^ニ御依頼^一候也

（回議欄）

課 計 会			長 町
任 主	者 議 合	長 課	(印「塚本」)
(印「久野」)	(印「近藤」) (印「村松」)		

（山梨、堅紙、ガリ版印刷、縦 244mm×横 165mm）

二〇五 昭和十八年（一九四三）三月三十日付け「防第一、三三六号 警防団国庫補助ニ関スル件」（久努西村役場文書九七二）

（印「高橋」）

（受付印1）

防第一、三三六号

（一九四三）

昭和十八年三月三十日

静岡県警察部長（印）

『久努西村』長殿

警防団国庫補助ニ関スル件

警防団令第十五条ノ規程ニ基キ市町村ノ負

担スル警防団ニ関スル経費中其ノ一部ヲ国庫ヨリ

補助セラル、コト、ナリ 貴（市、町、村）ニ割当金左記

ノ通り決定相成候条警防整備充実ヲ

期セラレ度

記

一、補助金『六拾六』円也

備考

1、右金券ハ県会計課ヨリ近日中ニ發送可レ致

ニ付申添フ

2、七月末日迄ニ昭和十七年二月十六日防第二四

号ノ一様式ニ依リ警防団費□□

決算報告書所轄警察署ニ提出

相成度

（受付印1）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和「」： 4／5」

（受付印2）
「受付／第 号／昭和18・4・3／静岡県森町警察署」

（久努西、堅紙、ガリ版印刷、縦253mm×横361mm）

二〇六 昭和十八年（一九四三）三月三十日付け「静岡県指令振第三〇三号」（久努西村役場文書九七三）

（印三点「平野」「鵜島」「□端」）

静岡県指令振第三〇三号

（受付印）（印「高橋」）

『周智郡久努西村』
（手書）

昭和十『八』年『二』月『十七』日『庶』第『一八九』号申請市
（手書）（手書）（手書）（手書）

町村吏員等ノ戦時勤勉手当国庫補助ノ件、昭
（九四三）

和十七年度ニ於テ『金壹百貳拾八』円『貳拾五』銭ヲ交付ス。
（手書）

但シ左ノ通心得ベシ。

（九四三）
昭和十八年三月三十日

静岡県知事藤岡長敏（印）
（静岡県／知事印）

（山折り線）

一、本補助金ハ戦時勤勉手当以外ノ経費ニ之ヲ充当スルコトヲ得ズ。

二、補助ノ趣旨ニ違反シタルトキハ交付額ノ一部又ハ全部ノ還付ヲ命ズル

コトアルベシ。

（受付印）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和「」4／8」

（久努西、縦紙、ガリ版印刷、縦 246mm×横 335mm）

二〇七 昭和十八年（一九四三）三月三十一日付け「教第一九五九号 昭和十七年度国民学校及市町村立青年学校教員ニ対スル戦時勤勉手当補助金交付ニ関スル件」（久努西村役場文書九七六）

（印「高橋」）

（印「平野」）

（周智郡）
割印

教第一九五九号

（受付印）

（一九四三）

昭和十八年三月三十一日

静岡県内政部長

（静岡県／内政部／長之印）
（印）

『久努西』市町村長殿

昭和十七年度国民学校及市町村立青年学校教員ニ

対スル戦時勤勉手当補助金交付ニ関スル件

昭和十七年度貴市町村ニ対スル標記国庫補助金左記ノ通り

交付相成タルニ付、戦時勤勉手当支給準則ニ基キ可レ然御取

計相成度。

追而右補助金ハ貴市町村ノ報告ニ依ル本年度戦時勤勉手

当支給所要額ニ比例シテ国庫予算ヲ交付シタルモノニ付

御了知相成度。

記

一、国民学校職員ニ対スル分

（墨書）

『五二〇』円『一六』銭

二、青年学校職員ニ対スル分

（墨書）

『五二〇』円『一六』銭

（受付印）

（一九四三）
「周智郡久努西村役場／受付／昭和18・4／29」

（久努西、縦紙、ガリ版印刷、紙に対して斜めに印刷されている、縦244mm×横182mm）

二〇八 昭和十八年（一九四三）三月三十一日付け「達第五九九号」（久努西村役場文書九七七）

（受付印）（印「平野」）

達第五九九号

『周智郡』^{（印）}

『久努西』^{（墨書）}

村^ニ町

昭和十七年度体力章検定費補助トシテ

金『貳』^{（印）}円交付ス。

昭和十八年三月三十一日^{（一九四三）}

静岡県知事 藤岡長敏^{（静岡県／知事印）}
（印）

（久努西、豎紙、ガリ版印刷、縦 250mm×横 175mm）

二〇九 昭和十八年（一九四三）三月三十一日付け「静岡県指令振第一、四五八号」（山梨役場文書二四六六）

静岡県指令振第一、四五八号

周智郡山梨町

正福寺

（九四二）

昭和十七年十一月一日申請金

属特別回収物件除外認定ノ

件、左記物件ヲ回収除外物

件トシテ認定ス。

（九四三）

昭和十八年三月三十一日

静岡県知事藤岡長敏

一、梵鐘

（罫外印刷／原文横書）

「見付印刷納（中静177）」

（山梨、縦紙、「静岡県周智郡山梨町役場」罫紙使用、縦248mm×横171mm）

二一〇 昭和十八年（一九四三）四月五日付け「西警号外
五―一の内）
防空警報伝達信号改正ニ関スル依命通牒」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書近代一

西警号外

(一九四三)

昭和十八年四月五日

西浅羽村警防団

各部落会長

各分団長部長 殿

防空警報伝達信号改正ニ関スル依命通牒

標記ノ件ニ関シテハ、警防団令施行細則及昭和十七年

(一九四二)

三月十日警防第二〇八号ノ一防空警報ノ伝達方法ニ

関スル件ニ依リ警戒警報ノ伝達ニハ音響信号ヲ用ヒ

ザル事ト相成居リ候処、大東亜戦争開始以后ニ於ケル

警戒警報ノ発令及之ガ伝達ノ状況ニ鑑ミ、爾今左記第

一ノ通り警戒警報伝達ニモ音響信号ヲ用フルコト、

シ、之ニ伴ヒ空襲警報ノ伝達信号ノ一部ヲ改正相成候

ニ付テハ、第二ノ事項ニ留意シ、一般ニ対シ速ニ充分周

知徹底ヲ計リ、以テ防空警報ノ伝達並ニ之ニ応ズル防

空態勢ノ整備上万遺憾ナキ様依令此段及「通牒」候也。

一、警戒警報伝達ノ為左ノ音響信号ヲ用フ。

号報器

三分間連続吹鳴

(サイレン)
警 鐘

一点ト二点斑打○○○○○○

警戒警報解除ノ伝達方法ハ従前ニ同ジ。

二、空襲警報同解除ノ伝達信号中左ノ通り改ム。

号報器 空襲警報

八秒ヲ間シ四秒宛十回吹鳴

(急発急止ノ装置ナキモノニアリ

テハ開閉器挿入ノ時間ヲ以テ吹

(1ウ)

(1カ)

鳴時間トス)

空襲警報解除

三分間連続吹鳴

(改正ノ警戒警報伝達信号ニ同ジ)
〔終わり小括弧脱ママ〕

電灯点滅 煙火 警鐘ニ依ル信号ハ従前ニ同ジ。

(空襲警報解除ニ依リ警戒警報ノ態勢ニ移ル

コト従前ノ通り)

本件ハ昭和十八年四月九日以後ニ於テ防空警報発

令アリタル時ヨリ之ヲ実施ス。

第二、留意事項

一、本件ノ周知徹底

隣組回覧板ノ利用、部落会等多衆ノ会同スル

機会^等ニ所要ノ説明ヲ行ヒ、一般ニ充分徹底ス

ル様努ムルコト。

当分ノ内努メテ之ヲ反復シ、伝達信号改正ノ

趣旨方法ノ徹底ヲ図ルコト。

二、新法規ニ依ル吹鳴打鐘訓練

来ル四月八日ヲ期シサイレン吹鳴試験ヲ兼

ネテ左ニ依リ新方法ニ依ルサイレン吹鳴及

警報打鳴ヲ行ヒ、一般ヲシテ防空警報ノ伝達

信号ニ習熟セシム。

1、吹鳴時刻

第一回 午前八時

第二回 正午

第三回 午后四時

2、吹鳴方法

第一回 警戒警報 空襲警報 空襲警報解除

(2ウ)

(2カ)

(各警報間ニ三分ヲ間スルモノト
ス)

第二回 空襲警報 空襲警報解除

(各警報間ニ三分ヲ間スルモノト
ス)

第三回 第一回ニ同ジ

防空計画ニ依リ空襲警報伝達ノ為警鐘ヲ使
用スル地域ニ於テハ、前項ニ依ルサイレン吹
鳴ト同時刻ニ新方法ニ依ル警鐘信号ヲナシ、
一般ヲシテ之ニ習熟セシムルコト。

前二項ノ施行ニ関シテハ、事前ニ回覧板等ニ
依リ周知セシムル事。

3、本件ノ実施後ト雖モ音響信号ニ依ル警報
伝達施設ノ故障等ノ場合モ考慮シ従前ノ
通り口頭ニ依ル伝達ハ必ズ之ヲ併用スル
ト共ニ揭示旗又ハ吹流シノ掲揚掲灯等ノ
伝達方法ヲモ用フルコト。

(縦帳、ガリ版印刷)

(西浅羽、綴、縦 263mm×横 188mm×厚 20mm)

二二一 昭和十八年（一九四三）五月十二日付け「チブス予防注射ニ関スル件」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書近代一五―一の内）

『至急』^{（朱印）}

（一九四三）
昭和十八年五月十二日 『完結』^{（朱印）} 西浅羽村役場

各部落会長殿

チブス予防注射ニ関スル件

五月四日第一回予防注射ヲ受ケタルモノニシテ、種々ノ都合ニ依リ昨十一日第二回予防注射ヲ受ケナカツタ者

^{（傍線鉛筆）}

ハ、明十三日午后一時ヨリ式時三十分迄ノ間ニ於テ、左記

ニ依リチブス予防注射ヲ施行可レ致ニ付、貴部落内

ヘ此旨御伝ヘ相成度御依頼申上候也。

記

溝口俊一氏宅ニ於テ施行スルモノ

浅岡 長溝 中 ノ該当者

溝口義一氏宅ニ於テ施行スルモノ

^{（この行の読点原文にあり）}

浅羽一色、東富、上富 中富 下富ノ該当者

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、綴、縦 263mm×横 188mm×厚 20mm）

二二二 昭和十八年（一九四三）五月十八日付け「庶乙第一七七号 婦人会員ニ対スル軍事訓練ニ関スル件」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書
近代一五―一の内）

庶乙第一七七号

（二九四三）

昭和十八年五月十八日

西浅羽村長

部落会長殿

婦人会員ニ対スル軍事訓練ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ、先般来多大ノ御高配相煩シ居リ候処ナルモ、
左記妊婦ニ付テハ可成除外又ハ特別扱ヒノ方途ヲ講ゼラル、
様、何分ノ御配意相成度、此段及ニ御依頼候。

記

長溝

竹原とよ

桑原操

大岡よし

仁科はつゑ

仁科かね子

（野外下部印刷）

「中静
321」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、綴、縦 263mm×横 188mm×厚 20mm）

二二三 昭和十八年（一九四三）五月二十日付け「西農第一四四号 軍用兔集荷ニ関スル件」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書近代一五―一の
内）

西農第一四四号

西浅羽村農会

（磐田郡／西浅羽村／農会印）

昭和十八年五月二十日

（印「完結」）

各部農会長殿

軍用兔集荷ニ関スル件

五月分軍用兔、左記ノ通り集荷致スベクニ付、多

数出荷スル様御配意相成度、此段及ニ御

依頼ニ候也。

記

（〔印〕郡／〔印〕村／〔印〕会）
割印

一、集荷日付 五月二十二日午後一時ヨリ午後三時迄
一、集荷場所 組合倉庫前

（野外下部印刷）

「中静
317」

（縦紙、「磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、綴、縦 263mm×横 188mm×厚 20mm）

二二四 (昭和十八年へ一九四三) 五月頃か) 「大日本婦人会々歌」 (昭和十八年度書類綴) 長溝自治会文書近代一五―一の内)

大日本婦人会々歌

一、世界に比なき 日の本の

婦人の徳を 磨きつゝ

皇国につくす まごころを

こゝに結べる われらの会

二、我が家を守り とゝのへて

日ごとの業に 励みつゝ

正しく強き 国の子を

育てはぐくむ われらの務

三、雄たけび奮ふ つはものに

感謝のまこと 捧げつゝ

皇国の力 ゆるぎなく

いよゝ固めん われらの誓

四、輝く御代に 生れたる

婦人の幸を 讃へつゝ

興亜ノ道に 手を取りて

共に進まん われらの会

(堅紙、ガリ版印刷)

〔翻刻注〕

史料の年代は同じく綴じられている付近の史料から。

(西浅羽、綴、縦263mm×横188mm×厚20mm)

二二五 昭和十八年（一九四三）六月五日付け「醤油配給ニ関シ御調査依頼ノ件」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書近代一五―一の内）

〔手書〕
『長溝』

（一九四三）

昭和十八年六月五日

西浅羽村役場

（印）「相済」

各部落会長殿

醤油配給ニ関シ御調査依頼ノ件

醤油ノ配給ニ関シテハ其ノ基本トナルベキ購入家庭調査

ガ余リニモ古キ為、一人当リノ配給量ニ不同ヲ来シ、猶県ヨリノ

配給量ガ六月分ヨリ激減セル等諸事情ニ依リ御繁忙中

恐縮乍ラ五月卅一日現在ヲ以テ購入家庭調査相成度

〔醸造〕家庭ヲ御調査下サルモ可。此段及ニ御依頼ニ候也。

○追而右調査ハ購入券発行ノ都合上急ヲ要シ候ニ付、
九月迄ニ必ズ役場へ御差出相成度。

（八月大詔奉戴日ニ調査下サレバ好都合）

〔手書〕
『○自家醸造醤油使用ノ世帯主氏名御調べ下サイ』

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、綴、縦 263mm×横 188mm×厚 20mm）

二二六 昭和十八年（一九四三）六月五日付け「太田川・原野谷川堤防敷地ニ栽培ノ作物ニ関スル件」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書近代一
五―一の内）

（朱印）
昭和十八年六月五日
（空白ママ）
西浅羽村役場
『相済』 殿

太田川
原野谷川 堤防敷地ニ栽培ノ作物ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ其ノ筋ヨリ注意有_レ之候ヘバ、現
在該堤防敷地ニ栽培中ノ作物ハ至急他ニ
移植相成度、部落内各位ニ貴殿ヨリ宜敷
此旨御周知被_レ下度、御依頼申上候也。

（竪紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、綴、縦 263mm×横 188mm×厚 20mm）

二一七 昭和十八年（一九四三）六月十九日付け「庶乙第二三七号
内） 託児所開設ニ関スル件」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書近代一五―一の

庶乙第二三七号
（九四三）

昭和十八年六月十九日

西浅羽村役場

各部落会長殿

託児所開設ニ関スル件

曩ニ御通知致シ置キ候託児所、来ル六月二十一日午前八時ヨリ
（印「完結」）

開設可_レ致候間、貴部内関係者ニ可_レ然御配意相煩度、

此段御通知_及一候也。

『「」ノ子息病氣ニ付キ

見合セタリ』

（縦紙、「浅羽五ヶ村耕地整理組合」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、綴、縦 263mm×横 188mm×厚 20mm）

〔昭和十八年七月三十日条〕

（一九四三）

七月三十日 班長会 午後三時ヨリ 一折役

一、赤十字社員加入ニ付キ協議ス。三等級ヨリ十等級マデノ者シテ六千五名ノ割当ナス。

一、弁財天幹線工事ノ人夫供出ニ付、当字割当四十名ノ各班割当ヲナス。

一、磐田用水工事奉仕^{〔力〕}団布団供出ニ付キ協議ス。

三等ヨリ五等二枚ヅ、六等ヨリ十等迄デ一枚ヅ、計八十枚ノ割当ヲ決定ス。

一、食糧増産訓練生割当ニ付キ協議ノ結果二名選出ナス。

古池利雄・金原功兩名。以上。

出席十七名全員

（上浅羽、縦帳、罫紙使用、縦244mm×横180mm×厚39mm）

二二九 昭和十八年（一九四三）八月四日付け「静岡県指令周總第三二六号」（久努西村役場文書九七九）

（受付印）（印三点「平野」「鵜島」「高橋」）

静岡県指令周總第『三二六』号^{（手書）}

『周智郡久努西村』^{（印）}

昭和十八年『五』月『三十一』日『庶』第『六二五』号申請市町村^{（手書）}

職員戦時勤勉手当国庫補助ノ件承認
ス。

昭和十八年八月『四』日^{（手書）}

『静岡県知事』^{（印）}『今松治郎』^{（手書）}
（静岡／県知事／之印）

『412 円』（罫外鉛筆書）

（受付印）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和」
「」／5

（久努西、罫紙、「中静三三五／静岡県周智地方事務所」罫紙使用、ガリ版印刷、縦250mm×横176mm）

二二〇 昭和十八年（一九四三）八月十日付け「燻蒸施行ノ件」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書近代一五―一の内）

昭和十八年八月十日

西浅羽村産業組合（印）
（西浅羽村／信購販／利組合印）

（鉛筆）
『一、糸配給ノ切符世帯割』
（手書）
『兼 子』殿

燻蒸施行ノ件

保有米ノ倉庫ハ来ル十三日燻蒸可_レ致候ニ付テハ、
施行後少クトモ五日間ハ閉館スヘキニ付、コレカ期間中ハ
保有米ノ出庫出来難ク候間、精米ノ必要有_レ之
向ハ十一、十二日ノ兩日出庫セラル、様、貴字組合員ヘ
御伝達方及ニ御依頼ニ候也。

追テ今回制定セラレタル賃加工証御忘レナキ様御注
意相成度申添候。

（堅紙、「西浅羽村信用購買販売利用組合」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、綴、縦 263mm×横 188mm×厚 20mm）

二二一 昭和十八年（一九四三）八月十一日付け「西農第二二三号 紫雲英種子購入申込ニ関スル件」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書近代一
五十一の内）

西農第二二三号

（一九四三）

昭和十八年八月十一日

西浅羽村農会

（磐田郡／西浅羽村／農会印）
（印）

各部農会長殿

紫雲英種子購入申込ニ関スル件

標記種子御部内ニ於ケル購入希望数量

御取纏メノ上、来ル十六日迄ニ御申込相成度、

此段及「御依頼」候也。

追而受給数量ニ依リ幾分査定ハ不免

次第二付、予メ御了承相成度候也。

（野外下部印刷）

「中静一八七（土井印行）」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、綴、縦 263mm×横 188mm×厚 20mm）

二三二 昭和十八年（一九四三）八月十八日付け「西農第二二九号 紫雲英種子配付ニ関スル件」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書近代一五―
一の内）

〔罫外〕
『長溝』

西農第二二九号

（一九四三）
昭和十八年八月十八日 西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

各部農会長殿

紫雲英種子配付ニ関スル件

予而御申込ニ係ル標記種子、左記ノ通り配付可レ致候条、

御受領方御出頭相煩シ度、此段及ニ御依頼ニ候也。

追而種子ハ配給ニ係ルモノナルニ付、相当査定ヲ加ヘラレ候

ヘトモ、不レ恵御了承相成度。尚御受領ノ節ハ容器御持

参相願度候。

記

数量 四斗九升

価格 単価 一円一七 金額 五十七円二三

（罫外下部印刷）

「中静一八七（土井印行）」

（縦紙、〔静岡県磐田郡西浅羽村農会〕罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、綴、縦 263mm×横 188mm×厚 20mm）

二三三 昭和十八年（一九四三）八月二十三日付け「西農第二三六号 家兔飼育調査依頼ノ件」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書近代一五一一の内）

西農第二三六号 西浅羽村農会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

（一九四三）
昭和十八年八月二十三日

各部農会長殿

（郵外上部鉛筆書込）
〇

家兔飼育調査依頼ノ件

出荷

必要有レ之趣キヲ以テ其筋ヨリノ依頼モ有レ之、八月三十一日現在ヲ左記

九月十七日

ニ依リ御調査報告相成度、此段及ニ御依頼一候也。

九時—十一時

記

一、報告期日 九月三日

（郵外上部ペン書込）
『報告

（★表）

完了□』

(★表／本文から右に九〇度顛倒して書かれている)

8 月 31 日現在 家兎飼育頭数調査表						
	短 毛 種		計	毛 用 種	合 計	
	白 色	其 他		アンゴラ		
成 兎	2 3	1 3	3 6	6	4 2	
仔 兎	5	—	5	—	5	
計	2 8	1 3	4 1	6	4 7	
『備考 仔兎ハ生後三ヶ月未満ノモノヲ云フ』(この行野外)						

(罫外下部印刷)

「中静
317」

(罫紙、
「磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、
ガリ版印刷)

(西浅羽、綴、縦263mm×横188mm×厚20mm)

二二四 昭和十八年（一九四三）八月二十五日付け「静岡県指令商第八三号」（久努西村役場文書九八〇）

（受付印）（印二点「平野」「鵜島」）

静岡県指令商第八三号

〔手書〕
『周智郡久努西村』

〔一九四三〕
昭和十八年〔手書〕『六』月〔手書〕『二十五』日附申請セメント譲渡ノ

件許可ス。但左ノ通心得ベシ。

〔一九四三〕
昭和十八年八月二十五日

静岡県知事 今松 治郎（印）〔静岡県／知事印〕

記

一、譲渡先

譲

渡

先

譲

渡

住

所

氏

名

数

量

備

考

〔手書〕
『周智郡久努西村久能』

〔手書〕
『』

堀越

可睡齋
出崎猪喜知

五〇』袋
六』

（受付印）

〔周智郡／受付／昭和18・9／2〕

（久努西、豎紙、〔（中静383）／静岡県〕罫紙使用、ガリ版印刷、縦242mm×横332mm）

二二五 昭和十八年（一九四三）九月七日付け「庶乙第二九七号 防空演習打合せ会ニ関スル件」（昭和十八年度書類綴）長溝自治会文書近代一五一
一の内）

庶乙第二九七号

（一九四三）

昭和十八年九月七日

西浅羽村役場

（磐田郡／西浅羽／村役場）
（印）

各部落会長殿

防空演習打合せ会ニ関スル件

標記ノ件、左記ニ依リ開催可_レ致ニ付、貴字該当者各位ニ洩_レナク御出席方御伝言下被_レ度_マ御願申上候也。

記

（一九四三）

一、期日

昭和拾八年九月十一日午后三時ヨリ

二、会場

西浅羽村国民学校

三、出席者

各部落会長

各隣保班長（防空班長）

警防団役員全員

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、綴、縦 263mm×横 188mm×厚 20mm）

二二六 昭和十八年（一九四三）十二月三日付け「振第一、八〇四号 宣戦布告二周年ニ付官国幣社以下神社ニ於テ祈願祭執行ニ関スル件通牒」（久
努西村役場文書宗教五一二）

振第一、八〇四号 （印「平野」）（受付印）

^{（九四三）}
昭和十八年十二月三日

^{（朱印）}
『至急』 静岡 県内 政 部 長 ^{（印）} ^{（静岡県／内政部／長之印）}

市 町 村 長 殿

宣戦布告二周年ニ付官国幣社以下神社

ニ於テ祈願祭執行ニ関スル件通牒

大東亜戦争戦局ノ推移ニ鑑ミルニ、今ヤ国民愈々其ノ覚悟ヲ鞏固

ニシ、戦力ノ増強ニ邁進スベキ秋ニ有レ之。客月十九日付県公報ヲ

以テ皇軍ノ武運長久並国威ノ宣揚祈願執行方ニ付訓令相成

リタル次第ニ有レ之候処、右祈願祭最終日タル十二月八日ハ恰モ

宣戦ノ詔書渙発二周年ニ掃蕩致候ニ付テハ、当日ハ氏子、崇敬者

参列ノ下ニ該祈願祭ヲ執行相成様、特ニ神祇院ヨリ通牒ノ次第

モ有レ之候条、御了知相成度。 尚官国幣社ニ対シテハ、当日最寄

地方事務所長知事代理トシテ玉串奉奠可レ致、県郷社ニ対シテハ左記

ノ通玉串料送付可レ致候条、当日本職知事代理トシテ玉串奉奠

相成度。

追而県社以下神社神職ニ対シテハ貴職ヨリ可レ然御示達相成度。

記

県 社 金 拾 円

郷 社 金 八 円

（受付印）

（山折り線）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和^(一九四三)18・12／5」

(久努西、豎紙、ガリ版印刷、劣化甚大、縦251mm×横365mm)

〔表面〕（抄）

有効期間 自昭和十八年二月一日
至昭和二十年一月三十一日
（一九四三）
（一九四五）

衣料切符 （乙）

商工省

交付責任者 （印 1）	經由責任者 （印 2）

（下段住所等略）

（印 1）

「」／東京市／役所／切「」

「」

（印 2）

「東京「」

「」

〔裏面〕（抄）

注意（良く読んで下さい。）

一、皆さんは衣料品の消費節約に努め必要以外のものを買はないで出来るだけ点数を余す様に心掛けて下さい。衣料切符の総点数に相当するだけの衣料品は確保してあるのですから買溜め、買漁りなどしない様にして下さい。

二、衣料品を買ふ時は切符から其の衣料品に付て定められた点数だけの小切符を切り取つてもらひ、之と引換でなければ買へません。

三、晒、ネル、タオル、手拭、靴下、足袋、綿縫糸などを買ふ時には小切符の外に制限小切符が要ります。制限小切符が要る衣料品は制限小切符に書

いてある数量しか買へません。

四、特別に配給される国民学校児童服、中等学校生徒及大学専門学校学生服は小切符の外に学校長の発給する購入票が要ります。

五、工場、鉱山、農山漁村向等として特別に配給される労働作業衣及理髪店、病院、旅館等の業務用衣料品は別に業務用衣料品購入票が交付されますから衣料切符は要りません。

六、小切符及制限小切符は自分で衣料切符衣料切符から切り離すと無効になります。

七、小切符はすべて昭和二十年一月三十一日まで有効です。其の中昭和十八年二月一日以降有効と書いてある六十点分の小切符は直ぐに使へますが昭和十八年八月一日以降有効と書いてある四十点分は其の時からでなければ使へません。

八、品名の書いてない制限小切符は当局の指示があるまでは使へません。

九、衣料切符は衣料品を販売する商店であれば内地の何れの商店でも通用します。

十、衣料切符は他人に譲渡したり他人より譲受けてはいけません。

十一、交付責任者及經由責任者のない衣料切符は無効です。

十二、衣料切符は紛失しても再交付しませんから大切に保管して下さい。

十三、次の人々は特に衣料切符の交付を受けますから市区町村役場に申し出て下さい。

- (イ) 婚約の整った婦人
- (ロ) 妊娠五ヶ月以後の婦人
- (ハ) 火災、盗難其の他の災禍に依り衣料品を損ひ、或ひは失くした人
- (ニ) 其の他特別の事情のある人

十四、其の他疑問の点は最寄の市区町村役場でお訊ね下さい。

(衣料切符、印刷、使用済み、縦 (179) mm×横 (117) mm)

〔翻刻注〕

形状が特殊で、どう翻刻してよいのか分からないため、抄出とした。この衣料切符のものの持主は東京市在住の男性だが、この史料群の家とは苗字が異なり、他の史料に登場しないため、この史料群をもともと所有していた家との関係は不明。

藁工品ハ兵器ナリ

静岡県夏期増産目標

吹 〓 一五二〇.〇〇〇枚
 (貨物自動車 二積ムト 一、五三〇車)

繩_〃一一六〇〇貫(鉛筆)一、五四〇車)

莖 〓 八四六 〇〇〇枚 (〓 八五〇車)

藁工品夏期特別増産目標

一八九四
一九四三
二ヶ月間

生産者ノ皆サンヘ

冬季増産計画ハ完全ニ遂行サレ感謝ニ堪ヘマセン。愈々夏場ノ増産時期トナリマシタ

皆サンノ一枚、一玉作ツテ戴ク事ニヨリ千萬ノ物資ヲ運ブ事ガ出来ルノデス。ソシテ戦力ヲ益々強クシ国民生活ノ安定ガ期セラレルノデス。労力ヤ資材ニ不便ナ点ハ沢山アロウト存ジマスガ、明日ノ勝利ノタメニハ是ガ非デモ増産目標ハ突破シナクテハナリマセン。

「サア」老モ若キモ今日カラ尚一団ト力ヲ合セ銃後報国ノ熱意ヲ示シマセウ。

(余白鉛筆書込)



墨叭

中静 316

班六第周磐進推產增品工藁

所支田磐所査検糧食 所務事方地智周 所務事方地田磐
所支井袋 聯産県 会農郡智周 会農郡田磐
所支井袋社会式株品工藁本日

腰卷

町村

二万枚

□□

三〇円

一等二〇円 二等一〇円 三等五円（奨励件）

（堅紙、印刷）

（西浅羽、綴、縦263mm×横188mm×厚20mm）

二二九 (昭和十九年へ一九四四) 三月十三日付け「乳児用穀粉ノ配給実施ノ御知ラセ」(昭和十八年度書類綴) 長溝自治会文書近代一五―一の内)

乳児用^{〔穀〕}穀粉ノ配給実施ノ御知ラセ

今回右乳児用^{〔穀〕}穀粉ノ配給実施ヲスル事トナリマシタ。是ハ非常ニ栄養ノアルモノデス。

(イ) 人口栄養児 生後一ヶ月カラ四ヶ月十二ヶ月児

(ロ) 混合栄養児

等ヲ優先的ニ、尚母乳不足スル乳^{〔又幼時〕}幼児ニモ配給致ス事

トナツテ居リマスカラ、該当之方ハ部落会長サンヲ通ジテ御申込下サイ。詳シイ事ハ其ノ時御話致シマス。

右貴部落婦人会一般ニ周知方御取計ヒノ

程御願ヒ致マス。

三月十三日 西浅羽村 (印) (磐田郡／西浅羽／村役場)

婦人会支部長殿

(野外地部印刷)

「中静一八七 土井印刷」

(「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用)

(西浅羽、綴、縦 263mm×横 188mm×厚 20mm)

〔翻刻注〕

史料の年代は同じく綴じられている付近の史料から。

二三〇 昭和十九年（一九四四）四月十八日付け「庶乙第八八号 家庭用飯米配給ニ関スル件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

〔第一紙〕

庶乙第八八号

^{（二九四四）}

昭和十九年四月十八日

西浅羽村長

各部落会長殿

家庭用飯米配給ニ関スル件

先般来各位ノ熱烈ナル御協力ニ依リ本村ニ於ケル割当供出米モ去ル十五日ヲ以テ無事完了セルハ国家ノ為慶賀ノ至リニ候。就テハ今後飯米配給ニ関スル問題ノ起ルベキハ当然ノ事ト存ゼラレ候得共、該配給ノ実施ニ於テ一步ヲ過ランカ、国策推行上支障ヲ来ス結果トモ相成ベク。随而配給ニ当リテハ極力慎重ヲ期セザルベカラズト思料セラル、ニ付、爾今 配給申請ニ際シテハ各部落共 隣保班長以上ノ役員会ニ於テ承認セルモノノミニ限リ、飯米ノ配給ヲ致シ度キ方針ニ候間、時局御繁忙

〔第二紙〕

ノ折柄ニハ候得共、米穀配給ノ重要性ニ鑑ミ、是ガ徹底ヲ期セラル、様、格段ノ御高配相煩シ度、此ノ段御依頼申上候。

追而 村トシテハ、特例ハ別トシテ、三割程度以上ノ節米ヲ指導

方針ト致シ居リ候得バ、是ヲ基準トシ、前以テ 各家庭

ノ食糧事情ヲ査察シ置キ配給承認ノ資トサル、モ宜

シカラント存ジ候。

(野外下部印刷)

「中静一八七 土井印刷」

(縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷、空格原文ママ)

(西浅羽、縦帳、縦279mm×横189mm×厚15mm)

二三一 昭和十九年（一九四四）四月十九日付け「庶乙第九〇号 予防薬ベテロゲン購入ニ関スル件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書
近代一六の内）

庶乙第九〇号

（九四四）
昭和十九年四月十九日 西浅羽村長（印）
（静岡県磐田郡西浅羽村長之印）

各部落会長殿

予防薬ベテロゲン購入ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ時局下銃後国民健康保持ノ為、
奮而御購入相成度、申込書封入致候間、隣保班毎
ニ取纏メ、四月末日迄ニ御申込相成度候。

（野外下部印刷）

「中静一八七 土井印刷」

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二三二 (昭和十九年(一九四四) 四月十九日付け「中雛配給ノ件」)(昭和十九年度前半期書類綴) 長溝自治会文書近代二六の内)

四月十九日

西浅羽村農業会 (印) (磐田郡／西浅羽村／農業会)

〔手書〕
『栗原政太郎』殿

中雛配給ノ件

飼料ノ入手極メテ不円滑ヲ来シ、養鶏業ノ経営容易ナラザルモノ有レ之。従テ従来ノ如キ経営ハ至難ト相成候結果、少数羽ノ自給飼料ニヨリ飼養最モ有利ト存ゼラレ、既ニコレガ対策トシテ中雛配給ノ準備中、近ク完成ノ筈ニ有レ之。就テハ各希望者ニ分譲可レ致旨、当業者ヨリ申出ラレ候ニ付、御部内ヘ周知方御配意相成、来ル二十五日迄ニ羽数御回報下サレ度候。

追テコレニ要スル飼料ハ先以テ割当無レ之モノト御了知下サルト共ニ卵ノ出荷ハ飼養者ノ任意ナルベシト思ハレ候。

(野外下部印刷)

「中静
188」

(縦紙、「保証責任 西浅羽村信用購買販売利用組合」罫紙使用、ガリ版印刷)

(西浅羽、縦帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm)

二三三 昭和十九年（一九四四）四月二十日付け「西農第八四号 麦類病害防除ニ関スル件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

西農第八四号

（一九四四）

昭和十九年四月二十日

西浅羽村農業会

（磐田郡／西浅羽村／農会印）（印）

部農会長殿

麦類病害防除ニ関スル件

三月八日村常会ノ節御依頼申上置キ候麦作病

害防除ニ関シテハ、夫と御配慮中トハ存シ候得共、此

際御計画ノ上可及的御実施相成候様、格段ノ御配

慮相煩ハシ度、此段及ニ御依頼候也。

追而実施ニ当リテハ、部落共同実施ヲ希望スルモ、

止ムヲ得サル場合ハ個人ニテモ実施相候様致サレ

度。尚薬剤ハ本会ニ準備有レ之候候間、申添候也。

（赤鉛筆）



石灰イオウ□渡し

八〇倍 一〇〇倍』

（罫外下部印刷）

「中静
317」

（罫紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、罫帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二三四 昭和十九年（一九四四）四月二十八日付け「昭和十九年度種痘通知方依頼ノ件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

昭和十九年四月二十八日

西浅羽村役場（印）
（磐田郡／西浅羽／村役場）

部落会長殿

昭和十九年度種痘通知方依頼ノ件

標記種痘左記日時ニ西浅羽村役場ニ於テ施行致可ニ付、御

多忙中誠に恐縮ニハ候へ共、別紙調書ノ保護者各位ニ御

通知方及「御依頼」候也。

追而別紙調書以外ニ入寄留、疎開ニヨリ昭和十八年一月

一日ヨリ昭和十八年十二月末日迄ノ出生児有レ之候ラハバ、施行当日

役場ニ出頭致可申伝及「御願」候。

記

施行日時 昭和十九年五月六日午後一時ヨリ三時マデ

場所 西浅羽村役場内

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二三五 昭和十九年（一九四四）四月二十八日付け「統号外 家畜生産及斃死頭数調査依頼ノ件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代
一六の内）

統号外

（一九四四）
昭和十九年四月二十八日

（磐田郡／西浅羽／村役場）
西浅羽村役場（印）

部落会長殿

家畜生産及斃死頭数調査依頼ノ件

標記ノ件左記期間中ニ生産及斃死頭数有レ之候ラハバ、

別紙調査書ニ御記入ノ上、来ル五月二日迄ニ当役場統計

係へ御提出方及ニ御依頼一候也。

記

（一九四四）
調査期間 昭和十九年一月一日ヨリ
（一九四四）

昭和十九年三月三十一日迄

（縦紙、ガリ版印刷）

（別紙略）

（西浅羽、縦 279mm × 横 189mm × 厚 15mm）

二三六 昭和十九年（一九四四）五月一日付け「映画会開催ノ件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

（一九四四）（×四）
昭和十九年■五月一日

西浅羽村農業会

部落会長殿

映画会開催ノ件

乳牛ノ奨励ハ政府ニ於テモ極力指導ニツトメ
ラルヲ、現時この度郡畜課へ今夕七時ヨリ本村
国民学校ニ於テ此レニ関聯セル映画ヲ上映スルニ決シ候
条、御部内一般へ周知^{（観）}欲^{（観）}方御手配致度、此段
及ニ御依頼「候也。

（野外下部印刷）

「中静
317」

（縦紙、「磐田郡西浅羽村農業会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二三七 昭和十九年（一九四四）五月六日付け「号外 罌粟（阿片）採取実施講習会開催ノ件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一
六の内）

号外

（一九四四）

昭和十九年五月六日

西浅羽村農業会

各部農会長殿

罌粟（阿片）採取実施講習会開催ノ件

（×土）

来ル五月八日午前十時ヨリ本村前島平太勇殿方

（訂正印）

試作地ニ於テ標記実地講習会開催ノ趣キニ付、授講

相成候様致サレ度、此段御通知旁々御依頼申上候也。

追而講師ハ厚生省技師トノコトニ付申添候也。

（縦紙、「静岡県磐田郡西浅羽村農会」罌紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二三八 (昭和十九年へ一九四四) 五月八日以前「大詔奉戴日通達事項」(昭和十九年度前半期書類綴) 長溝自治会文書近代一六の内)

五月八日 大詔奉戴日通達事項

一、配給課

○砂糖 其ノ他配給ニ関シ幽霊人口撲滅ニ関スル件

『特配ヲ受ケル場合ハ切符ヲ以テ届出ル』

○幽霊人口黙認ノ場合ニ関スル件

○米穀生産者ニ対スル米穀配給ノ件 『玄米ニ於テ食ス事』

『△』(鉛筆) ○妊婦届ニ関スル件 『五月以前届出ル』

『持自動車タイヤ個人ニテ役場へ行クラ、ユルサズ』

一、貯蓄課

○地域組合貯蓄額 及ビ 国債貯金ノ一人別表提出相成度件

○婦人会貯蓄ノ貯蓄目標額ニ関シ 其ノ後増加訂正有レ之タルニ付対策ノ件

『平均二円ヲ二円五十銭』

「

」

(折り目側が閉じられており判読不能)

○出生居ル場合ハ戸籍係・配給係共届出相成度件

○戸籍謄本請求ニ付テハ時局柄 両参日前申出ラレ度件

一、其ノ他
(鉛筆ノ判読困難)

『 1、自作農□□□関スル件 二町歩以下ノ人

2、土地改良問題の件客土実施の事

3、浅羽青年学校の件(一八〇〇坪□地)

△ 總ヒ三五〇〇〇円(西浅羽の負担) 六〇〇〇円

村民税ニ依テ□□

4、銃後奉公会ノ相談員

』

(堅紙、ガリ版印刷、逆綴じ)

(西浅羽、堅帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm)

〔翻刻注〕

二つ折りにした文書の折り目の側が綴じられている。

二三九 昭和十九年（一九四四）五月八日付け「西農第九九号 肥料海老購入希望照会ノ件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六
の内）

西農第九九号
（一九四四）

昭和十九年五月八日

西浅羽村農業会

各部農会長
支部長 殿

肥料海老購入希望照会ノ件

陳者現下肥料情勢逼迫ノ折柄、目下豊浜村ニ於テ標記
肥料海老相当量ノ漁獲有レ之候由。

就而本村ニ於テ之ガ購入ヲ致サバ好都合ト存候ニ付、一応貴
部内状況得ニ貴意ニ度。尚購入希望ノ向有レ之候ヘバ、
ソノ数量ヲ本日中ニ当会迄御一報相煩度、此状及ニ御
通知ニ候也。

追而代金ハ一斗ニ付キ三円也。容器持参ニテ受領ノ由
ニ付申添候。

（堅紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用）

（西浅羽、堅帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二四〇 昭和十九年（一九四四）五月八日付け「ビール配給に伴う瓶回収につき依頼」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

（一九四四）
昭和十九年五月八日
（静岡県磐／田郡西浅羽／村長之印）

部落会長殿

西浅羽村長（印）

拝啓陽春の候益々御清福の段奉賀上候。配給に関し

ては、毎々一方ならぬ御配慮を煩し奉_レ謝候。陳者今般ビールの配給有_レ之処、各家庭にビール購入に際し引替ふべき

空瓶の手持有_レ之候に於ては、配給も円滑に行はるべく候へ共、従来の実績より見るに、一度瓶を借りて行けば其の回収が仲々

困難ある趣きに付ては、今回は隣保班長殿の責任（甚だ御迷惑ながら）に於て短期間の内に必ず瓶の回収相願ふ様

御取計ひ相成度、此の段呉とも御依頼申上候。

（堅紙、罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、堅帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二四一 昭和十九年（一九四四）五月十八日付け「農繁期共同炊事並託児所ニ付打合ニ関スル件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代
一六の内）

庶乙号外
(二九四四)

昭和十九年五月十八日 西浅羽村長

各 部 落 会 長 殿

農繁期共同炊事並託児所ニ付打合ニ関スル件

標記の件に關しては一回書面を以て御模様御照会致候得共、

今一度篤と隣保班長合同にて打合開催致し度と存じ候

間、左記ノ次第隣保班長に御通知相成度、此の段及ニ御依頼 候也。

記

一、日時 五月十九日午後八時開始、九時閉会

一、場所 西浅羽村国民学校

追而 二三人の為に開始時間を遅延する事は時間を空費する事と

相成候ニ付、時間を必ず御^(履行)厂行相成度。

尚御本人御欠席の場合は代理者を御出席せしめられ度

申添ふ。

（縦紙、「保証責任 西浅羽村信用購買販売利用組合」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二四二 昭和十九年（一九四四）五月二十六日付け「西農第一一八号 堆肥増産運動懸賞抽籤結果二関スル件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

（郵外手書）
『長溝』

西農第一一八号

（二九四四）

昭和十九年五月二十六日

西浅羽村農業会

（磐田郡／西浅羽村／農会印）
（印）

関係部農会長殿

堆肥増産運動懸賞■抽籤結果二関スル件
（×式）（籤）

曩ニ御交付致シ候標記抽籤券中、御部内ニ於ケル当籤
番号左記ノ通りニ候条、当籤者^{（氏名）}御記載抽籤券御提出相
成リ度、此段及ニ御依頼ニ候也。

記

（手書）
『四九九九三番』

（堅紙、「磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、堅帳、縦279mm×横189mm×厚15mm）

二四三 昭和十九年（一九四四）五月二十九日付け「西農第一二〇号 捕虫網配給ニ関スル件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一
六の内）

（野外手書）
『長溝』

西農第一二〇号

（二九四四）

昭和十九年五月二十九日

西浅羽村農業会

部農会長殿

捕虫網配給ニ関スル件

御部内ニ対シ標記捕虫網左記ノ通り配給可レ致候条、
適当ニ御配布御利用相成度、此段御通知旁々及ニ御依
頼ニ候也。

追而本年ハ駆虫用薬剤不足ノ折柄、精々之レカ利用ヲ図
リ苗代害虫駆除ニ遺憾ナキ様重ネテ御依頼申上候。

尚代金不明ニ付、追而御通知可レ致候条、宜シク御願申上候。

記

一、捕虫網

四〇

（縦紙、「磐田郡西浅羽村農会」野紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二四四 昭和十九年（一九四四）五月三十日付け「種痘済証配布方依頼ノ件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

（九四四）
昭和十九年五月三十日 西浅羽村長藤原操平
（静岡県磐田郡西浅羽村長印）

部落会長殿

種痘済証配布方依頼ノ件

標記ノ種痘済証御多忙中誠に恐縮ニハ候ヘ

共、御配布方及「御依頼」候也。

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦279mm×横189mm×厚15mm）

二四五 昭和十九年（一九四四）五月三十一日付け「家の光雑誌ノ件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

〔第一紙〕

昭和十九年五月卅一日

西浅羽農業会

『桑原政太郎』殿

家の光雑誌ノ件

資材不足ノ為発行部数ノ制限ヲ受ケ全国ノ購読者ニ対シ
従来通り配給ヲナス能ハス。従テ本社ヨリ二割方減冊、既ニ二ヶ月
前ヨリ配布セラレ候処、如何ニコレヲ配付シテ宜シキヤト迷ヒ
居ル次第ニ有レ之候ニ付テハ、此際貴字隣保班長ヲ煩シ、購読
ノ正確ヲ期シ、以テ配付スルカ適當ト存セラレ候間、御手数ノ
段誠ニ恐縮ノ至ニ候ヘ共、班長各位ヘ此旨御伝ヘ下サレト共ニ、
購読者ノ氏名、六月五日迄ニ御返事相成様御手配相成
度、此ノ段及ニ御依頼候也。

〔第二紙〕

追テ同日迄ニ御回報無レ之時ハ、購読希望者無キモノ
トシテ処理可レ致候。

（縦紙、補償責任 西浅羽村信用購買販売利用組合） 罫紙使用、ガリ版印刷

（西浅羽、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二四六 (昭和十九年(一九四四)六月三日)〔明野飛行学校袖浦分校から西浅羽村へ依頼の藁布団用藁註文につき〕(昭和十九年度前半書類綴)
長溝自治会文書近代一六の内)

『至急』^(朱印)

拝啓 突然の御依頼にて恐縮に候得共 今般 明野
飛行学校袖浦分校より 本村宛にて 藁布団用
藁の註文有_レ之 軍部の事にも候へバ 拒むハ 如何
と存ジ候に付てハ 左記に依り貴字一般よりの供出
方御高配相願ひ度 此の段御依頼申上候

記

- 一、集荷日時 六月四日午前七時(明 日曜日朝)
- 一、集荷場所 農業会倉庫前
- 一、供出数量 一戸 十把ノ割
- 一、荷造り方法 十把ヲ三ヶ所デ固ク結ブコト
- 備考 非農家 又ハ 全然藁無キ家ハ止ム無シ
- 以上

西浅羽村役場

部落会長殿

(縦紙、挟み込み文書、空格原史料ママ、縦220.5mm×横159mm)

(西浅羽、縦帳、縦279mm×横189mm×厚15mm)

二四七 昭和十九年（一九四四）六月五日付け「西農号外 軍用兎供出日割通知ノ件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

（野外鉛筆書）
『長溝』

西農号外 西浅羽村農業会

（一九四四）
昭和十九年六月五日

各支部長殿

軍用兎供出日割通知ノ件

本分軍用兎出荷日割左ノ通り決定候条、
多数出荷相成様御配慮給り度御通知旁々此
段及「御依頼」候也。

記

一、出荷日時 六月九日午前九時ヨリ全十一時迄
一、全場所 本会倉庫前

（野外下部印刷）

「中静
188」

（縦紙、「保証責任 西浅羽村信用購買販売利用組合」野紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二四八 昭和十九年（一九四四）六月十三日付け「西農第一二四号 苗代害虫駆除ニ関スル件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

西農第一二四号

昭和十九年六月十三日 西浅羽村農業会（印）
（磐田郡／西浅羽村／農会印）

部 農 会 長 殿

苗代害虫駆除ニ関スル件

苗代害虫駆除ニ就テハ先般配布致シ候捕虫網ヲ以テ精々

督励御実施中ノコト、存シ候得共、来ル十六日、全二十日

一斉実施致シ度候条、御部内当業者ヲ可及的御

督励御実施相成候様致サレ度、此段及ニ御依頼ニ候也。

追而当日ハ国民学校児童ヲシテ駆除実施致サスヘク候

ニ付、御了知被レ下度。尚本年ハ撒布薬剤入手難ニ

付、捕虫網ヲ有効ニ御利用相願度也。

（縦紙、「磐田郡西浅羽村農会」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二四九 昭和十九年（一九四四）六月十六日付け「庶号外」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

庶号外

（一九四四）

昭和十九年六月十六日

西浅羽村長（印）

（静岡県磐／田郡西浅羽／村長之印）／右に九〇度顛倒）

各部落会長殿

前略

警戒管制中ハ屋外ニ於ケル焚火ハ絶対
ナサザル様貴字一般ヲ御指導相成度。

（縦紙、罫紙使用）

（西浅羽、縦帳、縦279mm×横189mm×厚15mm）

二五〇 昭和十九年（一九四四）七月十五日付け「庶乙第一三三号
の内） 雨乞ヒ実施ニ関スル件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六

庶乙第一三三号

（九四四）

昭和十九年七月十五日 西浅羽村長

各部落会長殿

雨乞ヒ実施ニ関スル件

標記ノ件実施可_レ致候ニ付テハ、本村代_参トシテ

小笠神社・可_参齋_ニ祈願致シ候得共、

一般ハ午前五時ヲ期シ、各氏神ニ於テ雨乞_{祈願}

ヲ行フ様 浅羽五ヶ村耕地組合ニ於テ決定候ニ付、

可_レ然御手配相成度候。

一、日時ハ 七月十六日 午前五時

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二五一 昭和十九年（一九四四）七月十五日付け「庶乙第二三〇〇 雨乞実施ニ関スル件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

庶乙第一三「」
（九四四）

昭和十九年七月十五日 西浅羽村長

常設委員殿

雨乞実施ニ関スル件

標記ノ件実施可レ致候ニ付、貴字用水係一名
代参トシテ御派遣相成度候。

記

一、主催 浅羽五ヶ村耕地組合

一、祈願所 小笠神社 富里 浅岡

可^{（鍾）}郵斎 長溝 中

一、七月十六日 午前九時 御祈祷始ムルニ付、此ノ時間
迄ニ到着スル様。

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二五二 昭和十九年（一九四四）七月十六日付け「振秘第五七号 官国幣社以下神社ニ於ケル国威ノ宣揚祈願ニ関スル件依命通牒」（久努西村役場文書宗教五三一）

振秘第五七号

（二九四四）

昭和十九年七月十六日

（受付印）

（印力） 静岡 県 内 政 部 長（印）
（静岡県／内政部／長之印）

市 町 村 長 殿

官国幣社以下神社ニ於ケル国威ノ宣揚祈願ニ

関スル件依命通牒

大東亜戦争ノ戦局方ニ重大ナルニ鑑ミ此ノ摧官国幣社

以下神社ニ於テ国威ノ宣揚、米英撃滅ニ付熱誠以テ祈願ヲ

行ヒ本征戦ノ目的完遂ノ為愈々神明ノ祐助ヲ祈請相成ル様致

度左記事項御了知ノ上執行上遺憾無キヲ期セラレ度

追而県社以下神社ニ対シ貴職ヨリ此ノ旨御示達相成度

記

一、祈願ハ追テ通知スル日時ニ之ヲ執行スルコト

二、執行ニ当リ奉任神職ハ凡テ斎戒スルハ勿論前夜ヨリ参籠ノコト

但シ参籠ノ施設無キ神社ニ在リテハ之ニ準ズベキ適當ナル措置ヲ講

ズルコト

三、輻輳ハ狩衣又ハ淨衣トスルコト

四、祈願当日朝ノ口供ハ献備ニ及バズ

五、市町村民ノ祈願祭参列方ニ付テハ体制欲三回市町村支部ニ於テ

周知方取計フコト

（山折り線）

(受付印)

「周智郡久努西村役場／受付／昭和19・7／19」

(一九四四)

(久努西、堅紙、ガリ版印刷、劣化甚大、句読点原文ママ、縦253mm×横344mm)

二五三 昭和十九年（一九四四）七月十九日付け「庶第七六七号 国威宣揚祈願ニ関スル件」（久努西村役場文書宗教五三二）

庶第七六七号

昭和十九年七月十九日

久努西村長

氏子總代

殿
各区長

国威宣揚祈願ニ関スル件

大東亜戦争ノ戦局方ニ重大ナルニ鑑ミ、此ノ際県社以下神社ニ対シ国威ノ
宣揚、米英撃滅ニ付キ熱誠以テ祈願ヲ行ヒ本征戦ノ目的完遂ノ為メ
神明ノ祐助ヲ祈請^{〔空格ママ〕} 相成様、左記事項御了知ノ上執行上遺憾ナキ
ヲ期セラレ度候。

記

- 一、日 時 二十日午前四時ヨリ五時迄ノ間
- 二、各神社ニ於テ氏子總代ト御協議ノ上実施セラレ度シ
- 三、各戸一人以上参列ノコト
- 四、祈願当日朝ノ供物ハ献備ニ及バズ

（久努西、ガリ版印刷、劣化甚大、縦 244mm×横 171mm）

二五四 昭和十九年（一九四四）七月三十一日付け「海軍思想普及講演会及映画会ノ件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

昭和十九年七月三十一日

西浅羽 銃後奉公会長

大日本婦人会西浅羽支部長

各部落会長殿

各日婦班長殿

海軍思想普及講演会及映画会ノ件

標記ノ件、左記ニ依リ開催致ス可ク候間、貴部内各位ニ御通知

出席方御配位相成度。 特ニ青年学校生徒ト其ノ母姉タル婦

人会員ハ必ズ出席致サセラレ度、右御依頼申上候。

記

講演会一、期日 八月一日 午後一時ヨリ

一、会場 本村 国民学校

一、主催 磐田地方事務所

一、講師 海軍協（協）会静岡県支部

平松少尉

地方事務所係官

（山折り線）

映画会一、期日 八月一日 午後七時ヨリ

一、会場 本村国民学校

一、フィルム マンガ 海軍普及映画 其他

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二五五 昭和十九年（一九四四）八月十日付け「西農第一六〇号 家畜ノ密殺防止ニ関スル件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

西農第一六〇号 西浅羽村農業会（印）
（磐田郡／西浅羽／村農会）

昭和十九年八月十日

各支部長殿

家畜ノ密殺防止ニ関スル件

最近食肉ノ逼迫ニ伴ヒ、全国的ニ家畜ノ密殺行為頻

発シ、益々増加ノ趨勢ニアルハ、軍需並国民生活必需品タル

食肉及時局下重要軍需品タル皮革並血液ノ資源確保

ニ或ハ人畜保健衛生上誠ニ憂慮ニ堪ヘザルモノ有レ之ノミナラズ、

家畜ノ増殖ニ及ボス影響少カラザルモノ有レ之趣キヲ以テ、今般県

並郡当局ヨリ之方防止ト取纏強化ニ付通牒有レ之候間、貴

管下一般当業者へ周知方御配意相成度、此段及ニ御

依頼一候也。

（野外下部印刷）

「中静
188」

（縦紙、「保障責任 西浅羽村信用購買販売利用組合」罫紙使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二五六 (昭和十九年へ一九四四)八月頃)「幌蚊帳配給ニ関スル件」(昭和十九年度前半期書類綴)長溝自治会文書近代二六の内)

幌蚊帳配給ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ今回幌蚊帳購入券四枚交付有_レ之
候ヘバ、左記ニ依リ配給可_レ致候ニ付キ、該当者ニ可_レ然
周知方相煩シ度、此ノ段及ニ御依頼_一候。

記

一、資格者 昭和十八年九月以降ノ出生児ニシテ

長男長女ニ限ル

一、日時 八月二十日午前九時場合ニ依リ抽籤

一、場所 西浅羽村役場

部落会長殿

西浅羽村 (印) (磐田郡／西浅羽／村役場)

(縦紙、ガリ版印刷)

(西浅羽、縦帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm)

〔翻刻注〕

史料の年代は同じく綴じられている付近の史料から。

二五七 (昭和十九年へ一九四四) 九月六日付け「西農号外 罌粟刀代金ニ関スル件」(『昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分』長溝自治
会文書近代一七の内)

西農号外 西浅羽村農業会

九月六日

長溝部農会長殿

罌粟刀代金ニ関スル件

本年度使用シタル標記代金左記ノ通りニ有^レ之候条、
近日中ニ本会指導部へ納入相成度、此段及ニ御
依頼^ニ候也。

記

使用者氏名	員数	代金
仁科周平	一	三一 錢
栗原太代治	三	九三 錢

(罌外下部印刷)

「中静
188」

(罌紙、「保証責任 西浅羽村信用購買販売利用組合」罌紙使用、ページはずれ、縦 242mm×横 167mm)

(西浅羽、罌帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能)

二五八 昭和十九年（一九四四）九月二十日付け「藁工品夏季特別増産激励打合会并二慰問演芸会開催ニ関スル件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

（一九四四）
昭和十九年九月十日

（□□郡西浅／□□農業会）
割印）『長溝推進員

西浅羽村長 藤原操平
西浅羽村農業会長溝口由平

（静岡県磐／田郡西浅／羽村長印）
（印）
（農業会長）
（印）

桑原政太郎』殿

藁工品夏季特別増産激励打合会并二
慰問演芸会開催ニ関スル件

藁工品ノ需要頓ニ急増ニ伴ヒ夏季特別増産推進運動ヲ展開
致候所、本年ハ種々ノ事情ニ依リ生産頗ル低調ニシテ不振傾
向ニアル現況ニ鑑ミ主要産地ニ於ル一大奮起ヲ促スノ要切ナルモ
ノ日時ニヨリ打合会並ニ演芸会開催ノ趣、県農業会磐田支部、
食糧検査所磐田支部ヨリ依頼有レ之候ニ付萬障御繰合、当日
御出席被レ下度、此段及ニ御案内一候也。

『打合会』（書字）

（山折り線）

追而、出席者ニ対シタ食料金壹円也呈上ノ予定
ニ有レ之。申添候。

記

一、日時 九月廿四日 午后一時ヨリ打合会
午後七時ヨリ演芸会
一、会場 西浅羽村国民学校

（手書）
『長溝推進員

桑原政太郎殿』

(堅紙、ガリ版印刷)

(西浅羽、堅帳、縦279mm×横189mm×厚15mm)

二五九 昭和十九年（一九四四）九月二十一日付け「聖旨奉戴戦力充実運動現地慰問激励ニ関スル件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書
近代一六の内）

（一九四四）
昭和十旧年九月二十一日 西浅羽村長（印）
（静岡県磐／田郡西浅羽／村長之印）

『長溝部落会長
（手書）

桑原 政太郎』 殿

聖旨奉戴戦力充実運動現地慰問激励ニ関スル件

標記ノ件去ル八月二十三日地方長官ニ対シ親シク下シ賜ヘル聖旨ニ添ヒ
奉ルベク 静岡県、大政賛会（手書）支部 其他団体代表者二―三名ニテ左記

ニヨリ 本村ニ 村民一致協力（協） 食糧増産ノ為精励努力セル成績極

メテ優良ナルモノ有リトノ事ニテ現地慰問激励ニ来村ノ旨通牒有レ之候
条慰問趣旨伝達及座談会等有レ之可ク御多忙中乍ラ御繰合セ

御参集出席相成度候

記

一、来訪日時 九月二十七日 午前十一時

一、来訪者 静岡県、大政翼賛会支部 其他関係団体代表、二―三名

一、集合日時 九月二十七日午前十時半

一、会場 本村国民学校講堂

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二六〇 昭和十九年（一九四四）九月二十九日付け「林檎配給ノ件」〔昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分〕長溝自治会文書近代一七の内）

昭和十九年九月二十九日
（鉛筆）
西浅羽村農業会

『栗原』殿

林 檎 配 給 ノ 件

今回特ニ袋井市場ヨリ林檎ノ配給ニ接シ候ニ付テハ
御手数ノ段誠ニ恐縮ノ至リニ候共、貴字ニ対シ
左記数量当会ヨリ御受取ノ至、〔ママ〕取り急キ各家庭
へ別紙配給券ニ個数ヲ記入シ配布スルト共ニ引
換方御手数配相煩度、切ニ御依頼申上候。

記

一、總数 個

家族 人ニ対シ 個ノ割合

（罫外下部印刷）

「中静
188」

（縦紙、「保証責任 西浅羽村信用購買販売利用組合」罫紙使用、ページはずれ、縦240mm×横168mm）

（西浅羽、縦帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能）

二六一 昭和十九年（一九四四）十月七日付け「袋井座ニ於ケル慰問演芸会無期延期ノ件」（昭和十九年度前半期書類綴）長溝自治会文書近代一六の内）

（端裏書／表面と九〇度顛倒）

「長溝」

（一九四四）

昭和十九年十月七日

（異筆）
『長溝』 西浅羽村銃後奉公会長（印）
（磐田郡／西浅羽村／銃後奉公／会長之印）

各部落会長殿

袋井座ニ於ケル慰問演芸会無期延期ノ件

標記ノ件、来ル十月九日袋井座ニ於テ富士月子ノ浪曲

有レ之予定ノ処、月子病氣ノ為、来袋不能ニ付、

無期延期ト相成候条、出征家族、遺族ノ方々ニ

此旨御知ラセ相成、此段及ニ御依頼」候也。

（堅紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、堅帳、縦 279mm×横 189mm×厚 15mm）

二六二 昭和十九年（一九四四）十月十六日付け〔磐田郡翼賛壮年団食糧増産幻灯会〕（『昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分』長溝自治会
文書近代一七の内）

（鉛筆）
『昭和十九年十月十六日』 西浅羽村翼賛壮年団長（印）
（一九四四）
各支部長殿

戦線今や我本土ニ近迫シ、戦局愈々重大苛酷ノ度ヲ加ヘツ、有ノ秋、銃

后食糧生産陣ノ使命又重且大。来ルベキ麦作ニ関シテモ各系統機

関挙^ゲテ一丸トナリ其増産ニ邁進致シツ、有ルハ既ニ御承知ノ事ニシテ、今回之ガ

一翼トシテ、磐田郡翼賛壮年団主催ヲ以テ、左記ノ通り^{（×効）}幻灯会

開催士気高揚ヲ図ル事ト相成候ニ就而、此旨貴団員ニ御通達ノ

上、全団員必ズ出席致様可^レ然御高配相煩度、此段御依頼候也。

記

一、日時 十月十八日 午後七時ヨリ

一、会場 本村国民学校

一、上映幻灯会 麦五十万石指導編 そうだその意気
名口富士十二景 農家ノ口め唄

（野外下部印刷）

「中静 188」

（堅紙、「保証責任 西浅羽村信用購買販売利用組合」罫紙使用、ページはずれ、縦240mm×横168mm）

（西浅羽、堅帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能）

二六三 昭和十九年（一九四四）十月二十四日付け「西配第五号 一般家庭用ミシン登録二関スル件」〔昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期 分〕長溝自治会文書近代一七の内）

西配第五号

昭和十九年十月二十四日

部落会長殿

西浅羽村役場
（磐田郡／西浅羽／村役場）
（印）

一般家庭用ミシン登録二関スル件

標記ノ件ニ関シ今般家庭用ミシンを登録スルコト、相成候
条、左記事項御含ノ上、貴部落内代数調査シ、来ル
廿六日迄ニ御報告相成度、此ノ段及ニ御依頼「候也。

記

一、登録シナイ人ハ付属品及部分品ノ購入不能ト
ナルニ付、充分留意スルコト。

住所 氏名 台数

（罫外下部印刷）

「中静
188」

（罫紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、罫帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能）

二六四 昭和十九年（一九四四）十月二十四日付け〔靖国神社臨時大祭静岡地方方式典挙行の礼状〕（久努西村役場文書宗教五三五）

（受付印）（印二点「鵜島」「平野」）

拝啓

今回靖国神社臨時大祭静岡地方方式典挙行ニ方リ、参列
遺族ノ指導等格別ノ便宜ヲ与ヘラレ、以ニ御蔭ニ式典モ
無事終了、各遺族恙ク帰郷仕候段、感謝ニ不堪候。
関係各位ヘモ可レ然謝意御伝ヘ被レ下度候。
右不ニ取敢ニ御礼申上度、如レ斯御座候。

敬具

追テ其筋ノ方針ニ基キ、折角御来場ノ御方モ式
典場参列御遠慮相仰キ候儀、不レ惡御諒承賜
リ度申添候。

（一九四四）
昭和十九年十月二十四日

靖国神社臨時大祭静岡地方高級委員（印）
（靖国神社／臨時大祭／地方委員ノ之印）

（受付印）

（一九四四）
〔周智郡久努西村役場／□□／昭和19〕〔 〕／26〕

（久努西、豎紙、ガリ版印刷、劣化甚大、縦259mm×横180mm）

二六五 昭和十九年（一九四四）十月二十五日付け「蒟蒻薯供出ニ関スル件」〔昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分〕長溝自治会文書近代
一七の内）

（二九四四）
昭和十九年十月廿五日

（紫印）
『磐田郡西浅羽村農業会』
（印）（磐田郡／西浅羽村／農業会）

部落会長殿

蒟蒻薯供出ニ関スル件

軍需用資材トシテ不可欠品タル蒟蒻薯ノ極メテ重要
ナルハ既ニ周知ノ事ニシテコレガ製造ト販売トヲ禁止セ
ラレ居ル次第ニ有レ之候。今回本村ニ対シ供出割当数量
決定セラレ、不日出荷ノ通知ニ接セラル、事ト存候ニ付、
貴字栽培者ニ此旨予メ御通達下サルト共ニ供出方
御配慮ノ儀御依頼申上候。

追テ掘取り期日並ニ供出日等ハ近日御通知可レ申候。

（縦紙、補償責任 西浅羽村信用購買販売利用組合 罫紙使用）

（西浅羽、縦帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能）

二六六 昭和十九年（一九四四）十月二十七日付け「天魔波旬の米英降伏大祈願ニ関スル件」（袋井町近代役場文書②六九五）

（一九四四）
昭和十九年十月二十七日 袋井町仏教会長

袋井町長豊田儀三郎

参与、町会議員、町内会長、
各種団体長、隣組長 殿

天魔波旬の米英降伏大祈願ニ関スル件

（回議欄） 善智大義ニ逆フ醜敵タル米英撃滅ハ一刻ヲ争フ急事^夕

リ。茲ニ本町、久努、田原、今井、向笠、上浅羽、西浅羽、東浅羽、幸浦^ノ
九ヶ町村仏教会聯合標記執行、左記ノ通りニ有^レ之候。

就テハ俱ニ禱ルノ趣旨ニ依リ、御参列ヲ賜度、此段御依頼旁々ニ

御案内申上候。

記

十月二十九日午后一時

慈眼寺ニ於テ

（隣組長へハ町内会長ヨリ御伝へ願上候）

（回議欄）

「本案ノ通り執行可^レ然哉

昭和 年 月 日

主任 （印「佐藤」／抹消）

合議 （印「佐藤」）

助役 (印「沼野」)

町長 (印「豊田」)

「

(袋井、堅紙、印刷、縦259mm×横177mm)

二六七 昭和十九年（一九四四）十月付け「隣組回覧板 米鬼撃滅のため一億防諜總武装!!」〔昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分〕長
溝自治会文書近代一七の内）

（野外上部印刷1）

〔^{（一九四四）}昭和十九年十月 日〕

（野外上部印刷2）

「号外」

（上部印刷）

「隣組回覧板」

米鬼撃滅のため

一億防諜總武装!!

名古屋通信局・名古屋憲兵隊・京都憲兵隊
愛知・岐阜・三重・静岡各県警察部

敵を撃滅するには

陸海空の戦ひだけではない。

私達の目に見へない敵——スパイと

デマ宣伝——にも勝たねばならぬ。

スパイは特に皆さんの通信を狙つてゐます!!

郵便・電報・電話で通信するときは

先づ防諜上差支ないかどうかを考へませう。

例へばこんな通信ははいけません

▲召集、入営 の状況	太郎も十五日中部第〇〇部隊（戦車隊）の約二千名に及ぶ召集者の一員に入り候私の徴用された〇〇工場は従業員約六千名で毎日飛行機〇〇台を作つてゐます
▲軍需産業の 内容	今度大和村の南に飛行場が出来、格納庫も建築中です
▲軍事施設の 状況	ハナコニヒナガサキハツナンキンマルニテ二九ヒキチツク
▲船舶、航空 機の動静	モシモシ之ハ内緒ですがネ死傷は五〇〇以上で有名な
▲当局発表以 外の空襲被害 状況	〇〇工場も爆撃されました
▲その他、流言蜚語の源、国民の士気を沮 喪させるもの	よ

これ等が
スパイの
手に入り
デマ宣伝の
手先となり
皇軍の
作戦を
妨げます。

(下部印刷)

「回覧始 月 日／(1番～15番回覧認印)／ 月 日回覧終」

(野外印刷)

「静岡県上浅羽郵便局」

(堅紙、印刷、縦151mm×横210mm)

(西浅羽、縦帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能)

〔翻刻注〕

長溝村自治会文書近代一七―一五三―左と同史料。
史料の時期は前後の史料の年月日から。

（西浅羽、縦帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能）

二六九 (昭和十九年へ一九四四) 九月―十月頃) 「オシメカバー配給ニ関スル件」 (昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分) 長溝自治会文
書近代一七の内)

「二次使用面」

オシメカバー配給ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ、左記ノ通り配給可_レ致
ニ付キ、御通知相煩し度、御依頼_二候_一。

記

榎原治平 十月七日迄ニ妊婦手帳

前田松一郎 お持参ノ上役場へ才出頭

榎原芳太郎 願ヒマス。

大須賀定吉

溝口恭一 計五名

(竪紙、ペン書き)

「一次使用面」

甲 日本赤十字社年釀金 『大塚_{内手書}勝馬_{以下同}』 殿

一金『壹』円

但シ昭和『三』年_(一九二八)第『二』期分 (昭和 年_{期ヨリ昭和} 年_{期迄}
第 期ヨリ昭和 年_{期迄}
円ニ対スル残額一時出金)

右 迄ニ収入委員へ納付相成度候也

日本赤十字社静岡支部

主事 高須房吉（印）

（日本赤十字社静岡支部主事之印）

昭和

（日本赤十字）
年 月 日
割印

日 収 入

（縦紙、「日本赤十字社年釀金」用紙紙背二次使用、縦152mm×横109mm）

（西浅羽、縦帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能）

〔翻刻注〕

史料の年代は同じく綴じられている付近の史料から。

『通知済』

高橋

（角筆のような薄い鉛筆書き／抹消か）
『
」

（久努西、堅紙、ガリ版印刷、劣化甚大、紙背二次利用、縦266mm×横130mm）

二七一 昭和十九年（一九四四）十二月一日付け「地第六〇一号 宣戦布告三周年ニ付官国幣社以下神社ニ於テ米英撃摧必勝祈願際執行ニ関スル件依命通牒」（久努西村役場文書宗教五三八）

（受付印）（印三点「平野」「鶴島」「高橋」）

地第六〇一号

昭和十九年十二月一日 静岡県内政部長（印）
（静岡県／内政部／長之印）

市町村長殿

宣戦布告三周年ニ付官国幣社以下神社ニ於テ米英撃摧

必勝祈願際執行ニ関スル件依命通牒

畏クモ米英両国ニ対スル宣戦ノ大詔ヲ拝シ奉リテヨリ茲ニ三年、征戦下

未曾有ノ神宮御親拝ヲ仰ギ奉リテヨリ茲ニ二年。大御稜威ノ下皇軍

ノ威武大東亜全域ニ洽カラストスト雖、敵米英ノ反抗愈々熾烈ニシテ、昨今

ノ比島ヲ繞ル彼我ノ戦局ハ大東亜戦争ノ帰趨ヲ決定スベキ重大局

面タラントスルノ秋ニ鑑ミ、此ノ際官国幣社以下神社ニ於テ米英撃摧ニ付

熱誠以テ祈願ヲ行ヒ、本征戦ノ目的完遂ノ為愈々神明ノ祐助ヲ祈請相成

様致度、本年九月四日地第四七〇必勝祈願勤行ニ関スル件依命

通牒ニ依リ、各神社ニ於テ夫々連日祈願祭執行中トハ存候共、右ニ依リ

特ニ十二月八日より同十二月二日至十五日間、該祈願ヲ実施相成様、格段ノ

御配意相成度依命此段及ニ通牒候也。尚官国幣社ニ対シテハ地方事務所長

長知事代理トシテ同期間内ニ玉串奉奠可レ致、県、郷社ニ対シテハ左記ノ通

玉串料送付可レ致候条、同期間内ニ貴職知事代理トシテ奉奠相成度。

追而県社以下神社神職ニ対シテハ貴職ヨリ可レ然此ノ旨御示達相成度申添候。

記

官国幣社 金貳拾円
県社 金拾円

郷 社 金 八 円

(受付印)

「周智郡久努西村役場／受付／昭和19・12／3」
(一九四四)

(久努西、堅紙、ガリ版印刷、劣化甚大、縦251mm×横358mm)

〔第一文書〕

（印三点「□□」「平野」「鶴島」）（受付印）

大静練第一七五号

（一九四四）
昭和十九年十二月二十五日

大政翼賛会静岡県支部事務局長鈴木忠吉（印）
（大政翼賛会／静岡県支部／事務局長印）

郡市町村支部長殿

一億憤激^{（×）}米英撃摧祈願ニ関スル件

愈々激化スル戦争状態ニ直面シ、一億憤激速ニ米英ヲ撃摧スベク、
各々猛運動ヲ展開中ノ処、大詔渙発第三週年御親拝第二週

年ヲ迎フルヲ期トシ、共ニ神明ニ誓ツテ愈々戦力増強ニ挺身シ、皇国必勝

ノ御加護ヲ神明ニ祈願スル為来ル十二月八日より十二月十二日まで別紙「一

億憤激撃摧祈願実施要綱」ニ依リ標記ノ件実施ノコト、相成候条、貴地

方関係神社神祇会支部トモ連絡ノ上之ガ徹底方ニ付御配意相

煩度、此段及「依頼」候也。

追伸一、十二日ノ祈願祭ニハ工場鉦山等ノ生産部門ニ於テハ其ノ代表

者之ニ参加セラル、カ又ハ当日構内神社ニ於テ適宜之ヲ行フ等生

産増力ノ確保ヲ期シテ適當実施ノ様連絡スミ。

二、祈願祭ハ為シウレバ別途指示ニ係ル一億總神拝ヲ参列者一同社

頭ニ於テ行ヒタル後、引続イテ執行スル様御配意相成度。

三、神饌料ハ各市町村支部ニ於テ總裁名ヲ持つて奉納準備ヲ致

サレ度候モ、其ノ取扱方ニ付テハ最モ町重ヲ期スル様御配意相成度。

四、神饌料奉納ハ一社宛左ノ如シ。

官国幣社

三〇円

府県社

一〇円

郷 社 五円

村 社 (神饌幣帛料
供進指定神社) 二五円

護国神社(指定) 一〇円

五、官国幣社、護国神社へハ県支部ヨリ代表参拝スル故、神饌料ハ県支部ニテ奉納スルモ他ハ当市町村支部ニテ奉納サレ度ク、会員ハ都市支部ヲ通ジテ後日交付ス。

(受付印)

「周智郡久努西村役場／受付／昭和19・12／3」

(第一文書、ガリ版印刷)

〔第二文書〕

〔表〕

一億憤激米英撃摧祈願実施要綱

一、趣 旨

畏クモ米英両国ニ対スル宣戦ノ大詔ヲ拝シマツリ茲ニ三星霜、大御稜威ノ下皇軍ノ威武ハ大東亜全域ニ洽カラントス、然レドモ敵米英ノ反抗愈々熾烈ニシテ、飽クマデモ其ノ非望ヲ達成セントシテ全力ヲ傾ケツ、アリ、昨今ノ比島ヲ繞ル彼我ノ戦局ハ大東亜戦争ノ帰趨ヲ決定スベキ重大局面タラントス、此ノ秋ニ当リ全国民ハ只管ニ大御心ヲ奉戴シ、愈々至誠尽忠ノ念ヲ固クシテ大東亜戦争ノ完勝

ヲ熱禱シ、己ガ職域ニ於テ渾身ノ力ヲ傾尽シ、緊急ニ戦力ヲ増強シ以テ 大御心ヲ安ンジ奉ランコトヲ誓ヒ、神明ノ加護ヲ祈念セントス

二、主 唱

大政翼賛会

大日本神祇会

三、

実施期日

^(一九四四)
昭和十九年十二月八日より十二日ニ至ル五日間

四、実施要綱

(一)右期間中ニ於テ各人ハ特ニ最寄ノ神社ニ参拝シ、大東亜戦争完勝ノ熱禱ヲ捧ゲ愈々職域ニ挺身、戦力増強ノ実ヲ挙ゲンコトヲ祈誓スルコト

(二)天皇陛下神宮御親拝二週年当日タル十二日ニハ大政翼賛会總裁ヨリ官国幣社、府県社、郷社、村社（神饌幣帛料供進指定神社）及護国神社ニ神饌料ヲ奉納シ、^(マヌ)（官国幣社護国神社ハ県支部役職員其他ハ該市町村支部代理参拝ノコト

(三)祈願祭終了後各級支部長等ヨリ一億憤激米英撃摧運動並ニ祈願祭ノ趣旨ノ徹底ニ付挨拶ヲナシ、鼓舞激励一億憤激ノ実ヲ収ムル様措置スルコト

五、出征将兵ニ対スル御守札ノ贈呈

本祈願ヲ機トシテ各隣組又ハ町内会、部落会等ニ於テ氏神社ノ御守札ヲ拝受シ氏子内出征将兵ニ贈呈スル様奨励スルコト

(註) 本祈願ヲ機トシ国民ヲシテ蹶然憤起愈々米英撃摧ヘノ大勇猛心ヲ湧起セシムルヤウ配意スルコト

六、官国幣社奉幣使如左

三島神社 河辺常務委員

富士浅間神社 大塚常務委員

井伊谷宮 小野部長

伊豆山神社 黒崎常務委員

静岡浅間神社 今松支部長、伊藤部長、中山部員、大石部員

一宮神社 石川部長

東照宮 遠藤主事

(護国神社) 鈴木局長、村松部員 増田部員

七、尚本県ニ於テハ別ニ長官ヨリ郷社以上ニ奉幣セラルニ付長官代理ト
總裁代理トヲ適當ニ定メラレタシ

〔裏〕

一億憤激米英撃摧祈願祭次第

当日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻参列者所定ノ座ニ着ク

是ヨリ先手水及修祓ノ儀アリ

次宮司(社司) 以下所定ノ座ニ着ク

次祢宜以下(社掌) 神饌ヲ供ス

次宮司(社司) 祝詞ヲ奏ス

次一同祈願詞ヲ奏ス

次宮司(社司) 玉串ヲ奉リテ拝礼

次静岡県知事(代理) 玉串ヲ奉リテ拝礼(郷社以上)

次大政翼賛会總裁(支部長) 玉串ヲ奉リテ拝礼、参列者拝礼

次祢宜以下(社掌) 神饌ヲ撤ス

次各退出

必勝祈願詞

宣戦ノ大詔ヲ奉戴シ皇民一億^{ミタミ}挙リ起チテ仕奉ル。

神明照覧

速ニ戦力増強ノ実ヲアゲシメ給ヘ

皇軍 将兵、武運長久醜敵米英、破摧撃滅
(この空格部に「将」字がかすれて消えた痕跡あり)

大御稜威ヲ八紘ニ輝カシメ給ヘ

大御稜威ヲ八紘ニ輝カシメ給ヘ

守リ給ヘ幸ヘ給ヘ。守リ給ヘ幸ヘ給ヘ

(第二文書、ガリ版印刷、句読点原文ママ)

(久努西、綴、劣化甚大、縦 259mm×横 366mm×厚 1mm)

二七三 昭和十九年（一九四四）十二月五日付け「庶第一三五八号 米英撃摧祈願祭執行ノ件」（久努西村役場文書宗教五四〇）

「第一文書」

庶第一三五八号

（二九四四）
昭和十九年十二月五日

久努西村長

区長

『高橋惣七』

殿

『外十一人』

米英撃摧祈願祭執行ノ件 （割印「庶「」」十二点）

畏クモ米英両国ニ対シ宣戦ノ大詔ヲ拝シテヨリ茲ニ三年、神宮御親拝ヲ仰ギ奉リテヨリ茲ニ二年、今ヤ戦局ハ開戦以來最モ重大ナ局面トナリ、特ニ比島・レイテ島ハ大東亜戦争ノ帰趨ヲ決スル天王山トナレル時

全国民ハ全力ヲ戦力増強ニ終結シ、以テ大御心ヲ安ンジ奉ランコトヲ誓

ヒ、神明ノ加護ヲ祈念スル為、各神社ニ於テハ十二月八日ヨリ十二日迄五日間
祈願ヲ執行スコト、相成候条、（村民各位ニ於テハ氏神ヘ参拝シ期間中ニ祈願祭執行相成度候。）各自職域ニ於テ特別攻撃隊員ノ示

シタ日本精神ヲ以テ増産ニ邁進スルコト。 行事ハ形式的ニ流レズ増産

第一トシ、アク迄増産ニ直結スルコト。

期間中ニ全力ヲ奮フテ麦ノ割当完遂ヲ期スル様「麦蒔突撃期間」トス。

必勝祈願詞

（山折り線）

宣戦ノ大詔ヲ奉戴シ 皇民一置く挙リ起チテ仕ヘ奉ル

神明照覧

速ニ戦力増強ノ実ヲ挙ゲシメ給ヘ

皇軍将兵武運長久 醜敵米英破摧撃滅

大御威力ヲ八紘ニ輝カシメ給ヘ

大御威力ヲ八紘ニ輝カシメ給ヘ

守リ給ヘ幸ヘ給ヘ守リ給ヘ幸ヘ給ヘ

〔第二文書〕

地 第 六 〇 五 号

(九四四)
昭和十九年十二月二日

(受付印) (印二点「鵜島」「平野」)

静岡県内政部長

静岡県経済第一部長

静岡県経済第二部長

静岡県警察部長

静岡県土木部長

地方事務所長

警察署長

廨 長 殿

市町村長

学 校 長

大東亜戦争第三周年記念大詔奉戴日実践事項ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ左記ノ通り決定□候条、之が実施ニ関シ遺憾ナキヲ期セラレ度、此段依命通牒候。

大東亜戦争第三週年大詔奉戴日実践要綱

(山折り線)

一、趣旨 大東亜戦争第三周年記念日ヲ迎フルニ方リ大詔渙発当時ノ感激ヲ新タニスルト共ニ戦局ノ現段階ニ処ノ国民夫々其場ニ於テ尽忠奉公ノ□ヲ捧ゲ、特別攻撃隊員ニ於テ顕示セラレタル日本精神ヲ以テ戦争完遂ニ邁進センコトヲ期ス。

二、実施要綱

(一) 大詔奉読

(イ) 官公衙、学校、会社、工場、鉱山、事業場、及各種団体等ニ於テハ十二月八日ノ当日
適宜ノ時刻ニ大詔奉読式ヲ行フコト。

(ロ) 一般家庭ニ於テハ十二月八日（時間ハ追ツテ決定）放送セラルベキ小磯内閣總理
大臣ノ詔書奉読ヲ拝聴スルコト。

(二) 祈願祭執行

（傍線赤鉛筆）

神社ニ於テハ十二月八日ヨリ十二月十二日ニ至ル五日間一億憤激米英撃摧祈願祭ヲ

執行セラルベキニ付、町内会、部落会又ハ隣組ニ於テ各最寄神社ニ参拝、米英
撃摧ヘノ大勇猛心ヲ湧起セシムルコト。

(三) 各種常会ノ開催

職域地域常会ニ於テ食糧増産年需生産ノ増強、国土防衛ノ強化ニ付、夫々

具体的協議ヲ遂ゲ正チニ実践ニ移スコト。

(四) 決戦生活ノ実践

心身ヲ研磨シ、国民皆□ノ精神ニ則リ、各職場、家庭ニ於テ揮身ノ努力ヲ傾倒
シ、勤勞ヲ強化スルト共ニ、消費ノ節約ヲ図リ、一切ノ冗費ヲ排除シ、以テ貯蓄増
強ヲ図ル等、愈々決戦生活ニ透徹シ、明朗敢闘ヲ期スルコト。

（受付印）

（一九四四）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和19・12／3」

（第二文書、ガリ版印刷、紙背二次利用、紙背はペンで書かれた本史料第一文書か）

（久努西、綴、縦 269mm×横 193mm×厚 1mm）

二七四 昭和十九年（一九四四）十二月七日『大正十五年以后議事録』昭和十九年（一九四四）十二月七日程（浅羽自治会文書一一）

〔昭和十九年十二月七日程〕

十二月七日、未曾有ノ震災にて、浅羽ニテ倒潰家屋四十四戸ニ及ぶ。
（一九四四年）

応援団ノ五十名沼津ヨリ来援ス。此の準備ノ為班長会々々〔開〕
催ス。

（上浅羽、竖帳、罫紙使用、縦244mm×横180mm×厚39mm）

二七五 昭和十九年（一九四四）十二月七日付け「大東亜戦争三週年米英撃摧祈願祭玉串奉献につき」（久努西村役場文書宗教五四二）

（周智郡久努西村役場／受付／昭和19・12／17）
（受付印）

謹啓益々御清栄奉レ賀候。

陳者、来ル十二月八日ヨリ全月十二日ニ至ル五日間ニ於テ、大東亜戦争

三週年米英撃摧祈願祭各神社ニ於テ執行相成候ニ就テハ、

此間ニ於テ指定村社以上ノ神社ニハ、県或ハ大政翼賛会ヨリ

玉串料奉献有レ之候ヘ共、普通村社ニハ此事無レ之ハ遺憾ニ

付、貴町村或ハ貴町村翼賛会支部ニ於テ、適宜御奉献

方御高配被レ下候ハゞ、斯道ノ為幸ト存候間、可レ然御取

計ヒ被レ下度、此段得「貴意」候。

拝具

（墨書）
昭和十九年十二月『七』日

（×九）
神祇会周智郡会長松浦敬一（印）

（墨書）
『久努西村長』殿

（竪紙、「国幣小社小國神社」罫紙使用、破損甚大、下部欠損、縦278mm×横200mm）

二七六 昭和十九年（一九四四）十二月十七日『大正十五年以后議事録』昭和十九年（一九四四）十二月十七日条（浅羽自治会文書一一）

〔昭和十九年十二月十七日条〕

十二月十七日、^{〔開〕}班長会々催ス。取片付一段落トナリテ、復興協議

委員協議員五名、河村勘太夫・前島藤一郎・樽松豊平・

鈴木伊太郎・鈴木良平^代ニ選任ス。

（上浅羽、堅帳、罫紙使用、縦244mm×横180mm×厚39mm）

其他適當ナル演練ヲナシ自己体力ノ増強ニ努ムルコト

ホ、海上ハ清潔□保ツ□キコト

ヘ、喫煙ハ指定ノ場所テ行フコト

(三) 指導者

イ、指導者ハ卒先□□ 実ヲ示スコト

ロ、指導者ハ参加者ニ対シ戦時下国民体力ノ重要性ト一日ノ生活

ノ出発デアルコトノ認識ヲ与ヘルコト

ハ、指導者ハ健民部等^ト打合せ、別紙実施案例ニツキ適宜按配シ

指導方法ヲ立案スルコト

ニ、指導者ハ予メ体操参加^{可能者}ノ調査ヲナシ出席表等ヲ作製ス

(以下糊付により開披不能、判読不能)

「

(紙背、ガリ版印刷、句読点原文ママ、前後欠、印刷に欠けあり、印刷ミスをした紙を再利用したものか)

(山梨、縦紙、ガリ版印刷、糊付、開披不能、劣化甚大、紙背は表面と文字の向きが上下逆、縦 251mm×横 (187) mm)

二七八 昭和十九年（一九四四）十二月二十三日『大正十五年以后議事録』昭和十九年（一九四四）十二月二十三日条（浅羽自治会文書一一）

〔昭和十九年十二月二十三日条〕

（一九四四年）
十二月廿三日、（中略）

災害家屋ノ禁止命令、縄蒔機ノ被損調査、
牛味柑^{ニカ}ノ配給ス。

（上浅羽、竖帳、罫紙使用、縦244mm×横180mm×厚39mm）

銀回収申込

長溝第四隣保 大須賀音平

一、煙管	一	大須賀音平
一、簪(金)	一	前田松一郎
一、煙管 一、簪	一、	桑原重好
一、煙管	一	兼子 勇
一、コップ二、盃一、	メタル 一、	兼子常一郎
一、メタル	一	栗原太代治

(竪紙、罫紙使用、墨書)

(西浅羽、竪帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能)

〔翻刻注〕

史料の年代は同じく綴じられている付近の史料から。

二八〇 (昭和二十年へ一九四五) 一月二十九日付け「ケシ代金一覧表」(昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分) 長溝自治会文書近代一
七の内)

ケシ代金一覧表

一月廿九日

一、	二八匁	代金	一二円二二銭	太代治
二、	五匁	代金	二円一八銭	甲馬
三、	一〇四瓦	代金	一二円四八銭	周平
四、	一一六瓦	代金	一三、九二円	政 ^カ
合計金四〇円八〇銭				

(堅紙、墨書)

(西浅羽、堅帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能)

〔翻刻注〕

史料の年代は同じく綴じられている付近の史料から。

二八一 昭和二十年（一九四五）二月五日付け「ラヂオ受信機修理ニ関スル件」〔昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分〕長溝自治会文書近
代一七の内）

（一九四五）
昭和二十年二月五日

磐田郡西浅羽村役場（印）
（磐田郡／西浅羽／村役場）

部落会長 殿

ラヂオ受信機修理ニ関スル件

貴部内ニ於テ震災ニ依リラヂオ受信機ガ故障ノ為

〔現〕在聴取出来ヌ者有レ之候ニハ、左記日定ニ依リ修理致

□可其ノ筋ヨリ通知有レ之候条、其旨関係者ニ御通知

□及ニ依頼候也。

記

修理実施期間 二月十九日及二十日 二日間

実施場所 上浅羽村中部配電散宿所

〔実〕施要項 故障受信機受信個数（五〇ヶ）

但シ真空管断線確實ナルモノハ受付ヲナサズ。

故障受信機ノ修理ニ当リテハ原則トシテ診

察料ヲ徴収スルコト、セルモ、今回ニ限り特ニ

徴収セズ。其ノ他修理料金ニツイテハ『^{（抹消）}通進省^{（信）}』

軍需省公示価格ニ依ル。

（山折り線）

（縦紙、ガリ版印刷、文字かすれ）

（西浅羽、縦帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能）

二八二 昭和二十年（一九四五）二月六日付け「庶乙号外 台秤修理ニ関スル件」『参考書綴 拾九年度後半期分』長溝自治会文書近代一七の内）

〔第二十八文書〕

庶乙号外

（九四五）
昭和二十年二月六日

西浅羽村長（印）
（静岡県磐田郡西浅羽村長之印）

部落会長殿

台秤修理ニ関スル件

過般震災ニ依リ台秤ノ破損有レ之候バ、共有・

私有ヲ問ハズ至急御届ケ出デ相成度、此ノ段及ニ御依

頼一候。

記

一、睡ノ種類

一、秤ノ番号

一、使用者氏名

一、八日十二時迄ニ御報告願マス。

（第二十八文書、堅紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷、破損甚大、縦224mm×横159mm）

（西浅羽、綴、綴りはずれ、計測不能）

西出第三号

（九四五）

昭和二十年二月七日

西浅羽食糧検査□（印）

各推進員殿

藁工品増産ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ推進本部ヨリ通牒有_レ之候条、関□

生産者ニ徹底セシメ増産意欲ノ昂揚ニツトメラ_レ候。

記

一、生産者ニ対スル配布基準

（イ）自昭和二十年一月一_ニ至三月一_ノ期間ニ於テ左記□

ノ供出ヲ了シタル生産者ニ対シ、供出先順□

式点以内ヲ配布スルモノトス。

（ロ）生産数量基準

縄 六〇〇貫以上（足踏機）動力機ハ九「

苳 五〇〇枚以上（足踏機）

（ハ）特配品

股引、モンペー

（縦紙、ガリ版印刷、帳面に綴じられた下部の文字判読不能）

（西浅羽、縦帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能）

二八四 昭和二十年（一九四五）三月三日付け「西出第三八号 藁工品増産打合会開催ニ関スル件」（昭和二十年四月 参考書綴 拾九年度後半期分）長溝自治会文書近代一七の内）

〔表面／二次使用面〕

西出第三八号

（一九四五）

昭和二十年三月三日

西浅羽検査出張所

（西浅羽食／糧検査吏員／出張所印）

（手書）
『婦人会役員』殿

藁工品増産打合会開催ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ県藁工品増産推進本部ヨリ

通牒有レ之候条、甚ダ御多忙ノ折柄恐入り候へ

共、至急ヲ要スル点多々有レ之由ニ御座候間、左記

ニ依リ打合会開催致スベク候条、万障御繰り合セ

御出席相成り度、及ニ御願ニ候也。

◎婦人会員ノ御方ハ成ベク藁工生産者ニ御願ヒ致シ度、

各部落共五、六名ハ必ズ御出席下サル様、御手配

相成度、御願申上候。

記

一、日時

（一九四五）

昭和二十年三月五日午后三時 励行

一、場所 西浅羽村国民学校

一、打合協議事項 (イ)増産ニ関スル件 (ロ)新規格改正

(ハ)新価格ニ関スル件 (ニ)特配品ノ配給ニ関スル件 (ホ)其ノ他

注意 尚当日同時刻ニ空襲警報発令ノ場合ハ翌日ノ同時刻トス。

（縦紙、ガリ版印刷、印刷物の紙背を再利用）

決戦下の主食糧

勝抜く為に大切な馬鈴薯◎◎◎

◎一粒も腐らさぬ様に

食糧国策に添ひ皆さんの御奮闘に依つて、今年の馬鈴薯も予定通り増産が出来ました。此の馬鈴薯は一粒も腐らさぬ様に割当通り必ず供出して国家のお役に立て値上げした政府の親心に応へませう。

◎今年の馬鈴薯は

一、供出されたものは立派にお米の代替にする様政府は非常に期待して居ります。
二、割当数量も多く、輸送関係が貨車も、トラックも、人手も不足して居るので掘取つて直ぐ出荷すると夥しい滞貨となり腐敗を生じ、お米の代替になりません。

◎腐敗防止と平均出荷は是非必要

一、掘取は必ず晴天を選んで行ふこと。
二、収穫後は風乾を完全にして腐らぬ薯となし何時でも農業会の指図によつて出すことの出来る様に致しませう。

三、浸水したものや、雨天掘其の他腐敗の恐れあるものは必ず別にすること。

◎簡易で便利な竹囲式

風乾は便利な竹囲式を御奨めします。之は岡山県で既に好成績を挙げ本県でも昨年数ヶ所で実施し農家に便利がられたものですから之による貯蔵を励行して下さい。

○竹囲の作り方と材料

一、風通よく便利な個所に地上五寸乃至一尺位の高さの処に竹で底と周囲を囲み藁又は麦稈等で屋根を設けること。

二、材料は次の如く可成自家に有るものを使ふこと。

杭木（稻架用） 囲竹（煙草竿） 屋根及覆（藁、麦稈、菰、古菰等） 縄

三、巾は二尺五寸以内（二尺以上）とし、深さ三尺の場合は長さ五寸で一俵分入りますから所要の俵数により長さを計算すること（二〇俵分収容するには一〇尺となる）

四、詳細は検査吏員が農業会で聞いて下さい。

○竹囲は可成早い中（五月中）に作つて置いて収穫した薯は外皮が乾いたら其の俵此の中に入れ日光の直射と雨露を防げば数日で風乾が出来貯蔵に耐る様になります。

◎受検と出荷

風乾が出来た薯は検査吏員の下見を受けた後、確かりと荷造し農業会の指図通り日割検査を受け計画出荷を致しませう。

◎薯は興亜の底力

増産の美は供出の完遂で輝かさう

昭和十九年五月

静岡県食糧検査所

静岡県農業会

（中静三八二）

（縦紙、印刷、句読点原文ママ）

（西浅羽、縦帳、破損甚大、綴はずれ多数、計測不能）

二八五 昭和二十年（一九四五）三月十日付け「西農第四〇号 甘藷緊急協議会開催ノ件」〔参考書綴 拾九年度後半期分〕長溝自治会文書近代一七
の内）

〔第二十九文書〕

西農第四〇号

（一九四〇）

昭和二十年三月十日

西浅羽村農業会

（磐田郡／西浅羽村／農業会）
（印）

部 農 会 長 殿

甘藷緊急協議会開催ノ件

陳者主要食糧及液体燃料確保緊要性ニ鑑ミ、系統

機関ヲ挙ゲテ之ガ生産確保ニ邁進致スコト、相成候。就而

左記ニヨリ標記協議会開催可レ致候間、御多忙中甚恐縮ニハ候

ヘ共万障御繰合セ御出席相成度、此段及ニ御通知一候也。

尚当日ハ農業会磐田支部ヨリ杉本技師係員トシテ御臨席ノ筈ニ付申添候。

記

一、開催日時 三月十二日午前九時、 一、場所 西浅羽村農業会

追而貴字名隣保班長各位ニハ貴殿ヨリ御出席方可レ然御配意相成度候

（第二十九文書、豎紙、「西浅羽村信用購買販売利用組合」罫紙使用、手書、破損甚大、縦247mm×横169mm）

（西浅羽、綴、綴りはずれ、計測不能）

二八七 (昭和二十年へ一九四五)三月十二日頃)「ラジヲ所有者」(『参考書綴 拾九年度後半期分』長溝自治会文書近代一七の内)

〔第二十五文書〕

ラジヲ所有者

栗原孫作 栗原治平

栗原栄助 兼子傳吉

鈴木格三

仁科憲一 計七名

鈴木徳平

(第二十五文書、鉛筆書、縦(184) mm×横(122) mm)

(西浅羽、綴、綴りはずれ、計測不能)

〔翻刻注〕

第二十六文書「西役号外 ラヂヲ聴取者調査依頼ノ件」(本書二八六号)とセット関係であろう。

二八八 昭和二十年（一九四五）三月十三日付け「第二回チブス予防注射施行ニ関スル件」〔参考書綴 拾九年度後半期分〕長溝自治会文書近代一七
の内）

〔第二十四文書〕

（二九四五）
昭和二十年 三月十三日
〔「田郡／「」／「」〕
割印〕 西浅羽村長（印）
（磐田郡／西浅羽／村□□）

農業会長（印）

（磐田郡／西浅羽村／農業会）／左に九〇度顛倒）

部落会長殿

第二回チブス予防注射施行ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ左記ノ通り実施可レ致候条、該当
者出席セシメラレ度御依頼候也。

記

施行日 三月十六日 自午前九時一

至午前十一時一

場所 農業会倉庫

（野外下部印刷）

〔静岡（120） 長尾大海堂納〕

（第二十四文書、堅紙、「磐田郡西浅羽村農業会」罫紙使用、ガリ版印刷、縦254mm×横174mm）

（西浅羽、綴、綴りはずれ、計測不能）

二八九 昭和二十年（一九四五）三月三十一日付け「庶乙第二六号 震災復旧用鍋釜配給ノ件」（浅羽自治会文書六九三）

庶乙第二六号

（九四五）

昭和二十年三月三十一日 上浅羽村長（村長印）

浅羽部落会長殿

震災復旧用鍋釜配給ノ件

曩ニ震災ニ依リ破損ノ被害ヲ受ケタルモノニ対スル、
標記物品ノ必要量各部落ノ申請ニ基キ手配中
ノ処、今般配給有之タルニ付、前申請量ニ比例シ、配
給仕リ候ニ依リ、四月七日迄ニ代金及破損鍋釜（瀬戸
引ノモノハ不可）引換ニ役場ニテ一括受領相成度。
尚釜ニ付テハ後日残数量ノ配給アル筈ニ付、重点的ニ
配給セラレ度候。

記

品名	規格	数量	単価	金額	備
標準釜	二八種	八	一〇…二二	八一…七六	『八』 （鉛筆）
寸胴鍋	二〇	八	三…四八	二七…八四	
〃	二二	九	四…一〇	三六…九〇	『二十三』 （鉛筆）
〃	二四	六	三…五七	二一…四二	
計			…	一六七…九二	

考

外ニ各部落金苞円宛、運賃トシテ御負担願度候。

（異筆）

『右領収候也。』

四月六日

上浅羽村
□□□□
（分配りカ）

（上浅羽、堅紙、野紙使用、縦246mm×横343mm）

二九〇 昭和二十年（一九四五）四月七日付け「指定衣料品配給ノ件」〔参考書綴 拾九年度後半期分〕長溝自治会文書近代一七の内）

〔第十文書〕

（二九四五）
昭和二十年四月七日

西浅羽村農業会

（手書）
『栗原政太郎』殿

指定衣料品配給ノ件

標記ノ件配給割当決定仕候条、御繁忙中乍「恐縮」
別紙割当表隣保別ニ御配付相成度、此之段及ニ
御依頼「候也。

（第十文書、 縦紙、「西浅羽村農業会」罫紙使用、ガリ版印刷、縦243mm×横165mm）

（西浅羽、綴、綴りはずれ、計測不能）

二九一 昭和二十年（一九四五）四月九日付け「庶乙号外」〔参考書綴 拾九年度後半期分〕長溝自治会文書近代一七の内）

〔第十一文書〕

庶乙号外

（二九四五）
昭和二十年四月九日

西浅羽村長

（印）
（静岡県磐／田郡西浅羽／村長之印）

各部落会長殿

去ル震災ニ於テ部落又ハ隣保単位ニ共同
炊事実施ノ事実有レ之候ハバ、明十日午前
中ニ御申出相成度、此ノ段及ニ御依頼候。

（第十一文書、 縦紙、 「静岡県西浅羽村役場」 罫紙使用、 ガリ版印刷、 破損大、 縦 225mm×横 161mm）

（西浅羽、 綴、 綴りはずれ、 計測不能）

二九二 昭和二十年（一九四五）四月十日付け「チフス予防注射施行ニ関スル件」〔参考書綴 拾九年度後半期分〕長溝自治会文書近代一七の内）

〔第六文書〕

（天裏書／鉛筆／九〇度顛倒／四つ折りにして表に宛名を書いたもの）

「長溝栗原政太郎殿」

（一九四五）昭和二十年四月十日 西 浅羽村農業会（印）〔磐田郡／西浅羽村／「」〕

（手書）『部落会長』殿 『静岡県磐田郡西浅羽村長藤原操平』（印）

チフス予防注射施行ニ関スル件 （静岡県磐田郡西浅羽村長印）

標記ノ件曩ニ実施致候処、貴部内ニ於テ「未施

行者」有レ之候ハバ、左記ニ依リ実施可レ致候間可

レ然御高配相煩度、此段及ニ御通知一候也。

日時 四月十四日午前九時ヨリ十一時迄

場所 農業会

左ノ方ハ注射致シマセン

肺結核、心臓病、妊婦等

（縦紙、「西浅羽村農業会」罫紙使用、ガリ版印刷、縦238mm×横160mm）

（西浅羽、綴、綴りはずれ、計測不能）

二九三 昭和二十年（一九四五）四月十一日付け「西配第六号 □風呂釜配給ニ関スル件」〔参考書綴 拾九年度後半期分〕長溝自治会文書近代一七
の内）

〔第五文書〕

西配第六号

（九四五）

昭和二十年四月十一日

西浅羽村長

（静岡県磐田郡西浅羽村長之印）

部落会長殿

（肉月に「齊」／誤字か）

□風呂釜配給ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ昨十二月七日ノ震災ニ依リ不用トナリタル

（ママ）行乃至複数行脱あるか

罹災者ニ対シ配給有レ之候間、四月十五日迄ニ貴部

落内該当者ヲ御報告相成度、此ノ段及ニ御依頼一候。

（第五文書、豎紙、「静岡県磐田郡西浅羽村役場」罫紙使用、ガリ版印刷、縦 226mm×横 161mm）

（西浅羽、綴、綴りはずれ、計測不能）

〔翻刻注〕

誤字や行抜けがあるように思われる。

本文の「標記ノ件ニ関シ昨十二月七日ノ震災ニ依リ不用トナリタル罹災者ニ対シ配給有レ之候間」（標記の件に関して、昨年十二月七日の震災によつて不用となった罹災者に対して配給があるので）という一文は、「震災で不用になった罹災者」となり文意が通らない。

西浅羽村役場が罹災者（もちろん西浅羽村の住民も含まれる）のことを「不用」などと表現することはありえない。

念のため、「不用」の意味を辞書で引いてみたが、ここの文意に合う意味は見当たらなかった。

本文一行目と二行目の間に脱があるように思われる。

二九四 昭和二十年（一九四五）四月十一日付け「西配第七号 一般用布団補修用布配給ニ関スル件」〔参考書綴 拾九年度後半期分〕長溝自治会文書近代一七の内）

〔第四文書〕

西配第七号

（一九四五）

昭和二十年四月十一日

西浅羽村長（印）

（静岡県磐田郡西浅羽／村長之印）

部落会長殿

一般用布団補修用布配給ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ其ノ筋ヨリ依頼有レ之候ニ付キ

誠に御多忙中恐縮ニハ存シ候ヘ共、四月十三日迄

ニ_左記該当者御報告相成度、此ノ段及ニ御依頼ニ候。

記

受配資格者

一、同一戸籍内ノ学童及幼児（1才―15才）三名以上ノ世帯数

一、全 二名以下ノ世帯数

何戸 何人

（第四文書、縦紙、〔静岡県磐田郡西浅羽村役場〕罫紙使用、ガリ版印刷、縦 226mm×横 161mm）

（西浅羽、綴、綴りはずれ、計測不能）

二九五 昭和二十年（一九四五）四月十一日付け「庶乙第三号 昭和二十年度種痘該当者調査方依頼ノ件」〔参考書綴 拾九年度後半期分〕長溝自治
会文書近代一七の内）

〔第三文書〕

庶乙第三号

（一九四五）

昭和二十年四月十一日

磐田郡西浅羽村長藤原操平

（静岡県磐田郡西浅羽村長印）

部落会長殿

昭和二十年度種痘該当者調査方依頼ノ件

（一九四四）

貴部落内ニ於テ、疎開者ニシテ昭和十九年一月一日ヨリ昭和十九年十二月

三十一日迄ニ生レタル者ニ付調査セラレ度、左記調査表ニ御記入ノ上、

来ル四月十五日迄ニ当役場ニ御提出相成度、此段及ニ御願一候也。

追而疎開者ノミニ付申添候也。

（山折り線）

調査表

昭和二十年度種痘該当者調査書

自 昭和十九年一月一日生
至 昭和十九年十二月卅一日生

氏名	生年月日	現住所	保護者名 及続柄	本籍住所

...

(表、空欄全十行／長いため後略)

(第三文書、ガリ版印刷、縦231mm×横327mm)

(西浅羽、綴、綴りはずれ、計測不能)

二九六 昭和二十年（一九四五）四月二十六日付け「庶乙第五一号 災害復旧用風呂釜配給ノ件」（浅羽自治会文書六九四）

庶乙第五一号

^{（一九四五）}
昭和二十年四月二十六日 上浅羽村役場（上浅羽村役場印）

『^{（手書）}浅羽』部落会長殿

災害復旧用風呂釜配給ノ件

標記ノ件、左記ノ通り配給ス。至急受領セラレ度。

記

臍風呂釜（亜鉛板製）『^{（手書）}六』個

価格、一個ニ付金拾円。送料、一個ニ付二十五銭。

計金『^{（手書）}六十一』円『^{（手書）}五十』銭

本品ハ、震災罹災者ニシテ、最モ困却セル向ニ重点的配給相成度。

（上浅羽、縦紙、青焼き、劣化甚大、崩壊、縦238mm×横164mm）

二九七 昭和二十年（一九四五）五月二十九日付け「磐總第五二八号 償還年次表送付方ノ件」（袋井町近代役場文書②八四六）

（「沼野」「豊田」）

（印二点）（受付印）

磐總第五二八号

（一九四五）

昭和二十年五月二十九日

磐田地方事務所長（印）

『袋井町』長殿

償還年次表送付方ノ件

客年十二月七日□震災ニ依リ被害ヲ蒙リタル貴町村有営

造物復旧費財源ニ関シ、曩ニ起債許可稟請ノ処分今

般一部更正許可相成候ニ付テハ償還年次表更正ノ上

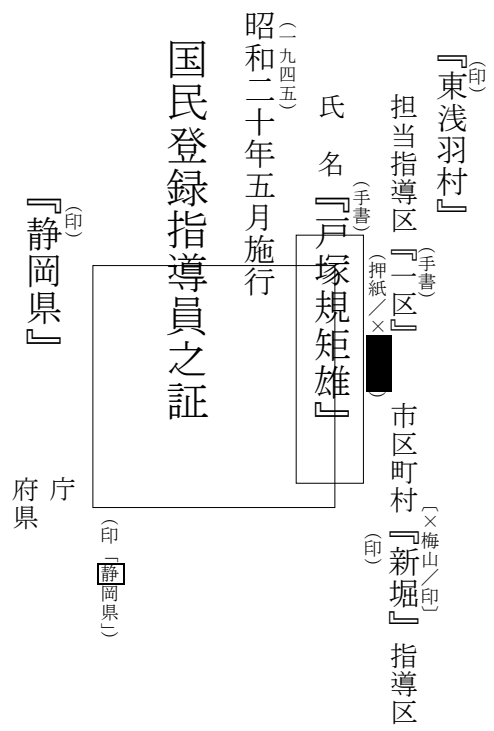
当所宛一部提出相成度。

（受付印）

第『1745』号／受附／20.6.『8』／磐田郡袋井町役場

（袋井、豎紙、ガリ版印刷、縦257mm×横179mm）

二九八 昭和二十年（一九四五）五月「昭和二十年五月施行 国民登録指導員之証」（新堀自治会文書近代一五）



（新堀〈東浅羽〉、堅紙、印刷、縦88mm×横60mm）

〔翻刻注〕

本史料は国民登録指導員であることを証明するものであり、宛名の類はないが、誰かに見せることによって身分を証明するという機能を發揮するものであることから、文書と解釈した。

（表紙）

（一九四五）
昭和二十年一月ヨリ

震災後袋井ヨリ材木運搬人員

浅羽

（本文／原文は内題を除き二段組みで書かれている）

震災後袋井ヨリ材木運搬役

第一班

計十二人 金十二円也（割印）
（河□／以下同）

池田行二人 金 六円也

計金拾八円也

第二班

計十三人 一人一円つゝ（割印）

計金十三円也

第三ノ一班

計 十三人 一人一円つゝ (割印)
計金十三円也

第三ノ二班 (割印)
計 九人 一人一円つゝ
計金九円也

第四班
計二十人 一人一円つゝ (割印)
計金二十円也

第五班
計 十人 一人一円つゝ
牛車一台 三円也 (割印)
計金十三円

第六班
計十七人 一人一円つゝ (割印)
計金十七円也

第七班
計十五人 一人一円つゝ (割印)
計金十五円也

第八班
計 九人 一人一円つゝ (割印)
計 九円也

第九班

計十三人 一人一円つゝ (割印)

計金十三円也

第十班

計 四人 一人一円つゝ (割印)

牛車二台 六円也

計金十円也

第十一班

計 八人 一人一円つゝ (割印)

計 八円也

第十二班

計 十三人 一人一円つゝ (割印)

計 十三円也

第十三班

計九人 一人一円つゝ (割印)

計九円也

第十四班

計 十四人 一人一円つゝ (割印)

池田行二人 三円つゝ六円

計 二十円也

第十五班

計十五人 一人一円つゝ (割印)

池田行二人 三円つゝ六円

計金貳十壹円也

第十六班

計八人 一人一円つゝ (割印)

池田行二人 三円也 六円也

計十四円也

合計金貳百四十貳円也

七月十二日支払

(上浅羽、 堅帳、 罫紙使用、 縦 255.5mm × 横 175mm × 厚 1mm)

三〇〇 昭和二十年（一九四五）八月二十一日付け「西農第一四六号 家兔飼育者及飼育頭数調査ノ件」〔昭和二十年四月以降 送付綴〕長溝自治会
文書近代一八の内）

（天裏九〇度顛倒した書込／鉛筆）

「前田松一郎殿」

（天に書込／鉛筆）

「至急」

西農第一四六号

（一九四五）昭和二十年八月二十一日 西浅羽村農業会（印）
（鉛筆／本史料については『内以下同』）
『長溝』部落会 長 殿

家兔飼育者及飼育頭数調査ノ件

左記表ニ御記入下サレ度候也。

飼育者氏名		飼育頭数		飼育者氏名		飼育頭数	
短毛種	『頭』	毛用種	『頭』	短毛種	『頭』	毛用種	『頭』
		アンゴラ				アンゴラ	

（縦紙、「西浅羽村農業会」罫紙使用、ガリ版印刷）

(西浅羽、 縦帳、 縦 285mm × 横 195mm × 厚 30mm)

三〇一 昭和二十年（一九四五）八月二十五日付け「西農第一五二号 立秋胡瓜配給ニ関スル件」〔昭和二十年四月以降 送付綴〕長溝自治会文書近
代一八の内）

西農第一五二号

（二九四五）

昭和二十年八月二十五日

西浅羽村農業会（印）

（磐田郡／西浅羽村／農業会云）

『長溝』部落会長殿

（鉛筆）

立秋胡瓜配給ニ関スル件

（瓜）

標記ノ件ニ関シ、今般立秋胡瓜ノ種子ガ

（瓜）

配給サレタルニ付、各部落ニ分配致シマス故、来ル

二十七日ニ御受取下サル様御願ヒ致シマス。

記

配給数量

（鉛筆）

『一、一合』

（縦紙、挟み込み文書、「西浅羽村農業会」罫紙使用、ガリ版印刷、断裂、貼り付き、開披不能、計測不能）

（西浅羽〈長溝〉、縦 285mm×横 195mm×厚 30mm）

〔翻刻注〕

開披不能。この史料に限っては手で広げながら読んだ。

三〇二 (昭和二十年へ一九四五) 八月三十一日付け「隔離病舎修理ニ関シ人夫出労方依頼ノ件」(昭和二十年四月以降 送付綴) 長溝自治会文書
近代一八の内)

(綴じによる前欠あるか)

八月卅一日

西浅羽村役場 (印) (磐田郡／西浅羽／村役場)

長溝部落会長殿

隔離病舎修理ニ関シ人夫出労方依頼ノ件

種々ノ関係ニテ延引致居候標記修理作業、明日(三十一日)ヨリ

急速ニ実施致スべく候条、御繁忙中恐縮ニハ存候へ共、左記ノ通り

人夫出労方御配意相成度、及ニ依頼候也。

記

一、八月三十一日 午前七時 隔離病舎集合

一、作業内容 (壁) 避土ネリ 瓦運搬 其他雑役 三人。

一、所持品 及人員 三本鋤

一、其他 現地ニ左官(流ノ鈴木平次シ) 居ル筈ニ付、連絡

ノ上作業ヲナス様致度。

(縦紙、ガリ版印刷)

(西浅羽、縦 285mm×横 195mm×厚 30mm)

〔翻刻注〕

文書の日付と、文書の本文中にある「明日」の日付が同日となっている。どちらかに誤りがあるか。

三〇三 昭和二十年（一九四五）九月三日付け「西農第一六二号 甘蔗作付ニ関スル件」〔昭和二十年四月以降 送付綴〕長溝自治会文書近代一八の内）

〔第一紙〕

西農第一六二号

（九四五）

昭和二十年九月三日

西浅羽村農業会

（印）（磐田郡／西浅羽村／農業会）

各部農会長殿

甘蔗作付ニ関スル件

甘蔗ノ栽培禁止ニ関シテハ、去ル五月一日及七月十四日ノ

二回ニ亘リ他ノ作物ニ転換スル様御通知申上候

处、尚所々ニ栽培セラル、^{〔耕〕}耕地アリ。之ガ為ニ別

紙ノ通り地方事務所長名ヲ以テ再度ノ通

牒ニ接シ候条、御部内関係者へ御示達方

御依頼申上候也。

（縦紙、「西浅羽村農業会」罫紙使用、ガリ版印刷）

〔第二紙／別紙〕

磐経第六六六号

（九四五）

昭和二十年九月一日

磐田地方事務所長

各町村長殿

各町村農業会長殿

甘蔗作付禁止ニ関スル件

首題ニ関シテハ七月十一日付磐経第七九一号ヲ以テ通

牒致置候処、尚之ガ取締不可能ノ為、随所ニ其

ノ作付散目セラレ、為ニ隣接町村等ノ真摯ナル農家

ニ対シ極メテ悪影響ヲ与へ、善良ナル生産意欲ヲ減退

セシムルノ結果ヲ招来シアルニ鑑ミ、此際作付ヲ為シアル向ハ、

即時他作物ニ変換セシメラレ度、此段及ニ通牒一候。

(紙、ガリ版印刷、文字かすれ)

(西浅羽、 帳、 縦 285mm×横 195mm×厚 30mm)

三〇四 昭和二十年（一九四五）九月十四日付け「聯合軍進駐ニ伴フ報道取扱要領ニ関スル件」〔昭和二十年四月以降 送付綴〕長溝自治会文書近代
一八の内）

昭和二十年九月十四日

西浅羽村役場（磐田郡／西浅羽／村役場）
（印）

各部落会長殿
隣保班長殿

聯合軍進駐ニ伴フ報道取扱要領ニ関スル件

標記ノ件ニ就キテハ、左記ノ通り措置スルコトト相成候条、
貴部内各位ニ此ノ旨徹底方御高配相成度及ニ依頼候也。

記

- 一、聯合軍ノ進駐ニ当リテハ、国民ハ冷静沈着、忍苦自重シ、其ノ
举措進退凡テ大国民タルノ態度ヲ以テ終始シ、輕挙妄動
ハ国家ニ大ナル損失ヲ及スノミナラズ、占領軍ニ各種干涉ノ
口実ヲ与フル惧アルヲ深慮シ、信ヲ世界ニ保ツベキコト。
- 二、聯合軍進駐シ、又帝國軍隊撤収後ニ於テモ、我が一般行
政機関及公共団体ノ活動ハ平常ノ通り行ハレ、占領軍ノ
住居、食糧、輸送等ニ就キテハ、我が政府諸機關ガ責任ヲ以テ之ニ当ルモノニシテ、一般国民ト聯合軍トノ間ニ直接
關係ヲ生ズルコト無キコト。
（山折り線）
- 三、聯合國軍ノ進駐ハ一切我が政府官憲ト連絡ノ上、平和
的ニ行ハルモノナルコト、随ツテ左ノ点特ニ留意ノコト。
 - 1、我國民特ニ婦女子ハ厳正ナル举措、服装ヲナシ、徒ニ
誤解ヲ招カザル様特ニ留意ノコト。
 - 2、聯合軍ニ危害ヲ加ヘタル場合ハ、苛酷ナル処断ヲ受ケ、場
合ニ依リテハ一般民衆ニ対シテモ厳シキ報復手段ヲ加ヘ
ラルベキヲ以テ、充分注意ノコト。

3、聯合軍側ト万一紛議ヲ生ジタル場合ハ、当事者自ラ

解決ヲ求ムルコトヲ絶対ニ避ケ、我方ヨリ抗議ノ証拠

トナルベキ具体的事実ノ詳細ヲ直チニ我ガ官憲ニ報告

シ、的確ナル指導ヲ受クベキコト。

備考

新聞、ラジオノ報道等ヲモ合セ考へ、苟クモ事ヲ誤ル

ガ如キ事ナキ様、充分御指導願度候。

(堅紙、帳簿用罫紙の紙背二次使用、ガリ版印刷)

(西浅羽、堅帳、縦285mm×横195mm×厚30mm)

〔翻刻注〕

原文にいくつか読点が見えるが、罫紙の紙背に薄くガリ版印刷で書かれており、全体的に判読困難のため、その読点を生かしつつ杉山が句読点を振った。

三〇五 昭和二十年（一九四五）九月十四日付け「西出号外 藁工品増産推進並ニ割当ニ関スル件」〔昭和二十年四月以降 送付綴〕長溝自治会文書
近代一八の内）

西出号外

（一九四五）
昭和二十年九月十四日

西浅羽村藁工品増産推進隊西浅羽出張所

（西浅羽食／糧検査□□／出張所印）
（印）

藁工品増産推進員殿

藁工品増産推進並ニ割当ニ関スル件

大東亜戦争終結ニ伴ヒ各々其ノ職場モ激変シ以テ
失業セラレタル者モ各地ニ続出セル昨今、各位ヲ初メ農
家ノ皆々様ニハ何等ノ変化モ見ズ、唯々各種ノ増産ニ
邁進セラレ、新日本ノ建設ニ御奮闘ノ事ト存ジ候。
就ハ標記藁工品ニ対シマシテモ決戦ト同様需要数ニ
変リ無キ状況ニ有レ之、生産ハモトヨリ本年度（自四月一日
至十月末日）ノ
割当モ当然完遂致スべく、本部ヨリ通牒有レ之候条、
左記割当数以上生産致サレ度、各戸ニ対シ割当相成
度及ニ御依頼ニ候也。

尚価格ニ於テモ各種共九割以上ノ値上トナリタルニ付申添候。

記

部落名 『長溝』
（手書）
（手書）
蕨類割当数 『二七、七五〇』枚

縄ニ有リテハ従来通り生産セラル、様御願申上候。

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦285mm×横195mm×厚30mm）

三〇六 昭和二十年（一九四五）十月一日付け「西農第一九九号 紫雲英種子配付ノ件」〔昭和二十年四月以降 送付綴〕長溝自治会文書近代一八の内）

〔手書〕
『長溝』

西農第一九九号

（一九四五）
昭和二十年十月一日

西浅羽村農業会

部農会長殿

紫雲英種子配付ノ件

配給肥料ノ極減ニ対処シ、此後ノ食糧増産ハ自給肥料ノ増産ニ依ル以外ニ途ナク、依ッテ本年度秋播紫雲英種子貴部落ニ対シ左記数量ヲ配給可_レ致候条、容器持参、来ル本月五日迄ニ当農業会事務所迄御足労煩シ度、此段及ニ御依頼_二候也。

〔手書〕
〔異筆〕 壺斗七升代金貳拾五円五拾銭

〔一〕、金貳拾五円五拾銭也。領収候也。指導部（山下）印

（堅紙、罫紙の裏面使用、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 285mm×横 195mm×厚 30mm）

三〇七 昭和二十年（一九四五）十月五日付け「周総第五〇四号 神社ノ制札等ニ関スル件」（山梨役場文書二五〇八）

〔第一紙〕

周総第五〇四号

（印四点「本間」「久野」「土屋」「近藤」）

（一九四五）
昭和二十年十月五日

（地方ノ事務官ノ之印）
（受付印）
周智郡地方事務所長

（印）
『山梨町』 長殿

神社ノ制札等ニ関スル件

今般聯合軍進駐ニ伴ヒ、駐屯地所在ノ神社又ハ之等
駐屯軍人ノ来往ヲ予想セラル、地域ノ神社ニ在リテハ、境
内地其ノ他適當ノ場所ニ別紙添付記載例ノ如キ制札
又ハ標示ヲ建設セシメラレ度旨通牒ノ次第モ有レ之候
条、可レ然御取計相成度、及ニ通知一候。

（受付印）

「受付／第『1836』□／20.8.／「山」」
（手書）（一九四五）

No Thoroughfare For
Hoeses and Vehicles

車馬乗入禁止

No Thoroughfare

通 行 禁 止

The Shrine Office

社 務 所

The Worshipping Place

拝 所

Kindly Refrain From
Smoking

禁 煙

〔第三紙〕

THE MEIJI-SHRINE

Notice

It is prohibited to take any
conductin the compounds that
will violate the sanctity of
this shrine

(訳文) 明 治 神 宮
注 意

境内ニ於テ神社ノ尊厳ヲ
冒スベキ一切ノ行為ヲ禁ズ

〔第二紙〕

(山梨、綴、ガリ版印刷、縦 236mm×横 163mm×厚 1mm)

三〇八 昭和二十年（一九四五）十月六日付け「防空頭巾供出方依頼ノ件」〔昭和二十年四月以降 送付綴〕長溝自治会文書近代一八の内）

（一九四五）
昭和二十年十月六日

（静岡県磐田郡西浅羽村長藤原操平（印））

各部落会長殿

防空頭巾供出方依頼ノ件

今般政府ニ於テハ冬ヲ目前ニヒカヘ戦災者越冬対策
ノ急務ノ一助トシテ、終戦ニヨリ不用トナリタル防空頭巾ノ
供出運動ヲ実施致シ、布団ニ加工ナシ罹災者ノ援護ニ当ル事
ト相成候旨通牒有レ之候条、貴部落内各位ノ御同情ニ依リ
多数供出相成度、此段及ニ依頼一候也。
追而左記ニ依リ供出願度申添。

記

一、供出

1、一世帯一点以上無償供出スルモノトス。

（山折り線）

2、供出ハ強制ニ亘ラザル様留意スベキモ、非罹災家庭

ヨリノ供出ハ極力勸奨スルコト。

二、回収日及回収場所

供出日 昭和（一九四五）二十年十月十日マデ

回収場所 西浅羽村役場

備考

部落ニ於テノ回収頭巾ハ取マトメノ上当該役場ニ右回収
日迄ニ御持参相成度。

(西浅羽、 竖帳、 縦285mm×横195mm×厚30mm)

三〇九 昭和二十年（一九四五）十月九日付け「庶乙第一〇二号 震災関係出役人夫等二関スル件」（浅羽自治会文書六九六）

庶乙第一〇一号

昭和二十年十月九日 上浅羽村村長川上伊八
（上浅羽／村長印）

各部落会長殿

震災関係出役人夫等二関スル件

震災復旧関係出役人夫（杉皮運搬、学校出役）

ノ賃金未済ニ係ル分御調査ノ上御報告

相願度、此段御依頼申上候。

（上浅羽、罫紙、罫紙使用、破損甚大、裏打、縦242mm×横165mm）

三一〇 年月日不明「震災救助金各部落調査」(浅羽自治会文書六九七)

震災救助金各部落調査

部落名	食料費	小屋掛材料費	就業費	学用品	合計
諸井	一五四四	三三四	二二九九	四〇〇	八四〇
浅羽	一六〇五	一七〇	二二〇〇	二八〇	六四二一
浅名	一四九八	二七八〇	一五三〇	二四八	六〇五六
豊住	九八三	一六二四	一一一〇	二一〇	三六二七
計	五九三〇	六二	九八〇四	〇〇	二一五五七
			四七一〇	一一一三	六二

(上浅羽、竖紙、「磐田郡上浅羽村役場」罫紙使用、縦243mm×横170mm)

〔翻刻注〕

浅羽自治会文書の年月日不明一九四四年東海地震関係史料は、参照しやすさを考え、まとめてこの位置に収録した。

三二一年月日不明「震災見舞金寄附者名簿」(浅羽自治会文書六九八)

震災見舞金寄附者芳名簿

月	日	金	氏	名	備	考
一	二	三	三〇〇〇〇	森口淳三		
二	六	三〇〇〇〇	静岡鉄道株式会社			
一	六	一五〇〇〇	大政翼賛会			
一	六	一〇〇〇〇	赤堀絹次郎			
二	〇	五〇〇〇〇	田代正二外一名			
二	一〇	九〇〇〇〇	樽松鋳一			
二	一五	一八〇〇〇	落合勝治			
二	一五	一〇〇〇〇	寺田武次			
二	一五	五〇〇〇〇	遠江特定郵便局長会			
二	一五	一〇六八〇〇	上浅羽郵便局			
計						

(上浅羽、 縦紙、 「磐田郡上浅羽村役場」 罫紙使用、 縦 243.5mm×横 170mm)

〔翻刻注〕

浅羽自治会文書の年月日不明一九四四年東海地震関係史料は、 参照しやすさを考え、 まとめてこの位置に収録した。

震災見舞金及罹災救助金配分表

部落名	見舞金		罹災救助金		計	
諸井	二五六	〇	三八四	〇	六四〇	〇
浅羽	三一〇	〇	四六四	〇	七七四	〇
浅名	二九九	〇	四四八	〇	七四七	〇
豊住	二〇三	〇	$\begin{matrix} \times 4 \\ 三〇四 \end{matrix}$	〇	$\begin{matrix} \times 6 \\ 五〇七 \end{matrix}$	〇
計	一、〇六八	〇	一、六〇〇	〇	二、六六八	〇

（上浅羽、縦紙、ガリ版印刷、縦239mm×横164mm）

〔翻刻注〕

浅羽自治会文書の年月日不明一九四四年東海地震関係史料は、参照しやすさを考え、まとめてこの位置に収録した。

三三三 昭和二十年（一九四五） 浅羽常設委員『昭和十七年四月 土木費出納簿』（抄）（浅羽自治会文書四一〇）

（前略）

月日	摘	要	収入金額	支払金額	差引残高
（中略）					
（一九四五年二月十日）		震災当時酒配給の不足分		一八・三〇〇	八五五・四二
（中略）					
（一九四五年二月十日）		震災二付班長慰労宴 金原屋支払		六二・〇〇〇	七〇七・五〇
（中略）					
（一九四五年三月二十六日）		震災義捐金ノ残額	二四・七五〇		一四七四・四八
（中略）					
（一九四五年四月六日）		鍋金送料		一・〇	
		震災配給		五・〇〇	
（一九四五年四月六日）		震災見舞セトモノ送り賃			（朱筆） 『七日現在 引一三二八・一〇』
（一九四五年八月四日）		84 北遠ヨリ 震災見舞金受領 役場ヨリ	七〇三・〇〇		
（一九四五年八月四日）		古池勝巳君寄附受領		一〇〇・〇〇	
（一九四五年八月四日）		大字へ震災見舞トシテ		七〇二・五〇	
（中略）					
（一九四五年八月八日）		震災見舞金太田代村松分		一六・五〇	
（中略）					
（一九四五年八月八日）		全潰者十一円半潰者五円五十銭分配			

(一九四五年十一月二十六日)

26 震災用材木整理

人夫賃 役場ヨリ

一五・〇〇

(後略)

(上浅羽、縦帳、専用紙使用、縦233mm×横170mm×厚15.5mm)

〔翻刻注〕

『昭和十七年四月 土木費出納簿』のうち一九四四年東海地震関係部分を抄出しこの位置に収録した。

三二四 昭和二十年（一九四五）十月三十一日付け「西婦第一号 新婦人会結成ニ関スル協議会開催ノ件」〔昭和二十年四月以降 送付綴〕長溝自治
会文書近代一八の内）

西婦第一号

（九四五）
昭和二十年十月三十一日

西浅羽村役場（印）
（磐田郡／西浅羽／村役場）

『前田 きた 殿』
（手書）

新婦人会結成ニ関スル協議会開催ノ件

標記ノ件、婦人会ノ帰趨ニ付テハ既ニ種々御考慮中トハ被レ存候ヘ共、婦人会ノ沿革ヲ
顧ルニ、町村婦人会、愛国、国防等各其ノ目的ニヨリ国家社会ニ貢献致シ来リ後、大日
本婦人会ノ発足トナリ、戦時中各般ニ亘リ鋭意全力ヲ国策ニ尽シ、其ノ成績亦見ル
ベキモノ不レ少。就中国体的奉仕ノ如キ、斉シク推賞セラレ居リ候。然ルニ彼ノ義
勇隊ノ誕生ヲ見、次デ突然終戦ト相成候為、全隊ハ解散セラレ、帰趨ニ迷フ
現情ニ候ヘ共、思想ノ善導、生活ノ安定、其ノ他婦人修養活動ニ所期スルモノ多ク、
□ニ之ガ国体的活動ニ俟ツ所、寧ロ戦時下ニ優ルモノアリト存候間、此際新ニ
（文字を重ねて修正しているよう）
婦人会ノ結成ヲ致シ度考慮中偶々地方事務所ヨリモ右促進方萬障
御繰合セ御出席相成度此段及ニ御依頼ニ候也。

記

会場 西浅羽村役場

日付 十一月二日午前八時半

『御都合悪しき場合ハ必ず代理ノ方ヲ御願ヒ上候』
（手書）

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦 285mm×横 195mm×厚 30mm）

三一五 昭和二十年（一九四五）十一月六日付け「西農第二二九号 甘蔗作付禁止ニ関スル件」〔昭和二十年四月以降 送付綴〕長溝自治会文書近代
一八の内）

西農第二二九号

昭和二十年十一月六日

西浅羽村農業会（印）
〔磐田郡／西浅羽村／農業会〕

部 農 会 長 殿

甘蔗作付禁止ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ、初夏以来数次ニ亘リ御通牒致シ置キ候処、
今般亦其ノ筋厳重達ニ接シ、左記日時迄ニ必ズ全部圃上ヨリ
撤却致サレ度。^{〔去カ／以下同〕}若右期日迄撤収致サザル場合ハ、学童ヲシテ
撤却セシメ、其ノ作付者住所氏名面積等其ノ筋ニ報告致ス
事ト相成候ニ付、御部内ニ厳達方煩シ度、此段及ニ通知ニ候也。

期日 十一月十日限り

（縦紙、ガリ版印刷）

（西浅羽、縦帳、縦 285mm×横 195mm×厚 30mm）

戦争終結後ノ覚悟

大東亜戦勃発以来現在マデ吾々ノ堅ク／＼信ジ来ツタ必勝完遂ノ願ハ誠ニ無念残念ニモ敗戦ノ烙印ヲ捺サレタノデアリマス。去ル八月十四日恐多クモ御聖断ハ遂ニ喚発サレマシタ。斯クナル上ハ万事御聖慮ニ添ヒ奉ル外ハアリマセン。コレカラハ只々日本国体ノ護持ト民族ノ繁荣ヲ念願シ、隠忍自重齒ヲ喰締ツテ敗戦国ノ汚名ヲ払拭セナクテハナラナイノデアリマス。敗戦後ニ来ルベキモノハ戦前ニ倍加スル苦ミデアリマス。物資賠償デアリマス。劳力供出ノ強制デアリマス。吾々ハ荊ノ道ヲ辿ル苦難ヲ覚悟セナクテハナリマセン。外地ヨリノ帰還兵ハドシ／＼増ヘマス。反対ニ今迄輸入サレテイタ食糧物資ハ絶対ニ来マセン。一町天災ニ遭遇シマスレバ、直ニ食糧難ニ陥リマス。民族相食ムノ惨状ハ目ノ当リデアリマス。故ニ吾々農村ノ指命ハ食糧増産デアリマス。国民ヲシテ食糧難ニ陥ラセナイ様、戦後ハ一層増産ニ邁進シテ下サイ。御願シマス。吾々日本民族トシテ今日程苦シイ辛イ思ニ悩ンダ事ハアリマセン。吾々ノ如キ老人ハ最早余生ハ長ク

覽』(赤鉛筆)

アリマセンガ、此レカラ先ノ長イ／＼子供等ヤ、若イ青年男女

(山折線)

ニ思フ致シマス、真ニ胸ガ張り裂ル思デアリマス。而ナガラ深く深ク御聖慮ニ思フ致シ、将来ノ復興ヲ念願シ、隠忍ニ隠忍ヲ

重ネマシテ、一日モ早く大御心ヲ安シ奉ラナクテハナリマセン。今後差当リ皆様ニ影響シテ参リマスモノハ食糧問題デアリマス。

今マデ配給ニ依存シテ居リマシタ消費者ノ方々モコレカラハ以前ノ様ニ行カナイ事ハ必然デアリマス。自今食物ハ自分デ採ル自給自活ノ方針ニ厚生セナクテハナリマセン。農家ハ勿論、非農家ノ皆様ヨ、今度ノ敗戦ハ政府ヤ軍部ノミノ責任バカリデハアリマセン。

『廻

吾々一億国民ノ一人々々ノ協力が未ダ足りナイ点ヲ能ク考ヘマシテ、
幾ラ辛クテモ幾ラ辛クテモグット我慢ヲシテ敗戦後ノ経営ニ当
テ下サイ。此際輕挙盲動ハ国民ノ前進ヲ自ラ破壊シマス。婦
女子ノ方々ヨ、大和撫子ノ精神ハ堅ク／＼守テ下サイ。敗戦国
民トシテ彼等ニ侮辱サレナイ様決心シテ下サイ。後ハ滂沱トシテ書止ム。

上浅羽村長

〔翻刻注〕

収録位置に悩んだが、ひとまずこの位置に収録した。

(上浅羽、 縦 256mm×横 356mm)

三一七 (昭和二十年へ一九四五)八月十五日以降)『護国観世音菩薩建立趣意書』(浅羽自治会文書五〇七)

(1 ㊦)

護国観世音菩薩建立趣意書

(吳筆／習書か)
『糯』

昭和十二年七月七日北支ノ一角ニ起レル銃声ハ、政府累次

ノ不拡大声明ニモ不レ拘、支那全土ニ波及シ、軍国独善ノ

見解ニヨリ日独伊三国同盟ノ結成トナリ、昭和十六年十

二月八日ノ宣戦ノ大詔ハ全世界ヲ戦乱ノ巷ト化シ、我

国民ハ老幼婦女子ノ末ニ至ルマデ各其職域ニ於テ戦

闘ニ参加スルニ至リ、七百余万ノ陸海軍ノ将兵ハ、人跡未到

ノ密林ニ、或ハ絶海ノ孤島ニ、或ハ極寒骨ヲ刺ス北海ニ、或ハ

灼熱瘴癘ノ南方ニ、アラユル困苦欠乏ト戦ヒ、最後ノ

勝利ヲ念トシテ、前後十年ノ永キニ涉リ勇戦敢闘セラレ

タルモ戦遂ニ利アラズ、昭和廿年八月十五日終戦ノ詔勅ハ敗戦

ノ事実ヲ明示セラレ、建国二千六百年ノ輝シキ歴史ハ遂ニ終リヲ告ゲ、

平和国家再建ヲ唯一ノ目標トスルノ外ナキニ至レルハ、吾人八千万同胞

ノ最モ遺憾トスル処ニシテ、此間不幸敵弾ニ斃レ、又ハ病ヲ得テ護

国ノ鬼トナレル忠霊ニ思ヲ致ス。時其余リニモ無惨ナル犠牲ハ筆舌

ノ良ク尽ス所ニ非ス。其遺族ノ断腸言語ヲ以テ慰ムルニ道ナシ。今ヤ

我国ハ聯合國ノ絶對的管理下ニアリテ之レガ顕彰追憶ノ方途

ヲ構ズルニ由ナシ。吾人村民ハ此忠勇ナル英魂ニ対シ拱手傍觀ヲ許

サ、ルヤ論ヲ待タズ。其功績ニ比シテハ九牛ノ一毛ニ値セズトモ永久ニ其冥

福ヲ祈ルハ吾等村民ニ課セラレタル責務ナリト信ズ。敢テ在住者各

位ニ訴ヘ、其淨財ノ喜捨ニ依リテ護国観世音菩薩ノ尊像

ヲ建立シ、仏陀ノ法力ニ依リテ長ヘニ郷土出身二十有余ノ英霊ヲ

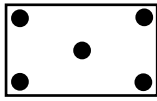
弔ヒ、其冥福ヲ祈リ、里人崇敬ノ象徴タランコトヲ期ス。

(2 ㊦)

(1 ㊦)

(3オ)

第一図



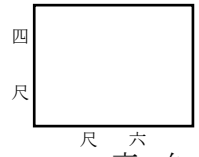
台座ノ中心ハコンクリートニテ固ムルコト。但シ礫コンクリート
松末口四五寸、長六尺以上ノ生杭ヲ打込ミ、先端五六寸ヲ
残シコンクリートニテ包ム。

(2ウ)

寄付金申込額		発起人
五〇〇、	五〇〇、	古池 薫
五〇〇、	五〇〇、	河村 勘大夫
一〇〇、	一〇〇、	金原 亀太郎
一五〇、	一五〇、	前島 悦次
五〇、	五〇、	田代 正雄
一五〇、	一五〇、	石川 知至郎
五〇	五〇	近藤 治太郎
一〇〇、	一〇〇、	田中 正作
五〇、	五〇、	加藤 角平
五〇、	五〇、	鈴木 木 謙
一〇〇、	一〇〇、	樽松 太一郎
五〇、	五〇、	大田 正三郎
五〇、	五〇、	丸野 忠一
五〇、	五〇、	岡本 藤一
一〇〇	一〇〇	戸根 木又右衛門
一〇〇	一〇〇	鈴木 木 豊

河

図 二 第



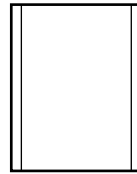
台座ハ東面六尺、南北四尺トシ、周囲ハ天竜石亀甲積トス。
高サ二尺五寸（地上）トス。

第三図



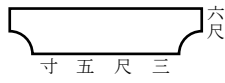
台座中心ノ杭木ノ頭ヨリ式尺五寸高、東西四尺、南北三尺ノ礫コンクリート
トシ、上部一尺ハ台座トナルノ為、^{〔カ〕}一三六ノコンクリートトシ、モルタルヲ以テ仕上ケス。

第四図



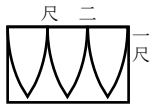
中座 高サ三尺 横幅三尺トシ、両側五尺ツハハコンクリート
ニテ作り、側面両側壁ヲ作り、正面中二尺三尺ハ仙台石トシ
戒名ヲ刻ム。
但シ裏ハ鐵扉トシ、中ニ遺品・写真等ヲ埋藏ス。

第五図



中座ノ上御影石ニテ作り上磨キトス。

第六図



尊像ノ□トナル□御影石蓮座トス。

第七圖

觀世音像ハ立姿とし御影石又ハ

ト一メ石トス。高サ五尺乃至六尺トス。

□□二基八庭先用石灯籠トス。御影石

手洗鉢 巾一尺五寸、長三尺、高二尺トス

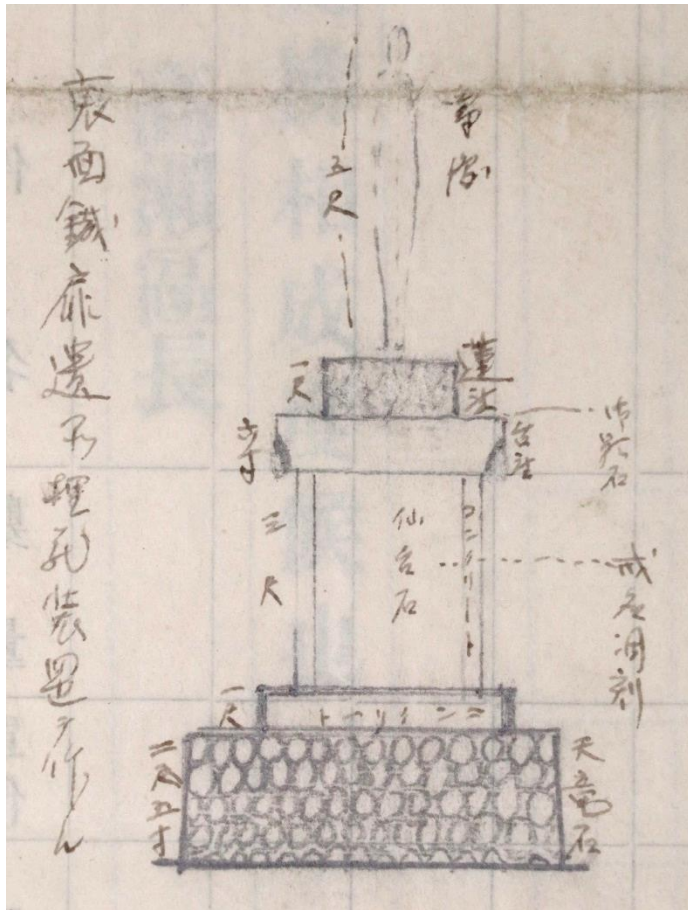
門柱 御影石一尺角、長六尺、二本

石柵 長三尺、角五寸、二尺間□トス

以上ハ予算ト晩シ合セ
〔照〕
削除又ハ木柵生垣ニ変
更スルモノトス。

(4才〜4ウ地図略)

(4ウ觀世音菩薩像図)



(上浅羽、 竖帳、 帳簿用罫紙の紙背を使用、 縦240mm×横167mm×厚1mm)

〔翻刻注〕

収録位置に悩んだが、ひとまずこの位置に収録した。

三一八 昭和二十一年（一九四六）二月二日「地第三二号 国家神道神社神道ニ関スル聯合軍總司令部ノ指令ニ基ク措置ニ関スル件通牒」（久努西村役場文書宗教五四七）

〔第一文書〕

（印四点「高橋」「山本」「高橋」「村松」）

（印「平野」）

地 第三二 号

（一九四六）
昭和二十一年二月二日

（受付印）

静岡県内務部長（印）

静岡県教育民生部長（印）

市 町 村 長 殿

国家神道神社神道ニ関スル聯合軍總司令部ノ指令ニ基ク

措置ニ関スル件通牒

標記指令ヲ履行スル為、勅令、内務省令等改廃セラレ候ニ伴ヒ、県令、訓令等別途示達セラレ候条御了知相成ルト共ニ、此ノ旨所要ノ向ニ対シ周知方御取計相成度。

（受付印）

〔周智郡久努西村役場／受付／昭和21・^{（一九四六）}6／5〕

〔第二文書〕

（第一文書、ガリ版印刷）

(1) 静岡県公報 第五千五百四拾号 昭和二十一年二月二十五日 (枠外に印「村松」)

告 示

静岡県令第十四号

左ニ掲グル県令ハ之ヲ廃止ス

明治三十五年六月静岡県令第四十号 (県社以下神社神職推薦書式)

大正六年一月静岡県令第一号 (県社以下神社神職俸給其ノ他給与規則)

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年二月二日

静岡県知事 小林 武治

静岡県令第十五号

昭和二年三月静岡県令第二十九号市町村長委任事項中左ノ通改正ス

昭和二十一年二月二日

静岡県知事 小林 武治

第二条第一項第十号乃至第十五号ヲ削ル

十六 寺院仏堂境内木竹伐採 (枯損木竹、傷害木竹ヲ除ク) 土石切芝ノ採取、樹根ノ採掘許可ノ事

第十七号及第十八号ヲ削ル

第三条第一項第一号乃至第四号ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

静岡県訓令乙第五十三号

警 察 部

警 察 署

昭和十七年十二月静岡県訓令甲第三十六号 (官国幣社以下神社幣帛供進使参向列次) ハ之ヲ廃止ス

昭和二十一年二月二日

静岡県知事 小林 武治

静岡県訓令乙第五十四号

官 国 幣 社

左ニ掲グル訓令ハ之ヲ廃止ス

(二九四六)
昭和二十一年二月二日

静岡県知事 小林武治

(二八九六)
明治二十九年八月静岡県訓令第一号 (官国幣社所有ニ係ル版權地所建物国債証券其ノ他ノ登録若ハ登録ヲ変更

スル場合社務所名ヲ以テスル件)

(二八九七)
明治三十年四月静岡県訓令第一号 (官国幣社官司職印)

(二九〇三)
明治三十六年十二月静岡県訓令丙第五百二十号 (官国幣社処務規則)

(二九〇三)
明治三十六年十二月静岡県訓令丙第五百二十号 (官国幣社営繕ニ関スル規程)

(二九〇七)
明治四十年二月静岡県訓令乙第一百十号 (官国幣社神職及雇員ノ毎月手当額)

(二九四三)
昭和十八年十二月静岡県訓令乙第七百四十二号 (官国幣社職印旅費規程)

(3)
(二九四四)
昭和十九年六月静岡県訓令乙第三百八十四号 (官国幣社営繕ニ関スル規程ノ特例ニ関スル件)

静岡県訓令乙第五十五号

官 国 幣 社

県 社

護 国 神 社

(二九四五)
昭和二十年三月静岡県訓令乙第二百二十二号 (官国幣社、県社、護国神社職員勤続手当支給規程) ハ之ヲ廢

止ス

(二九四六)
昭和二十一年二月二日

静岡県知事 小林武治

静岡県訓令乙第五十六号

市 役 所

町 村 役 場

官 国 幣 社 以 下 神 社

(二八九八)
明治三十一年五月静岡県訓令三第四千十九号 古社寺保存金管理規程中左ノ通改正ス

昭和二十一年二月二日

静岡県知事 小林武治

題名中「社」ヲ削ル

第一条中「社」ヲ削ル

第五条中「神社ハ其神職氏子總代

（官国幣社ハ氏子總代ヲ要セズ）」ヲ削ル

(4) 静岡県訓令乙第五十七号

市役所

町村役場

官国幣社以下神社

左ニ掲グル訓令ハ之ヲ廃止ス

（九四六）

昭和二十一年二月二日

静岡県知事 小林武治

大正六年十一月静岡県訓令甲第二十一号（神社境内立木調査規程）

大正十二年三月静岡県訓令甲第五号（神社財産登録及管理並會計ニ関スル規程）

静岡県訓令乙第五十八号

市役所

町村役場

左ニ掲グル訓令ハ之ヲ廃止ス

（九四六）

昭和二十一年二月二日

静岡県知事 小林武治

明治三十三年十一月静岡県訓令乙第六号（社寺上地御料林野特売規程ニ依リ払下ヲ得タル社寺ノ財産ニ対シ

濫リニ伐木又ハ売買等為ス可カラサル件）

明治四十四年九月静岡県訓令甲第二十六号（神饌幣帛料ヲ供進スル場合吏員参向方）

昭和二年一月静岡県訓令甲第二号（大喪中幣帛料供進吏員参向ニ関スル訓令ヲ適用セサル件）

静岡県訓令乙第五十九号

(5)

市役所
町村役場

(一九二六)
大正十五年十一月静岡県訓令甲第七十六号静岡県報告規程報告事件表中「社寺科」ヲ削ル
(一九四六)
昭和二十一年二月二日
静岡県知事 小林武治

静岡県訓令乙第六十号

左ニ掲グル訓令ハ之ヲ廃止ス
(一九四六)
昭和二十一年二月二日

市役所
町村役場
官国幣社以下神社
静岡県知事 小林武治

(一九二五)
大正四年九月静岡県訓令甲第十六号(県社以下神社例祭日ノ件)
(一九二六)
大正十五年九月静岡県訓令甲第七十号(県社以下神社処務規程)

静岡県訓令乙第六十一号

市役所
町村役場
県社

(一九三三)
大正十二年十月静岡県訓令甲第二十九号(県社ヨリ提出スル諸願届書等ノ件)ハ之ヲ廃止ス
(一九四六)
昭和二十一年二月二日
(6)
達第二十二号
静岡県知事 小林武治

官国幣社

昭和二十年十月静岡県達庶第千七百八十三号(神職大礼服及提灯徽章)ハ之ヲ廃止ス
(一九四六)
昭和二十一年二月二日
静岡県知事 小林武治

達第二十三号

市役所
町村役場

左ニ掲グル達ハ之ヲ廃止ス

(一九四六)
昭和二十一年二月二日

静岡県知事 小林武治

(一八七五) 明治八年三月静岡県達無号 (諸神社配布ノ初穂料ハ民費ニ相立ルモノニ無之件)

(一八七八) 明治十一年三月静岡県達乙第三十九号 (神輿渡御ノ節供奉ノ者帯刀不苦件)

(一八七八) 明治十一年五月静岡県達甲第六十二号 (神祠仏堂其他神仏ノ像号ヲ彫刻シタル石碑石塔ノ類猥リニ建設不相成件)

(一八八〇) 明治十三年七月静岡県達乙第三十六号 (社寺所蔵ノ宝物古文書什器等処分ノ節願出方)

(一八八二) 明治十四年八月静岡県達甲第二百二十八号 (県社以下神社並寺院總代人選定及社寺収入財産ノ社寺有二属スヘキモノト神官住職ニ付スルモノト予約定置方)

(一八八二) 明治十五年四月静岡県達丙第三十一号 (県社以下神社祠其他犯罪アリタル場合届出方)

(一八八二) 明治十五年五月静岡県達甲第九十三号 (諸神社氏子謂ハレナク変換不相成件)

(一八八二) 明治十五年十一月静岡県達丙第七十二号 (県社以下神社並寺院等創立再興復旧ニ関スル件)

(一八八三) 明治十五年十二月静岡県達甲第四百四十五号 (鳥居ハ仏門灯台ノ類私邸内ノ外建設不相成件)

(一八八三) 明治十六年五月静岡県達甲第三十七号 (神社氏子並寺院檀家總代人員ノ件)

(一八八三) 明治十六年五月静岡県達号外 (県社以下神社ノ神官並寺院住職ノ財産區別方)

(一八九二) 明治十九年八月静岡県達第三号 (官有社寺境内一時貸下料ハ当時ヘ下渡ノ件)

(一八九八) 明治二十四年十二月静岡県達丁第十二号 (社寺總代人選挙届連署ノ件)

(一八九八) 明治三十一年六月静岡県達甲第十六号 (県社及村社ニアラザル神社ノ社掌定員ノ件)

静岡県告示第六十二号

左ニ掲グル静岡県告示ハ之ヲ廃止ス

(一九四六)
昭和二十一年二月二日

静岡県知事 小林武治

(一九〇七) 明治四十年五月静岡県告示第百十三号 (神饌幣帛料ヲ供進シ得ベキ神社ノ神職欠員ノ神社ヘハ供進セザル件)

(一九〇八) 明治四十一年九月静岡県告示第四百三十四号 (会計ニ関スル規程ヲ適用スベキ神社指定)

(第二文書、静岡県公報、印刷)

(久努西、綴、劣化甚大、縦 257mm×横 181mm×厚 1mm)

三一九 昭和二十一年（一九四六）三月二十五日付け「静岡県指令勤第一八八号」（久努西村役場文書六〇）

（受付印）（印五点「平野」「高□」「山本」「高橋」「村松」）

静岡県指令勤第一八八号

『^{（手書）}周智郡久努西村』

^{（一九四五）}昭和二十年十二月一日実施臨時国民登録事務費補助（国民登録指導員及同調査員手当並ニ集計員手当金『^{（手書）}百四拾四』円也。交付ス。

但シ左ノ通心得ベシ。

^{（一九四六）}昭和二十一年三月二十五日

静岡県知事 小林 武 治（印）
^{（静岡県／知事印）}

記

一、補助ヲ受ケタル市町村、助成ノ趣旨ニ反スルガ如キ実費アルトキハ、事情

ニ応ジ補助金ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ。

（受付印）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和^{（一九四六）}21・4／18」

（久努西、豎紙、「静岡県」罫紙使用、印刷、縦278mm×横197mm）

三二〇 昭和二十一年（一九四六）三月三十日付け「静岡県指令庶第二六二号」（久努西村役場文書六一）

（印四点「平野」「村松」「高橋」「高橋」）

静岡県指令庶第二六二号（受付印）

『久努西村』
（手書）

『〇』昭和二十年度工業統計費『✓』『拾壹』円ヲ
（赤鉛筆）（赤鉛筆）（手書）

補助ス。

但工業調査員手当以外ニ使用スルコトヲ

得ズ
（二九四六）

昭和二十一年三月三十日

静岡県知事 小林武治（印）
（静岡県／知事印）

（受付印）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和21・6／6」
（二九四六）

（久努西、縦紙、ガリ版印刷、縦257mm×横186mm）

三二一 昭和二十一年（一九四六）九月九日付け「庶第二一八二号」（久努西村役場文書宗教五六二）

〔第一文書〕

（割印「庶務□」八点）

（印四点「平野」「湖東」「高橋」「村松」）

庶第二一八二号

（一九四六）

昭和二十一年九月九日

久努西村長

『永井正夫外七名』殿
（手書）（文）

神社の社格神饌幣帛料供進指定及境内制札

に関する標柱などは既に処理済のことゝは存じま

す、神社の入口等にまゝ放置してあるものがないで

もい故未処理の向は速に処理する様御願ひしま

す。「占領目的に有害なる行為」として処罰され

ます。

（第一文書、ガリ版印刷）

〔第二文書〕

（印「平野」）（受付印）

（印五点「高木」「□□」「村松」「高橋」「高橋」）

周学第一八一号

（一九四六）

昭和二十一年九月五日

周智地方事務所長（印）
（地方／「」宮「カ」／司「カ」印）

各町村長殿

神社の社格、神饌幣帛料供進指定及境内制札に関する標柱等の処理について

標記の件については既に種々御配意を煩はしてゐることゝ思ふが未だ神社の入口等に未処理のまゝ放置してある向がないでもない。今度昭和二十一年一月十六日官報所載の

通り勅令第二十二号及内務省令第五号並勅令第七十一号に依りそれ〴〵規定されたから未だ処理なき向は速やかに処理するやう御指導ありたい。

(受付印)

「周智郡久努西村役場／受付／昭和^(一九四六)21・9／7」

(第二文書、ガリ版印刷、句読点原文ママ)

(久努西、綴、縦259mm×横167mm×厚1mm)

三三二 昭和二十一年（一九四六）十月一日付け〔出征住職帰還・未帰還調査〕（久努西村役場文書宗教五六三）

東京都芝区新堀町三十六番地

曹洞宗宗務庁

（受付印）

（印五点「平野」「村松」「湖東」「高木」「高橋」）

財務部長 金剛秀一

（印）
（財務／部長）

貴家愈々御清勝之段奉賀候 陳者今般曹洞宗宗門

ノ寺院住職ニシテ応召、徴用等ニヨリ献身奉公仕候者多

数有之候処終戦一年余ニ及ビタル今日、既帰還ナルヤ未

帰還ナルヤ判明致サズ為ニ曹洞宗宗門ノ世導教化并ニ

事務運営上ニ支障ヲ来シ困却仕居次第ニ御座候間事

務御多忙中トハ存候ヘドモ 左記寺院住職ニ付キ御調査ノ

上左用紙ニ必要事項御記入ノ上、当庁宛御返送賜度、返

信料相添ヘ此段及ニ御依頼「候也。

（墨書）
鶴松院

（一九四六）
昭和二十一年十月一日

加藤能忍調査』

（墨書／異筆）
『久努西村

村長』殿

切取線

（切斷）

（受付印）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和2□ 10／10」

（久努西、豎紙、ガリ版印刷、句読点原文ママ、返送用紙部分切斷、劣化甚大、縦（242）mm×横（179）mm）

三三三 昭和二十一年（一九四六）十月三日付け「庶第六三三二号 昭和二十一年度農家人口調査交付金の件」（久努西村役場文書六二）

（受付印）（印七点「鈴木」「平野」「高木」「湖東」「村松」「高橋」「高橋」）

庶第六三三二号

（一九四六）
昭和二十一年『十』月『三』日

静岡県内務部長

『周智郡
（手書）

久努西村』

市町村長殿
（一九四六）

昭和二十一年度農家人口調査交付金の件

標記の件左記の通交付したから通知する。

記

一、金『百四拾』円
（手書）

（受付印）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和「」」10／5

（久努西、縦紙、ガリ版印刷、縦254mm×横182mm）

三二四 昭和二十一年（一九四六）十月十六日付け「庶第七二八号 昭和二十一年人口調査交付金の件」（久努西村役場文書六三）

庶第七二八号

（一九四六）

（印五点「高木」「高橋」「高橋」「湖東」「村松」）

昭和二十一年『十』月『十六』日

（受付印）

静岡県内務部長

（手書）
『周智郡』

久努西村』

市町村長殿

（一九四六）

昭和二十一年人口調査交付金の件

標記の件左記の通交付したから通知
する

記

一、金『百六拾』円

（受付印）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和21・10／17」

（久努西、縦紙、ガリ版印刷、縦256mm×横180mm）

（表紙）

（一九四五）

昭和二十年一月三十日ヨリ

仲光寺震災復興工事費用

世話人

（1 村）

修理材料費
及人夫賃ノ部

一月廿八日

一、金二十二円九十銭

（朱印／以下同）
『〇』 檜丸太一本
二円

〃 十一円三十二銭

『〇』 杉柱五寸角
二円一本

〃 十三円九十二銭

『〇』 杉柱四、五 一本
二円

〃 十四円六十銭

『〇』 檜二ツ割四丁
二円

〃 八円七十九銭

『〇』 杉二ツ割三丁
二円

〃 三十一円五十銭

『〇』 ポオトー九丁
二円

カスガイ大八丁
太 釘十二丁

二月一日

〃 拾五円 『〇』 家起人

青木組へ

〃 拾五円 『〇』 大工様^{〔カ〕} 安井忠一

三人へ 溝口信治

栗原好雄

〃 九拾弍円 『〇』 裏ビサシ

大工別請分十人工

大工役員（栗原啓一代へ）

支払ス

三月九日

〃 弍百円 『〇』 本堂査定料金
大工賃（役場へ）

四月四日

〃 百九拾四円四拾錢 『〇』 家起シ
薦賃金

〃 五円四拾錢也 『〇』 各種釘代金

(1ウ) 五月五日 一人

拾五円也 屋根葺一日

〃 五円也 全手伝工人

〃 五拾円也 瓦百枚代

五月^{五月}二十^{二十}日 拾弍円五十八錢 大工賃金

〔抹消〕
『左官接待費』

六月
三日
参拾六円也
左官三人工
〔把〕
二十一年
一月
百円也
杉皮七杷代

(2 村)

食事ノ部

一月三十日

一、金 二円

〔朱印／以下同〕
〔〇〕人参 中村ヨリ

二円

〔〇〕牛房 一貫二百め
村

参円五十銭

〔〇〕里芋 一貫め
村

一円

〔〇〕醤油一升 長溝

貳円

〔〇〕牛肉 配給
宮藤

老円〇五銭

〔〇〕太葱 一貫五百
村

一円四十銭

〔〇〕沢庵漬 一貫五百
村

四円

〔〇〕里芋 四貫め
村

二円

〔〇〕味噌 五百五十め
村

一円

〔〇〕沢庵漬 五百め
村

七十銭

〔〇〕太葱 村

三月一日

(2ウ)

〃 一円 〇〇 人参 一貫目 村

〃 貳円 〇〇 大豆 五百め 村

〃 六十銭 〇〇 太根 一升 村

〃 五十五銭 〇〇 切干 二貫め 村

一、金貳拾五円 〇〇 白米 (朱印／以下同) ゴマ 村堀稻ヨリ

三斗九升代(村へ)

米ノ内訳 一月 八升 二月五日 一斗
三十日

三十一日 四升 二月十日 四升

二月一日 一斗

二月三日 三升

一、金貳円四十五銭 〇〇 薪代 村

〃 五円 〇〇 御礼

仲光寺(オバサマへ)

〃 貳円 〇〇

(與一郎方へ)
(赤鉛筆)
小計

五九・二五

貳円也

大工左官

接待費

『6.25』
(鉛筆)

(3才)

材料ノ借り分

一月三十日

一、金

(中古品)

タルキ棒二間(耕八方)

十二本

〃

拔早板 九尺 〃人

三十枚

〃

拔板 二円 〃人

三丁

二月一日

〃

厚イ板 二間 〃人

一丁

〃

タルキ棒九尺 〃人

一丁

〃

折早板 六尺全人

十枚

〃

タルキ棒六尺全人

二本

〃

杉皮七把(田辺方)

〃

釘四寸二〇〇め(役場)

〃

三寸五分 役場

五寸 各三〇〇め

〃
四月十八日

貫 二間 一本 耕八

〃 六尺 二本 〃

タルキ 九尺 一本 〃

二間 二本 〃

マグサ 六尺 二本 〃

[illegible]

(4㍻)

四日

大工

二人

手伝

二人

二月五日

大工

一人半

手伝

三人

六日

大工

一人

手伝

一人

二月十日

村ノ人達

コマリ造リ
障子ハリ
片付等

十人

四月十四日 壁土運

東組 七人

四月十八日 壁塗り

左官 半日

二人

手伝 一日

六人

半日

二人

大工 半日

一人

四月十九日

左官 一日

二人

大工 半日

二人

手伝

七人

四月廿日 片付け

半日

二人

五月五日 屋根葺

屋根葺 終日 一人
手伝 二人

(5 才) 収入之部

五月廿五日

一、金四拾円也 県ヨリ
仮建築補助

七月十六日

一、金貳拾円也 震災見舞
県ヨリ

〔翻刻注〕

昭和二十一年（一九四六）末に収録した。

（浅羽一色、横帳、縦124mm×横338mm×厚1mm）

三二六 昭和二十二年（一九四七）三月十七日付け「庶第二三四号 昭和二十一年度人口動態調査交付金について」（久努西村役場文書六四）

庶第二三四号

（印六点「高橋」「村松」「高木」「寺田」「高橋」「鈴木」）

（一九四七）
昭和二十二年三月十七日

（受付印）

静岡県内務部長

（手書）
『久努西村』長殿

昭和二十一年度人口動態調査交付金について
標記について左記の通り交付したから人口動態調査の経費
に充当されたく通知する。

一、金 一〇三円
（手書）
（記）

（受付印）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和（一九四七）
22・4／3」

（久努西、縦紙、ガリ版印刷、縦 258mm×横 182mm）

三二七 昭和二十二年（一九四七）四月七日付け「庶第三三六号 昭和二十一年度人口動態調査第二次交付金について」（久努西村役場文書六六）

（印四点「高橋」「湖東」「高橋」「寺田」）

庶第三三六号

（一九四七）

（受付印）

昭和二十二年四月七日

（青印）

『周智郡』

静岡県内務部長

『久努西村』長殿

昭和二十一年度人口動態調査第二次交付金について

標記について左記の通交付したから人口動態調査の経費に充当されたく通知する。

（手書）

一、金『三〇』円

（赤鉛筆）

『〇』

（受付印）

『周智郡久努西村役場』

受付

（一九四七）
昭和22・4／12

（久努西、縦紙、ガリ版印刷、縦262mm×横181mm）

三三八 昭和二十三年（一九四八）四月八日付け「周学第一二五号 宗教関係者の海外渡航について」（久努西村役場文書宗教五九三）

（印五点「□□」「高橋」「鈴木」「湖東」「高橋」）

（受付印）

周学第一二五号

（一九四八）

昭和二十三年四月八日 周智地方事務所長

（印）（静岡県周／智地方事務所長印）

各町村長殿

宗教関係者の海外渡航について

標記のことについて外務省より左記のような指示があつたから御了知ありたい。

記

一、宗教関係者たる与否とを問わす日本人が海外渡航することは一般に禁止されている。

二、日本人に非ざる者の海外渡航は日本人政府の管轄外であるから当^{〔外〕}該外国政府代表と直接交渉されたい。

三、なお琉球人の琉球帰還は居住地の府県において事情審査の上許可されているが、内地琉球間の往復は目下の処許可されていない。

（受付印）

「周智郡久努西村役場／受付／昭和23 4／9」

（久努西、縦紙、ガリ版印刷、劣化甚大、縦248mm×横164mm）

〔第一文書〕

（受付印）（印二点「高橋」「福井」）

周学第二九七号

（二九四八）

昭和二十三年七月三十一日

周智地方事務所長

（静岡県周／智地方事務所長印）
（印）（印「湖東」）

各 町村長 殿

宗教関係の貴金属使用許可申請手続並取締について

このことについては既に御承知のことと思うが今般金銀、白金の使用及取引等一切の行為は連合軍總司令部の指令に基く昭和二十年十月十五日

勅令第五七七号に依り大蔵大臣の許可なき限り禁止されて居り、国内消費用としての使用は需要者の申請により文部省に於て總司令部申請の上、其の許可に基き大蔵大臣が許可する

この使用許可申請手続について今般總司令部より申請の書式並に期日等に関して指令があつたから今后需要の際は左記事項厳守の上、申請書を町村役場經由、地方事務所学務課まで提出されたい。

記

一、貴金属を使用する場合（手持品使用の場合も同様）は三ヶ月間に需要する数量を左記期日までに、県庁文化課宗教係に申請する

但し六ヶ月乃至一ヶ年の長期需要の際はその理由を附されたい。

申請四半期	申請書提出期日	申請四半期	申請書提出期日
第一、四半期 (一、一三月分)	前年九月十日	第三、四半期 (七月―九月分)	三月十日
第二四半期 (四―六月分)	全年十二月十日	第四、四半期 (十月―十二月分)	六月十日

二、申請の際は責任者が署名した別紙様式の申請書と昭和二十年十月十五日

大蔵省令第八十七号附属書式(甲一)の許可申請書を提出する

三、この申請について文部省に於て査定及總司令部に説明する必要があるから前記申請書以外に詳細な必要理由書を提出せられたい。

四、尚不審の点あらば県庁文化課まで御問合せ願いたい。

(受付印)

「周智郡久努西村役場／受付／「」8／2」

(第一文書、ガリ版印刷、句読点原文ママ)

Application for Domestic Consumption
Of Precious Metals in the quarter
(Chief of the Section)

Metals	Allocatio(grams)							Remarks
	Pro- cessor	Amt.	Manu- Factor- er of (マダ) Ena Proa	Amt	Pro- Cessed	No	Final No.	

四半期における貴金属の国内消費に係る申請書

(担当課名)

金属	割当(g)							特記
	加工業者	量	製造業者	量	工程	No	最終 No.	

〔第二文書日本語訳〕

Application for Release of Gold Foil etc from the
Pool Reserve under Custody by the Japanese
Government in the 3rd quarter, 1948

Tel, No _____

Manufacturer of	Amount		Final goods	Amount
Final goods	Gold foil etc	Gold content		Remarks

(第三文書、ガリ版印刷)

(様式 8×11)

1948 年 3 四半期における

日本政府の管理下にある貯蓄からの金箔等の使用に関する申請書

管轄当局 _____

担当者署名 _____

電話番号 _____

製品の最終加工 業者	量		最終製品	量 特記
	金箔等	金含有量		

(久努西、綴、ガリ版印刷、劣化甚大、縦 269mm×横 365mm×厚 1mm)

〔翻刻注〕

本史料英文の解読と日本語訳は深澤麻衣氏による。深澤氏によると、英語は綺麗な筆記体で書かれているものの、書き方に不慣れなところがあり、英語があまり得意でない人が、原文の文字の形をできるかぎり正確に写し取ろうとがんばって筆写したものであろうとのことであった。

（包紙上書）

「英霊に捧ぐ」

英霊に捧ぐ

嘗て幾度かの戦の庭に、痛ましくも

国のため一身を捧げた浅羽五ヶ村出身

^{〔x三〕}四百有余の英霊を祀る法会か本郡

仏教会により催され、御遺族をお迎

してこの精舎に行はるゝに際し、城内

五ヶ村の村長に代り恭しく尊霊に額

き蕪辞を捧げます。

諸士は過ぎし戦に、妻子眷属をも

顧る暇なく、身を捨て家を捨てゝ、

遂に国の犠牲となり終りました。誠に

痛ましの極みてあります。又夫や父や

愛し我が子を失った御遺族達は、尚

夢に幻に亡き人の俤を追いつゝ、もしやと

帰来る日を空待したことも幾度であつたで

しょう。而も其日は遂に廻り来へくもあり

ません。思えば誠に悲みの極みてあります。

物に当り事に触れ、亡き人を想ふたねと

ならぬことは定めてありますまい。今年亦

みのりの秋の訪れを見つゝこの法筵に連

りて、追憶の涙は亦新なるものゝあることとしてしょう。

已に幽冥其境は異にするとも、其心は
相通ふものゝあるに相違ありません。

希くは諸尊安かに其靈位に鎮り

玉い、御遺族の捧くる追慕の涙と諸人
か致せる景仰の誠を受納せられ、永く
家国のため平和の護りとなり、御遺族達
の上に幸あらしめ玉へ。

昭和二十七年九月十五日

東浅羽村長原田和敬白

(梅山、包紙 縦 362mm×横 252mm、一紙 縦 255mm×横 1137mm)

三三一 昭和三十三年（一九五八）三月十三日提出「議会議第一号 原水爆禁止袋井地区協議会設置について」（袋井町近代役場文書②二六一八）

〔第一文書〕

議会議第一号

原水爆禁止袋井地区協議会設置について

原水爆禁止袋井地区協議会設置を別紙会則のとおり設置するものとする。

昭和三十三年三月十三日提出

町議会議員簡井恒一

中条繁三
山崎篤太郎
竹本武重
永井平内
大場茂司
石川静馬
寺田久弥
鈴木行平
金原実賢
柴田

（第一文書、印刷）

〔第二文書〕

原水爆禁止袋井地区協議会会則（案）

(名称と事務局)

第一条 この会の名称は原水爆禁止袋井地区協議会といい(以下協議会という)事務局を袋井町高尾

一四一一番地袋井町役場調査室におく。
(ミズプリント/右の「名称と事務局」が「重写し」になっている)

(目的)

第二条 協議会は原水爆の製造、使用、貯蔵並びに実験に反対し原水爆の世界的禁止実現のために努力することを目的とする

(事業)

第三条 協議会は目的達成のために次の事業及び活動を行う

- 一、映画会、講演会、原水爆禁止平和祭等の開催及び諸広報活動による原水爆禁止の宣伝
- 二、原水爆による被災者救済のための運動
- 三、原水爆禁止に賛同する他団体と提携し国内の各機関に訴える運動
- 四、其の他必要と認める事項

(組織)

第四条 協議会は正当、政派、思想、信条等に関係なく第二条の目的に賛成する袋井地区に所在する団体及び個人をもつて組織する。

(加盟と脱退)

第五条 加盟及び脱退の場合は事務局を通じ、常任理事会の承認を得なければならない。

(機関)

第六条 協議会に次の機関をおく。

一、理事会

二、常任理事会

(理事会)

第七条 理事会は協議会の決議機関で会則の変更、役員の選出、事業計画、予算の決定及び決算の承認を行うものとし原則として三ヶ月に一回召集する他必要の都度会長が招集する。

(理事の選出)

第八条 理事は加盟団体から一名を推せんする。但し常任理事会承認を得て増減する事が出来る。
(理事会の運営)

第九 条 理事会は理事惣数の過半数の出席で成立し、会長が議長となり合議制で運営する
(会 員)

第十 条 会員は理事会に出席し意見を述べることが出来る

(山折り線)

(常任理事会)

第十一 条 常任理事会は理事会に次ぐ機関で特に緊急を要する場合は理事会に代つて議決出来る他、理事

会の決定事項並びに必要な事項を処理するためその都度会長が招集して開催する。

会議の運営は理事会に準じて行う。

(役 員)

第十二 条 協議会は次の役員をおく

一、会 長 一 名

二 副会長 二 名

三 事務局長 一 名

四 常任理事 若干名

五 会計監査 二 名

(役員の選出)

第十三 条 役員の選出は理事会で会員中から選出する。役員の任期は一ケ年とする。

(顧 問)

第十四 条 協議会は理事会の承認を得て顧問をおくことができる

(経 費)

第十五 条 協議会の経費、寄附金及びその他の収入をもつて充てる。

(会 費)

第十六 条 協議会の会費は次の方法で納入する。

一、加盟団体員数 百 名未満 年額 五十円

二、 " 千 名 " " 百 円

三、 " 五千名 " " 百五十円

四、 " 五千名以上 " 三百円

五、個人の会費は理事会で決定する(年間三十円)

(この行後補)
(会計年度)

第十七条 協議会の会計年度は原則として四月一日から翌年の三月末日までとする。
(会則の発効)

第十八条 この会則は昭和三十三年四月一日より実施する
(一九五八)

〔第三文書〕

(第二文書と同じもの／翻刻略)

(第二文書、ガリ版印刷、句読点原文ママ)

(袋井、綴、縦264mm×横183.5mm)

三三二 年月日不明（昭和）「上浅羽地区戦没者慰霊祭」（浅羽自治会文書五〇五）

上浅羽地区戦没者慰霊祭

日時 3月24日 午後1時

場所 八幡神社慰霊碑前

諸井 柱 神式

○浅羽 50⁴⁹ 開式ノ辞 自治会長 諸井

浅名 29 祭文 自治会長 豊住『大石武雄』^{（鉛筆）}

豊住 19 祭文 郷友会長

閉会ノ辞 郷友会

136

1柱 200円 当日郷友会へ

自治会長 12時ヨリ準備ノタメ出向頼ム。八幡社へ。

上浅羽地区戦没者慰霊祭

日時 3月24日 午後1時

場所 八幡神社慰霊碑前

諸井	39 ^柱	神式	
『○』浅羽	~~49~~ ⁵⁰ 『50』	開式ノ辞	自治会長 諸井
浅名	29"	祭文	自治会長 豊住『大石武雄』
豊住	19"	祭文	郷友会長
	~~136~~	閉式ノ辞	郷友会
	『137』		

1柱200円 当日郷友会へ。

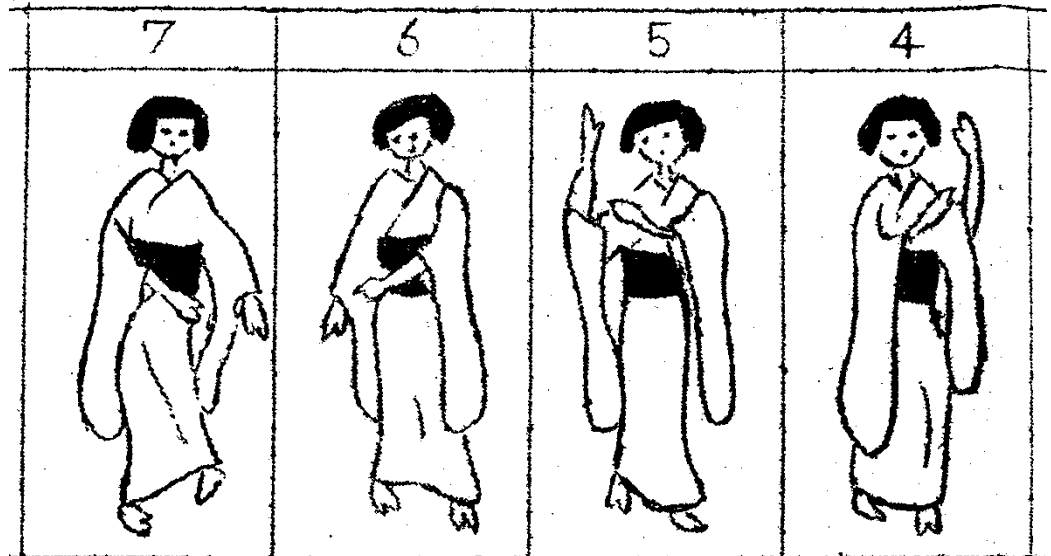
自治会長12^時ヨリ準備ノタメ出向頼ム八幡社へ。

袋井音頭踊り方

中遠観光協会
袋井町商工会

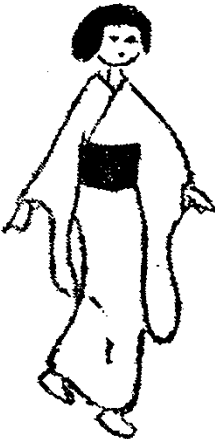
（図上段）

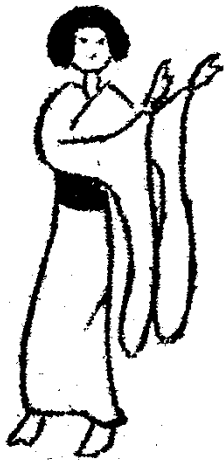
4	3	2	1
			
ハ ア ー コ こ は 小 く			
両手を斜め下に振る。			
右足を引いて揃え、チョンがチョンと三つ手をうつ。			
右足を一步出し同時に両手を揃え（右手を上左手を水平）右肩の方へ上げる。			
左足を一步出し同時に両手を揃え（左手筋を上）右手を水平（左肩の方へ上げる）。			
（3歩）			

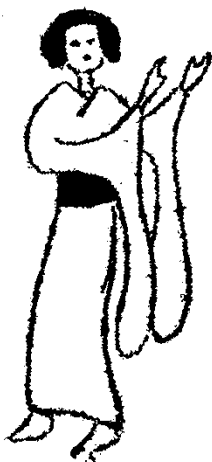


---山の---昔トイチ---いろ---くふ---

左足を一步出し同時に両手を揃え(左手を上、右手を水平)左肩の方へ上げる。 右足を一步出し同時に両手を揃え(右手を上、左手を水平)右肩の方へ上げる。 右足から退ると同時に右斜下に両手を揃えて下す。	左足を一步出し同時に左斜下に両手を揃えて下す。 (3歩後退)

12	11	10	9	8
				
-----と-----あ の-----ど や-----次三十五-----名-----				
		右足より手を振りながら（普通に歩くように）	足を引いて揃え、チョンがチョンと三つ手を打つ。	右足から退ると同時に右斜下に両手を揃えて下す。
← (3 歩 前 進)				← (

	15	14	13
			
	1 --- 木 --- 並 --- の 松 ---		
両手を揃えて右 下し右足を一歩	両手を揃えて左 上に、同時に左 足から一歩前進	両手を揃えて右 下し右足を一歩 前進	両手をそろえて左 上に、同時に左 足から一歩前進
(	5 歩 前 進	)	

	19	18	17	16
				
	-----お か -----の 茶-----に-----イ イ-----			
両手を左斜下二回	両手を右斜下に廻し 右足を一步引く。 (3 歩 後 退)	(17) の手をそのまま左斜下に両手を下し同じに左足を一步引く。	両手を揃えて左上に上げ同時に左足から一步前進。 ←	両手を揃えて右下に下し右足を一步前進。

24	23	22	21	20
				
---ら す---い-----よ 居---らいい井袋テサ-----リ---				
※そのまゝの足の位置で始めもどる。 右足を一步出すと同時に右手を上げて招く。 ←	左足を一步出すと同時に左手を上げて招く。 (3歩前進)	右足を一步出すと同時に右手を上げて招く。	「サテ」で一ツ手を打って「袋井」いらずらしを「チョン」が「チョン」と三ツ手をうつ。	両手を左斜下に廻し左足を一步引く。 ←

作詞・永田良一
振付・杵屋三枝^{（枝カ）}

一、ゝハアーここは袋井、チョイト昔の山名

五十三次、宿のあと

松の並木に、茶のかおり

サテ袋井いわずら、居よいずら

二、ゝハアー山名天理に、チョイト春風吹けば

吉野桜の、花盛り

さあさ歌つて、それ踊れ

サテ袋井いわずら、居よいずら

三、ゝハア厄除け願つてチョイト法多に参りや

道は銘茶の香にむせて

茶つみ娘の紅たすき

サテ袋井いわずら、居よいずら

四、ゝハアー秋葉火祭、チョイト火防は可睡

瀧のしぶきの、油山

紅葉つつじの、色映えて

サテ袋井いわずら、居よいずら

五、ゝハアー町のむすびのチョイト静かの橋に

四方の人々、皆添えて

袋井音頭の踊りの輪

サテ袋井いわずら、居よいずら

（袋井、縦紙、印刷、縦 255mm×横 359.5mm）

三三四 年月日不明〔警報発令中看板〕（袋井図書館発見資料）

〔面1〕

○警戒警報発令中

〔面2〕

○空襲警報発令中

(850・147・20 6015)

(木札、縦850mm×横147mm×厚20mm)

〔翻刻注〕

恐らくどちらかが表でどちらかが裏ということは無いと思われるため、右のような翻刻とした。
歴史文化館の白澤崇館長に尋ねたところ、本史料は、袋井図書館の地下から発見されたもので、いつからあったものか、どこに架かっていたものかは不明とのこと。

〔面1〕

(山折り線)
(型抜き文字)『袋井町婦人会』(☆)
(型抜き文字)『袋井町婦人会』(☆)

(☆／印刷)

関西本部御指定
錦華紡績分会扱

(★／印刷)

「(大日本国防婦人会徽章) 九区」
(式カ)

〔面2〕

(谷折り線)

大日本国防婦人会

(襷、印刷、縦1080mm×横72mm、二つ折り時縦(538)mm×横72mm)

〔翻刻注〕

もともとは「大日本国防婦人会」と印刷された襷。裏面に型抜き文字で「袋井町婦人会」という文字を書いている。襷には強い折り目がついており、旧所有者は「袋井町婦人会」と書かれた面を主に使用していたことが明らかたため、「袋井町婦人会」の面を面1とした。本来、作成順としては、面2が先にあり、面1の方が後の成立。

(☆) と (★) は襷にもともと印刷されていたもの。

参考史料

『一五二』号 議明治『廿』年『八』月『十一』日 決明治 年 月 日
長 (印) (今邨) (二八八七) 調査 (印) (鳥居 / 上下転倒)
『割印』 (庶) (ヒ) 『会計係』 (永井) (神谷) (墨書)
『庶務課』 (印) (墨書)

『桑苗試作景況報告』 (墨書)

植付ハ明治廿年二月十三日□一坪ニ式本之割合ヲ
以テ植付、肥料ノ如キハ人糞堆肥、干田螺等
ニシテ培養ノ順序ハ (二)月 (十四)日 栽 植付ノ后凡ソ二十
日隔日ニ人尿ヲ□□シ、六月上旬堆肥ヲ□与シ、
七月下旬碎キテ干タル田螺ヲ埋メ肥トナシ、爾
来毎月一回之ヲ施行セリ。其ノ発芽ニ四月下旬ニシテ
本年生葉ヲ摘採セザルニ付、其收穫ヲ知ル能
ハズ。 (試作) 右之通報告也。

周智郡山科村

廿年八月十一日 戸長

郡長宛

試作人名

赤木桑二十五本 足立孫六

全 十五本 村松孫左衛門

』

(山科、豎紙、「周智郡山科村戸長役場」罫紙使用、虫損甚大、縦235mm×横317mm)

慰問袋募集趣意書

日露ノ国交破レ宣戦ノ大詔下リテヨリ、我忠勇ナル陸海軍人ハ、蹶然起テ征途ニ上リ、艤艫ヲ沈メ、堅軍ヲ破リ、皇軍ノ向フ所、戦ヘハ勝ち、攻ムレハ取り、名声ヲ中外ニ揚ケ、威武ヲ四表ニ示セルハ、我国未曾有ノ快事ナリ。然リト雖我勇将卒ガ出征以来一年有半砲烟彈雨ヲ冒シ、嚴寒酷暑ヲ凌キ、百難ヲ排シテ其任務ニ服スルノ辛勞ハ国民ノ想像及ブ所ニアラズ。殊ニ今回ノ戦役ハ世界ノ大勢ニ影響シ、我国ノ安危ニ関ス所ナレバ、挙国一致以テ外敵ニ当ラサル可ラザルハ言フ俟タズ、今ヤ戦局大ニ進ミ、海ニハ敵ノ諸艦隊ヲ殲滅シテ海上復敵ナキニ至リ、陸ニハ旅順奉天ヲ占領シテ勁敵ヲ鐵嶺以北ニ擊攘セルモ戦局ノ前途ハ尚遼遠ナリト云フベシ。此時ニ当リ当局者ノ給養足ラサル所ナカルヘシト雖内地ノ同胞豈袖手傍觀スベケンヤ。爰ニ於テカ慰問袋ヲ募集シテ出征将士ニ寄贈シ、聊其勞苦ヲ慰藉スルト同時ニ国民後援ノ実ヲ明ニセントス。熱誠ノ有志此意ヲ諒シ陸続醸出アラン事ヲ切望ニ堪ヘサルナリ。

（一九〇五）
明治三十八年六月一日

篤志看護婦人会静岡支会長
愛国婦人会静岡支部長

亀井英三郎
亀井眞洲子

慰問袋募集要項

一、慰問袋ハ寄贈者各自ニ於テ書画若クハ模様入ノ布（曲尺巾約壹尺長約三尺二寸ノモノヲ四ツ折トナシ得ラルヘキ布又ハ縦約壹尺横約八寸ノ袋トナシ後ろニ手拭ニ用ヒ手拭壹筋ヲ用ユ）ニテ之ヲ裁縫シ価格凡ソ貳拾錢ノ物品ヲ入ルモノトス。

但多数集リタル後荷造運搬等ノ費用ヲ要スルニ付、之ニ充ツル為メ別ニ五錢ヲ添フヘキモノトス。此費用ニ殘金ヲ生スルトキハ陸軍恤兵部ニ寄附ス。

二、物品ハ寄贈者ノ適宜ナルモ季節ニ拘ハラサル日用品ヲ撰ビ何種入ルモ可ナレトモ奇数

（三五）
（七ノ數）トナル様注意アリタシ。又風教ニ害ナキ詩歌（詩歌、俳諧、繪圖等）の読点原文ママ）俳諧、繪圖等ヲ入ルハ自由ナリ。

但損敗シ易キ物品、マツチ、(物品、マツチ、薬品等の読点原文ママ)薬品等ハ必ス入ルヘカラス。又成ルヘク容積ノ大ナラサルモノヲ撰マレタシ。

三、寄贈者ハ紙片ニ住所氏名ヲ記載シ之ヲ袋ノ中ニ入レ、又白布片ニ住所氏名ヲ記載シ袋ノ表面ニ縫付ケ置クヘキモノトス。

四、慰問袋ノ寄贈ハ一家内何人ニテモ又一人ニテ幾袋ヲ出スモ毫モ制限ナキモノトス。

五、慰問袋ハ開封ノ俚町役場ヘ差出スモノトス。

六、物品ヲ調達シ得サル場合ハ現金参拾銭ヲ添ヘ町役場ヘ差出サル、モ妨ケナシ。此場合ハ理事者ニ於テ相当慰問袋ヲ調達ノ手続ヲナスモノトス。

七、募集期限ハ六月三十日限リトス。

〔紙背〕

(墨書)

〔慰問袋〕

深見 四、

太田 一五

延久 一二

横井 五

徳光 八

小山 二〇

計百袋

義艦隊義金

今井当リ四百八十円

深見当リ四十円

太田 〃 拾五円

延久 〃 十二円

横井 〃 五円

徳光 〃 八円

小山〃 弍十円

計 百 円 也

入社員ハ壹円ツ、拾ヶ年

愛国婦人会入舎ノ件。 一時ニ払込ハ七月

末平死亡ニ付香料遣シ方協議ノ件。

第二国民兵大場清太郎臨時召集ニ応シ、

来ル廿九日午后二次送別式。 一般出頭候様

無レ洩通知ノ件。

└

(深見、 縦紙、 印刷、 紙背二次利用、 縦 198.5mm×横 275mm)

(1 ㉔)

五ヶ年儉約施行明細

第一条 明治四十三^{（一九〇）}年八月大洪水ノ為メ古今未曾

有ノ被害ニ遭遇シ、全ク納税ノ資力モ失セシ窮境

ニ陥リ、之レガ救済ノ一助トシテ五ヶ年間儉約ノ施

行上、本細則ヲ設クル所以ナリ。

第二条 縁組ノ賀式ハ凡テ質素ヲ旨トシ、各自ノ分ニ

応シ之ヲ施行シ、翌日隣家一門ヲ招待シ、或ハ披露

酒料ヲ呈スルコトアルベシ。

字内披露及青年披露等ハ翌年一月新年宴会

ノ節、酒料ヲ差出スコト。

第三条 出儀及七夜祝ハ之レヲ廃スルコト。

但、最モ厚縁者ニ限り出儀餅ヲ贈ルコトヲ得。

第四条 雛祭ニ他人ヲ招待スルコトヲ廃シ、且ツ贈

答又ハ新ニ雛人形ヲ購入スルヲ禁ス。

但シ従来ノモノヲ陳列スルハ此ノ限ニアラズ。

第五条 端午ノ祝ハ之レヲ全廃シ、祝賀紀念トシ

テ公益事業ニ篤志寄附ヲナスモノトス。

第六条 兵士ノ送迎ニ際シ、左ノ各項ヲ遵守スルモノトス。

一 相互ノ饗応ヲ為サズルコト。

二 旗其他ノ贈答ヲ為サズルコト。

第七条 神社仏閣等参拝ノ際餞別及饗

応ヲ全廃スルコト。且親戚等ヨリノ贈答モ厳禁ス。

第八条 棟上^デ移転等ノ見舞手伝ハ施主ノ
依頼アルニアラザレバ之ヲ為サズ

(1 ㉕)

(2 ㉖)

(2ウ)

但シ饗応ハ可_レ成質素ヲ旨トスルコト。

第九 条 日待節句等ハ可_レ成自作ノ農産物ヲ用ヒ決シテ虚飾ニ渉ル贈答ヲナスベカラズ。

第十 条 盆祭ニハ灯笼一個ヲ用ヒ、長行燈廻リ行燈人形並ニ酒食ノ饗応ヲ廢シ、青年ノ念仏ヲ嚴禁スルコト。

第十一 条 葬儀ハ質素ヲ旨トシ、禁酒ハ勿論飲食物ハ之ヲ廢スルコト。

但シ分ニ応シ一汁一菜ヲ用ユルコトヲ得。

第十二 条 葬儀当日ノ外三日・七日ヲ合シ各自分ニ応シ質素ノ祭ヲ施行スルコト。

但シ餅類ハ一切廢止スルコト。

第十三 条 演劇諸興業其他有益ナラサル觀覽ハ之レヲ行ハザルコト。

第十四 条 猥リニ料理店及飲食店ヘ立寄、無益ノ酒食ヲナスヲ禁ズ。

第十五 条 虚餅ニ渉ル被服及履物ヲ用ユルヲ禁ズ。
(墨書)『但シ』在来ノ分ハ此ノ限りニアラズ。

第十六 条 賭博及類似ノコト嚴禁スルコト。

第十七 条 諸勸化・物賞等一切断ルベキコト。
但シ部落界ニ表示スルコト。

第十八 条 五ヶ年俟約ノ掛札ハ一定ニ之ヲ調整シ各戸ニ配(墨書)『布』スルコト。

但シ代価ハ各自ノ負担タルベキコト。

第十九 条 本細則ハ自今五ヶ年間確守スルコト。

(3オ)

附 則

本細則ハ明治四十四年四月ヨリ施行ス。

右細則ハ明治四十四年四月十一日各常設委員

立会之上協定ス。

明治四十四年四月十一日 磐田郡西浅羽村村長鈴木好述

(浅羽一色、堅帳、ガリ版印刷、縦236mm×横157mm×厚1mm)

三三九 大正四年（一九一五）六月二十八日付け〔紫雲英等種子購入希望取纏依頼〕（八 深見区近代役場文書二二五）

（一九一五）
大正四年六月廿八日 今井村農会（印）
（磐田郡今井村農会事務所印）

各部農会長殿

例年ノ通り左記種子部農会ニ於テ共同購入取扱可レ申趣ニ付テハ、
貴部内ニ於ケル要望者御取纏メ其数量七月十五日迄ニ御申越

被レ下度、代価ノ儀ハ未ダ不明ニ候ヘ共、紫雲英ハ大晩生一升四拾錢内外
トノ事ニ有レ之候。而シテ部農会ハ代価又ハ運賃ノ幾分ヲ補助スルトノ
事ニ候ヘバ、割合低廉ナルモノヲ購入シ得ル事^{（後補）}ナラント存候。右期日迄
ニハ必ズ御申報相願度、此段及ニ照会ニ候也。

追テ期日經過後ハ一切部農会ニ於テ取扱ハザル内ニ付申添候。

一、紫雲英（大晩生）

一、宮重、方領、御器所大根、山東白菜

（深見、豎紙、罫紙使用、縦 245mm×横 164mm）

「第一文書」

（朱）
（割印か）

（受付印）（印二点「操」「吉岡」）

庶第二六四号ノ一

（一九二一）

大正十年六月十三日 第一課長

（印）
（静岡県／周智郡／書記印）

（印）
『山梨町』 長殿

民力涵養ニ関スル活動写真フィルム

筋書募集ノ件通牒

今般内務省ニ於テ民力涵養ニ関スル活動

写真「フィルム」筋書ヲ汎ク一般ヨリ募集スル

コト、相成、六月六日ノ官報ヲ以テ公表相成、

其ノ筋ヨリモ申越ノ次第モ有レ之。別紙募集

要項御含ミノ上周知奨励方可レ然御取

計相成度、此段及ニ通牒」候也。

追テ貴部内小学校ヘハ、特ニ御通知ノ上

多数応募候様御配意相成度、此段

申添候。

（受付印）

（一九二一）

「周智郡山梨町役場／大正 10・ 6・ 15 受付／受 No. 『922』号」
（手書）

〔第二文書〕

活動写真「フィルム」筋書募集要項

一、筋書作成ノ要旨

一、筋書ハ民力涵養ニ関スル左記要項ニ基キ

テ作製スルモノトス。

^(一九二)大正八年三月一日、戦后民力涵養ニ関スル内

務大臣訓令ノ五要綱

国体

一、立国ノ大義ヲ闡明シ、精華ヲ発揚シテ健

全ナル国家觀念ヲ養成スルコト。

右国体ノ卷

一、立憲ノ思想ヲ明瞭ニシ、自治ノ觀念ヲ陶冶

シテ公共心ヲ涵養シ、犠牲ノ精神ヲ旺盛

ナラシムルコト

右自治ノ卷

一、世界ノ大勢ニ順応シテ銳意日新ノ修

養ヲ積マシムルコト。

右修養ノ卷

共済

一、相互諧和シテ彼此ノ実ヲ挙ケシメ、以テ

輕進^カ妄作ノ惑ナカシムルコト。

右協調ノ卷

一、勤儉力行ノ美風ヲ作興シ、生産ノ資

金ヲ増殖シテ生活ノ安定ヲ期セシムルコト。

右生活ノ卷

二、応募期限

一、応募期間ハ^(一九二)大正十年九月二十日マテトス。

三、賞金

(山折り線)

一、当省ニ於テ審査ノ上各要綱ニツキ優等ト

認メタルモノニハ左記ノ賞金ヲ贈呈ス。

(用紙境目)

一 等 参百円 (五人 一 要綱ニ付
一人宛)

二 等 貳百円 (五人 全 上)

三 等 百 円 (五人 全 上)

四、発表ノ方法

一、入選者ハ官報ヲ以テ発表ス。

五、応募上ノ注意

一、応募者一人ノ応募篇数ハ、一要綱ニツキ一篇

トシ、五要綱五篇トス。但シ五要綱中適宜

撰択スルコトヲ得。

二、筋書ハ各要綱ニツキ容易ニ且ツ明瞭ニ該要

綱ノ趣旨ヲ看取シ得ラルヘキモノタルコト。

三、筋書中ニ用フヘキ人物・場所等ハ撮影ノ

際可_レ成実地ニ使用シ得ラルヘキモノタルコト。

(山折り線)

四、応募筋書ハ美濃紙白紙ニ記載シ、一篇

毎ニ別紙ニ認ムルコト。

五、応募者ハ別ニ応募筋書ノ目録ヲ添付ス

ルコト。

六、応募者ノ宿所氏名ハ応募筋書目録ニ

記載シ、筋書ヲ記載セル紙面ニハ記入スヘカラス。

七、筋書及筋書目録ハ之ヲ同封トシ、内務省社

会局宛応募期間内ニ到達スル様、書留

郵便ヲ以テ差出スコト。尚封筒ニハ「応募原稿」

ト朱書スルコト。

八、一要綱ノ筋書ノ長サハ「フィルム」凡二千尺 (映写時

間約一時間) トシ、数卷二分テモ妨ケナシ。

(用紙境目)

- 九、応募筋書ノ原稿ハ一切之ヲ返付セス。
- 一〇、応募入選ノ筋書ノ著作権ハ内務省ニ属スルモノトス。
- 一一、当撰筋書ハ当省ニ於テ補修スルコトアルベシ。

(第二文書、ガリ版印刷)

〔第三文書〕

学第四二号

〔回議欄〕

大正十年六月十七日 山 梨 町 長

周南尋常小学校長殿

今般内務省ニ於テ民力涵養ニ関スル活動
写真「フィルム」筋書ヲ汎ク一般ヨリ募集スル

〔庶「一」〕
コト、相成、六月六日ノ官報ヲ以テ公表相成、

〔割印〕
其筋ヨリモ申越ノ次第モ有レ之。別紙募

〔署外墨書〕
別紙要項

集要項添付周知奨励方本郡ヨリ申

〔署外朱書〕
添付

来ニ付、多数募集候様御配意相成度、
此段及ニ通知「候也。

〔百四〕

〔回議欄〕

課 務 庶			長 町
□ □	者 議 合	長 課	(印「操」)
	(印「吉岡」)		

〔第三紙、
「周智郡山梨町役場」
罫紙使用〕

(山梨、綴、縦 248mm×横 171mm×厚 1mm)

三四一 大正十年（一九二一）七月十四日付け「学第六一五号ノ一 東宮殿下御渡欧実況映画観覧ニ関スル件」（山梨役場文書五〇一七）

学第六一五号ノ一

^(二九二)

（受付印）

（印二点「操」^(吉岡)

（静岡県周智郡視学印）

^(手書)
大正十年七月『十四』日

第三課長

（印）

町村長殿

東宮殿下御渡欧実況映画観覧ニ関スル件

（薄い印影／受付印の押し間違いか）

今回大阪毎日新聞社東京日々新聞者主

催ニ依リ全国各地ニ於テ、東宮殿下御渡欧

実況ヲ示セル活動映画ヲ一般ノ観覧ニ供スル趣

ナルニ付テハ差支無キ限リ学校等ノ使用ニ関シ便宜

ヲ供与シ、之力普及方取計相成度、此段及ニ移蝶^(標)。

^(朱書)
『第百拾七号』

（受付印）

「周智郡山梨町役場／大正^(二九二)10. 7.

15 受付／受No.『1,112』^(手書)号」

（山梨、縦紙、ガリ版印刷、縦241mm×横171mm）

三四二 大正十年（一九二一）十二月十四日付け「学第九三四号ノ一 活動写真出張映写ニ関スル件」（山梨役場文書五〇二三）

〔第一文書〕

〔印〕
〔第三課〕

学第九三四号ノ一

（受付印）（印「操」）

（一九二一）
大正十年十二月十四日

第三課長（印）

（静岡県／周智郡／視学印）

（手書）
『山梨町』長殿

活動写真出張映写ニ関スル件

今回静岡こども相談所ニ於テ教育活動写真会

ヲ設ケ、別紙趣意ニ依リ実費ヲ以テ出張映写ノ需

メニ応シ候趣ニテ、該趣意書配付方其筋ヨリ

以来越候ニ付、一部及「送付」候条、可レ然御取

計相成度候也。

（受付印）

〔周智郡山梨町役場／大正 10・12・15 受付／受No. 2024 号〕
（一九二一）
（手書）

（第一文書、ガリ版印刷）

〔第二文書〕

有志諸彦

当こども相談所は左の趣意にて活動写真出張映写の求めに応じやうと思ひます、小学校、中等学校、青年団、在郷軍人団其他の団体、寺院、教会、個人等有志の御申込を希望いた

します

趣 意 書

児童教化社会教化の一端に資する目的を以て茲に静岡こども相談所の附設事業として教育活動写真会を設立致しました

活動写真が最も短き時間に最も深き印象を然かも最も明瞭に与へ感化の上に偉大の力を有することは既に一般に認めらるゝ事実であると思ひます、然るに此の活動写真が教育上社会上の見地から常に識者の指弾を受くるのは全く非教育的なる映画の致す所で活動写真其の物の罪ではないと思ひます、されば限に欧米諸国に於ては活動写真が精選された映画を以て学校教育に利用され又近くは我が国に於ても漸次此の傾向があらはれて来た様に思はれます。私共聊かこゝに考へを廻らし教育的學術的の映画を選定し其の間に高潔無邪氣な滑稽画を挿み極めて通俗的に文化の発達を紹介すると共に娯樂の用に供し得る設備を整へ学校団体又は個人の需めに応じ実費を以て出張映写を行ひ所期の社会事業に幾分かの貢献を為し度いと思ひます

右のやうな次第にて県社会事業協会長道岡知事閣下を始め県市郡其の他社会教育に顧慮せらるゝ先輩達識の御方々の御賛助を得こゝに左の要項に従ひ近く御需に応じやうとして居ります、こゝに一言当会の次第を叙して識者各位に御紹介申し上ぐる訳であります

要 項

一、活動写真機は輕便にして堅牢絶対に火災の憂ひなきものを携帯し行くこと

一、映画はブレイ映画会社の學術教育フィルムを主なるものとし之に内地製其の他の教育的フィルムを加ふること

一、当分映写の実費を申受けます、其額が映画の種類及び長短

回数出張距離の遠近等に依り双方便宜の協議に依ること

一、所得は一切の経費を弁し残余を生じたる場合は之を静岡こども相談所又は其の他の社会事業の費途に充つること

以上

(一九二二)

大正十年十一月三日

静岡こども相談所内

教育活動写真真会

静岡市宮ヶ崎町一一〇番地

〔翻刻注〕

本史料は大正のものだが、参考としてこの位置に収録した。

(第二文書、印刷、句読点原文ママ、縦 179mm×横 385mm)

(山梨、綴、縦 241mm×横 165mm×厚 1mm)

三四三 大正十一年（一九二二）七月五日付け「学第四九五号ノ一 民衆娯楽会設立趣意書配布ノ件」（山梨役場文書五〇二九）

〔第一文書〕

学第四九五号ノ一 （受付印）

（一九二二）
大正十一年七月五日 第三課長（印）
（静岡県／周智郡／視学印）

『山梨町』長殿

民衆娯楽会設立趣意書配布ノ件

（二〇三課）
割印

（一九〇四）
社団法人救護会ハ明治卅七年以来社会救济事業ニ

尽力シ、近来社会事業勃興ノ機運ニ際シ、曩ニ静岡

市ニ託児所ヲ設ケ児童保護事業ニ従ヒ又昨年十二月

清水港ニ自助館ヲ建立シテ労働者ノ宿泊所ニ充ツル

等鋭意斯道ノ為メニ尽瘁致居候処、今般更ニ

民衆娯楽会ヲ設ケテ、活動写真器、肉声蓄音器

等ヲ備ヘ別紙趣旨書ノ通学校工場其他団体

等ノ需メニ応シ候趣ニ付、該趣意書送付候条

貴^町学校等ヘ適宜配布方御取計相成度。

（手書）
『二〇四』

（受付印）

〔周智郡山梨町役場／大正^{（一九二二）}11. 7. 11 受付／受No. ^{（手書）}『1134』号〕

〔第二文書〕

（第一文書、ガリ版印刷）

民衆娯楽会趣旨

社団法人救護会は明治三十七年^(一九〇四)まだ斯様に社会問題が八釜しくなかつた以前から救済事業に微力を尽して参りました多少御国の為めになつたと思ふ様な仕事も致しましたが其間の苦心は筆紙に尽し難いものであります

近來社会事業が頓に勃興致しましたので本会も亦年来の経験により曩には静岡市住吉町に託児所^{〇〇}を設け御婦人方の仕事の上に足手纏になる乳呑児や幼い子供達を朝から晩迄御預りすることにしましたが是れは本会が^(一九二二)大正元年大阪で初めて試みた経験がありますので宜い工合に成績が挙りまして現今では六十名ほどのいたいな子供が嬉々として仲よく遊んで居ます

本会は又先月清水港の海浜に自助館^{〇〇}と云ふ建物を作りあの辺に働いてゐる労働者の為めに実費で食物と蓐とを供給する傍ら娯楽や教養の機関と致して居ります、まだ開館してから間ありませんが毎日五六十名の人々が宿泊します

本会の起りましたのは日露戦役當時の出征軍人遺家族救済が動機であります其精神とする所は一般の世の中の發達の為めに貢献したいといふのでありますが、其中心の考は思想の善導と云ふ点に重きを置くので従て託児所を作りましたのも自助館を建てましたのも其辺の主張から出て居ります。

欧州大戰の余波を受けて、社会的の運動が雨後の筍の如くに頭を擡げ

出し随処に社会事業と称するものが現はれましたがかゝる事業に従事するものゝ、最も留意すべき事は形式上に事業組織を作ると云ふ事よりも寧ろ世の中の人達と共に楽しんで共同生活の喜憂を分つと云ふやうな理想運動も少し立入つて申せば情操感激の方面から社会的精神の涵養に力めると云ふ事であります、徒らに理論に計り馳せ主智主義の教化運動に偏しましては却て物が窮屈になりまして面白い結果を見られないかと思ひます

(山折り線)

此意義に於て今回本会は活動写真機並に肉声蓄音機を購ひ優美高尚なるフィルムと『レコード』を特撰して以上に申した意味の運動に従事すると共に本会の経営して居る所の事業の資源を得たいと思ひ県下を巡行する事に成りました、事業の経営は一人の力ではありません、凡て江湖多数の方々の力の集積であります、何卒本会の理想と事業とに深い同情を下さいまして写真会に対して盛大なる御声援を賜はらん事を御願ひ致します

民衆娯楽会の目的と仕事

一、本会は一般民衆に有益にして趣味ある娯楽を与へ徳性の涵養と趣味を向上せしめ有害なる娯楽より遠ざからしめんとするのであります

一、其仕事は会費を少くして活動写真肉声蓄音機其他の音楽等に依り民衆を楽しめ通俗講演をも併せて社会共存の意義を宣伝するのであります

一、方法は当分の内一郡を一区域とし各学校及団体工場に主催を御願ひ致し一個所一ヶ年二回若しくは三回位の割合を以て順次開催し一名拾銭均一の会費を申受けます(会員は団体でなくともどなたでもはいれます)但し主催者側の御都合にて御相談の上会費及方法を変へる事もあります

一、開催日は一日休んでも費用が掛りますから各団体学校の開催日を前以て定めて置き順次休みなく開催いたしたいのです
臨時に御希望の方は二三日前に往復はがきにて御申込みを願います

静岡市両替町一丁目

月 日

社団法人救護会本部
静岡民衆娯楽会
(長電一六九)(電一六七七)

(第二文書、印刷、句読点原文ママ)

〔第三文書〕

(第二文書と同じもの／翻刻略)

(袖に受付印)

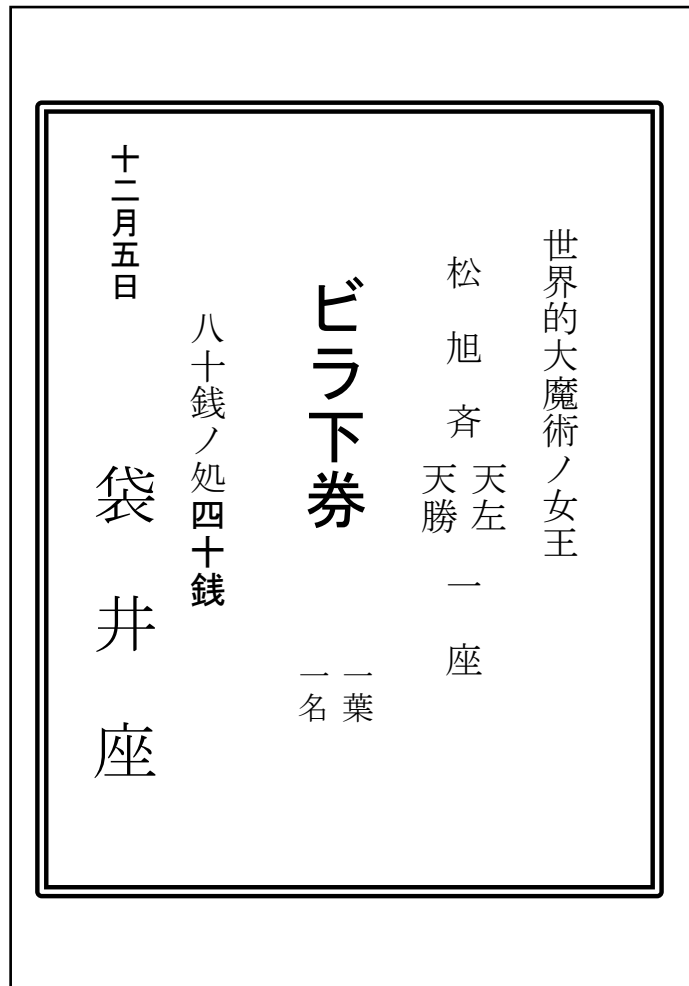
〔周智郡役所／N・O 〔空白ママ〕
／11・7・4 〔一九二二〕

(第三文書、印刷)

(山梨、綴、縦 243mm×横 197mm×厚 1mm)

三四四 年不明十二月五日付け「世界的大魔術ノ女王松旭斉天左・天勝一座ビラ下券」(丸野勝太郎家文書近代三五)

〔表面〕



〔裏面／二次使用／インク手書〕

拝啓其後御無沙汰の処、貴家
皆々様御壮健の御事拝察仕り候。
陳者年末御繁忙の処、写真
御送附下され、有難く正に受取

候間、御安神下され度、先つは差〔カ〕ね迄。早と

〔晋書〕

正行正
幸行幸

剩家
数剩

〕

（柴、ビラ、表面印刷、縦134mm×横93mm）

